

25.1

索
引

CS
4
1

明治三十六年 法令全書索引

凡例

- 一本編ハ明治三十六年中發布ニ係ル法令件名ノ語辭ニ就キ檢索ニ資スヘキモノヲ採擇シテ項目ト爲シイロハニ配次シ以テ其項目所屬ノ法令件名ヲ列掲スルモノナリ
- 一件名中數多ノ項目ヲ包括スルモノハ皆之ヲ掲出ス然レトモ主ヲ繁ヲ去リ甲部ノ項ニ繫ケテ乙部ノ項下ニ略スルトキハ其項下ニ某部某項ニ載スト記註ス
- 一貨幣ト銀貨租稅ト國稅下士卒ト兵卒トノ如キハ各別ニ其項目ヲ設クト雖モ亦前項ノ如ク記註シテ一方ニ登載ス
- 一イロハ四十七音中キオエ「ハ」イヲエニ濁音半濁音ハ清音ニ併載ス

明治三十六年 凡例

40.5.28
圖書部

一 稱謂ヲ分ツハ率ネ普通ノ慣例ニ依リ或ハ音讀ニ從ヒ或ハ訓讀ニ從フ例ハハ圖書ハツノ部ニ賣買ハハノ部ニ編スルノ類ナリ

一 法令ノ名稱ハ略符ヲ用フ(詔)ハ詔勅(法)ハ法律(豫)ハ豫算(豫外契)ハ豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約(勅)ハ勅令(律)ハ律令(閣)ハ閣令(省)ハ省令(臺府)ハ臺灣總督府令(訓)ハ訓令(達)ハ達告(告)ハ告示ナリ

〔郵船〕	三	〔報告〕	二五	〔麥酒〕	二九
〔郵便〕	三	〔褒賞〕	二六	〔爆發〕	三〇
〔錄事〕	三	〔留權〕	二六	〔白銅貨〕	三〇
〔澎湖島〕	三	〔防務〕	二六	〔白鹽〕	三〇
〔博物館〕	三	〔防禦〕	二六	〔發賣頒布〕	三〇
〔博物館〕	三	〔防疫〕	二七	〔販賣〕	三〇
〔博覽會〕	三	〔防衛〕	二七	〔犯則〕	三〇
〔委任〕	二	〔馬匹〕	二七	〔排下〕	三〇
〔委任〕	二	〔葉煙草〕	二七	〔排地〕	三〇
〔委任〕	二	〔葉書〕	二七	〔番地〕	三〇
〔移民〕	二	〔廢朝〕	二八	〔日誌〕	三〇
〔移民〕	二	〔配備〕	二八	〔日當〕	三一
〔育成〕	二	〔配置〕	二八	〔入夫〕	三一
〔二年志願兵〕	二	〔配當〕	二八	〔任用、任免〕	三一
〔二國銀貨〕	三	〔配達〕	二八	〔認可、認定〕	三一
〔印刷〕	三	〔賣店〕	二九	〔入學、入校〕	三一
〔印紙〕	三	〔賣買〕	二九	〔入營〕	三一
〔印簿〕	三	〔賠償〕	二九	〔入場〕	三一
〔飲食、飲料〕	三	〔葬儀〕	二九	〔入場〕	三一

明治三十六年 索引 凡例

〔考試〕	七四	〔株式〕	九二	〔代金引換〕	九七	〔租稅〕	九九
〔耕地耕作〕	七四	〔骨牌〕	九二	〔退官〕	九七	〔粗銀〕	一〇〇
〔交代〕	七四	〔豫算〕	九三	〔貸與〕	九七	〔訴訟事件〕	一〇〇
〔抗告〕	七五	〔豫備〕	九三	〔納納〕	九八	〔增俸〕	一〇一
〔行旅〕	七五	〔豫防〕	九三	〔體操〕	九八	〔僧侶〕	一〇一
〔學校〕	七五	〔豫科〕	九三	〔島嶼〕	九八	〔掃除〕	一〇一
〔學生〕	八五	〔豫部〕	九三	〔刀劍〕	九八	〔卒業〕	一〇一
〔學科〕	八六	〔臺灣〕	九三	〔誕生〕	九八	〔測候〕	一〇一
〔賀表〕	八六	〔臺帳〕	九五	〔端舟〕	九八	〔測量〕	一〇一
〔下士卒〕	八六	〔臺紙〕	九六	〔建物〕	九八	〔測器〕	一〇一
〔加俸〕	八七	〔臺帳〕	九六	〔種馬〕	九八	〔損管〕	一〇一
〔家計家族〕	八七	〔大木營〕	九六	〔種豚〕	九八	〔圖書〕	一〇一
〔河川〕	八七	〔大隊〕	九六	〔煙草〕	九八	〔圖書圖解〕	一〇一
〔歌舞〕	八七	〔大學〕	九六	〔聯隊〕	九九	〔通譯〕	一〇三
〔價格表記〕	八七	〔天租〕	九六	〔練習〕	九九	〔通貨〕	一〇三
〔爲替〕	八八	〔大禮服〕	九六	〔禮式〕	九九	〔通商〕	一〇三
〔假置場〕	九二	〔代書〕	九七	〔禮砲〕	九九	〔通信通報〕	一〇三
〔假棧橋〕	九二	〔代理〕	九七	〔禮砲〕	九九	〔通商通船〕	一〇四
〔假留監〕	九二	〔代表〕	九七	〔禮砲〕	九九		

〔ツベルクリン〕	一〇四	〔農商務〕	一〇六	〔官報〕	一一三	〔軍事〕	一一七
〔年齢〕	一〇四	〔農事〕	一〇六	〔官倉〕	一一三	〔軍役〕	一一七
〔内閣〕	一〇四	〔農工〕	一〇六	〔官有〕	一一四	〔軍樂〕	一一七
〔内務〕	一〇四	〔農業農産〕	一〇六	〔官國幣社〕	一一四	〔區區制〕	一一七
〔納稅納期〕	一〇四	〔乘組乗込〕	一〇六	〔還納〕	一一四	〔貨幣〕	一一七
〔名寄帳〕	一〇四	〔皇族〕	一〇七	〔觀測〕	一一四	〔貨物〕	一一七
〔仲買〕	一〇四	〔皇學館〕	一〇七	〔管區〕	一一四	〔火藥〕	一一七
〔ラノ部〕	一〇四	〔宮内〕	一〇七	〔管理〕	一一四	〔科目〕	一一七
〔喇叭〕	一〇四	〔外務〕	一〇七	〔管海〕	一一五	〔課稅〕	一一七
〔霧笛霧警號〕	一〇五	〔外交〕	一〇七	〔關稅〕	一一五	〔會計〕	一一七
〔ウノ部〕	一〇五	〔外泊〕	一〇七	〔勸業〕	一一五	〔會計〕	一一七
〔運輸〕	一〇五	〔外國〕	一〇七	〔軍法〕	一一五	〔會計〕	一一七
〔運送運賃〕	一〇五	〔官制〕	一〇七	〔軍令〕	一一五	〔會計〕	一一七
〔賣下賣捌〕	一〇五	〔官等〕	一〇七	〔軍隊〕	一一五	〔會計〕	一一七
〔請負〕	一〇六	〔官階〕	一〇七	〔軍港〕	一一五	〔會計〕	一一七
		〔官吏官員〕	一〇七	〔軍艦〕	一一五	〔會計〕	一一七
		〔官印〕	一〇七	〔軍人軍屬〕	一一五	〔會計〕	一一七
				〔軍醫〕	一一五	〔會計〕	一一七

〔線替線越〕	一三五	〔權度〕	一二九	〔携帶〕	一三四	〔分遣〕	一三九
ヤノ部		〔研究〕	一二九	〔教員〕	一三四	〔分析〕	一三九
〔雇傭〕	一三五	〔建築〕	一二九	〔教師、教誨師〕	一三四	〔分監〕	一三九
〔野戰〕	一三六	〔現役〕	一三九	〔教授〕	一三四	〔服制〕	一三九
〔養成〕	一三六	〔現金〕	一三九	〔教育〕	一三四	〔服裝〕	一三九
〔約定〕	一三六	〔原野〕	一三〇	〔教科〕	一三五	〔服務〕	一三九
〔藥劑〕	一三六	〔警備〕	一三〇	〔教令、教範、教程〕	一三六	〔服役〕	一四〇
〔藥局方〕	一三六	〔警視〕	一三〇	〔橋樑〕	一三六	〔服業〕	一四〇
〔藥美〕	一三七	〔警察〕	一三〇	〔業主〕	一三六	〔物品、物件〕	一四〇
〔役員〕	一三七	〔警部〕	一三〇	〔結婚〕	一三七	〔御堂〕	一四一
マノ部		〔警守〕	一三一	〔結婚〕	一三七	〔不動產〕	一四一
〔滿期〕	一三七	〔警査〕	一三一	〔血消〕	一三七	〔赴任〕	一四一
ケノ部		〔警報〕	一三一	〔劇藥〕	一三七	〔敷設〕	一四一
〔檢事〕	一三七	〔經理〕	一三一	フノ部		〔浮標〕	一四一
〔檢査〕	一三七	〔經費〕	一三一	〔佛蘭西〕	一三七	〔賦課〕	一四一
〔檢定〕	一三八	〔計手〕	一三一	〔府縣廳〕	一三七	〔負擔〕	一四二
〔檢疫〕	一三八	〔計算〕	一三一	〔文宣〕	一三七	〔夫婦〕	一四二
〔憲兵〕	一三九	〔契約〕	一三三	〔武宣〕	一三八	〔振換〕	一四三
〔拳銃〕	一三九	〔挂燈〕	一三四	〔分限〕	一三九	ノ部	

〔御料〕	一四三	〔工場〕	一四六	〔小切手〕	一五〇	〔遞信〕	一五三
〔御獵場〕	一四三	〔工場〕	一四六	〔互選〕	一五〇	〔鐵道〕	一五三
〔御邊宮〕	一四三	〔工兵〕	一四六	エノ部		〔電信〕	一五五
〔小松宮〕	一四三	〔工事〕	一四六	〔要塞〕	一五〇	〔電報〕	一七一
〔國庫〕	一四三	〔工業〕	一四六	〔要港〕	一五一	〔電話〕	一七四
〔國寶〕	一四三	〔工作〕	一四七	〔衛生〕	一五一	〔傳習〕	一七七
〔國防〕	一四三	〔興業〕	一四七	〔營造物〕	一五二	〔傳馬給〕	一七七
〔國御〕	一四四	〔候補〕	一四七	〔醫務〕	一五一	〔天葬〕	一七八
〔國稅〕	一四四	〔後備〕	一四八	〔醫外〕	一五一	〔典獄〕	一七八
〔極印〕	一四四	〔講習〕	一四八	〔醫業〕	一五一	〔轉任、轉學〕	一七八
〔婚姻〕	一四四	〔講座〕	一四八	〔演習〕	一五二	〔條約〕	一七八
〔公使〕	一四四	〔購買〕	一四八	〔鹽業、鹽務〕	一五二	〔調查〕	一八〇
〔公館〕	一四四	〔古社寺〕	一四八	〔遺洋〕	一五二	〔定員〕	一八〇
〔公證〕	一四四	〔顧問〕	一四八	〔延納〕	一五二	〔定期〕	一八一
〔公共〕	一四四	〔雇員〕	一四八	〔縁組〕	一五三	〔定期〕	一八一
〔公債〕	一四四	〔戸長〕	一四八	〔驛遊所〕	一五三	〔定製港〕	一八一
〔港去〕	一四五	〔戸籍〕	一四九	テノ部		〔停會〕	一八一
〔工廠〕	一四五	〔小包〕	一五〇	〔株〕	一五三		

〔蹄鐵、剔毛〕	一八一	〔產物〕	一八四	〔寄留〕	一九四
〔通任〕	一八一	〔裁判〕	一八四	〔寄附〕	一九五
〔手當〕	一八一	〔歲入、歲出〕	一八六	〔生絲〕	一九五
〔手數料〕	一八二	〔債券〕	一八九	〔器械〕	一九五
〔手荷物〕	一八三	〔採用〕	一八九	〔騎銃〕	一九五
アノ部		〔採炭〕	一八九	〔金庫〕	一九五
〔押丁、押送〕	一八三	〔採取採掘〕	一九〇	〔金銀、金錢〕	一九六
〔厚毛布〕	一八三	〔細菌〕	一九〇	〔銀行〕	一九六
サノ部		〔災害〕	一九〇	〔銀貨〕	一九六
〔造神宮〕	一八三	〔財政〕	一九〇	〔勸務、勸勉〕	一九六
〔造幣〕	一八三	〔財產〕	一九〇	〔近視眼〕	一九七
〔造船〕	一八三	〔材料〕	一九〇	〔休暇、休業〕	一九七
〔造兵〕	一八三	〔在勤〕	一九一	〔給與〕	一九七
〔造修〕	一八四	〔在郷〕	一九一	〔給料〕	一九八
〔倉庫〕	一八四	〔在學〕	一九一	〔給費〕	一九八
〔裝蹄〕	一八四	〔砂糖〕	一九一	〔救助、救恤〕	一九八
〔操典、操式〕	一八四	〔作業〕	一九二	〔供託〕	一九八
〔操砲、操舵〕	一八四	〔雜役〕	一九二	〔供給〕	一九九
〔參議〕	一八四	〔サリチール酸〕	一九三	〔共進會〕	一九九

〔戰爭〕	一九九	〔乘議院〕	二〇一	〔仕拂〕	二〇五	〔射擊〕	二〇九
〔居留地〕	一九九	〔司法〕	二〇一	〔支出〕	二〇六	〔射法〕	二〇九
〔居室拂〕	一九九	〔司令〕	二〇一	〔支廳〕	二〇六	〔砂金〕	二〇九
〔去勢〕	一九九	〔師團〕	二〇一	〔紙幣〕	二〇六	〔砂防〕	二〇九
〔漁業〕	一九九	〔將校〕	二〇一	〔施業案〕	二〇六	〔倉監〕	二〇〇
〔切符、切手〕	一九九	〔正長官、士官〕	二〇二	〔神宮〕	二〇六	〔書記〕	二〇〇
アノ部		〔准士官〕	二〇二	〔神社、社寺、神職〕	二〇六	〔書籍〕	二〇〇
〔墨、西曆〕	二〇〇	〔上等射手〕	二〇二	〔神部署〕	二〇六	〔職務〕	二〇〇
〔名簿〕	二〇〇	〔上等兵〕	二〇二	〔審査〕	二〇六	〔主理〕	二〇一
〔命名〕	二〇〇	〔常備〕	二〇二	〔進級、身級〕	二〇七	〔主厨〕	二〇一
〔命令〕	二〇〇	〔乘馬、飼養〕	二〇三	〔進水〕	二〇七	〔主事〕	二〇一
〔免許〕	二〇〇	〔乘船、乘車〕	二〇三	〔信號〕	二〇七	〔守備〕	二〇一
〔麵包〕	二〇〇	〔志願兵〕	二〇三	〔新年〕	二〇七	〔巡查〕	二〇一
アノ部		〔輔重、輸卒〕	二〇三	〔新聞〕	二〇七	〔巡視〕	二〇一
〔民事〕	二〇〇	〔市區〕	二〇三	〔身上〕	二〇八	〔職制〕	二〇一
〔身元〕	二〇一	〔賦補〕	二〇三	〔身位〕	二〇八	〔職員〕	二〇一
〔水先人〕	二〇一	〔賦驗〕	二〇三	〔入口〕	二〇八	〔職名〕	二〇一
		〔資本〕	二〇五	〔診斷〕	二〇九	〔職工〕	二〇一
				〔森林〕	二〇九		

[職務]	二三三	[收稅]	二二七	[集治監]	二三〇	[沒收]	二三三
[執達]	二三三	[證券]	二二七	[囚徒]	二三〇	[清國]	二三三
[田賦]	二三三	[證書、賭狀]	二二七	[東伏見宮]	二三一	[清酒]	二三三
[出版]	二三三	[證明]	二二七	[祕書官]	二三一	[政府]	二三三
[田品]	二三三	[商法]	二二八	[筆記]	二三一	[政務]	二三三
[需品、需用品]	二三三	[商業]	二二八	[被服]	二三一	[生徒]	二三三
[什貨]	二三三	[商船]	二二八	[費用]	二三一	[製鹽]	二三三
[獸醫]	二三三	[獎勵]	二二八	[日附]	二三一	[製産]	二三三
[銃隊]	二三三	[樟腦、樟樹]	二二八	[埤圳]	二三一	[整理]	二三三
[銃獵]	二三三	[償還]	二二九	[肥料]	二三一	[精勵]	二三三
[戎器]	二三三	[借出]	二二九	[美術]	二三一	[税關]	二三三
[輸出、輸入]	二三三	[食鹽]	二二九	[病院]	二三一	[稅務]	二三三
[酒造、酒精、酒類]	二三三	[食料]	二二九	[病人]	二三一	[稅印]	二三三
[修理]	二三三	[殖産]	二二九	[引繼、引渡]	二三一	[船舶]	二三三
[修技]	二三三	[嚙託]	二二九	[文部]	二三三	[船長、船員]	二三三
[修學]	二三三	[寶屋]	二二九	[撰造]	二三三	[戰時]	二三三
[統戰]	二三三	[戰料]	二二九	[喪服]	二三三	[戰用品]	二三三
[收入、收納]	二三三	[實包]	二二九				
		[死亡]	二二九				

[選舉]	二三九	[西班牙]	二三三
[軍買]	二三九	[樞密]	二三三
[先任官]	二三九	[水産]	二三三
[少佐]	二三〇	[水利]	二三三
[少尉]	二三〇	[水路]	二三三
[少機關士]	二三〇	[水雷]	二三三
[少軍醫]	二三〇	[田納]	二三三
[少藥劑士]	二三〇		
[少主計]	二三一		
[小銃]	二三一		
[召集]	二三一		
[召募]	二三一		
[招聘]	二三一		
[清港]	二三一		
[消費]	二三一		
[船却]	二三一		
[石炭]	二三三		
[設備]	二三三		
メノ部			

索引

イノ部

〔英吉利〕

○日英兩國間ニ締結セル死亡者ノ財産保護ニ關スル條約ヲ濠洲聯邦各州ニ適用承諾ノ件 (告)外務部第五號七九八

○英國海陸送ノ小切手帳ハ借掛トシテ送付ヲ要ス (告)逓信部第四十號三〇六二

○大不列顛保護地ソマリランド萬國郵便條約ニ加入 (告)逓信部第三百三十三號六九六四

○英國郵政廳ノ媒介ニ依リウガンダ後備國ニ郵便局ヲ設テ送付ヲ要ス (告)逓信部第二百二十六號三〇五五

〔伊太利〕

○歐羅巴土耳古アルバニア州ジヤニニ於ケル伊太利郵便局ト郵便局ヲ交換開始 (告)逓信部第七十八號三〇七二

〔醫院〕

○明治三十三年帝京第四十五號(臺中醫院)第六分院設置(廢止) (告)臺灣總督府第四十一號三〇六〇

〔醫術〕

○醫術開業試驗委員官制中改正 (勅)第二十六號三〇三六

○醫術開業試驗規則中改正 (省)文部部九號三〇〇八

○醫術開業試驗規則中改正削除 (省)文部部第三十七號三〇三三

〔委員〕

○醫術開業受驗人心得中改正 (省)文部部第六十六號三〇三八

○醫術開業試驗及醫師試驗事務移轉 (告)文部部第二百八號三〇二八七

○明治三十六年第二回醫術開業試驗並醫師試驗舉行地及期日 (告)文部部九十四號三〇五八

○明治三十七年第一回醫術開業試驗ノ場所及期日 (告)文部部第二百二十八號三〇四四

〔醫務〕

○政務調査委員官制廢止 (勅)第二百五十七號三〇三〇

○礦務調査委員官制廢止 (勅)第二百五十八號三〇三〇

○醫術開業試驗委員官制中改正 (勅)第二十六號三〇三六

○醫師試驗委員官制中改正 (勅)第二十七號三〇三七

○營業稅徵收委員ニ日當及旅費支給ノ件 (省)大藏部第十六號三〇三三

○高野土地調查委員會規則第一條中追加 (律)第七號三〇〇七

○臺灣總督府通信委員規程中改正 (臺府)第二十四號三〇六五

○臺灣總督府通信委員通信手續中追加 (告)臺灣總督府第三十八號三〇七三

〔委任〕

○明治三十一年訓令第六十一號(任拂)任拂ヲ以テ任拂命令ヲ委任シタル任拂命令濟順報告書様式(中改正) (勅)大藏部八號三〇一八

明治三十六年 索引 (英吉利) (伊太利) (醫院) (醫術) (委員) (委任)

明治三十六年 續行

(一) 官制

(移住)

(官制)

(二年志願兵)

(一) 官制

(一) 官制

(一) 官制

○會計法ニ依リ現金仕拂ヲ委任スル官吏ノ件ヲ定ムル
明治三十五年法律第九號(內務省第十號) 一八九

○委任仕拂命令官代理規則表中改正
(通)內務省第三十三號(二) 二〇五

○明治三十五年法律第六十三號(委任仕拂命令官職入撤收官收入官吏ノ件)別表改正(通)內務省第三十四號(二) 二〇六

○航海補助費ノ取扱及支出計算書送付方ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件
(訓)逓信第二號(三) 一九六

○航海補助費ノ取扱及支出計算書送付方ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件(中追加)
(訓)逓信第三號(六) 二〇四

○委任事項改正規則令
(附)文部第十一月十六日(二) 一九五

[事務]
○明治三十五年法律第六十三號(計算)檢査及責任解除委員ノ件)中改正追加
(通)陸務第二十號(三) 二〇七

○委任檢査ニ係ル金額物品出納證明及檢査規則第三條中改正
(通)陸務第二十一號(三) 二〇七

[移住]
○移民保護法施行規則第一條改正
(省)外務第三號(九) 二〇五

○移民保護法ニ依リ保護人ヲ要スル地方ヲ定ム明治三十九年告示第七號同三十九年告示第五號同件ヲ廢ス
(省)外務第六號(八) 二〇七

[移住]
○明治三十二年告示第九號(北海道移住民汽車汽船費割引ノ件)中追加
(省)內務第十二號(三) 一九七

○明治三十一年告示第九號(北海道移住民汽車汽船費割引ノ件)第一條中改正
(省)內務第十三號(三) 一九八

○明治三十一年告示第九號(北海道移住民汽車汽船費割引ノ件)中改正
(省)內務第二十七號(四) 二〇五

○明治三十一年告示第九號(北海道移住民汽車汽船費割引ノ件)中改正
(省)內務第二十八號(四) 二〇六

○明治三十一年告示第九號(北海道移住民汽車汽船費割引ノ件)中追加
(省)內務第三十二號(四) 二〇三

○明治三十一年告示第九號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船)特別取扱方)改正
(省)內務第九十號(二) 二〇三

○北海道移住民ノ汽車汽船費割引取扱方
(訓)內務第十二號(二) 二〇九

○明治三十六年度尙成病除條例、也田兵移住給與規則外一件ニ依リ治邊費率定額
(通)陸務第二十二號(三) 二〇七

[育成]
○馬匹補充及育成規則中改正追加
(通)陸務第八十一號(二) 二〇六

[二年志願兵]
○明治三十五年告示第五號(明治三十六年召募スル土官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並ニ一年志願兵試驗格)中改正
(省)陸軍第十號(五) 二〇五

○明治三十七年召募スル土官候補生、中央幼年學校、地方幼年學校生徒、人員及志願者心得並ニ一年志願兵試驗格
(省)陸軍第十八號(三) 二〇六

(二) 國庫貨

(印刷)

○印刷局官制中改正別錄
(勅)第二百七號(三) 二〇五

○明治二十八年日清戰史印刷經費等件
(省)陸軍第四號(三) 二〇三

○鐵道作業局ノ印刷物帳票類供給標準等資格ノ件
(省)逓信第十九號(四) 一九九

[印紙]
○印紙類出納規程中改正
(勅)大藏第四十六號(三) 二〇七

○物品、印紙類及海關單會計官吏ノ俸年末現在員報告ヲ廢ス
(訓)大藏第六號(三) 二〇四

○丹陸印紙賣捌許可人名
(省)大藏第十號(三) 二〇三

○丹陸印紙賣捌許可人名
(省)大藏第二十四號(四) 二〇六

○丹陸印紙賣捌許可人名
(省)大藏第九十三號(三) 二〇八〇

○小學校教科用圖書圖畫發行規則ニ依リ貼付スル印紙ノ種類及見本ノ件
(省)文部第七十四號(五) 二〇三

○收入印紙ノ以テ納ムル手數料種目中追加
(省)第六十號(五) 一九六

○收入印紙ノ以テ納ムル手數料種目中追加
(省)第八十五號(三) 二〇六

[印章]
○明治三十一年府令第七十四號(確定日附及日附アル印章圖式)并追加
(省)第三號(二) 一九一

○明治三十一年告示第二號(郵便受取所印)定メ(廢止)
(省)逓信第五百九十一號(三) 二〇五

[飲食飲料]
○明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)施行
(勅)第五百十四號(三) 二〇五

○明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)施行規則
(省)第六十九號(二) 二〇三

○飲食物防腐劑取締規則
(省)內務第十號(九) 二〇五

○明治三十四年訓令第三十一號(酒造稅、醬油稅、酒類含有飲料稅、麥酒稅及砂糖消稅)ニ關スル附屬條格式)中改正
(勅)大藏第三十六號(六) 二〇九

[郵船]
○陸軍軍人軍醫日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船舶(乘込貨金液)ノ件關連
(省)陸軍第六號(三) 二〇四

[郵便]
○郵便傳信學校、郵便爲替及價格表配)項ニ、代價引換郵便ハ、部小包)部代價引換)項ニ、小包郵便ハ、部小包)部代價引換)項ニ、小包
(省)逓信第八十七號(三) 一九八

○逓信官署官制中改正ニ付事務繼承等ノ件
(勅)第三百四十七號(三) 二〇三

○逓信官署官制中改正ニ付事務繼承等ノ件
(省)逓信第五百九十一號(三) 二〇五

○郵便爲替時金管理官制中改正別錄
(勅)第四百三號(三) 二〇四

明治三十六年 續行

(一) 官制

(印刷)

(飲食飲料)

(郵船)

(郵便)

(一) 官制

○ 郵便局經費渡切規則 (勅)第四十四號(三) 五三	○ 郵便規則中改正追加 (省)通信第六十號(三) 二六八
○ 通信官料及郵便為替貯金管理所職員定員 (勅)第四十三號(三) 五一	○ 郵便電信電話官署現金兌換規則 (省)通信第十七號(三) 七一
○ 通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員ノ件第一條 中改正 (勅)第四百二十六號(八) 一六九	○ 證券郵便貯金規則第一條中追加 (省)通信第二十七號(三) 一一四
○ 通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員改正 (勅)第二百五十一號(三) 三三六	○ 郵便切手貯金規則中改正 (省)通信第二十號(四) 九〇
○ 郵便電信電話官署ノ現金受取ニ關スル件 (勅)第三十三號(三) 三三	○ 郵便切手貯金規則中改正 (省)通信第二百五十九號(四) 七三〇
○ 明治三十一年勅令第三百十七號(通信費肥料製造費 肥料稅路稅關稅守俸給及三等郵便局員手當ノ件)中 改正同二十三年勅令第六十二號(三等郵便電信局 長手當金並遺言死亡賜金ノ件)廢止 (勅)第二百六十四號(三) 三六六	○ 朝鮮金附日本勸業銀行債券ノ郵便貯金ニ預入スルコ トヲ得 (省)通信第三百十號(三) 九〇〇
○ 明治三十年勅令第二百五十號(千島、大隅、琉球國諸 島ニ設置スル郵便及電信局職員月手當ノ件)中改正 (勅)第二百六十五號(三) 三三七	○ 郵便切手貯金規則中改正追加 (省)通信第十五號(三) 七〇
○ 明治三十三年勅令第四十七號(臺灣總督府三等郵便 及電信局長口元擔保ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二十八號(八) 一七〇	○ 明治三十三年府令第九十七號(郵便切手貯金規則引 ノ件)中改正 (省)通信第五十號(七) 八九
○ 在外各地郵便局長タル通信事務官任用ノ件制定明治 三十二年勅令第八十號(領事官ノ在外各地郵便及 電信局長兼任ニ關スル件)廢止 (勅)第五十號(三) 五七	○ 三等郵便局長手當金年額 (省)通信第十四號(三) 六九
○ 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正 (勅)第二百六十六號(三) 三三七	○ 明治三十三年省令第六十八號(臺灣島內ニ於ケル郵 便物別運料金ノ件)中改正 (省)通信第三十號(七) 一六二
○ 郵便規則中追加 (省)通信第十六號(三) 一七一	○ 臺灣總督府三等郵便及電信局長採用規則廢止 (勅)第五十八號(九) 九五

○ 明治三十三年府令第八十六號(郵便局所ノ貯金及為 替事務休業日ノ件)廢止 (省)府第二十六號(四) 六五	○ 明治三十五年府令第九號(臺灣總督府三等郵便及電 信局長名簿位置)中廢止 (省)臺灣總督府第六十五號(七) 一〇五
○ 明治三十三年府令第七十六號及第八十三號(臺灣內 別配給郵便物料金ノ件)中改正 (省)府第四十八號(七) 八九	○ 明治三十五年府令第九號(三等郵便電信局長名簿位置) 中改正 (省)臺灣總督府第七十四號(八) 一一五
○ 明治三十四年府令第十一號(郵便及電信局管轄區內 樞要ノ地ニ郵便受取所設置ノ件)廢止 (省)府第四十九號(七) 八九	○ 明治三十五年府令第十號(郵便電信支局名簿位置)中 廢止 (省)臺灣總督府第七十五號(八) 一二五
○ 郵便電信電話官署輸入金匯出金並出入匯出外現金ノ 交互振換及換替ニ關スル取扱手續(訓)大號第十四號(三) 八八	○ 明治三十五年府令第十一號(郵便及電信局出張所名 簿位置)中改正 (省)臺灣總督府第七十一號(三) 一九四
○ 明治三十三年省令第三百六十八號(郵便局所勤務時 限ノ件)中追加 (省)通信第四百七十三號(三) 四七六	○ 郵便及電信局出張所名簿位置中廢止 (省)臺灣總督府第七十二號(三) 一九五
○ 電信建設事務ノ條案スハキ一等郵便電信局及其建設 區域ヲ定メ明治三十四年府令第三百十八號(同件)ヲ 廢止 (省)通信第四百九十四號(三) 一七六	○ 郵便及電信局出張所名簿位置中改正追加 (省)臺灣總督府第七十三號(七) 一〇五五
○ 鐵道郵便局設置 (省)通信第四百八十六號(三) 四八一	○ 郵便及電信局出張所名簿位置中改正追加 (省)臺灣總督府第九十六號(一〇) 一〇五五
○ 明治三十三年府令第八十三號(郵便局所勤務時限) ノ件)廢止 (省)臺灣總督府第四十號(四) 七〇	○ 清國郵便局ニ於テ本邦及在韓國本邦郵便局所在地區 通寄郵便物ニ對シ徵收スル郵便料金ノ件 (省)通信第三百八十四號(七) 一〇三七
○ 郵便及電信受取所ニ於テ取扱ノ事務ノ件 (省)臺灣總督府第三十九號(四) 七〇	○ 英國宛發送ノ小切手帳ハ倍書トシテ送付ヲ要ス (省)通信第四百十號(三) 四六一
○ 明治三十一年府令第三十四號(當地郵便ノ郵便物) 站々留郵便ノ取扱ノ件)廢止 (省)臺灣總督府第十五號(四) 七〇	○ 萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省)通信第六十二號(三) 一六六
	○ 萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省)通信第二百三十五號(四) 七〇

- 萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (告) 通信第三百八十一號(五) 八九〇
- 萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (告) 通信第三百五十五號(五) 八九六
- 萬國郵便條約施行細則第四條中追加 (告) 通信第三百三十四號(六) 九六五
- 萬國郵便條約施行細則第四條中追加 (告) 通信第五百九十九號(三) 二五三
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第四百一十一號(五) 四六一
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第二百四十九號(四) 七七
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第二百七十一號(五) 八八八
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第三百十五號(六) 九三三
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第三百八十九號(二) 二五
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第五百五十四號(二) 二四八
- 大不列顛及愛爾蘭地ノマリアランド萬國郵便條約ニ加入 (告) 通信第三百三十五號(六) 九六四
- 萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第五百九十八號(三) 二五二
- 加國郵便條約施行細則第四十條中追加 (告) 通信第五百九十八號(三) 二五二
- 明治三十一年告示第三百四十五號(轉外國郵便條約金表)中改正追加 (告) 通信第二百七十號(五) 八八八
- 諸外國郵便條約金表改正追加 (告) 通信第三百四十二號(六) 九六六
- 諸外國郵便條約金表改正追加 (告) 通信第四百七十四號(一〇) 二五〇
- 諸外國郵便條約金表改正追加 (告) 通信第四百八十八號(一〇) 二五七
- 諸外國郵便條約金表改正追加 (告) 通信第五百六十一號(二) 二四〇
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中追加 (告) 通信第七十五號(三) 一七一
- 明治三十三年告示第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中追加 (告) 通信第三百九十五號(一) 二五七
- 明治三十三年告示第三百三十七號(本邦郵便物ノ取扱及ハ名宛變更ヲ請求シ得ル者)中追加 (告) 通信第二百四十三號(四) 七五
- 明治三十一年告示第三百四十二號(留郵郵便物ノ口失ニ對シ賠償ノ責ニ任セサル國名)中追加 (告) 通信第二百四十二號(四) 七五
- 明治三十一年告示第三百四十二號(留郵郵便物ノ口失ニ對シ賠償ノ責ニ任セサル國名)中追加 (告) 通信第三百三十五號(六) 九六五
- 明治三十一年告示第三百四十二號(留郵郵便物ノ口失ニ對シ賠償ノ責ニ任セサル國名)中追加 (告) 通信第四百五十五號(二) 一〇八
- 民間製造ノ郵便備書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (告) 通信第六十四號(三) 一六七

- 民間製造ノ郵便備書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (告) 通信第九十八號(三) 一八〇
- 民間製造ノ郵便備書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (告) 通信第二百四十一號(四) 七五
- 民間製造ノ郵便備書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (告) 通信第三百五十八號(七) 二〇三
- 民間製造ノ郵便備書ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セル國名中追加 (告) 通信第五百八十二號(三) 二五八
- 山城國京都府三條郵便局郵便受取所ノ郵便受取所トシテ (告) 通信第二百二十八號(三) 二〇二
- 山城國京都府新町及ノ郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第四百六十一號(三) 二五三
- 山城國京都府五條町郵便受取所改稱 (告) 通信第五百一十一號(三) 二五八
- 山城國京都府水原町郵便受取所改稱 (告) 通信第五百五十二號(二) 二六二
- 山城國上馬羽山崎山崎郵便局郵便受取所 (告) 通信第六百十七號(三) 二六九
- 山城國京都府六角高野郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第四百三十三號(二) 二四〇
- 山城國京都府小坂町郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第四百三十三號(二) 二四〇
- 出川京師郵便局水町鳥丸京師三條堀川京師三木水町京師三條小橋郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第六百十六號(三) 二六八
- 大和國郡山郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第二百十八號(三) 一八六
- 大和國土佐郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第三百六十六號(二) 一〇五
- 大和國長尾郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百八十六號(三) 二五九
- 大和國名柄郵便局郵便受取所ノ郵便受取所トス (告) 通信第五百八十七號(三) 二五九
- 大和國茶臼水長瀬庄郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第六百十七號(三) 二六九
- 河内國大ケ塚郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第六百十七號(三) 二六九
- 和泉國堺大塚郵便局郵便受取所改稱 (告) 通信第六百十七號(三) 二六九
- 攝津國大阪中央郵便局改稱 (告) 通信第二百二十五號(三) 一〇五
- 大阪中央郵便局廢止 (告) 通信第五百九十三號(二) 二五五
- 攝津國大阪梅田及心齋橋二等郵便局ノ二等郵便局トス (告) 通信第四百三十九號(三) 二六九
- 攝津國大阪江都郵便局移轉 (告) 通信第三百三十七號(六) 九六五
- 攝津國大阪船場郵便局移轉 (告) 通信第三百六十八號(七) 一〇二
- 第五回內國勸業博覽會場內ニ郵便電信支局設局 (告) 通信第四百四十四號(二) 一〇八
- 第五回內國勸業博覽會場前ニ郵便電信受取所設局 (告) 通信第五百十三號(二) 一一三
- 攝津國大阪博覽會郵便局廢止 (告) 通信第四百三十三號(二) 一〇六

- 攝津國大阪博覽會前郵便電信受取所廢止 (告) 通信第四百五十八號(一) 三三〇
- 攝津國兵庫運河郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 四九七
- 攝津國大阪立賣堀、大阪天神市場郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 攝津國大阪三軒屋郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 攝津國大阪天神前郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 攝津國大阪梅田郵便受取所改稱 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 攝津國兵庫塚本通及柴島浦江、山下郵便受取所設置 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 攝津國大阪心齋橋郵便受取所廢止 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊賀國新宮郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊賀國御見郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊賀國山田辻久留町、大矢知東坂部若松郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 尾張國橋本郵便電信事務取扱開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 尾張國野間郵便電信事務取扱開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 尾張國成岩町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 四八八
- 尾張國名古屋伏見町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第四百五十八號(三) 四七〇
- 尾張國八幡、名和、千種、古井、古坂、熱田、旗屋、坂井、大曾根、新川町郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 三河國木塚郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 三河國島原郵便局改稱 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 三河國豐橋下町、堀切、中山、井田、小垣江郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 遠江國地頭方郵便電信事務取扱開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 遠江國龍津寺郵便受取所移轉 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 遠江國濱松高町、富原、増築、駒場、都筑、大坂郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 駿河國江ノ浦郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 駿河國静岡安西三町目郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 駿河國静岡馬場町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇

- 時河國静岡國屋町、靜岡七間町及松崎、神山、加島、小泉、小島、阿多野、新田郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 甲斐國若神子、二町田中、岩間郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 甲斐國龍王、石和、若神子郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 甲斐國切石郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 甲斐國甲府市緑町郵便受取所改稱 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 甲斐國甲府橋町及下岩崎、四島、大泉郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國伊東郵便電信局移轉 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國田子郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國湖代郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國大島郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國波津渡郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國伊豆山郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國三ノ浜及中ノ郷郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 伊豆國川奈、古奈、小下田、宗佐、美野郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國上海郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國浦賀郵便電信事務取扱開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國浦賀郵便局移轉 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國田代郵便局郵便電信局トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國長谷郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 相模國山ノ内、江ノ島、橋本、寒川、早川、下鶴間、浦賀、大津、七澤、押切郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 武藏國東京中央郵便局設置 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 東京中央郵便局廢止 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 武藏國東京丸之内郵便局設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 武藏國東京郵便電信局白金郵便支局設置 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 武藏國東京麹町橋田門外郵便電信取扱所設置貯金事務開始 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇
- 武藏國東京神田橋、水所、練馬、芝、豊田、水所、向島、豊崎、町、淺草、新吉原、水郷、根津、宮前、牛込、高島、下町、芝 (告) 通信第四百五十八號(三) 三三〇

- 柴井町、越前三番町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百三十三號(三) 四八九
- 武藏國東京牛込早稲田郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百八十一號(七) 二〇六六
- 武藏國東京本郷駒込上野士道町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百六十六號(三) 二五九三
- 武藏國東京赤坂郵便局始メ事務取扱ハサル件 (告) 通信第百三十四號(四) 七三三
- 武藏國東京日本橋區町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第百四十二號(七) 二二三四
- 武藏國東京赤濱池田郵便受取所移轉 (告) 通信第百四十八號(三) 二二五五
- 武藏國東京麻布市兵衛町郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第百六十九號(三) 二五七五
- 武藏國東京麻布市木町郵便受取所移轉 (告) 通信第百六十二號(三) 二五七五
- 武藏國東京葛飾地郵便受取所移轉 (告) 通信第百四十二號(三) 二二八四
- 武藏國東京三木橋郵便受取所移轉改稱 (告) 通信第百四十五號(三) 二二八五
- 武藏國牛込早稲田郵便受取所設置郵便貯金事務開始 (告) 通信第百七十五號(五) 八八九
- 武藏國牛込區代町及淺川橋邊早稲田町、神奈川十番町、青野、渡田、小杉、長津田郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百七十二號(三) 四七五
- 武藏國東京葛飾月島赤坂青山高野町、小石川青羽町、本所荒井町、本郷駒込東片町、下谷三長町、神田北神保町、芝御成門外、日本橋高砂町、小石川諏訪町、麻布飯倉片町、越前富士見町、淺草榮久町、芝三田松坂町、小石川特許町、本郷駒込曙町、深川安宅町及大久保、北品川郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百四十四號(三) 二五九五
- 武藏國横濱内田町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百四十七號(三) 四六四
- 武藏國神戶口郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第百五十五號(三) 一八三
- 小笠原島北村郵便受取所設置 (告) 通信第百八十四號(三) 二五九六
- 安房國天津、那古郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第百二十號(二) 七六
- 安房國白濱、布瓦、和田郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百五十八號(三) 四七〇
- 安房國白子、七浦郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百六十七號(三) 二五九六
- 上總國佐貫郵便電信事務取扱開始 (告) 通信第百四十九號(二) 二四一七
- 上總國大原郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百六十九號(三) 二五九七
- 上總國葛尾郵便局設置郵便貯金事務開始 (告) 通信第百七十二號(三) 四七五

- 下總國飯岡郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第百三十號(二) 七六
- 下總國石下郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百四十六號(二) 一〇九
- 下總國佐倉郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百九十六號(三) 四八七
- 下總國後見川郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百四十九號(二) 二四一七
- 下總國外川郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百五十八號(三) 二五九〇
- 常陸國水戸郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百六十九號(三) 二六八
- 常陸國鹿島郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百八十五號(三) 二七四
- 常陸國川尻郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百九十一號(三) 二八六
- 常陸國河原土郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百三十三號(三) 四九八
- 常陸國蒲岡郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百六十三號(三) 二五九二
- 常陸國水戸下市郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百三十號(三) 四九七
- 常陸國水戸馬口町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百二十三號(三) 四九四
- 常陸國牛久保郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第百五十二號(二) 二二四六
- 常陸國石井、松平、石神上根木、赤原、飯坂、上里、龜山、小幡、竹原、桑崎、久米、深澤、下吉形、中麻賀、下稻吉郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百六十七號(三) 二五九六
- 近江國堅田、石部、土山、長岡、江原郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第百五十五號(三) 一八四
- 近江國長野郵便局改稱 (告) 通信第百六十二號(三) 二五九七
- 近江國南丹、中之郷、手原、小松、日夏、龍田郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百六十七號(三) 二五九六
- 近江國油田町郵便受取所廢止 (告) 通信第百四十四號(三) 二五九三
- 美濃國美山郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百九十八號(三) 四八七
- 美濃國中津川郵便局改稱 (告) 通信第百四十七號(二) 二二五五
- 美濃國岐阜津、岐阜忠節町及織岡、秋知郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百六十七號(三) 二五九六
- 美濃國橋本郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第百六十七號(三) 二五九六
- 信濃國湯島郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百二十七號(三) 二二五九
- 信濃國龜名田、岡島郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百二十八號(二) 一八一
- 信濃國飯島郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第百二十九號(二) 一八三

- 信濃國宮田郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百六號(三)二五六
- 信濃國宮木郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百十三號(三)二五六
- 信濃國長久保郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百二十三號(三)二五七
- 信濃國北條郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百四十號(三)二五八
- 信濃國長沼、上田新町、野尻平賀、上木郷、三好町、松本、東町、上郷、田本、前澤、七久保、龍江、中御所、長野、新地郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二五九
- 上野國前橋郵便局電話交換業務開始 (告) 通信第三百六十二號(三)二六〇
- 上野國玉村郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第三百二十八號(三) 二六〇
- 上野國高崎赤坂町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百十三號(三) 二六〇
- 上野國高崎新組屋町郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二六〇
- 下野國馬頭郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 下野國西那須野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三號(三)二六〇
- 下野國佐久山郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百三十五號(三)二六二
- 下野國磯部郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百七十四號(二)二四二
- 下野國中宮郵便電信取扱所及同電話所事務取扱開始ノ件 (告) 通信第二百九十五號(五) 八九五
- 下野國中宮郵便電信取扱所同電話所及同電話電信取扱所事務取扱開始 (告) 通信第四百六十四號(九)二五六
- 下野國足尾町赤倉郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五十八號(三) 一六四
- 下野國宇都宮大工町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百十三號(三) 四九四
- 下野國菟田、足尾小瀧、西澤、幸島、鍋掛郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二六〇
- 磐城國四ノ倉郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 磐城國守山、移郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二六〇
- 岩代國猪苗代郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 岩代國針道、月館郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百十九號(六)二五九
- 岩代國東山郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百九十號(三)二五七
- 岩代國若松七日町及笹木野、大森、永井野、四方、村松、榑野郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二六〇

- 陸前國若ヶ崎、廣瀨郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 陸前國石巻郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百九十六號(三) 四八七
- 陸前國米谷、三木水郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百十九號(八)二五九
- 陸前國陸奥郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百二十三號(三)二五七
- 陸前國仙仙郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百五號(三)二五五
- 陸前國仙臺上、浪崎町及相澤、宮床郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二五九
- 陸前國大原、土浦、輕米郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 陸前國盛岡材木町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百二十八號(三) 五〇三
- 陸前國大野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百四號(三)二五六
- 陸前國秋ヶ崎郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百六十六號(三)二四〇
- 陸前國釜石、鈴子郵便電信受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十八號(三)二五七
- 陸前國船越、釜郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二五六
- 陸前國金水郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 陸前國若崎郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百四號(三)二五六
- 陸前國大畑郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百二十三號(三)二五七
- 陸前國戸郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百六十六號(三)二四〇
- 陸前國弘前濱ノ町及高野郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二五六
- 羽前國弘ノ関、向町、松崎、吹浦、東根郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八八
- 羽前國清川郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百三十五號(二)三三七
- 羽前國海味郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十七號(二)三二〇
- 羽前國山形旅籠町、米澤仲間町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百四號(三) 四九一
- 羽前國湯澤郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百九十號(三)二五七
- 羽前國米澤花畑、山形四日町及山添、鶴岡、荒森、窪田郵便受取所ノ設置時金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三)二五六
- 羽後國沼館郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百六十五號(三)二四〇
- 羽後國金浦郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百四十號(三)二五八

- 羽後國鹿野郵便受取所移設開始 (告) 通信第五百三十二號(二) 四八八
- 羽後國土崎津森町、湯戶、飛鳥郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第五百三十二號(二) 四八九
- 岩手國和田、中井郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第五百三十二號(二) 四九〇
- 越前國福井郵便局電話交換業務開始 (告) 通信第五百三十四號(三) 四九一
- 越前國而谷郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十四號(三) 四九二
- 越前國內野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十四號(三) 四九三
- 越前國下長野郵便局受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第五百三十七號(三) 四九四
- 加賀國大野郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百三十七號(三) 四九五
- 加賀國木津、町々市、今江郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第五百三十七號(三) 四九六
- 能登國二ノ宮郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十七號(三) 四九七
- 能登國中野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百二十八號(二) 四九八
- 能登國高島、甲、南志見郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第五百二十八號(二) 四九九
- 能登國五百石郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十七號(三) 五〇〇
- 越中國伏木郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 越中國伏木郵便局移轉 (告) 通信第九百七十三號(五) 四八九
- 越中國舟見郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百三十九號(三) 四九〇
- 越中國津波郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百二十三號(三) 四九一
- 越中國宮山、東四十物町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百二十三號(三) 四九二
- 越中國石田郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百四十號(二) 四九三
- 越中國大塚庄、按田郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四九四
- 越後國岩船、保田郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 四九五
- 越後國戸野郵便局移轉 (告) 通信第七號(二) 四九六
- 越後國秋津郵便局移轉 (告) 通信第三十二號(二) 四九七
- 越後國名立郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第六十八號(二) 四九八
- 越後國千早郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第二百六號(三) 四九九
- 越後國新發田郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 五〇〇
- 越後國新潟船場町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第三百六十號(七) 五〇一

- 越後國原波、ノ木戸郵便受取所改設 (告) 通信第三十二號(二) 四八三
- 越後國小千谷上山、間瀬、三條三之町、五ノ濱、五野郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四八四
- 佐渡國新町郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 四八五
- 佐渡國羽茂本郷郵便局改設 (告) 通信第三十二號(二) 四八六
- 佐渡國相川郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 佐渡國河崎郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四八八
- 丹波國福住郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 四八九
- 丹波國板橋郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第九號(二) 四九〇
- 丹波國本庄郵便局改設 (告) 通信第四百六十一號(三) 四九一
- 丹波國小貝郵便局廢止 (告) 通信第五百八十八號(三) 四九二
- 丹波國私市郵便受取所設置 (告) 通信第五百八十九號(三) 四九三
- 丹波國上鹽竈、大野、江尻、土師、奥上林、五箇所廢止、南條郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四九四
- 但馬國豐岡郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 但馬國豐岡郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 因幡國若穂郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 四八三
- 伯耆國港口郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 四八三
- 伯耆國倉吉郵便電信局移轉 (告) 通信第九百九十九號(三) 四八三
- 伯耆國法勝寺郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第八十四號(三) 四八三
- 伯耆國境郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 伯耆國倉吉郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四九四
- 出雲國横田郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第二十二號(二) 四八七
- 出雲國廣瀬郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百九十九號(三) 四九七
- 出雲國口田、大塚郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 四九四
- 石見國船瀬郵便電信局電報ニ關スル 通信取扱時間ノ制限 (告) 通信第二十二號(二) 四八七

- 石見國大森、川本、三隅、柏瀬、津和野、益田、江津、大田
郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ為サス
(告) 通信第二百一十二號(二) 七六
- 石見國六日市郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四百十四號(三) 一八七
- 石見國波根東郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四百十四號(三) 四六三
- 石見國渡田朝日町、七日市、龍光、岩田、松原郵便受取所
設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 播磨國比延郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四百七號(三) 一八四
- 播磨國御着、林田、平福及粟賀郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百九十一號(三) 二五七
- 播磨國大門、高田郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 兵庫縣下階軍特別大演習舉行地ニ臨時郵便ノ取扱開始
(告) 通信第五百七號(三) 二五〇
- 備前國岡山小橋町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第二百十七號(三) 四九六
- 備前國岡山上石井及中津井郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 備中國玉島郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百九十六號(三) 四八七
- 備中國小田、真金郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百三十六號(三) 二五二
- 備後國甲山、上下、庄原、東城、油木、松本、三次、府中郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ為サス
(告) 通信第二百一十二號(二) 七六
- 備後國糸崎郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第六十八號(三) 一六七
- 備後國西城郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第五百四十一號(三) 二五二
- 備後國尾道長江郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 安藝國加計、西條、廣村、戸谷郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ為サス
(告) 通信第二百一十二號(二) 七六
- 安藝國三津郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第三百三號(三) 一八一
- 安藝國瀬戶島郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四百十五號(三) 四六三
- 安藝國吳和庄町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第二百十二號(三) 四九四
- 安藝國江田島郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百九十六號(三) 四八七
- 安藝國行田郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第五百七十二號(三) 二五五

- 安藝國內海郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百四十九號(三) 二五八七
- 安藝國廣島銀山、廣島町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第七十二號(三) 二六九
- 安藝國吳三川町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第四百十五號(三) 一八七
- 安藝國廣島段原、廣島原水、廣島四引御堂、廣島水主町、廣島八丁堀、廣島尾道町及大河、吉浦、新庄、龍地郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 周防國玖珂、鹿野、本郷、小郡、小松、笠原、津井、下松、平生、阿知郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ為サス
(告) 通信第二百一十二號(二) 七六
- 周防國安下ノ庄郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第八十八號(三) 一七五
- 周防國瀨野郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第二百一十二號(三) 四九七
- 周防國平野郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第四百三十六號(三) 二五二
- 周防國山口湯田町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第五十二號(二) 一三三
- 周防國川西、外入、吉敷新町、花園、佐山郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 長門國船木、氣佐、大田、小月、西市郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ為サス
(告) 通信第二百一十二號(二) 七六
- 長門國下ノ關、關音、藤郵便受取所移轉改稱
(告) 通信第四百十七號(三) 一七五
- 長門國萩濱崎、格崎郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 紀伊國助木、安樂川郵便電信局ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除
(告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 紀伊國二本島郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第十一號(二) 六九
- 紀伊國木部郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四十八號(二) 一〇九
- 紀伊國安樂山郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四十九號(二) 一〇〇
- 紀伊國九木浦郵便局改稱
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 紀伊國天網郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第六百三十一號(三) 二五八〇
- 紀伊國下田原、有馬、長尾、松原、上秋津郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 淡路國淡路郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第二十七號(二) 八一
- 淡路國廣石郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九
- 阿波國牟岐郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第二十九號(二) 八二
- 阿波國由岐、播磨郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第七十一號(三) 一六九
- 阿波國加茂、一條、木岐浦、阿井、沼江郵便受取所設置貯金事務開始
(告) 通信第四百十七號(三) 二五九

- 筑後國丸龜中府及坂手郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 伊豫國三机郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第七十號(三) 一六八
- 伊豫國松尾郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四十八號(三) 四六五
- 伊豫國宇和島郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第九十六號(三) 四八七
- 伊豫國新居濱郵便局移轉改稱
(告) 通信第七十九號(三) 一七五
- 伊豫國新居濱郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第八十號(三) 一七五
- 伊豫國若潮吉野丸町浦田浦郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六十七號(三) 二五九九
- 伊豫國開田郵便受取所廢止
(告) 通信第八十一號(三) 一七五
- 土佐國木山郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第十一號(二) 六九
- 土佐國長濱郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第三十號(二) 一八三
- 土佐國清水郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第四十八號(二) 一〇九
- 土佐國安田郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第六十四號(三) 二五九九
- 土佐國高知縣人町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第五十號(二) 一一〇
- 土佐國高知縣郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第九十二號(二) 一七五
- 土佐國下川口中ノ渡郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 筑前國神湊郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第十三號(三) 一八六
- 筑前國折尾郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第六十六號(三) 四七三
- 筑前國小竹郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第六十七號(三) 四七三
- 筑前國木原郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第六十八號(三) 四七四
- 筑前國博多大津町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第二百二十三號(三) 四九八
- 筑前國雜餉限郵便局移轉
(告) 通信第四百六十九號(二) 三三三
- 筑前國福岡西方前町郵便受取所移轉改稱
(告) 通信第四百二十一號(二) 二五五
- 筑前國千代郵便受取所開設貯金事務取扱開始
(告) 通信第四百二十三號(二) 二五五
- 筑前國千早香月周船寺山廣吉木枝光唯町奈多郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 筑後國若津郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第九十六號(三) 四八七
- 筑後國船小屋郵便受取所移轉
(告) 通信第三百七十四號(七) 二〇四

- 筑後國藤松山内郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 豐前國今津郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第五百五十七號(三) 四七〇
- 豐前國北方郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第六百六十一號(三) 四七二
- 豐前國武安郵便局移轉
(告) 通信第三百三十六號(三) 二五九九
- 豐前國下ノ宮下津井江家城城水庄今井口ノ林守江初夜田郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 豐前國蒲江郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第七十七號(三) 一八四
- 豐前國中山寺郵便局移轉
(告) 通信第五百八十三號(三) 二五九九
- 豐前國大分津郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第三十一號(二) 六二
- 豐前國中園郵便受取所移轉改稱
(告) 通信第四百六十二號(三) 二五九九
- 豐前國八坂郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 豐前國多良郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第二百二十九號(三) 四七七
- 豐前國今福郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第六百六十五號(三) 四七五
- 豐前國深堀備後國中庄郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第九十九號(三) 四八五
- 肥前國伊萬里臨江郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第九十六號(三) 四八七
- 肥前國北方郵便局電信事務取扱開始
(告) 通信第六百六十二號(三) 二五九九
- 肥前國大三草郵便局移轉
(告) 通信第三百五十七號(七) 一〇三六
- 肥前國田助郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第二百二十一號(三) 四九五
- 肥前國長崎町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第四百七十六號(二) 二〇三三
- 肥前國佐賀縣龍光町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告) 通信第六百五十九號(三) 二五九九
- 肥前國島塚郵便受取所移轉
(告) 通信第三百一十一號(五) 八九七
- 肥前國高尾郵便受取所移轉
(告) 通信第二百二十號(三) 四九七
- 肥前國元馬込郵便受取所移轉改稱
(告) 通信第三百五十三號(七) 一〇三八
- 肥前國長崎縣長崎町郵便受取所移轉改稱
(告) 通信第六百三十二號(三) 二五九九
- 肥前國桐崎島川今村永島江島日島山田五島柳島岩瀬浦淡島皆備四山大渡外尾大井並川久保小浦津野郵便受取所開設貯金事務開始
(告) 通信第六百十七號(三) 二五九九
- 肥前國來兵郵便電信局電報ニ關スル通信取扱開始
(告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 肥後國津浦郵便局ヲ郵便電信局トス
(告) 通信第三百六十六號(二) 一〇五

- 肥後國御領郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第六十九號(三) 一六八
- 肥後國豐立郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百九十五號(二〇) 二四四
- 肥後國小峰郵便局移轉改稱 (告) 通信第三百七十八號(七) 〇三四
- 肥後國熊本吳服町郵便受取所移轉 (告) 通信第二百八十九號(五) 八九三
- 肥後國熊本取本町、熊本横町、熊本出京町、渡、佐伊、津、深海、大江、坂田、川、三丁、坂下、下浦、大坂、江、樋、月、堀、角、湯浦郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 日向國高原郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百八號(二〇) 二四二
- 日向國內海郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百一十一號(三) 二五六七
- 日向國清武郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百三十號(三) 二五六〇
- 日向國三股木花郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 大隅國大根占郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第二百三十三號(四) 七三三
- 大隅國永田郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第三百四十五號(六) 九六九
- 大隅國佐野郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 薩摩國唐仁原郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百九十二號(〇) 二三八
- 薩摩國指宿郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百九十八號(〇) 二三四六
- 薩摩國鹿兒島高麗町、鹿兒島築町、鹿兒島山之口町、鹿兒島池之上町郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 豐後國皆邊郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第二百五十五號(三) 四九五
- 豐後國渡良郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 琉球國西表島電信局ノ郵便電信局トシ郵便貯金事務開始 (告) 通信第四百九十四號(三) 四八五
- 琉球國豐見城、眞野、佐敷、屋敷、小波津、伊舎堂郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 波島國下湯川郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百二十七號(三) 五〇三
- 波島國谷好、古武井、鐘崎郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 日本海線汽船交通北及駒形ニ設置ノ函館郵便電信局郵便取扱所開始 (告) 通信第六十五號(三) 一六七
- 日本海線汽船交通北内函館郵便局郵便取扱所移轉 (告) 通信第二百七十九號(五) 八九〇
- 日本海汽船交通北内函館郵便局郵便取扱所移轉改稱 (告) 通信第五百二十三號(二) 二四〇

- 韓國馬山巡邏船内郵便受取所設置郵便貯金事務開始 (告) 通信第三百四十八號(六) 九七〇
- 韓國馬山巡邏船内郵便受取所設置ノ件申附除 (告) 通信第五百四十六號(二) 二四二六
- 後志國島歌郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第十三號(一) 七〇
- 後志國小澤郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第二百三十六號(四) 七三三
- 後志國南尻別、船内郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百五十一號(三) 二五六七
- 後志國大川町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第八十九號(三) 一七五
- 後志國金別及志村郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百五十三號(三) 二五六七
- 後志國小椋花園町、敷島内、入、阿、貝、取、町、郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 石狩國奈井江、愛別郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第十二號(一) 七〇
- 石狩國樺南郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六十一號(三) 二五六
- 石狩國栗山、雨龍郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百五十一號(三) 二五六七
- 石狩國近支郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六十號(三) 二五六
- 石狩國月形郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第八十九號(三) 一七五
- 石狩國札幌南四條東二丁目、紅葉山、旭川、一、線、通、四、町、目、赤、文、中、喜、良、町、郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 天鹽國遠別郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第十三號(一) 七〇
- 天鹽國美深郵便局設置貯金事務開始 (告) 通信第六百三十三號(三) 二五六九
- 勝連國厚真郵便局廢止 (告) 通信第六百三十三號(三) 二五六九
- 勝連國登別郵便受取所移轉 (告) 通信第三百四十九號(六) 九七〇
- 日高國樺島郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九十六號(三) 四八七
- 日高國市父、佐、増、太、郵便受取所設置貯金事務開始 (告) 通信第六百十七號(三) 二五六九
- 十勝國滝川郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第十三號(一) 七〇
- 釧路國弟子屈郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第十三號(一) 七〇
- 根室國水島郵便受取所閉鎖期間 (告) 通信第五百五十三號(二) 二四八
- 三叉河及函館城郵便電信局廢止 (告) 通信第九十七號(三) 二五六
- 旗後郵便電信山取取扱事務ノ件 (告) 通信第七號(三) 一八九
- 取份郵便電信局電報直配區域增加ノ件 (告) 通信第五十四號(六) 九七六

- 士林及鹽埕區郵便電信出頭所電報取扱ニ關スル制限
(告)農商務部第七十三號(三)一〇五
- 臨時電信局郵便電信取扱所及臺北城南郵便取扱所
(告)農商務部第七十六號(八)一二五
- ノ部
- 錄
明治三十三年勅令第五百五號(帝)海軍軍法會議ニ於
テ生活運糧規定其ノ件別表修正
(勅)第百六十一號(一)一三三
- 六ノ部
- 澎湖島
○臺灣島及澎湖島駐留陸軍部隊統制規則中改正追加
(勅)第百八十七號(二)一三九
- 臺灣島及澎湖島駐留陸軍部隊統制規則中改正加
(勅)第百九號(二)一三九
- 博物館
○臨時臺灣博物館及臺北帝國博物館ニ付取扱規則
中改正
(勅)第百三十二號(三)一四六
- 臨時博物館
○第五回内國勸業博覽會規則中改正
(告)農商務部第三十九號(四)一五三
- 第五回内國勸業博覽會規則中改正追加
(告)農商務部第五十二號(四)一五五
- 第五回内國勸業博覽會規則中改正
(告)農商務部第九十二號(五)一八〇
- 第五回内國勸業博覽會條料入場規則中追加
(告)農商務部第六十九號(四)一五二
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則
(告)農商務部二十七號(三)一四〇
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則中追加
(告)農商務部第五十三號(四)一五九
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則第二十六條中追
加
(告)農商務部第五十八號(四)一五五
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則第二條中追加
(告)農商務部第六十二號(四)一五四
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則第二條中追加
(告)農商務部第五十五號(五)一八八
- 第五回内國勸業博覽會構内取締規則中改正追加
(告)農商務部第三十九號(七)一九九
- 第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送貨金規則ノ件
追加
(告)農商務部第十三號(三)一三三
- 第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送貨金規則ノ件
改正
(告)農商務部第二十二號(三)一四七
- 第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送貨金規則ノ件中
改正
(告)農商務部第二十四號(三)一四八
- 第五回内國勸業博覽會ニ關スル開會式御履行
(告)宮内省第十五號(四)一五三
- 第五回内國勸業博覽會開會式日
(告)農商務部第五十九號(四)一五五

- 第五回内國勸業博覽會開會式日
(告)農商務部第五十七號(七)一〇一一
- 第五回内國勸業博覽會事務局出頭所廢止
(告)農商務部二百號(五)一一三
- 第五回内國勸業博覽會場内ニ郵便電信支局設置
(告)通信部第四十四號(二)一〇八
- 臨時臺灣大博覽會郵便廢止
(告)通信部四百三十三號(三)一三三
- 第五回内國勸業博覽會場内ニ郵便電信取扱所設置
(告)通信部第五十三號(二)一一三
- 臨時臺灣大博覽會前郵便電信取扱所廢止
(告)通信部四百五十八號(三)一四四
- 大阪府郵便電信局博覽會支局内ニ電話所設置
(告)通信部第八十七號(三)一五五
- 臨時臺灣大博覽會電話所廢止
(告)通信部四百三十三號(三)一三三
- 臨時臺灣博覽會、博覽會前前ニ電信取扱所公衆電報取
扱開始
(告)通信部第九十九號(三)一八五
- 臨時臺灣博覽會前前電信取扱所廢止
(告)通信部四百六號(二)一四八
- 臨時臺灣博覽會電信取扱所廢止
(告)通信部四百七十七號(二)一五二
- 臨時臺灣博覽會事務局官制
(勅)第百十五號(五)一五六
- 臨時臺灣博覽會事務局職員、待遇ニ關スル件
(勅)第百十六號(五)一六〇
- 臨時臺灣博覽會ニ關スル物件ノ買賣貸借及工事請
買取費規則ノ件
(勅)第百十八號(七)一六一
- 臨時博覽會事務局設置
(告)農商務部第五十八號(七)一〇一一
- 臨時臺灣博覽會山品規則
(告)臨時博覽會事務局第一號(五)一〇五
- 臨時臺灣博覽會出品規則第六條中追加
(告)臨時博覽會事務局第六號(二)一五九
- 臨時臺灣博覽會出品入場
(告)臨時博覽會事務局第十號(二)一六九
- 臨時臺灣博覽會出品規則中追加
(告)臨時博覽會事務局第二十二號(五)一〇六
- 臨時臺灣博覽會事務局第三號(七)一〇六
- 臨時臺灣博覽會事務局第三號(七)一〇六
ノ件ノ件
(告)臨時博覽會事務局第四號(七)一〇七
- 千九百一十一年五月七日附大藏省令(博覽會條例實施細
則)
(告)臨時博覽會事務局第五號(七)一〇八
- 外國出品補稅檢入ノ手續ニ關スル大藏省令(臨時博覽會
田所施行規則)
(告)臨時博覽會事務局第十一號(五)一〇九
- 臨時臺灣博覽會日本出品規則
(告)臨時博覽會事務局第七號(二)一五九
- 臨時臺灣博覽會賣店規則
(告)臨時博覽會事務局第八號(二)一六二
- 臨時臺灣博覽會美術品出品規則
(告)臨時博覽會事務局第九號(二)一六三

○民間製造ノ郵便備蓄ノ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ
ル國名中追加 (省)通信第百四十一號(四) 七五

○民間製造ノ郵便備蓄ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ
ル國名中追加 (省)通信第百五十八號(七) 一〇三九

○民間製造ノ郵便備蓄ヲ外國郵便ニ使用スルヲ許可セ
ル國名中追加 (省)通信第百八十二號(三) 二五八八

【廢刊】

○彰仁親王殿下美法ニ付キ廢刊 (省)宮内第百四號(三) 二二七

【配備】

○陸軍常備團隊配備表改正 (達)陸軍第百八號(三) 七

○陸軍常備團隊配備表改正 (達)陸軍第百四十五號(三) 一五二

○陸軍常備團隊配備表改正 (達)陸軍第百九十五號(二) 二四九

【配置】

○憲兵隊配置及憲兵分隊管區表ヲ定メ明治三十一年省
令第百十六號(同件)ヲ廢メ (省)陸軍第百六號(三) 三

○憲兵分隊ノ配置及憲兵管區區域中改正 (省)陸軍第百八號(四) 九

○憲兵管區及配置表制定憲兵分隊ノ配置及憲兵管區
區域廢止 (省)陸軍第百二十五號(四) 六三

○憲兵管區及配置表改正追加 (省)陸軍第百四十四號(六) 七九

○東京市ニ於ケル巡査配置及勤務ニ關シ特別規定ヲ設
ケルノ件 (訓)内務第百七號(四) 九

○海軍警備書記同看守兵同看守配置表改正 (達)海軍第百十五號(二) 二七

【配置】

○明治二十五年勅令第百三十九號(委任及判任文官ト同
一ノ待遇ヲ受ケル公立學校職員等級配當表)中改正 (勅)第六十七號(三) 八五

○教育基金令施行規程制定明治三十三年省令第三號
(北海道廳及沖繩縣ニ配置ノ教育基金使用ニ關スル
件)廢止 (省)文部第百十八號(三) 三

【配達】

○東海道線大津驛小荷物ノ取扱配達開始 (省)通信第百六十七號(三) 二五九

○筑前國植木電信取扱所電報ノ別使配達ヲ為サ、ル件 (省)通信第百七十一號(三) 四七五

○筑前國福間電信取扱所電報配達區域改正 (省)通信第百七十六號(三) 四七六

○臺灣電報ノ幹線配達費超過額納納ニ關スル件 (省)通信第百三號(二) 七

○明治三十三年省令第六十三號(臺灣島内ニ於ケル電
報別使配達料ノ件)中改正 (省)通信第百二十二號(四) 九

○明治三十三年省令第六十八號(臺灣島内ニ於ケル郵
便物別配達料金ノ件)中改正 (省)通信第百三十號(七) 一六二

○解船配達電報ノ配達費超過額納納ノ件 (省)陸軍第百八號(三) 三

○配達前ニ係ル郵便物ノ交付、自己ニ宛タル郵便物ノ
留置ヲ配達郵便局所ニ請求スルノ件 (省)陸軍第百十三號(三) 五

○明治三十三年府令第七十六號及第八十三號(臺灣内
別配達郵便料金ノ件)中改正 (省)府第百四十八號(七) 八九

○明治三十三年府令第八十八號(電報別使配達料金ノ
件)中改正 (省)府第百三十四號(五) 七

○頭等郵便電信局電報直配達區域追加ノ件 (省)臺灣總督府第百五十四號(六) 九七六

○基隆及龍巖停車場ニ於テ貨物ノ積卸並市内ニ貨物ノ
配達ヲ取扱フ (省)臺灣總督府第百六十八號(七) 一〇四

○明治三十一年告示第百三十四號(各地配達ノ郵便物ノ
始メ留置郵便物ノ取扱フノ件)廢止 (省)臺灣總督府第百五十五號(三) 五〇五

【賣店】

○臺灣總督府博覽會賣店規則 (省)臨時博覽會事務局第百八號(二) 二六三

【賣買】

○郵路局博覽會ニ關スル物件ノ賣買賃借及工事制
度並契約ノ件 (勅)第百十八號(七) 二六二

○明治三十五年勅令第百三十一號(製鐵所製出品賣買代
金返納ニ關スル件)中追加 (勅)第百八十一號(二) 二六一

○不取存置國有林野賣買規則第九條中追加 (省)農商務第百九號(二) 三三

○賣買局賣買業規則廢止 (省)大藏第百二號(二) 一

○明治三十年勅令第百三十三號(製鐵所製出品賣買代
金返納ニ關スル件)中追加 (訓)内務第百三十三號(五) 二六六

○政府ヨリ賣渡ヲ受ケタル櫻樹ノ伐採等禁止ノ件 (省)府第百六十六號(二) 一一

○公債購買入銷却金額及價格 (省)大藏第百三十一號(三) 七四五

【賠償】

○北清事變損害賠償金交付手續ノ件 (省)外務第百七號(二) 二六七

○明治三十七年七月乃至同三十八年六月間ニ收納スル
葉草草賠償金ノ件 (省)大藏第百八十七號(二) 二七九

○臺灣海陸及煤油賠償金額改正 (省)臺灣總督府第百二十七號(四) 七五

○明治三十一年告示第百三十四號(臺灣留置郵便物ノ
失ニ對シ賠償ノ責ニ任セサル國名)中追加 (省)通信第百四十二號(四) 七五

○明治三十一年告示第百三十五號(臺灣留置郵便物ノ
失ニ對シ賠償ノ責ニ任セサル國名)中追加 (省)通信第百三十五號(六) 六五

【雜條】

○臺灣總督府海軍條例中刪除 (勅)第百七十六號(二) 二五七

○臺灣總督府海軍條例及海軍採炭所ノ會計監督ノ件 (達)海軍第百七十九號(八) 三二〇

【麥酒】

○明治三十四年勅令第百三十一號(酒造稅、釀油稅、酒納
會打飲料稅、麥酒稅及砂糖清費稅ニ關スル附則)廢止
(訓)大藏第百三十六號(八) 五〇九

○ 海軍准士官下士任用進級條例中改正追加 (勅) 第五十五號 (三) 一八

○ 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正 (通) 海軍第十二號 (三) 一九

○ 海軍上等士官任用進級取扱規則中改正 (通) 海軍第五十號 (四) 二一九

○ 海軍艦艇任用令第一條中追加 (勅) 第九十二號 (三) 二七四

○ 海軍艦艇任用試驗規則第一條中改正 (省) 海軍第三號 (五) 九七

○ 明治二十九年勅令第三百四十四號(海軍主計)海軍主計任用(件)廢止 (勅) 第九十四號 (三) 二六六

○ 明治二十九年勅令第六十一號(海軍主計)海軍主計任用(件)廢止 (通) 海軍第五十六號 (三) 二六五

○ 典獄及看守長特別任用令 (勅) 第九十九號 (三) 二六五

○ 文部省直轄諸學校校長會議特別任用令中改正 (勅) 第二百六十七號 (三) 二六八

○ 林務三從事スル聘任官特別任用(件) (勅) 第二百八十七號 (三) 二〇三

○ 森林主事特別任用規則 (省) 農商部第十三號 (三) 二〇六

○ 在外各地郵傳局長タル通信事務官任用(件)制定明治三十二年勅令第八十號(領事官)在外各地郵便及電信局長兼任(二關スル件)廢止 (勅) 第五十號 (三) 二五七

○ 鐵道郵便通信手特別任用令 (勅) 第二百六十八號 (三) 二六八

○ 明治三十七年勅令第三十五號(關稅部郵務分遣駐札川橋樑酒類及煙油課稅務報告)廢止 (勅) 大藏第四十五號 (三) 二八八

[排下]

○ 明治三十三年勅令第三十九號(製鐵所ノ鑛山採掘試驗製造ノ請願及不用生鐵物ノ排下國境契約)件)中 (勅) 第三號 (三) 三

○ 陸軍馬匹排下規則中改正追加 (通) 陸軍第十七號 (三) 二一四

○ 種族排下規程中改正前條 (省) 農商部第三十五號 (三) 二五三

○ 度量衡製造作修原器ノ排下中附(件) (省) 農商部第三十五號 (三) 二五九

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第三十六號 (四) 七六八

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第四十四號 (三) 九〇七

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第八十九號 (三) 二三四

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第九十九號 (三) 二五二

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第四百四號 (三) 二五五

○ 學務課出版圖書排下定價ノ件中追加 (省) 學務部第四百三十號 (三) 二六四七

[特地]

○ 明治三十一年勅令第三十四號(海軍配屬ノ郵便物ノ送付)廢止 (省) 海軍部第五十五號 (三) 二〇三

二ノ部

[日誌]

○ 航海日誌取扱規則中改正 (通) 海軍第八十五號 (三) 三三三

○ 航海日誌要領中改正 (通) 海軍第二十六號 (三) 二九六

○ 水雷艦日誌教令ノ部中改正 (通) 海軍第八十三號 (三) 三三二

○ 水雷艦日誌要領中改正 (通) 海軍第二十七號 (三) 二九九

○ 明治三十四年勅令第二百二十三號(水雷艦日誌要領)停止 (通) 海軍第八十四號 (三) 三三三

○ 國語艦ニ水雷艦用日誌ヲ使用セシム (省) 海軍第四百十九號 (三) 三三〇

○ 海軍日誌ノ定メ消滅日誌ヲ廢ス (通) 海軍第四百十五號 (三) 三二六

[日誌]

○ 營業監督委員ニ自營及旅客事務ノ件 (省) 大藏第十六號 (三) 三三三

[八夫]

○ 職工入夫給與規則中改正追加 (通) 海軍第一號 (三) 三三二

[任用任况]

○ 官國幣社及神部事務職任用令中追加 (勅) 第八十六號 (四) 二二六

○ 稅務監督局稅務課長及稅務課長特別任用(件) (勅) 第一號 (三) 一

- 明治三十六年勅令第九十六號(月俸十五圓未満ノ) 判任官特別任用ノ件(中追加) (勅)第百五十一號(九) 一〇二
- 臺灣總督府防疫事務官特別任用令 (勅)第百四十七號(九) 一〇九
- 臺灣總督府地方職員特別任用令(中追加) (勅)第百四十八號(九) 一〇九
- 臺灣總督府警部警部補特別任用令(中追加) (勅)第百四十九號(九) 一〇〇
- 樺州事務所職員特別任用令 (勅)第百五十號(九) 一〇〇
- 愛媛縣越智郡馬村外五箇村組合立馬村中種園師學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四號(二) 五
- 福岡縣立福岡工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十二號(二) 六
- 福岡縣立久留米工業學校及同小倉工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十三號(二) 六
- 愛知縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第三十五號(三) 一三
- 宜立札幌農學校林科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十三號(三) 二〇
- 埼玉縣立市立龍谷農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第五十六號(三) 二〇
- 埼玉縣秩父郡立農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十三號(三) 二一
- 明治三十二年告示第六十一號(縣立高知農學校本科)ヲ文官任用令ニ依リ認定(中追加) (告)文部第五十七號(三) 二〇
- 茨城縣立商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十三號(三) 二〇
- 神戶縣國頭郡各間切島組合立農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十四號(三) 二〇
- 學務院高等學科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十二號(五) 七
- 佐賀縣立有田工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第六十五號(六) 九
- 東京府立織造學校ニ對スル文官任用令ニ依リ認定(力ノ件) (告)文部第七十七號(九) 一九
- 神奈川縣中郡立中郡農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第九十九號(二〇) 三
- 三重縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二百二十五號(二二) 四
- 明治三十四年勅令第二百四十四號(公立中學校高等女學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任免ノ件) 第二條中改正 (勅)第六十五號(三) 八
- 認可、認定 (學校設置等ノ認可、認定文官任用令、徵兵令等ニ依リ認定ハカノ部學校其他ノ項ニ屬ス) (告)文部第三十號(六) 一
- 公立私立學校認定ニ關スル規則中改正追加 (告)文部第三十號(六) 一
- 明治三十七年陸軍大學校學生入學人員及試驗科目 (進)陸軍第十一號(二二) 五

- 明治三十四年陸軍第七十號(陸軍部內附學校軍隊) (入學及分遣派遣者ニ係ル俸給其他給與力)中改正 削除 (進)陸軍第三十號(四) 九
- 明治三十三年陸軍第八十五號(陸軍砲工學校以下學校學生生徒入學時期)中改正 削除 (進)陸軍第七十八號(九) 二
- 陸軍中央幼年學校本科生徒入學期日及期金ニ關スル件 (告)陸軍第十五號(七) 九
- 第四師團監督醫官採用人員及入校期 (進)陸軍第五十四號(五) 一
- 明治三十六年經理學校(入校)ニ係ル學生人員及入校期 (進)陸軍第五十五號(五) 一
- 下士以下赴任、候補生及生徒入校又ハ附隊ノトキ刀劍ヲ佩用セシム (進)陸軍第九十二號(二〇) 二
- 文部省直轄諸學校入學ニ關スル件 (告)文部第九十六號(四) 五
- 專門學校入學者檢定規程 (告)文部第十四號(三) 五
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第七十六號(四) 五
- 明治三十六年告示第七十六號(中追加) (告)文部第二十號(六) 九
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第九十九號(五) 七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第九十九號(五) 七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第九十九號(五) 七
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケルコトヲ得ル者指定 (告)文部第九十九號(五) 七
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗規程ヲ定メ高等學校大學預科入學試驗規程ヲ廢ス (告)文部第八十四號(四) 五
- 明治三十六年各高等學校入學試驗ニ關スル件 (告)文部第八十五號(四) 五
- 臺灣總督府國語學校中學部及臺灣小學校生徒及卒業者ノ他ノ學校(入學)ニ關スル規程 (告)文部第二十四號(六) 三
- 入學 (明治三十六年徵集ノ現役兵入學期日) (告)陸軍第十七號(九) 二
- 第五回內閣勸業博覽會無料入場規程中追加 (告)農商務第六十九號(四) 五
- 北海道 [北海道] 水ノ部
- 北海道廳官制中改正 削除 (勅)第三十三號(三) 三
- 北海道廳官制第二條中改正 (勅)第三十二號(七) 一
- 明治三十年勅令第三百九十五號(北海道廳支廳ノ名稱位置及管轄區域)中改正 追加 (勅)第二百八十四號(二二) 四
- 北海道ノ區以外ノ地ニ乘機院職員選舉法施行ノ件 (勅)第五十五號(六) 一

○明治三十五年末調査北海道區劃及二級町村制施行地ニ於ケル現住人口	(告)内務第五十號(一)〇八	○明治三十一年告示第九號(北海道移住民汽車船賣	〇(告)内務第十二號(三)一九七
○北海道官股購還所土地建物及附屬物件無償付與ノ件	(勅)第三十二號(三)二〇	○北海道移住民汽車船賣勸引ノ件中改正	(告)内務第十三號(三)一九八
○北海道衛生會規則廢止	(勅)第三十一號(三)一九	○北海道移住民汽車船賣勸引ノ件中改正	(告)内務第二十七號(三)一九五
○明治三十三年勅令第八十八號(北海道ニ於ケル砂金採取者應得取捨ニ要スル器具ノ件)廢止	(勅)第二十四號(三)三三	○北海道移住民汽車船賣勸引ノ件中改正	(告)内務第二十八號(四)一九六
○明治二十六年勅令第八十二號(警視廳北海道廳府縣及自治監督官低階俸給支給力)中改正	(勅)第三十六號(三)二二	○北海道移住民汽車船賣勸引ノ件中追加	(告)内務第三十二號(四)一九三
○北海道地方稅納納及分報會規則ノ件	(勅)大藏第四十三號(二)〇八五	(條給)	
○明治三十五年省令第四號(露歐稅ヨリ北海道地方費及府縣ニ償還スルノ費額ノ件)中改正	(省)司法第二十七號(二)〇〇六	○高等官官等俸給令中改正追加	(勅)第四十五號(三)二〇
○元北海道廳治警廳分府所屬石炭採掘區域解放	(告)農商務第八號(二)〇六	○高等官官等俸給令中追加	(勅)第三百一號(三)一九二
○教育基金令施行規則制定明治三十三年省令第三號	(北海道廳及沖繩縣ニ配置ノ教育基金使用ニ關スル件)廢止	○高等官官等俸給令中追加	(勅)第三百三十九號(三)一九
○明治三十一年告示第九號(北海道移住民ニ對スル汽車船賣ノ特別取扱力)中改正	(省)文部第十八號(三)〇六	○高等官官等俸給令中追加	(勅)第三百五十九號(三)一九一
○北海道移住民ノ汽車船賣勸引取扱力	(勅)内務第十三號(二)〇八九	○在外國公使館附隨海軍武官俸給令別表追加	(勅)第三百三十五號(三)一九七
		○神宮品學館職員官等俸給令	(勅)第三百三十一號(三)一九三
		○明治三十一年勅令第三百十五號(稅務廳及專賣廳俸給ノ件)中改正	(勅)第四百十號(三)〇八一
		○稅務監督局及稅務署現在員並給報額告ノ件ヲ定メ明治二十九年勅令第一號(同件)ヲ廢止ス	(勅)大藏第二十一號(三)〇七

○外國駐劄陸軍武官ノ在勤俸ニ關スル件	(勅)第三百三號(三)〇三	○明治三十一年勅令第三百十七號(通信官配補體道並裁判官補體道若シテ俸給及三等郵便局長等ノ件)中改正	同二十三年勅令第六十二號(三等郵便局長等ノ件)廢止
○陸軍武官俸給規則中改正追加	(勅)陸軍第八十七號(二)〇二	○北海道府職員官等俸給令追加明治三十一年勅令第三百六十五號(北海道府法政廳長(通稱)官等俸給ノ件)廢止	(勅)第九十八號(三)〇九
○陸軍武官俸給規則廢止	(勅)陸軍第九十九號(三)〇三	○北海道府職員官等俸給令追加	(勅)第九十六號(三)〇九
○明治三十四年陸軍部第七十號(陸軍部內陸軍學校長ノ入學及分道派遺等ニ係ル俸給其他給與力)中改正	(勅)陸軍第三十號(四)〇九	○明治二十六年勅令第八十二號(警視廳北海道廳府縣及自治監督官低階俸給支給力)中改正	(勅)第三十六號(三)〇二
○海軍軍人俸給加添支給細則中改正追加	(勅)海軍第六十七號(三)〇七	○明治二十六年勅令第九十六號(月俸十五圓未満ノ俸任官特別任用ノ件)中追加	(勅)第五百二十二號(三)〇一
○海軍武官俸給規則中改正追加	(勅)海軍第十三號(四)〇一	(步兵)	
○判事俸給令中改正	(勅)第九十五號(三)〇一	○步兵時數改定	(勅)陸軍第十八號(三)〇二
○裁判所書記長書記官及書記官等俸給令中改正	(勅)第三十六號(三)〇二	○三十年式步兵銃及騎銃保存法改正	(勅)陸軍第六十六號(三)〇四
○典獄官俸給令第二條ニ依リ監獄指官(省)官俸第八號(三)〇四	(勅)第三十一號(三)〇三	○三十年式步兵銃彈藥檢査ニ附屬セル諸書檢除ノ取扱い改正	(勅)陸軍第十號(三)〇一
○帝國大學高等官官等俸給令中改正	(勅)第三十一號(三)〇三	○明治三十二年陸軍第三十五號(步兵隊員員數區指並改)中改正	(勅)陸軍第十號(三)〇一
○公立學校職員俸給令	(勅)第六十六號(三)〇一	○步兵隊隊附中佐及副隊長隊附少佐未取中其職務	(勅)陸軍第三十二號(三)〇〇
○公立學校職員俸給令	(勅)第三十六號(三)〇二		

〔補充〕

- 陸軍補充條例中改正加除 (勅)第百二十一號七 一六五
- 陸軍補充條例中改正加除 (勅)第百八十五號二 二二六
- 經理部下士補充及交代規程ヲ定メ上等計手及計手補充成分ヲ廢ス (達)陸軍第百十三號三 三六八
- 上等計手及計手補充區分表中改正 (達)陸軍第百四十八號五 一五二
- 歸休兵豫備役兵後備役兵第一補充兵演習召集教育召集年次區分及日數表中改正 (告)陸軍第百九號五 七九〇
- 歸休兵豫備役兵後備役兵第一補充兵演習召集教育召集年次區分及日數表中追加 (告)陸軍第百二十三號三 三三〇
- 第一補充兵後備戰前兵未教育者教育召集ノ件 (告)陸軍第百十六號二 二七
- 第一補充兵後備戰前兵未教育召集ノ件 (告)陸軍第百十九號二 二〇三
- 軍馬補充部條例中改正 (勅)第百九十四號二 二〇五
- 馬匹補充及育成規則中改正加除 (達)陸軍第百八十一號九 三三六
- 明治二十九年陸軍第七十七號(軍馬補充部支部並派出所出所地位ノ件)中追加 (達)陸軍第百六十五號六 一七五
- 下士卒定員補充交代規則中改正加除 (達)陸軍第百十五號三 一六

〔補選〕

- 貴族院伯爵議員補選選舉 (詔)十一月三十日(三) 三三
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)一月九日(三) 一
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)三月十二日(三) 五
- 貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)六月二十二日(三) 九
- 高等教育會議議員補選選舉 (告)文部第百九十三號(三) 三三

〔補職〕

- 陸軍管區表改正ノ結果命令ヲ用ヒス補職ノ件 (達)陸軍第百九號三 一〇
- 辭令ヲ用ヒス職名換稱ノ件 (達)陸軍第百三十六號四 一〇四

〔補給〕

- 陸軍運輸部條例制定臺灣陸軍補給廠條例廢止 (勅)第百二號(二) 二〇
- 臺灣陸軍補給廠運輸規程第八條中追加 (達)陸軍第百五號(二) 七

〔補償〕

- 政府ニ納付シタル粗製樟腦及樟腦油ニ對スル補償金 (告)大藏第百六十九號(二) 二七五
- 粗製樟腦樟腦油補償金 (告)臺灣總督府第百九十八號(三) 三三

〔補助〕

- 河川工事費ヨリ補助シタル土木工事補助認可ニ關スル規定 (告)內務第百八號(三) 一四九

- 明治三十五年度陸軍救護補助金補助額ノ件 (告)大藏第百八號(三) 二一九
- 實業教育會館國庫補助法施行規則第三條改正 (告)文部第百六號(三) 四七
- 實業教育會館國庫補助法施行規則第三條中改正 (告)文部第百十六號(三) 六三
- 航海補助費ノ取扱及提出計算書送付方ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件 (訓)逓信第百二號(三) 六九
- 航海補助費ノ取扱及提出計算書送付方ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件中追加 (訓)逓信第百三號(三) 二二五

〔保護〕

- 移民保護法施行細則第一條改正 (省)外務第百三號(二) 一七五
- 移民保護法ニ依リ保護人ヲ要スル地方ヲ定メ明治二十九年告示第七號同三十年告示第五號同件ヲ廢ス (告)外務第百六號(二) 二〇七
- 日英兩國間ニ締結セル死亡者ノ財產保護ニ關スル條約ヲ濠洲聯邦各州ニ適用承諾ノ件 (告)外務第百五號(三) 九八
- 西班牙國鐵道工業所有權保護ニ關スル條約及附屬議定書ヲ修正スル追加條約ノ批准書寄附ノ件 (告)外務第百一號(三) 一七
- ノルウェー共和國鐵道工業所有權保護ニ關スル條約及附屬議定書ヲ修正スル追加條約ノ批准書寄附ノ件 (告)外務第百三號(三) 七
- 丁種國文學的及美術的著作物保護同盟條約ニ加盟ノ件 (告)內務第百五十一號(二) 一〇八

- 墨西哥合衆國工業所有權保護同盟條約及附屬議定書ヲ修正スル追加條約ニ加入通知ノ件 (告)農商務第百一號(二) 三三
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物指定 (告)內務第百二十九號(四) 五二
- 陸軍武官家計保護金取扱手續中改正加除 (達)陸軍第百六十號(二) 一七一
- 銃砲取締規則ニ依リ保護品ノ種類 (告)臺灣總督府第百七十號(三) 一〇四

〔保存〕

- 古社寺保存法ニ依リ修理保存金ヲ下付シタル中此修理未了等ノ場合報告力 (訓)內務第百四號(三) 三
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第百三十號(四) 五八
- 古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定ノ件中獎勵 (告)內務第百六十三號(三) 三三
- 明治三十五年告示第二十七號(國寶物件指定)中獎勵 (告)內務第百四號(三) 三三
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建築物指定 (告)內務第百二十九號(四) 五八
- 三十年式步兵銃及騎銃保存法改正 (達)陸軍第百六十六號(六) 一七五
- 二十六年式拳銃保存法 (達)陸軍第百九十四號(二) 二〇九
- 明治三十年訓令第百六十三號(藥劑收買賣渡及保存ニ關スル取扱方)中追加 (訓)內務第百三十三號(七) 二二八

○ 罰則發行ノ許可スハ小學校教科用圖書名稱ノ件中改正追加 (告)文部第百八十二號(二)三六八

○ 罰則發行ノ許可スハ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (告)文部第百四十二號(一)二二七

○ 罰則發行ノ許可スハ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (告)文部第百九十八號(一)三三六

○ 罰則發行ノ許可スハ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (告)文部第百三三號(一)二六六

○ 罰則發行ノ許可スハ小學校教科用圖書中定價最高額ノ件 (告)文部第百二十七號(三)二五五

【海軍士】

○ 海軍士試験規則第九條改正 (省)司法第二十號(一)三三三

【編纂】

○ 陸軍時校同科當官買役停年名簿及服役停年名簿編纂規則制定停年名簿編纂規則停止 (達)陸軍第七十四號(一)三〇七

○ 三十二年式射野(山)砲砲規則制定 (達)陸軍第四十六號(一)二五一

【編纂】

○ 國竹林施業規則制定 (訓)農商務第七號(一)三六八

【兵卒】

○ 兵卒(〇)ノ部下士卒ノ項ニ關ス (達)陸軍第十號(一)一〇

【兵備】

○ 明治三十二年陸軍第三十五號(步兵)兵員募集規則制定 (達)陸軍第十號(一)一〇

○ 陸軍現役下士ノ父母妻孥ニシテ兵籍ニ登記セタル者軍醫ノ診斷ヲ受ケルコトヲ得 (達)陸軍第百四號(三)三六

【兵器】

○ 陸軍兵器廠條例改正 (勅)第七十八號(四)一六六

○ 陸軍兵器廠條例廢止 (勅)第八十三號(四)一七〇

○ 兵器取扱規則中改正追加 (達)陸軍第四十三號(一)二二五

○ 兵器取扱規則表中改正 (達)陸軍第六十二號(一)一七一

○ 兵器取扱規則中改正削除 (達)陸軍第九十三號(一)二五五

○ 兵器取扱規則表中改正追加 (達)陸軍第二十號(三)二五五

○ 海軍工廠條例制定海軍兵器廠條例制定 (勅)第百七十一號(二)三三〇

○ 海軍兵器廠廢止 (達)海軍第百四十號(一)三〇九

○ 海軍造船廠廢止兵廠兵器廠下掘火藥製造所及海軍修理工場業務時間並ニ職工服裝時間規定 (達)明治三十二年第七十九號(同件)ノ附(一) (達)海軍第三號(一)一〇

○ 海軍造船廠廢止兵廠兵器廠下掘火藥製造所及海軍修理工場業務時間並ニ職工服裝時間規定中改正 (達)海軍第百五十號(二)三三〇

○ 海軍兵器廠修理規則中改正 (達)海軍第二十五號(一)一八八

○ 海軍兵器廠出納規則第四條改正 (達)海軍第七十號(一)一八三

【兵備品】

○ 海軍兵器備品會計規則 (達)海軍第七十一號(一)三〇一

○ 海軍兵器備品會計規則中改正追加 (達)海軍第百三十七號(二)三〇六

○ 兵器備品出納命令會計官規則改正 (達)海軍第百三十號(二)三〇一

【標旗】

○ 軍艦ニ標旗ヲハキ端井ノ定數標旗表 (達)海軍第六十二號(一)一七〇

【標旗】

○ 航路標旗管理規則第五條第六條中改正 (勅)第百四十八號(三)三三〇

○ 明治三十一年勅令第三百十七號(通信)郵便船航路標旗表及三等郵便局長手帳ノ件(中改正)同二十三年勅令第六十二號(三等郵便船航路標旗表及三等郵便局長手帳ノ件)廢止 (勅)第百六十四號(三)三三六

【郵便】

○ 陸軍ハスト、陸軍事務局官制廢止 (勅)第百二十四號(一)一六六

トノ部

【獨逸】

○ 獨逸國ノ加入申込ヲ爲シタル條約ニ關シテ獨逸國ヨリ通知ノ件 (告)農商務第百一號(三)八二四

○ 海軍兵器備品會計規則中改正追加 (達)海軍第七十一號(一)三〇一

○ 海軍兵器備品會計規則中改正追加 (達)海軍第百三十七號(二)三〇六

○ 兵器備品出納命令會計官規則改正 (達)海軍第百三十號(二)三〇一

【標旗】

○ 軍艦ニ標旗ヲハキ端井ノ定數標旗表 (達)海軍第六十二號(一)一七〇

【標旗】

○ 航路標旗管理規則第五條第六條中改正 (勅)第百四十八號(三)三三〇

○ 明治三十一年勅令第三百十七號(通信)郵便船航路標旗表及三等郵便局長手帳ノ件(中改正)同二十三年勅令第六十二號(三等郵便船航路標旗表及三等郵便局長手帳ノ件)廢止 (勅)第百六十四號(三)三三六

【郵便】

○ 陸軍ハスト、陸軍事務局官制廢止 (勅)第百二十四號(一)一六六

トノ部

【獨逸】

○ 獨逸國ノ加入申込ヲ爲シタル條約ニ關シテ獨逸國ヨリ通知ノ件 (告)農商務第百一號(三)八二四

○ 濟南府京ニ於ケル獨逸郵便局振出爲替ノ拂渡ヲ取扱フ (告)逓信第百二十五號(四)七二九

○ 在清國南京本邦郵便局獨逸爲替ノ拂渡ヲ取扱ハス (告)逓信第百二十六號(四)七三〇

○ 在清國宜昌獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告)逓信第百二十三號(一)九六六

○ 在フエニシテ群島獨逸保護地ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告)逓信第百九十六號(一)八九九

○ 明治三十一年告示第百三十六號(獨逸保護地ト郵便爲替直接交換ノ件)中追加 (告)逓信第百五十七號(一)七二九

○ 在フエニシテ群島獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告)逓信第百二十六號(四)七三〇

○ 在フエニシテ群島獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告)逓信第百三十二號(三)四一八

○ 在フエニシテ群島獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始 (告)逓信第百九十七號(一)八九五

○ 火災ノ結果拋棄セラレタル獨逸國汽船漂流通知ノ件 (告)海軍第百二十七號(二)二六四七

○ 火災ノ結果拋棄セラレタル獨逸國汽船沈没通知ノ件 (告)海軍第百三十一號(三)二六四八

【東京】

○ 在地方官署官職ニ差出スハハ表式 (達)官内第一號(三)三三〇

土地

- 北海道官廳選所土地建物及附屬物件無償付與ノ件 (勅)第二十二號(三) 二四
- 官有財產管理規則及官有地特別處分規則ノ施行ニ關スル件 (勅)第九十六號(五) 一三八
- 臨時沖繩縣土地整理事務官制廢止 (勅)第二百二十一號(三) 三三七
- 臨時沖繩縣土地整理事務官制 (告)大藏第九十一號(二) 一三八〇
- 臨時臺灣土地調查局官制改正 (勅)第四百三十三號(九) 一八八
- 日本勸業銀行ノ貸付ヲ爲ス土地ニ關スル件 (律)第三號(八) 二
- 高等土地調查委員會規則第一條中追加 (律)第七號(二) 七
- 臺灣土地調查規則中追加 (律)第六號(二) 七
- 臺灣土地收用規則施行地ノ件 (業府)第二號(二) 一
- 明治三十四年府令第百十號(臨時臺灣土地調查局)中田原所設置ノ件ノ廢止 (業府)第三十二號(五) 五
- 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十七號(三) 一五九四
- 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十八號(三) 一六〇〇
- 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十九號(三) 一六〇二
- 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百二十號(三) 一六〇六

- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第十一號(三) 二九
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第十五號(三) 一九九
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第十七號(三) 一九九
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第二十三號(四) 二〇四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第三十四號(五) 二〇一
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第四十五號(七) 一九八
- 砂防設備ヲ要スル土地中削除 (告)內務第四十三號(六) 一九九
- 砂防設備ヲ要スル土地中削除 (告)內務第四十八號(八) 二〇七
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第五十五號(二) 二六七
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第五十八號(二) 二六八
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第六十號(二) 二七一
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第七十一號(三) 二七四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第七十二號(三) 二七六
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第八十二號(三) 二八六
- 砂防工事ヲ施行スル土地指定 (告)內務第三十五號(五) 二七二
- 治水ニ砂防ノヤニ一定ノ行爲ヲ禁止制限スル土地指定 (告)內務第十八號(三) 二〇四
- 治水ニ砂防ノヤニ一定ノ行爲ヲ禁止制限スル土地指定 (告)內務第五十六號(二) 二六七
- 神社寺院佛堂境内地使用取締規則 (告)內務第十二號(二) 三三

土木

- 明治三十二年勅令第一號(有租地ノ公立學校地ニ付シタルノ租額ノ改正) (勅)文部第一號(二) 三三
- 土木會規則廢止 (勅)第二十八號(三) 三三
- 明治三十五年勅令第二十六號(臨時町會ニ於テ種族ノ別ヲ區別村會及米制土功會ニ於テ種族ノ別ヲ區別) (勅)第百二十五號(五) 一六〇
- 前川工務會ヨリ補助シタル土木工事竣功認可ニ關スル規定 (業)內務第八號(五) 一五九
- 明治三十二年勅令第三十九號(土木監督官ノ職掌ニ關スル件) (勅)內務第八號(五) 一五九
- 度計法中改正追加 (法)第四號(六) 三
- 度計法施行令制定明治三十年勅令第百十六號(度計法施行令ノ制定) (勅)第百四十四號(六) 一八五
- 度計法施行細則ヲ定ム度計法施行規則ノ制定 (業)內務第十號(三) 三三八
- 度計法施行細則第七條中追加 (業)內務第十四號(三) 三三五
- 中央度計事務所檢定所及其支所ノ位置 (業)內務第百五十八號(三) 三三六

- 度計事務所檢定所檢定所ノ新下中時ノ件 (告)內務第百五十九號(三) 三三九
- 臺灣度計事務所檢定所檢定所ノ檢定 (業)第九號(三) 三三
- 臺灣度計事務所檢定所檢定所ノ檢定 (業)第九號(三) 三三
- 煙草、煙草、煙草 (勅)第百十三號(三) 一五九
- 陸前國政ノ煙草ヲ禁止シテ明吸及煙火吸換 (告)通信第三百八號(五) 八八
- 和伊國百々島嶼ノ水煙火禁止假燈點火 (告)通信第三百七十號(二) 一四四
- 和伊國百々島嶼煙草點火 (告)通信第三百五十號(六) 九〇
- 出雲國日ノ煙草點火 (告)通信第三百六十七號(三) 一〇三
- 安藝國江田島ノ北方風形石燈上ニ假燈點火 (告)通信第三百八十六號(八) 二二二
- 筑前國若松港ニ煙草點火 (告)通信第三百九十七號(六) 二二八
- 鹿前國佐世保港口白燈點火改裝工事中假燈點火 (告)通信第三百九十八號(八) 二二八
- 鹿前國佐世保港口白燈點火改裝工事中假燈點火 (告)通信第四百八十號(二) 二三四

○ 爪前國火立島燈臺改築工事中假燈點火 (省)通信第四百九十四號(一〇)二三五	○ 日向國內海港西島二建設ノ燈臺點明點火 (省)通信第四百六十七號(一〇)二三四	○ 千島國安流移矢印燈臺ノ燈火吹鳴開始 (省)通信第四百三十六號(三) 六六〇	○ 臺灣郵船會社ノ燈光ニ關シ注意ノ件 (省)臺灣總督府第八十二號(八)二二五七	○ 上海ノシニヤノ船船臨時撤去ニ關スル上海新聞會社ノ件 (省)臺灣總督府第八十三號(八)二二五七	○ 臺灣郵船會社ノ燈光ニ關シ注意ノ件 (省)臺灣總督府第八十三號(八)二二五七	○ 明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事常用試驗規則)第五條ニ依リ私立學校指定(中改稱) (省)司法第四十六號(八)二二二六	○ 明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事常用試驗規則)ニ依リ私立學校指定(中改稱) (省)司法第四十七號(八)二二二七	○ 明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事常用試驗規則)ニ依リ私立學校指定(中改稱) (省)司法第四十八號(八)二二二七	○ 明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事常用試驗規則)ニ依リ私立學校指定(中改稱) (省)司法第四十九號(八)二二二七	○ 刑事檢事常用試驗規則ニ依リ指定ノ私立京師法政學校改稱 (省)司法第五十二號(一〇)二二六六	○ 裁判所並口籍役場保存管財簿ノ燒失等 (省)司法第一號(一〇)一〇〇	○ 不動產登記法施行細則第四十四條中改正 (省)司法第二十五號(一〇) 一〇五	○ 船舶登記取扱手續第十六條中改正 (省)司法第二十六號(一〇) 一〇六	○ 明治三十三年府令第六十八號(法人及夫婦財產契約登記取扱手續ノ件)中追加 (兼府)第四號(二) 二	○ 明治三十三年府令第六十六號(相互保險會社登記取扱手續ノ件)中追加 (兼府)第五號(二) 二	○ 高知地方裁判所管内管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第一號(三) 一〇	○ 福岡地方裁判所管内福島區裁判所並野出級所股置登記管轄區域表中改正 (省)司法第十號(三) 四	○ 岡山地方裁判所管内津山區裁判所大原出級所管轄登記管轄區域表中改正 (省)司法第十一號(四) 七	○ 福井地方裁判所管内管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第十三號(五) 九	○ 甲府地方裁判所管内管轄及登記管轄區域表中改正 (省)司法第二十四號(九) 一〇七	○ 不動產ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定 (省)司法第十八號(五) 九	○ 明治三十五年省令第十號(不動產登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (省)大藏第三十六號(三) 二二五	○ 明治三十五年省令第五號(不動產ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正(刪除) (省)通信第四十一號(九) 一八八
--	---	--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---	---	--	--	---	--	--	---	--------------------------------------	--	---

○ 高知地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省)司法第三號(三) 二	○ 岡山地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省)司法第十二號(四) 六	○ 福井地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省)司法第十四號(五) 九	○ 富山地方裁判所管内富山區裁判所及魚津區裁判所三市出張所保存ノ登記簿類轉寫ノ件 (省)司法第二十九號(五) 七	○ 青森地方裁判所管内八戸區裁判所三月出張所登記事務停止 (省)司法第三號(三) 二	○ 水戸地方裁判所管内麻生區裁判所登記事務停止 (省)司法第九號(三) 三	○ 靜岡地方裁判所管内濱松區裁判所見附出張所登記事務停止 (省)司法第十號(三) 三	○ 福井地方裁判所管内武生區裁判所登記事務停止 (省)司法第二十一號(四) 五	○ 千葉地方裁判所管内佐原區裁判所小見川出張所登記事務停止 (省)司法第五十七號(二)三二八	○ 文武判任官等級表中改正追加 (勅)第四十七號(四) 四	○ 文武判任官等級表中改正追加 (勅)第二百六十號(三) 三	○ 明治二十五年勅令第三十九號(責任及判任官官下同一ノ待遇ヲ受ケル公立學校職員等級配當表)中改正 (勅)第六十七號(四) 八	○ 海軍本職名等級表中改正(刪除) (勅)第二百七十號(三) 三六九	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第三十四號(三) 九	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第三十七號(三) 九	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第五十三號(四) 一三	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第八十九號(六) 三三	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第一百號(一〇) 二四七	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第一百四十四號(一一) 二七	○ 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (達)海軍第一百五十七號(三) 三六	○ 鐵道作業員大貨物運賃手帳料及等級表中改正(明治三十四年告示第四百十六號同三十五年告示第三百三十六號)中追加 (省)通信第五百十四號(二) 一〇〇	○ 人口統計材料統計表取扱手續中改正(刪除) (勅)內閣第一號(三) 三	○ 稅務統計表關稅規程改正 (勅)大藏第三十一號(六) 二八
---	--	--	---	---	--	---	--	---	----------------------------------	-----------------------------------	---	---------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	---	---	---	-----------------------------------

- 稅務統計及帳簿本提出期限表 (一) 大藏省第三十九號 三五八
- 農商務統計報告規程第一條改正 (一) 農商務第十五號(二) 三五九
- 農商務統計表式廢止 (一) 農商務第三號(四) 一〇六
- 明治三十二年各市現在者結婚前婚生並死並死亡數 (附錄) 六月九日 七
- 滋賀縣馬市町村現住人口中訂正 (附錄) 六月十七日 九
- 滋賀縣馬市町村現住人口中訂正 (附錄) 七月十四日 七
- 人口動態概表 (附錄) 十二月九日 三
- 新務概表
- 明治三十五年府令第四十四號(陸)臨時海防事務局支局支所地位及管轄區域(中追加) (省) 第七十六號 五九
- 明治三十五年府令第七十九號(陸)臨時海防事務局支局支所地位及管轄區域(中追加) (省) 第七十六號 五九
- 臺灣糖業獎勵規則施行細則第四條中追加 (省) 第七十四號(三) 一一六
- 臺灣糖業獎勵規則施行細則中追加 (省) 第七十九號(三) 一一九
- 明治三十六年度二十付スル補助金(附錄) 七三
- 痘苗及血清並細菌毒預防治藥品製造取物規則 (省) 內務第五號(六) 一一〇
- 第六師團第十二師團動員ニ際スル取物規則(省) 內務第五號(三) 一一一

- 明治三十六年度痘及病院條例(市)田村村條例與規則(外)一件ニ付ハ滋養所規則 (續) 第三十二號(三) 三七
- 監獄師範師範教師講習會中及女監取締定見 (省) 司法第五號(三) 四一
- 看守女監取締規則暨實施規則 (一) 司法第七號(二) 三九二
- 女監取締ノ休暇ニ關スル件 (一) 司法第四號(四) 一〇五
- 外國通用ノ貨幣紙幣及ハ銀行券ノ偽造並取物ニ關スル件制定機關通用自備貨ノ偽造並取物ニ關スル件廢止 (一) 第七十三號(四) 一〇三
- 運貨及證券並取物規則 (省) 第七十四號(三) 一〇四
- 明治三十二年勅令第八十八號(北海)北海道ニ於ケル砂金採取者臨時取締ニ關スル職員ノ件(廢止) (勅) 第二百十四號(三) 一〇三
- 飲食物防衛取締規則 (省) 內務第十號(五) 一七五
- 明治三十三年府令第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ノ廢止(施行) (勅) 第五百十四號(三) 一〇四
- 明治三十三年府令第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)施行規則 (省) 第六十九號(三) 一〇四
- 神社寺佛堂境内地並取物規則 (省) 內務第十號(三) 一〇三
- 痘苗及血清其他細菌毒預防治藥品製造取物規則 (省) 內務第五號(六) 一一〇

- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則 (省) 農商務第二十七號(三) 一五〇
- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則中追加 (省) 農商務第五十三號(三) 一五九
- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則第二十六條中追加 (省) 農商務第五十八號(四) 一五五
- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則第二條中追加 (省) 農商務第六十二號(四) 一五八
- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則第二條中追加 (省) 農商務第六十五號(四) 一六二
- 第五回內國勸業博覽會場內取物規則中改正追加 (省) 農商務第六十九號(七) 一六四
- 銀行營業取締ニ關スル規則 (律) 第一號(八) 一
- 銀行取締規則施行細則 (農) 第五十九號(五) 九五
- 賣場營業取締ニ關スル件 (律) 第十三號(三) 一四
- 賣場營業取締ニ關スル法令施行細則 (農) 第八十號(三) 一三〇
- 代卷入取締規則 (農) 第三十七號(五) 七六
- 海防補助用防備器械製造規則施行細則中改正(續) (農) 第四十三號(五) 七六
- 鐵道取締規則(明治三十二年府令)第七十二號(鐵) 一〇七
- 鐵道取締規則(依ハ保護ノ件) (鐵) 第七十七號(七) 一〇七
- 鐵道取締規則(依ハ保護ノ件) (鐵) 第七十七號(七) 一〇七

- 基隆港內取物規則第四條中改正 (農) 第六十八號(三) 一一三
- 取物 [取極] (省) 外務第四號(七) 九七九
- 天保口水府留地並取物 (省) 外務第四號(七) 九七九
- 取引所 [取引所] (勅) 第二百三十四號(三) 一〇三
- 明治三十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業保證金株式手數料積立金及取引ノ方法ニ關スル規程) 依買入免許券(中)改正 (勅) 第二百二十七號(八) 一六九
- 取引所施行規則中追加 (省) 農商務第三號(四) 一〇六
- 特許局官制 (勅) 第二百三十四號(三) 一〇三
- 特別 [特別] 勅別任用ノニニ部任用ノ項ニ關ス (勅) 第六十六號(五) 一〇六
- 明治三十六年度各特別會計場入出並取物追加 (勅) 六月十日(六) 一〇
- 明治三十六年度特別會計場入出並取物追加 (勅) 六月十日(六) 一〇
- 官許貯蓄會規則及官許貯蓄會特別處分規則ノ准用ニ關スル件 (勅) 第九十六號(五) 一〇六
- 臺灣省行政林原野及畜物特別處分令第二條中追加 (勅) 第十七號(三) 一〇六
- 明治三十三年勅令第三百八十五號(鹿野原存林野特別取締ニ關スル職員ノ件) 中改正 (勅) 第二百四十三號(三) 一〇七

- 東京市ニ於ケル巡査部置及勤務ニ關シ特別規定ヲ設ケルノ件 (勅) 内務第七號(四) 九九
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護遺物指定 (省) 内務第二十九號(四) 五二六
- 明治三十一年告示第九號(北海道移住民ニ對スル片車汽船ノ特別取扱方)改正 (省) 内務第九十號(二) 三九九
- 従前ノ特別待遇受ケル砲兵上等工兵ニ技術加俸ヲ給ス (省) 陸軍第六十六號(三) 三〇〇
- 規約貯金特別取扱規則 (省) 通信第五十六號(三) 二六三
- 【毒藥】
- 毒藥劇藥品目中正追加 (省) 内務第四號(六) 一一九
- 毒藥劇藥品目中加入 (舊) 府第五十七號(六) 九三
- チノ部
- 【鎮守府】
- 鎮守府條例中改正追加 (勅) 第七十三號(二) 三三二
- 鎮守府處務規程第二十二條中追加 (達) 海軍第六十三號(六) 一七六
- 鎮守府處務規程中改正削除 (達) 海軍第二百二十四號(二) 二九三
- 鎮守府艦隊條例廢止 (勅) 第二百八十二號(三) 三九九
- 鎮守府會計監督規程中加入 (達) 海軍第十九號(三) 五五
- 鎮守府會計監督規程第三條中追加 (達) 海軍第四百四號(二) 二四四
- 鎮守府會計監督規程第十條中削除 (達) 海軍第八十號(三) 三九〇
- 【地方】
- 地方官官制中改正削除 (勅) 第三十四號(三) 三〇
- 地方衛生會規則廢止 (勅) 第三十號(三) 二六
- 臺灣總督府地方職員特別任用令中追加 (勅) 第四百八十八號(九) 一九九
- 北海道地方費納付處分報告表調製ノ件 (勅) 大藏第四十三號(一〇) 八八五
- 【地帯】
- 明治三十二年八月告示(陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件)中改正 (省) 陸軍第五十一號(五) 七〇八
- 明治三十二年八月告示(陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件)中改正 (省) 陸軍第六號(五) 七〇八
- 明治三十二年告示第七號(陸軍防禦營造物ノ地帯並區域ノ件)中改正削除 (省) 陸軍第六號(五) 七〇九
- 【地籍】
- 臺灣地籍規則施行地ノ件 (舊) 府第二十九號(五) 七五
- 臺灣地籍規則施行地ノ件 (舊) 府第三十九號(六) 七九
- 臺灣地籍規則施行地ノ件 (舊) 府第四十一號(六) 七九
- 臺灣地籍規則施行地ノ件 (舊) 府第四十六號(七) 八五
- 臺灣地籍規則施行地ノ件 (舊) 府第八十六號(三) 二八

【地質】

- 工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手續料徴收ノ件制定明治二十五年勅令第六十三號(農商務省地質調查所ニ於テ行フ同件)廢止 (勅) 第四百十四號(七) 一五八
- 明治二十五年告示第十三號(分析試驗依頼者心得)廢止 (省) 農商務第六十五號(三) 一〇一
- 【地租】
- 〇ノノ部租稅ノ項ニ關ス
- 【治安】
- 治安警察法ニ依リ或モ其ノ他ノ物件携帯禁止ノ件 (省) 内務第七號(七) 一四九
- 治安警察法ニ依リ或モ其ノ他ノ物件携帯禁止ノ件 (省) 内務第九號(七) 一七三
- 【治療】
- 痘苗及血清其ノ他細菌學的預防治療品製造取締規則 (省) 内務第五號(六) 一一〇
- 明治三十六年度省政府院醫務、市田長移住給與規則外一件ニ依ル治療費等規定 (達) 陸軍第二十二號(三) 二二
- 治療品經理規程ヲ定メ治療品出納規程ヲ設ク (達) 陸軍第四百四十一號(二) 三〇
- 【徴兵】

〔廳長〕

○廳長ヲシテ取扱ハシタル事項ヲ定メ明治三十五年府令第二十七號(同件)ヲ廢ス (省)府令第八十二號(三) 二二五

〔町村〕

○町村ノ請願ニ依ル電信施設ニ關スル件 (勅)第四十一號(三) 五九

○町村ノ請願ニ依ル電信施設ニ關スル勅令施行細則 (省)府令第十三號(三) 七

○町村ノ請願ニ依ル電信施設ニ關スル勅令施行細則(改正) (省)府令第五十五號(三) 二三四

○電信特別加入區域内ノ町村ヲ區域外ニ編入ノト中共加入者取扱ニ關スル件 (省)府令第四十八號(三) 二二三

○明治三十五年勅令第二百六十八號(區町村會ニ於テ評決シタル區町村會及水利士功會ニ於テ評決シタル土木費ノ取納督促手數料ニ關スル件)中改正追加 (勅)第百二十五號(七) 一七七

○明治三十五年末調查北海道區劃及一級町村制施行地ニ於ケル現在人口 (省)府令第五十號(八) 二一〇

〔帳簿〕
○計簿帳簿規程中削除 (達)海軍第百二十九號(二) 一〇一

○明治三十三年省令第九號(作業及鐵道會計規則ニ依リ要スル計簿帳簿規程)同二十六年省令第三十三號計書任事命令領收書及附帳簿式(同第三十七號計書任事命令領收書及附帳簿式)中改正 (省)府令第三十三號(三) 九

○北海道移住民汽車船買引ノ件中追加 (省)府令第三十二號(四) 五三三

○北海道移住民汽車船買引ノ件改正 (省)府令第九十號(二) 二六九

○陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社大阪商船株式會社ノ船舶ノ乗込賃金減額ノ件補綴 (達)陸軍第六號(三) 七

○職工(造船職工)ノ除々ノ賃額等級表(中)削除 (達)海軍第百二十二號(二) 二四四

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中追加 (省)府令第十三號(三) 一三三

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中改正 (省)府令第二十號(三) 一四七

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中改正 (省)府令第二十四號(三) 一四八

○東海運送馬場大津間各驛ニ於ケル二等旅客賃金 (省)府令第二百六十八號(五) 八八五

○東海運送馬場大津間各驛ニ於ケル二等旅客賃金 (省)府令第二百五十五號(二) 二四九

〔貯金〕
○郵便為替貯金管理所官制中改正削除 (勅)第四十二號(三) 五〇

○郵便為替貯金管理所官制廢止 (勅)第二百四十七號(三) 三三一

○通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員 (勅)第四十三號(三) 五二

○砂利消費稅擔保物賣渡査定章程 決定冊格式及冊牌帳簿ニ關スル件 (勅)大藏第十號(三) 三

○地租ノ年賦延期ニ關スル帳簿格式ノ件 (勅)大藏第二十二號(三) 一〇七

○明治三十二年勅令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿格式)中追加 (勅)大藏第二十三號(三) 一〇八

○明治三十一年勅令第十一號(國稅徵收事務取扱上階帳簿及報告書調製方)中削除 (勅)大藏第三十四號(三) 一〇八

○明治三十四年勅令第三十一號(酒造稅 醬油稅 酒稅 倉打飲料稅 麥酒稅及砂糖消費稅ニ關スル帳簿格式)中改正 (勅)大藏第三十六號(三) 一〇九

〔中佐〕
○步兵聯隊附中佐水坂中其職初官等ニ關スル件 (達)陸軍第三十二號(四) 一〇〇

〔中士〕
○(省)府令第九號(北海移住民汽車船買引ノ件)中追加 (省)府令第十二號(三) 一〇七

○明治三十一年省令第九號(北海移住民汽車船買引ノ件)第一條中改正 (省)府令第十三號(三) 一〇八

○北海移住民汽車船買引ノ件中改正 (省)府令第二十七號(四) 一〇五

○北海移住民汽車船買引ノ件(中)改正 (省)府令第二十八號(四) 一〇六

○明治三十一年省令第九號(北海移住民汽車船買引ノ件)中追加 (省)府令第十二號(三) 一〇七

○明治三十一年省令第九號(北海移住民汽車船買引ノ件)中追加 (省)府令第十三號(三) 一〇八

○外國駐在員規則中改正追加 (達)陸軍第八十三號(三) 二九

〔抽籤〕
○公債償還抽籤ハコノ部公債ノ項ニ關スル (賞金) (省)府令第二十七號(四) 一〇五

○明治三十一年省令第九號(北海移住民汽車船買引ノ件)中追加 (勅)第百二十六號(八) 一六九

○通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員第一條中改正 (勅)第百二十六號(八) 一六九

○通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員改正 (勅)第百五十一號(三) 一六六

○郵便切手貯金規則中改正 (省)府令第二十號(四) 九〇

○郵便切手貯金規則第一條中追加 (省)府令第二十七號(四) 一〇四

○規約貯金特別取扱規則 (省)府令第五十六號(三) 二六三

○郵增金附日本勸業銀行債券ノ郵便貯金ニ預入スルコトヲ廢止 (省)府令第三十號(五) 九〇〇

○明治三十三年府令第八十六號(郵便局所ノ貯金及爲替事務休業日ノ件)廢止 (達)府令第二十六號(四) 六五

○郵便局所爲替貯金及取立金受取事務取扱日時ノ件 (省)府令第三十九號(四) 七四〇

〔貯庫〕
○郵便貯庫規程 (省)府令第五十九號(九) 二六八

〔貯藏〕
○火藥類船舶運送及貯藏規程第二十三條中追加 (省)府令第二號(二) 七

○火藥類船舶運送及貯藏規程第二十三條中追加 (省)府令第三十八號(八) 一七〇

〔除喪〕
○七奉天盛德例祭當日除喪 (省)府令第七號(三) 二一八

〔女監〕

- 臨時陸軍監獄規則、監獄師及監獄取締員 (省) 附法第五號 (三)
- 女監取締ノ休限ニ關スル件 (訓) 附法第四號 (四) 一〇五
- 警守女監取締勅諭書授與規則 (訓) 附法第七號 (二) 一〇九
- 臨時陸軍監獄分關規則第二條中改正 (勅) 第二百十六號 (三) 三〇四

〔藥城〕

- 藥城部條例改正 (勅) 第七十七號 (四) 一〇四
- 藥城部支前廢止及收務ノ件 (總) 陸軍第三十八號 (四) 一〇六

〔築港〕

- 明治三十二年勅令第三百三號(臺灣總督府)於澎湖道敷設海軍碼頭及防備其他商埠築港ノ關スル勅諭(勅) 第四百十三號 (七) 一〇五

〔築堤〕

- 大井川築堤工事終了 (告) 內務第十九號 (三) 二〇六

〔青牛〕

- 青牛結核病預防法施行規則制定輸入青牛結核病検査規則廢止 (省) 農商務第四號 (五) 九六
- 青牛結核病預防心得 (告) 農商務第六十九號 (二) 二〇五
- 検査員職務規程 (訓) 農商務第九號 (八) 三〇九

リノ部

- 陸軍省官制改正 (勅) 第七十五號 (四) 一〇五
- 陸軍省官制中改正 (勅) 第三百二十二號 (三) 三〇七
- 陸軍省官制細則改正 (總) 陸軍第五十一號 (四) 一〇三
- 陸軍省官制細則第二十一條中追加 (總) 陸軍第七十六號 (二) 二〇八
- 陸軍省官制細則中改正 (總) 陸軍第八十八號 (三) 三〇三
- 陸軍省官制細則廢止 (勅) 第八十四號 (四) 一〇七
- 陸軍省官制改正 (勅) 第十三號 (三) 一〇一
- 陸軍省官制改正ノ結果附令ヲ用ヒテ補闕ノ件 (總) 陸軍第九號 (三) 一〇
- 陸軍省官制細則改正 (總) 陸軍第八號 (三) 七
- 陸軍省官制細則改正 (總) 陸軍第四十五號 (四) 一〇一
- 陸軍省官制細則改正 (總) 陸軍第九十五號 (二) 二〇九
- 陸軍省官制表中改正 (勅) 第四百八十二號 (二) 二〇一
- 陸軍省官制表中改正 (勅) 第四百八十四號 (二) 二〇四
- 陸軍省官制表中改正 (勅) 第四百八十一號 (二) 一九九
- 陸軍省官制細則中改正 (勅) 第四百八十五號 (二) 二〇六
- 陸軍省官制細則改正 (勅) 第七十八號 (四) 一〇六
- 陸軍省官制細則廢止 (勅) 第八十三號 (四) 一〇七

- 陸軍省官制細則制定陸軍省官制細則及陸軍省官制細則廢止 (勅) 第八十二號 (四) 一〇三
- 陸軍省官制細則廢止 (勅) 第八十二號 (四) 一〇三
- 陸軍省官制細則第一條中追加 (勅) 第四百八十七號 (四) 一〇五
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百八十三號 (二) 一九八
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百九十三號 (二) 二〇三
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百九十三號 (二) 二〇三
- 陸軍省官制細則制定陸軍省官制細則廢止 (勅) 第四百九十九號 (二) 二〇九
- 陸軍省官制細則制定陸軍省官制細則廢止 (勅) 第四百九十九號 (二) 二〇九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百八十三號 (二) 一九八
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第六十七號 (二) 一〇七
- 陸軍省官制細則中追加 (總) 陸軍第九十一號 (三) 二〇四
- 陸軍省官制細則中追加 (總) 陸軍第九十一號 (三) 二〇四
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第七十二號 (二) 一〇一
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第三百八十九號 (三) 二〇五
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第八十七號 (三) 一〇六
- 陸軍省官制細則中改正追加 (省) 陸軍第二號 (三) 一〇

- 陸軍省官制細則中改正追加 (省) 陸軍第九號 (三) 一〇
- 陸軍省官制細則中改正追加 (省) 陸軍第十一號 (二) 二〇七
- 陸軍省官制細則中改正追加 (省) 陸軍第八號 (二) 九六
- 陸軍省官制細則中改正追加 (省) 陸軍第一號 (三) 九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百八十一號 (二) 一九九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第七號 (三) 七
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第二十八號 (三) 二〇
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第五十二號 (四) 一〇九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第七十號 (二) 二〇〇
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第九十九號 (二) 二〇五
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百八十七號 (二) 一九八
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第五號 (二) 二〇九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (勅) 第四百八十八號 (二) 二〇四
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第二十四號 (三) 二〇六
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第一號 (二) 二〇九
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第九十六號 (二) 二〇六
- 陸軍省官制細則中改正追加 (總) 陸軍第九十六號 (二) 二〇六

○外國駐在陸軍武官給與令中改正削除 (勅)第百二十號(陸)	二三三	○陸軍勤務演習令中追加 (達)陸軍第八十九號(陸)	二三四
○外國駐節陸軍武官ノ在勤俸ニ關スル件 (勅)第百三十三號(陸)	二三三	○陸軍武官會計保險金取扱手續中改正削除 (達)陸軍第六十號(陸)	二三一
○在外國公使館附陸海軍武官俸給令別表中追加 (勅)第百三十五號(陸)	二三七	○陸軍工事請取及物件購買規程第三條中追加 (達)陸軍第七十一號(陸)	二〇一
○陸軍武官俸給與規程中改正追加 (達)陸軍第八十七號(陸)	二三三	○陸軍將校同相替官買役停年名簿及服役停年名簿編纂規則制定停年名簿編纂規則廢止 (達)陸軍第七十五號(陸)	二〇九
○陸軍武官俸給與規程改正 (達)陸軍第九十九號(陸)	二三三	○陸軍士官勤務擔任證書付與規則ヲ定メ陸軍士官擔任證書付與規則、陸軍衛生部士官擔任證書付與規則ヲ廢メ (達)陸軍第六十六號(陸)	二三三
○陸軍兵卒進級規則ヲ定メ明治三十三年陸軍第九十五號(陸)陸軍兵卒級取扱ノ件ヲ廢メ (達)陸軍百三十三號(陸)	二三三	○陸軍陸上上等兵擔任證書付與規則 (達)陸軍百三十二號(陸)	二三三
○臺灣陸軍軍補給處運糧規程第八條中追加 (達)陸軍第五號(陸)	二三七	○陸軍各兵科下士教育令ヲ定メ陸軍各兵科下士上等兵教育令ヲ廢メ (達)陸軍百十八號(陸)	二三〇
○陸軍官會取扱規則附表中追加 (達)陸軍第十四號(陸)	二三三	○陸軍平時隨人定員表改正 (達)陸軍第四十四號(陸)	二二四
○陸軍海軍規程中改正追加 (達)陸軍第十六號(陸)	二三三	○陸軍平時隨人定員表中改正追加 (達)陸軍第七十七號(陸)	二二〇
○陸軍馬匹取下規則中改正追加 (達)陸軍第十七號(陸)	二三三	○陸軍軍樂隊樂譜請求手續中改正 (達)陸軍第十三號(陸)	二二六
○陸軍喇叭隊同自次同所用區分表中改正 (達)陸軍二十七號(陸)	二三〇	○陸地陸上 ○陸地測量部ハノ測地ノ項ニ關スル (達)海軍第十六號(陸)	二三
○陸軍物品會計規程中改正 (達)陸軍第三十七號(陸)	二三〇	○陸軍陸上工作教範 (達)海軍第十六號(陸)	二三
○陸軍軍人軍團出發取扱規則中改正追加 (達)陸軍四十七號(陸)	二三三	○外交官及領事官官制第十條中改正 (勅)第百五十七號(陸)	二三〇
○陸軍國防用防禦警備物圖書取扱規則中改正追加 (達)陸軍五十三號(陸)	二三〇		
○陸軍勤務演習令中追加 (達)陸軍五十七號(陸)	二三二		

○外交官及領事官官制第十條中削除 (勅)第百八十六號(陸)	二三〇	○文部省外國留學生規程中改正追加 (勅)第六十號(陸)	二七一
○公使館領事館費用條例中改正追加 (勅)第五十三號(陸)	二三六	○文部省外國留學生規程細則中改正削除 (省)文部第十九號(陸)	二六
○公使館領事館費用條例別表中改正 (勅)第百五十三號(陸)	二三〇	○外務省留學生規程制定從前ノ同規程廢止 (省)外務第一號(陸)	二二四
○明治三十三年勅令第百八十號(領事官ノ在外各地郵便及電信局員兼任ニ關スル件)廢止 (勅)第五十號(陸)	二三七	○外國留學生規則改正 (達)陸軍第八十四號(陸)	二二〇
○明治三十三年省令第五號(在外外國領事館警備隊)中追加 (省)外務第二號(陸)	二三七	○典獄官職務巡視狀況報告ノ件 (勅)司法第二號(陸)	二〇九
○領收 ○明治二十四年省令第十一號(金庫ニ於テ現金領收後納附告知書現金拂込書及納付書配賦年度ノ取替)訂正手續(同)二十六省令第三十二號(附)計算責任領命令領收證及附帳簿格式)中改正 (省)大藏第三號(陸)	二三九	○理事理事候補服規程中改正 (達)陸軍第三號(陸)	二五
○糧秣 ○陸軍糧秣規程中改正追加 (勅)第百三十二號(陸)	二三三	○海軍軍規改正 (達)海軍第四十五號(陸)	二六
○服用品取扱規則ヲ定メ服用品取扱規則(陸)陸軍百三十二號(陸)陸軍百三十二號(陸)ニ付 (達)陸軍百三十二號(陸)	二三〇	○內閣府規程則里計算力決議 (附)十月三十日(陸)	二二
○糧食 ○糧食配給規程中改正追加 (達)陸軍百五十一號(陸)	二三三	○鐵道線路營業規程改正 (省)海軍府第一號(陸)	二二四
○明治三十六年度間食料金額ノ件 (達)海軍第二十八號(陸)	二三三	○海軍進士官以上履歷書及身上取扱規則中改正削除 (達)海軍百四十三號(陸)	二二八
○明治三十六年度間食料金額ノ件 (達)海軍第二十九號(陸)	二三三	○海軍下士奉還服取扱及配注心得中追加 (達)海軍百四十七號(陸)	二二〇
○明治三十六年度間食料金額ノ件 (達)海軍第三十號(陸)	二三三	○三十二年式演習(山)砲臺機關銃裝設規程中改正 (達)陸軍第四十六號(陸)	二二一

○明治三十三年勅令第百四十九號(臨時工場調査ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第二百四十號(三) 三五五

○明治三十三年勅令第二百八十一號(臨時油田調査ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第二百四十一號(三) 三五六

○明治三十三年勅令第三百八十五號(臨時國有林野特別經營ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第二百四十三號(三) 三五七

○明治三十五年勅令第百十三號(馬匹去勢施行規則ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (勅)第二百四十四號(三) 三五七

[立標]

○攝津國尼ヶ崎立標建設 (告)通信第三百號(五) 八九七

○伊豫國コノ湖立標建設停止 (告)通信第三百七十五號(三) 四七六

○安藝國會橋島ノ南西方西ノマハノ湖上ニ立標建設工事申假燈點火 (告)通信第三百七號(五) 八九六

○安藝國江田島ノ北方扇形湖上ニ立標建設工事申假燈點火 (告)通信第三百八十六號(二) 三三三

○伊豫國シノ島燈臺及白石中ノ湖立標建設 (告)通信第三百七十七號(三) 四七七

○肥前國西杵築郡深瀬村立標建設ノ者色變更 (告)通信第六百六十九號(三) 三五五

○肥後國天草郡五通瀬上ニ立標建設工事中燈火點火 (告)通信第四百四號(二) 二四〇

ヲノ部

[大藏]

○大藏省官制中追加 (勅)第三百七十七號(七) 一七六

○大藏省官制中改正 (勅)第三百十五號(三) 三三三

○大藏省所屬工事取扱規程中改正追加 (勅)大藏第七號(三) 一四

○大藏省所屬工事取扱規程第二條中改正 (勅)大藏第四十七號(三) 三九七

○大藏省證券發行 (告)大藏第二十一號(四) 三五五

[沖繩]

○沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首里區ニ地租條例及國稅徵收法施行 (勅)第三百七十八號(三) 三九四

○沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首里區ノ地租ノ納期ニ關スル件 (勅)第三百七十九號(三) 三九四

○沖繩縣國頭區司令部條例第二條中追加 (勅)第十二號(三) 一一三

○臨時沖繩縣土地整理事務局官制廢止 (勅)第二百二十一號(三) 三三七

○臨時沖繩縣土地整理事務局移轉 (告)大藏第九十一號(二) 三六〇

○教育基金令施行規程制定明治三十三年省令第三號(北海道的及沖繩縣ニ配當ノ教育基金使用ニ關スル件)廢止 (省)文部第十八號(三) 六三

[恩給]

○明治三十五年閣令第二號(軍人恩給法中改正法律施行手續)中改正追加 (閣)第一號(三) 一

[音曲]

○彰七親王殿下樂法ニ付申假音曲停止 (閣)第三號(三) 一

○彰七親王殿下樂法ニ付申假音曲停止ノ件 (告)臺灣總督府第十七號(三) 三〇四

[汚物]

○臺灣汚物掃除規則施行細則第四條中追加 (軍府)第五十二號(七) 九〇

ヲノ部

王女子

○郭彦王妃殿下御分給王女子御誕生 (告)宮内第八號(三) 一七七

○郭彦王妃殿下ノ王女子御命名 (告)宮内第九號(三) 一七七

○郭彦王妃殿下御分給王女子御誕生 (告)宮内第十號(四) 三二四

○郭彦王妃殿下ノ王女子御命名 (告)宮内第十三號(四) 三二四

[渡切]

○郵便局經營渡切規則 (勅)第四十四號(三) 三三

[勸引]

○明治三十三年府令第九十七號(郵便切手額賣下勸引ノ件)中改正 (府)第五十號(七) 八九

○明治三十二年省令第九號(北海道移民汽船買取勸引ノ件)中改正 (省)內務第十三號(三) 一六六

○北海道移民汽船買取勸引ノ件中追加 (省)內務第十二號(三) 一九七

○北海道移民汽船買取勸引券中改正 (告)內務第二十七號(四) 三五五

○北海道移民汽船買取勸引ノ件中改正 (告)內務第二十八號(四) 三五六

○北海道移民汽船買取勸引ノ件中追加 (告)內務第三十二號(四) 三五三

○北海道移民汽船買取勸引ノ件中改正 (告)內務第九十號(二) 三六九

○北海道移民汽船買取勸引取扱方 (勅)內務第十二號(二) 三六九

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送資金勸引ノ件中追加 (告)農商務第十三號(三) 一五五

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送資金勸引ノ件中改正 (告)農商務第二十號(三) 一四七

○第五回内國勸業博覽會ニ關スル運送資金勸引ノ件中改正 (告)農商務第二十四號(三) 一四八

カノ部

[韓國]

○外國通用ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ノ偽造運取取締ニ關スル件制定韓國通用白銅貨ノ偽造運取ニ關スル件廢止 (勅)第七十三號(四) 一〇三

○臺灣居住者及韓國在留者ノ徵兵身體検査ニ關スル件 (勅)第五百二十三號(五) 三〇三

- 貴族院議決式會社ニ關スル件 (勅)第三百九十二號(三) 四〇八
- 陸軍省山京城仁川間軍用電信取扱規則制定期滿廢止
山京城間軍用電信取扱規則制定 (逕)陸軍第五十九號(六) 一七〇
- 明治三十二年陸軍第六十六號(陸軍省陸軍部隊一
係ノ紛與ノ件)中改正削除 (逕)陸軍第九十六號(二) 二四九
- 海軍省官制中改正追加 (省)陸軍第三十九號(六) 一四〇
- 在清國及韓國郵便局所ニ於テル通譯官事務一檢ノ
金額制限 (省)陸軍第四號(三) 一三三
- 明治三十三年省令第六十五號(臺灣及清國韓國郵便
價額爲材料ノ件)中改正追加 (省)陸軍第五號(三) 一三一
- 【海軍】○ 海軍醫學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス
- 海軍省官制中改正追加 (勅)第五百五十八號(一) 三三〇
- 海軍省官制中改正削除 (勅)第二百二十三號(三) 三三〇
- 海軍省官制中改正追加 (勅)第五百五十八號(一) 三三〇
- 臨時海軍建設部官制別表改正 (勅)第五百六十號(二) 三三三
- 海軍監獄官制第三條中改正 (勅)第五百六十二號(一) 三三六
- 海軍監獄則施行細則中改正追加 (省)海軍第一號(三) 三三六
- 海軍監獄則施行細則第十九條中改正 (省)海軍第四號(七) 三三三
- 海軍監獄區內規程中改正追加 (逕)海軍第四十一號(三) 三三三
- 海軍監獄及海軍監獄看守採用規則中改正追加 (逕)海軍第五號(三) 三三一
- 海軍探候所官制別表中改正 (勅)第五百六十三號(二) 三三六
- 海軍各屬處務規則改正 (逕)海軍第二百二十六號(二) 三三六
- 海軍艦政本部處務規程中改正追加 (逕)海軍第二百十九號(二) 三三三
- 海軍教育本部處務規程中改正削除 (逕)海軍第二百二十號(二) 三三五
- 海軍工廠處務規則 (逕)海軍第二百二十二號(二) 三三七
- 海軍工廠處務細則中改正追加 (逕)海軍第七十七號(三) 三三八
- 海軍造船廠處務細則中改正削除 (逕)海軍第二百二十三號(二) 三三三
- 海軍造船廠處務細則廢止 (逕)海軍第二百二十九號(二) 三三〇
- 海軍造船材料試驗規程 (逕)海軍第六十五號(六) 一七六
- 海軍造船材料試驗規程中改正追加 (逕)海軍第三百三號(一〇) 三三四
- 海軍造船材料試驗規程中追加 (逕)海軍第四百四十六號(二) 三三〇
- 海軍造船廠長材料獎金取扱規程中改正 (逕)海軍第三百三十八號(二) 三三〇
- 海軍各屬附屬雜役船ノ種數及定數表 (逕)海軍第九十號(九) 三三八
- 海軍經理部處務規程 (逕)海軍第二百二十五號(二) 三三四
- 海軍商品取付處務規程廢止 (逕)海軍第四百十八號(二) 三三八
- 海軍兵備品會計規程 (逕)海軍第二百一十一號(三) 三三四

- 海軍兵備品會計規程中改正追加 (逕)海軍第七十一號(中) 三三三
- 海軍兵備品會計規程中改正追加 (逕)海軍第四百三十七號(二) 三〇二
- 海軍兵備品會計規程廢止 (逕)海軍第四百四十號(二) 三〇九
- 海軍兵備品出納規程第四條改正 (逕)海軍第七十號(六) 一八三
- 海軍兵備品進供規程中改正 (逕)海軍第二百五號(三) 一八六
- 海軍武官官階中改正追加 (勅)第五百六十四號(二) 三二七
- 海軍武官官階中改正 (勅)第五百六十九號(三) 三二九
- 海軍武官官階中改正 (勅)第五百七十號(二) 三二九
- 明治三十六年勅令第三十八號(海軍省ノ件)改正 (勅)第五號(一) 三二四
- 海軍服制中改正 (勅)第五百六十六號(二) 三二八
- 海軍服制中改正追加 (勅)第二百七十一號(二) 三三〇
- 海軍服制中追加 (逕)海軍第五十八號(六) 一七四
- 海軍官印規程中改正 (逕)海軍第四十八號(三) 一七九
- 海軍官印規程中改正追加 (逕)海軍第三百三十二號(二) 三〇五
- 海軍高等武官補士官服投令第三條中改正追加 (勅)第五百六十五號(二) 三二八
- 海軍下士官服投令中改正追加 (勅)第七號(二) 七
- 海軍軍醫官服投令中改正 (逕)海軍第七十六號(三) 三二八
- 海軍志願兵徵集細則中改正追加 (勅)第三十號(海) 三三
- 海軍志願兵徵集細則中改正追加 (省)海軍第五號(中) 一三三
- 海軍探候所官制別表中改正 (勅)第五百六十三號(二) 三三六
- 海軍各屬處務規則改正 (逕)海軍第二百二十六號(二) 三三六
- 海軍艦政本部處務規程中改正追加 (逕)海軍第二百十九號(二) 三三三
- 海軍教育本部處務規程中改正削除 (逕)海軍第二百二十號(二) 三三五
- 海軍工廠處務規則 (逕)海軍第二百二十二號(二) 三三七
- 海軍工廠處務細則中改正追加 (逕)海軍第七十七號(三) 三三八
- 海軍造船廠處務細則中改正削除 (逕)海軍第二百二十三號(二) 三三三
- 海軍造船廠處務細則廢止 (逕)海軍第二百二十九號(二) 三三〇
- 海軍造船材料試驗規程 (逕)海軍第六十五號(六) 一七六
- 海軍造船材料試驗規程中改正追加 (逕)海軍第三百三號(一〇) 三三四
- 海軍造船材料試驗規程中追加 (逕)海軍第四百四十六號(二) 三三〇
- 海軍造船廠長材料獎金取扱規程中改正 (逕)海軍第三百三十八號(二) 三三〇
- 海軍各屬附屬雜役船ノ種數及定數表 (逕)海軍第九十號(九) 三三八
- 海軍經理部處務規程 (逕)海軍第二百二十五號(二) 三三四
- 海軍商品取付處務規程廢止 (逕)海軍第四百十八號(二) 三三八
- 海軍兵備品會計規程 (逕)海軍第二百一十一號(三) 三三四
- 海軍軍令部條例第十六條削除 (勅)第五百六十九號(二) 三三五
- 海軍軍令部條例改正 (勅)第三百九十號(三) 四〇五
- 海軍砲術練習所條例改正 (勅)第二百七十四號(三) 三二八
- 海軍砲術練習所規則改正 (逕)海軍第二百六十一號(三) 三二〇
- 海軍水雷砲術練習所條例改正 (勅)第二百七十五號(三) 三二二
- 海軍水雷砲術練習所規則改正 (逕)海軍第六十二號(三) 三二六
- 海軍機關砲練習所條例改正 (勅)第二百七十六號(三) 三二八
- 海軍機關砲練習所規則改正 (逕)海軍第六十三號(三) 三三一
- 海軍主計官練習所條例中改正追加 (勅)第九十三號(三) 一四四
- 海軍主計官練習所規則中改正追加 (逕)海軍第五十七號(五) 一六六
- 海軍少尉候補生實務練習規則中追加 (逕)海軍第六號(三) 一三
- 海軍少尉候補生候補生實務練習規則中追加 (逕)海軍第七號(三) 一三
- 海軍少尉候補生候補生實務練習規則改正 (逕)海軍第七十三號(三) 三二六
- 海軍看護婦練習所規則中改正追加 (逕)海軍第六十四號(三) 三二六
- 海軍看護婦本部條例中改正追加 (勅)第五百六十七號(二) 三三一
- 海軍工務條例制定海軍造船廠條例海軍兵備品會計規程 (勅)第五百六十八號(二) 三三三
- 海軍工務條例制定海軍造船廠條例海軍兵備品會計規程 (勅)第五百七十一號(二) 三三二

○海軍步兵隊條例中改正追加	(勅)第百七十二號(二)	三九	○海軍武官考課表規則中改正追加	(達)海軍第百七十號(三)	三七七
○海軍定期職工條例第六條中追加	(勅)第八十五號(四)	三六	○海軍文官考課表規則中追加	(達)海軍第百四十四號(五)	九六
○海軍經理部條例	(勅)第百七十四號(二)	三五	○海軍文官考課表規則別表中改正	(達)海軍第百七十一號(三)	三八三
○海軍空機條例中追加	(勅)第五十一號(三)	五七	○海軍上級士官任用進級取扱規則中改正	(達)海軍第五十號(四)	一一九
○海軍空機規則中改正追加	(達)海軍第百四十三號(三)	六六	○海軍上級士官任用進級取扱規則中改正	(達)海軍第百六十九號(三)	三七四
○海軍空機規則第二條改正	(達)海軍第百七十八號(三)	三八九	○海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正	(勅)第十五號(三)	一八
○海軍測器廠條例中改正追加	(勅)第百七十五號(二)	三三六	○海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中改正別除	(達)海軍第百四十三號(二)	三三八
○海軍技術會議條例廢止	(勅)第百五十九號(二)	二二二	○海軍下士卒履歷表取扱及配注心得中追加	(達)海軍第百四十七號(二)	三三〇
○海軍技術會議規則廢止	(達)海軍第百七十七號(二)	二六八	○海軍下士卒身上取扱規則中改正追加	(達)海軍第九十一號(五)	三三〇
○臺灣總督府海軍事務條例中別除	(勅)第百七十六號(二)	三三七	○海軍卒進級條例中改正追加	(達)海軍第百四十四號(三)	一五
○海軍病院條例中改正	(勅)第百七十七號(三)	三九一	○海軍准士官任用令第一條中追加	(勅)第九十二號(五)	一三四
○在外國公使館附設海軍武官事務所令別表中追加	(勅)第百三十五號(五)	一七七	○明治二十九年勅令第百四十四號(海軍主府)海軍 條記二任用ノ件(廢止)	(勅)第九十四號(五)	一三六
○明治三十三年勅令第百五號(常設海軍軍法會議ニ於 タル主理員等定員ノ件)別表改正	(勅)第百六十一號(二)	三三	○海軍條記任用試驗規則第一條中改正	(達)海軍第三號(五)	九七
○海軍武官待遇規則中改正追加	(達)海軍第百六十七號(三)	三三七			
○海軍軍人傳給加俸支給細則中改正追加	(達)海軍第百六十八號(三)	三三九			
○海軍下士卒手當金支給細則中別除	(達)海軍第百六十八號(三)	三三九			
○海軍武官考課表規則改正	(達)海軍第百四十九號(四)	一〇八			

○明治二十九年勅令第六十一號(海軍主府)海軍條記ニ 任用ノ件(廢止)	(達)海軍第百五十六號(五)	一六五	○海軍換砲式廢止	(達)海軍第七十三號(五)	二〇一
○海軍艦團隊將校及機關官教育規則中改正	(達)海軍第百六十九號(六)	一八三	○海軍艦砲換式	(達)海軍第七十二號(七)	二〇三
○海軍艦團隊下士卒教育規則改正	(達)海軍第百二十二號(三)	六一	○海軍軍樂隊換式	(達)海軍第八十七號(八)	二二三
○海軍艦團隊下士卒教育規則中追加	(達)海軍第百六號(一〇)	二五	○海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書、贈狀併式 改正	(達)海軍第百六十五號(三)	三九九
○海軍禮節條例第十四條ニ依ル海軍先任心得力ノ件	(達)海軍第百七十四號(三)	三六七	[海軍] ○海軍檢査ハケノ部檢査ノ項ニ載ス		
○海軍軍人軍體休養規則	(達)海軍第百四十二號(二)	三三四	[海軍海務]		
○海軍里租表改正	(達)海軍第百四十五號(三)	九六	○海軍局官制第四條中改正	(勅)第百四十九號(三)	三三四
○海軍陸上工作教範	(達)海軍第百四十六號(三)	九七	○大阪海軍局ニ於テ内海水先取水先入試驗執行	(達)海軍第九十五號(三)	一七九
○海軍小銃射擊教範ヲ定ム	(達)海軍第百四十七號(三)	九七	○長崎海軍局ニ於テ臨時海員試驗執行	(達)海軍第百六十一號(七)	二〇〇
○海軍軍樂會議規則	(達)海軍第百四十九號(六)	一七五	○海務署名稱位置並管轄區域表改正	(達)海軍第百三十六號(五)	二二七
○海軍軍樂會議法廢止	(達)海軍第百六十號(六)	一七五	○海務署名稱位置並管轄區域表改正	(達)海軍第百三十三號(二)	二〇八
○海軍信號誌ヲ定ム情狀日誌ヲ廢ス	(達)海軍第百四十五號(二)	三二九	○新設海務署移轉	(達)海軍第百四十四號(二)	二〇六
○海軍銃隊換式改正	(達)海軍第八號(三)	一三	○下關海務署移轉	(達)海軍第百九十四號(二)	二二七
○海軍砲隊換式	(達)海軍第二十三號(三)	八八	[海員]		
○海軍換砲式別除	(達)海軍第二十四號(三)	八八	○長崎海軍局ニ於テ臨時海員試驗執行	(達)海軍第百六十一號(五)	二〇〇

〔海軍省令〕

○ウシハ丸附掛海面ニ色留リノ一小部分發見通知ノ件
(省)海軍省令第三百三十二號(三)二六八

○海軍省令第三百三十二號(三)二六八
(省)海軍省令第三百三十二號(三)二六八

〔開港〕

○明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ)
ハ輸出メハハ貨物指定ノ件(第二條改正)
(勅)第四百號(二) 五

〔開港〕

○明治三十一年勅令第七十二號(森林法ニ依リ開港可
クノモノニテ土地開闢例ノ開港又ハ地目變換ニ該當
ノモノアルトキ通知方)同三十二年勅令第七十二號
(地租條例ニ依リ通知地ノ打租地下爲メノ許可セム
トキ通知方)改正
(勅)大藏第一號(二) 一

〔海軍省令〕

○海軍省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

〔海軍省令〕

○海軍省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○海軍省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

〔艦隊〕

○艦隊條例改正加除
(勅)第三百八十一號(三) 五九六

○艦隊條例改正加除
(勅)第三百八十二號(三) 五九九

〔艦船・艦艇〕

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

○艦船製造士官以上候補生及文官海軍ニ航海スルト
キ支度手當支給ノ件
(勅)第六號(二) 六

〔鑑定〕

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○農林省令第三百三十四號(勅)第四百六十七號(二) 三三三

○監獄教諭師、教師、副教師、看守及女監取締員	(省)司法第五號(三)	二
○監獄責任待遇職員懲戒規程	(省)司法第六號(三)	二
○監獄判任待遇職員懲戒規程	(省)司法第七號(三)	二
○典獄長給令第二條ニ依ル監獄指定	(省)司法第八號(三)	四
○各監獄民事訴訟ニ付中國代表ス	(省)司法第九號(三)	四
○明治三十五年省令第四號(監獄改ヨリ北海道地方及府縣ニ償還スハキ費附ノ件)中改正	(省)司法第二十七號(二)	一〇六
○監獄報告例中加除	(訓)司法第六號(九)	三七
○向養外七衛成監獄ニ於ケル囚徒移送方法ヲ定メ明治三十五年陸海軍令第二十七號(同件)ヲ廢ス	(陸)陸海第五十六號(五)	一六一
○陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍備人衣服給與規則中改正加除	(陸)陸海第六十七號(六)	一七四
○陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍備人衣服給與規則中追加	(陸)陸海第九十一號(二〇)	三三〇
○海軍監獄官制第三條中改正	(勅)第六十二號(二)	三二六
○海軍監獄則施行細則中改正追加	(省)海軍第一號(三)	一六
○海軍監獄則施行細則第十九條中改正	(省)海軍第四號(七)	一三二
○海軍監獄監內規程中改正加除	(陸)海軍第四十一號(三)	九七
○海軍監獄及海軍監獄看守採用規則中改正追加	(陸)海軍第五號(三)	二
○海軍監獄書記同看守長、同看守副置表改正	(陸)海軍第十五號(二)	二七
○明治三十一年勅令第三百十七號(通信書記補選證書印刷標識看守俸給及三等郵便局長手當ノ件)中改正同二十三年勅令第六十二號(三等郵便電信局長手當並退官死亡賜金ノ件)廢止	(勅)第三百六十四號(三)	三六六
○典獄及看守長特別任用令	(勅)第四百九號(三)	五五
○看守給與品及貨與品規則第三條中改正	(勅)第九十七號(五)	一八八
○明治二十九年勅令第三百六十二號(集治監假借監獄廳府縣看守定員)廢止	(勅)第三十五號(三)	三六
○監獄教諭師、教師、副教師、看守及女監取締員	(省)司法第五號(三)	二
○看守考試規程	(訓)司法第三號(四)	一〇四
○看守女監取締補助書記書寫規則	(訓)司法第七號(二)	九一
○陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍備人衣服給與規則中改正加除	(陸)陸海第六十七號(六)	一七四
○陸軍監獄看守陸軍看守及陸軍備人衣服給與規則中追加	(陸)陸海第九十一號(二〇)	三三〇
○海軍監獄及海軍監獄看守採用規則中改正追加	(陸)海軍第五號(三)	二
○海軍監獄書記、同看守長、同看守副置表改正	(陸)海軍第十五號(二)	二七

〔香騰香病〕

○衛生部ニ關スル教科用書檢定者ノ件ヲ定メ陸軍省醫務課長、教科用書、看護學教科、陸軍省病人教科書及陸軍省看護教科書ノ件ヲ廢ス (陸)陸海第六十一號(六) 一七

○明治二十八年陸海軍令第八十號(看護病人給料ノ件)中改正 (陸)陸海第四十號(四) 一〇六

○海軍省醫務課規則中改正追加 (陸)海軍第六十四號(三) 三六六

〔除事〕

○明治二十九年勅令第八十五號(支那省ニ學校衛生顧問及學校衛生顧問會議幹事ヲ置ク)廢止 (勅)第三十八號(三) 四

〔間接税〕

○ソノ部租稅ノ項ニ關スル

○船舶噸稅准士官以上候補生及文官運洋ニ航海スルトハ支度手當支給ノ件 (勅)第六號(二) 六

○航海補助費ノ取扱及支出計算書送付力ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件 (訓)通信第二號(三) 六六

○航海補助費ノ取扱及支出計算書送付力ヲ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件追加 (訓)通信第三號(六) 二六四

〔航泊〕

○航泊日時變更報告改正 (陸)海軍第二十六號(三) 八九

○航泊日時取扱及記載心得改正 (陸)海軍第八十五號(二) 三三

〔航路〕

○航路標識管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第三百四十八號(三) 三五四

○明治三十一年勅令第三百十七號(通信書記補選證書印刷標識看守俸給及三等郵便局長手當ノ件)中改正同二十三年勅令第六十二號(三等郵便電信局長手當並退官死亡賜金ノ件)廢止 (勅)第三百六十四號(三) 三六六

〔港灣〕

○港灣調查會規則廢止 (勅)第二十九號(三) 二八

○明治三十年勅令第十三號(橫濱港海防維持ニ關スル勅)ノ件)中改正 (勅)第二十一號(三) 三一

○明治三十年勅令第十三號(橫濱港海防維持ニ關スル勅)ノ件)中加除 (勅)第二十二號(三) 三三六

○檳榔、檳榔油ノ輸出又ハ輸入送付式スモノヲ得ハ中港灣指定 (勅)第四百四十二號(九) 一八三

○基隆港內取捨規則第四條中改正 (勅)第六十二號(九) 九六

○基隆港取捨場先假橋樑使用規則 (陸)府第六十八號(一〇) 一一二

○基隆港內淺濶區域別浮標設置 (陸)府第七十三號(三) 一一五

○基隆港內淺濶區域別浮標設置 (省)臺灣總督府第五十一號(四) 九七五

○基隆港內淺濶區域別浮標設置 (省)臺灣總督府第六十號(七) 一〇六一

○基隆港內淺濶區域別浮標設置ノ件)中獎勵 (省)臺灣總督府第八十六號(二) 三六四

○基隆港海防隊編制等規則明治三十六年告示第五十一號第六十號及第八十六號同件ヲ廢止 (省)海軍部告示第三百三十三號(一〇)三五四	○高等官等俸給令中改正追加 (勅)第四百五十五號(三) 五七	○高等官等俸給令中改正 (勅)第四百一號(二) 一四二	○高等官等俸給令中追加 (勅)第四百三十九號(九) 一八一	○高等官等俸給令中改正追加 (勅)第三百五十九號(三) 三六一	○帝國大學高等官等俸給令中改正追加 (勅)第二百六十一號(三) 三六四	○文部省直轄諸學校高等官等俸給令中改正 (勅)第二百六十二號(三) 三六四	○初級官等ノ制限ヲ受ケサル高等文官他ノ高等文官ト爲ル場合ノ官等ニ關スル件明治三十年勅令第三百九十七號(秘密官他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十五號(三) 四〇一	○海軍高等官准士官准士官令第三條中改正追加 (勅)第四百六十五號(二) 三三六	○農商工高等官會議規則廢止 (勅)第四百四十二號(三) 三三六	○高等官會議議員補缺選舉 (省)文部部告示九十三號(一〇)三三二	○高等教育會議議員選舉人名 (省)文部部告示九十四號(一〇)三三三	○高等土地調査委員會規則第一條中追加 (省)第七號(二) 七	○高力高速度力 (省)海軍部告示第七號(一〇)三五五	○農力試驗規則廢止 (省)海軍部告示八號(一〇)三五七	○考選 (省)海軍部告示四十九號(四) 一〇八	○海軍武官考選規則中改正追加 (省)海軍部告示七十號(三) 三三七	○海軍武官考選規則中改正追加 (省)海軍部告示四十四號(四) 三六六	○海軍武官考選規則別表改正 (省)海軍部告示七十一號(三) 三八三	○考選 (省)海軍部告示七十一號(三) 三八三	○看守長規則 (省)海軍部告示三號(四) 一〇四	○耕地耕作 (法)第十一號(天) 一〇四	○耕地整理法施行規則及耕地整理施行ノ認可アリタルトキ中修項ノ件改正 (省)農商務部告示第一號(二) 六	○明治三十六年農務耕作規則中改正 (省)大藏部告示第六號(三) 一九九	○明治三十七年農務耕作規則 (省)大藏部告示第三十號(二) 一九九	○交代 (省)海軍部告示三十三號(三) 三三八
--	-----------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	--	--	---	--	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------	--	--	--------------------------------------	----------------------------

○下士卒定員補充交代規則中改正追加 (海)海軍部告示第十五號(三) 一六	○明治二十四年海軍第七號(出納官吏及物品會計官吏交代事務引継ヲ爲シタルトキ通知)廢止 (海)海軍部告示第七十五號(三) 三八八	○抗告 (省)府告示第八十四號(三) 三二七	○公務官吏ノ職務執行ニ關スル抗告手續 (省)府告示第八十四號(三) 三二七	○行旅 (省)府告示第十號(三) 三〇九	○明治三十二年府令第百一號(外國人タル行旅病人ノ行旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關スル特例ノ件)中刪除 (省)府告示第十一號(三) 三〇九	○行旅病人及行旅死亡人取扱法ニ於ケル費用支辨及引取者ノ件ヲ定メ明治三十二年府令第百十三號(同件)ヲ廢止 (省)府告示第五十一號(七) 九〇	○學校 (勅)第三百三十號(八) 一七二	○高等官會議議員令 (勅)第三百三十一號(八) 一七二	○陸軍軍醫學校條例中改正 (勅)第四百九十七號(二) 三〇六	○陸軍砲兵工科學校條例中改正追加 (勅)第四百九十八號(二) 三〇六	○陸軍經理學校條例改正 (勅)第四百九十二號(二) 三〇六	○明治三十六年經理學校ノ入校セシムル學生人員及入校期 (省)陸軍部告示第五十五號(五) 一六二	○明治三十六年陸軍經理學校學生試驗規則 (省)陸軍部告示第六十三號(天) 一七二	○明治三十六年採用スルノ經理學校學生試驗問題 (省)陸軍部告示第六十四號(天) 一七二	○陸軍大學校條例改正 (勅)第七十一號(四) 一〇四	○陸軍大學校學生候補名簿式改正 (省)陸軍部告示二十五號(三) 二九	○明治三十六年陸軍大學校學生國語者ヲ嘗試開始 (省)陸軍部告示三十五號(四) 一〇四	○明治三十七年陸軍大學校學生入學人員及試驗科目 (省)陸軍部告示百一十一號(三) 三三八	○陸軍砲工學校條例中追加 (勅)第三百三十四號(九) 一七二	○陸軍戸山學校條例改正 (勅)第四百七號(天) 一〇四	○陸軍戸山學校條例廢止 (勅)第四百十號(天) 一〇四	○明治三十年陸軍部告示百三十二號(軍醫學校學生徒隊及軍隊公衆ノ訓練ニ關シタルトキ手續)中改正 (省)陸軍部告示六十八號(七) 一六六	○陸軍砲兵學校學生徒隊 (省)陸軍部告示一號(三) 三三	○陸軍中央幼年學校條例改正 (勅)第四百八號(天) 一〇四	○陸軍中央幼年學校米科生徒入學期日及納金ニ關スル件 (省)陸軍部告示第十五號(七) 九八八	○陸軍地方幼年學校條例中改正 (勅)第四百九號(天) 一〇四
---	--	---------------------------	--	-------------------------	---	--	-------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	----------------------------------	--	---	--	-------------------------------	---------------------------------------	---	---	-----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------	----------------------------------	--	-----------------------------------

○明治三十五年告示第五號(明治三十六年召募スル 士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 一年志願兵試驗格)中改正 (省)陸軍第十號五 七五〇	○明治三十七年召募スル士官候補生、中央幼年學校 預科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並 一年志願兵試驗格 (省)陸軍第十八號二〇二八二	○明治三十四年陸軍部第七十號(陸軍部內務學校軍隊 ノ入學及分遣派遣者ニ係ル俸給其他給與力)中改正 別除 (省)陸軍第三十號四 九九	○明治三十三年陸軍部第八十五號(陸軍砲工學校以下學 校學生並生徒入學時期)中改正別除	○各學校訓導分遣規則中改正 (陸)陸軍第六十九號七 一六八	○海軍大學校條例中改正 (勅)第二百七十二號二二 三三二	○海軍軍醫學校條例中改正 (勅)第二百七十三號二二 三三三	○海軍軍醫學校規則中改正別除 (陸)海軍第六十號二二 三四八	○明治二十九年勅令第八十五號(文部省ニ學校衛生 顧問及學校衛生顧問會議幹事ヲ置ク)廢止 (勅)第三十八號三 四四	○文部省直轄諸學校官制第十條中改正別除 (勅)第二百三十號二二 三三七	○文部省直轄諸學校高等官等俸給令中改正 (勅)第二百六十二號二二 三六四	○文部省直轄諸學校校長會暨特別任用令中改正 (勅)第二百六十七號二二 三六八	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第五十六號三 六二	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第六十九號三 八九	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第三百三號六 一四三	○高等師範學校規程中改正 (省)文部第一號二二 三三七	○高等師範學校規程第十條中改正 (省)文部第二十號四 八二	○高等師範學校卒業生服務規則中改正 (省)文部第三十五號二二 三三八	○女子高等師範學校規程中改正別除 (省)文部第三十二號二〇 二〇七	○東京高等商業學校豫科及本科學科課程改正 (省)文部第三十三號二〇 二〇八	○大阪高等工業學校規程 (省)文部第二十七號六 二二八	○東京商學學校校長會及畢業生服務規則 (省)文部第七號三 四七	○文部省直轄諸學校入學ニ關スル件 (省)文部第九十六號四 五九	○札幌農學校事務所移轉 (省)文部第三百二十九號八二二七	○盛岡高等農林學校ノ事務所移轉 (省)文部第六號二二 五
---	---	---	---	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---	-------------------------------------	--------------------------------------	--	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------------	------------------------------

○盛岡高等農林學校ノ事務所移轉 (省)文部第八十一號四 五三三	○神戶高等商業學校ノ事務所移轉 (省)文部第七號二二 五	○神戶高等商業學校ノ事務所移轉 (省)文部第十八號二二 八	○官立學校及圖書館會計金庫出納事務規程中改正 (勅)大藏第三號三二 三三	○公立學校職員俸給令 (勅)第六十六號三二 八二	○明治二十四年勅令第二百四十四號(公立中學校高等 女學校專門學校技藝學校職員名稱待遇及任用ノ件) 第二條中改正 (勅)第六十五號三二 八〇	○明治二十五年勅令第三十九號(責任及刑任文官下 一ノ待遇ヲ受ケル公立學校職員等俸給令)中改正 (勅)第六十七號三二 八五	○明治三十二年省令第二十五號(公立私立學校外附大 學校卒業生ノ教員免許ニ關スル規定)第二條中追加 (省)文部第二十一號四 八三	○公立私立學校規定ニ關スル規則中改正追加 (省)文部第三十號八二六八	○中學校令施行規則第三十六條第三十七條改正 (省)文部第四號三二 四四	○中學校令施行規則中改正追加 (省)文部第二十八號七 一五六	○師範學校設備規則第十三條改正 (省)文部第三號三二 四四	○高等女學校教授要目 (勅)文部第二號三二 四〇	○師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (省)文部第二十六號三二 二七	○明治三十六年開設スル師範學校中學校高等女學校 教員等初期講習會ニ關スル件 (省)文部第四號五 七六八	○明治三十六年開設スル師範學校中學校高等女學校 教員等初期講習會ニ關スル件(廢止) (勅)第六十一號三二 七三	○商業學校規程第二條中改正 (省)文部第三十號七 九二二	○工業學校規程、農業學校規程、商業學校規程、船舶學校 規程、徒勞學校規程及水產學校規程中別除 (省)文部第十七號三二 六三	○專門學校令制定明治二十年勅令第四十八號(府縣立 醫學校費用ニ關スル件)廢止 (勅)第六十一號三二 七三	○公立私立專門學校規程制定明治十五年文部省令第四 號第五號及第六號中廢止 (省)文部第十三號三二 五五	○專門學校入學者檢定規程 (省)文部第十四號三二 五九	○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケル コトヲ得ル者指定 (省)文部第三十號三二 二二八	○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケル コトヲ得ル者指定 (省)文部第七十六號四 五三〇	○明治三十六年告示第七十六號中追加 (省)文部第七十六號四 五三〇	○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケル コトヲ得ル者指定 (省)文部第二十號六 九二七	○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケル コトヲ得ル者指定 (省)文部第九十九號五 七八五	○專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受ケル コトヲ得ル者指定 (省)文部第九十九號五 七八五	○實業學校令中改正別除 (勅)第六十二號三二 七六
---------------------------------	------------------------------	-------------------------------	--------------------------------------	--------------------------	---	---	--	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	--------------------------	---------------------------------------	--	--	------------------------------	--	---	--	-----------------------------	--	--	-----------------------------------	---	--	--	---------------------------

<ul style="list-style-type: none"> ○實業學校設置廢止規則中改正追加 (省)文部第五號(三) 四六 ○實業學校設置廢止規則中改正追加 (省)文部第十五號(三) 六一 ○官立專門學校及實業專門學校ノ校長ニ於テ定メタル規程ハ仍ホ效力ヲ有セシム (省)文部第十二號(三) 五五 ○臺灣總督府國語學校中學校及臺灣小學校生徒及卒業者ノ他ノ學校ヘ入學試験ニ關スル規程 (省)文部第二十四號(天) 一三三 ○徵兵事務條例ニ依リ學校長ノ交付スル在學證明書ニ關スル規程ヲ定メ明治十八年號第一號(同件)ヲ廢ス (省)文部第三十九號(三) 二二七 ○徵兵事務條例ニ依リ學生、生徒ニ交付スル在學證明書式廢止ノ件 (省)文部第四號(三) 四〇三 ○明治三十二年訓令第一號(有租地ヲ公立學校地ト爲シタルトキ通知力ノ件)中改正 (訓)文部第一號(三) 三三 ○小學校令中改正追加 (勅)第六十三號(三) 六六 ○小學校令中改正追加 (勅)第七十四號(四) 一〇三 ○小學校令施行規則中改正追加 (省)文部第十一號(三) 四九 ○小學校令施行規則中改正追加 (省)文部第三十二號(四) 八五 ○小學校令施行規則中改正追加 (省)文部第三十四號(二) 一三七 ○小學校教料用圖書翻刻發行規則 (省)文部第二十三號(四) 八六 	<ul style="list-style-type: none"> ○小學校教料用圖書翻刻發行規則 (省)文部第二十六號(天) 二四〇 ○小學校教料用圖書ノ檢定無效ノ件 (省)文部第十七號(二) 七 ○小學校教料用圖書用紙ノ標準 (省)文部第七號(五) 七六九 ○小學校教料用圖書翻刻發行出願方ノ件 (省)文部第三十八號(八) 二二六 ○小學校教料用圖書翻刻發行規則ニ依リ貼付スル半印紙ノ種類及見本ノ件 (省)文部第七十四號(二) 二九三 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書ノ名稱 (省)文部第二十五號(六) 九一八 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書名稱ノ件 (省)文部第八十二號(一〇) 二八八 ○小學校教料用圖書翻刻發行許可ノ件 (省)文部第七十三號(九) 二九〇 ○小學校教料用圖書翻刻發行許可ノ件 (省)文部第八十三號(一〇) 二八八 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第四十二號(八) 二二七 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第九十八號(一〇) 二九六 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第三十三號(二) 一三七 ○翻刻發行ヲ許可スルハ小學校教料用圖書中定價最高額ノ件 (省)文部第二十七號(三) 一四四
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ○高等學校大學預科入學者選拔試驗規程ヲ定メ高等學校大學預科入學試驗規程ヲ廢ス (省)文部第八十四號(四) 五三三 ○明治三十六年各高等學校入學試驗ニ關スル件 (省)文部第八十五號(四) 五三六 ○明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事聘用試驗規則第五條ニ依リ私立學校指定)中改正 (省)司法第四十六號(二) 二二六 ○明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事聘用試驗規則ニ依リ私立學校指定)中改正 (省)司法第四十七號(二) 二二九 ○明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事聘用試驗規則ニ依リ私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二二九 ○明治三十六年告示第九十一號(刑事檢事聘用試驗規則ニ依リ私立學校指定)中改正 (省)司法第四十九號(二) 二二九 ○刑事檢事聘用試驗規則ニ依リ指定ノ私立學校法政學校名稱 (省)司法第五十二號(二) 二二八 ○官立札幌農學校森林科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第五十三號(三) 二三四 ○北海道獨立兩節中學校ノ位置變更認可 (省)文部第七十六號(九) 二九三 ○北海道獨立上川中學校ノ位置開校認可 (省)文部第七十七號(三) 二二六 ○農林高等學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (省)文部第七十七號(五) 二六八 	<ul style="list-style-type: none"> ○明治三十三年告示第八十三號(東京府私立日本法學學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中改正 (省)文部第三十四號(三) 一三三 ○明治三十三年告示第八十三號(東京府私立日本法學學校ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (省)文部第四十四號(八) 二二八 ○東京府私立東京法學院ノ改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (省)文部第二百號(一〇) 二九七 ○東京府私立東京法學院大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 (省)文部第五十四號(八) 二二三 ○東京府私立明治法律學校ノ改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (省)文部第五十一號(八) 二二三 ○東京府私立明治大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 (省)文部第五十二號(八) 二二三 ○東京府私立明治大學分校ノ設置開校認可 (省)文部第三十一號(三) 二二八七 ○東京府私立和佛法律學校ノ改稱及專門學校令ニ依ルノ件認可 (省)文部第五十七號(八) 二二三 ○東京府私立法政大學ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力ノ件 (省)文部第五十八號(八) 二二三 ○東京府私立專修學校ノ專門學校令ニ依ルノ件認可 (省)文部第二十五號(二) 二二八七
---	--

- 東京府私立明治學院神學部ノ專門學校令ニ依ルノ件
(告)文部第百九十九號(二)三三八七
- 東京府私立明治學院高等學部ノ專門學校令ニ依ルノ件
(告)文部第百九十九號(二)三三八七
- 東京府私立明治學院高等學部ノ專門學校令ニ依ルノ件
(告)文部第百八十四號(二)三三八九
- 東京府私立東洋商業專門學校ノ設置認可
(告)文部第百二十二號(二)三四三三
- 東京府私立東京慈惠醫院醫學專門學校令ニ依リ
設置認可
(告)文部第百十三號(二)三四九
- 東京府私立東京慈惠醫院醫學專門學校ヲ徵兵令ニ依
リ認定
(告)文部第百四十一號(二)三二二七
- 東京府私立東京慈惠醫院醫學專門學校ヲ徵兵令ニ依
リ認定中追加
(告)文部第百八十七號(二)三三九〇
- 東京府私立淨土高等學院ノ專門學校令ニ依ルノ件
(告)文部第百九十五號(二)三三九二
- 明治三十三年告示第百三十五號(東京府私立淨土
高等學院ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加
(告)文部第百九十六號(二)三三九五
- 東京府私立第四中學校ノ移轉認可
(告)文部第百八十六號(二)三三七
- 東京府私立新編真言宗觀山派高等佛部中學校ノ改稱
認可
(告)文部第百二十二號(二)三三八七
- 東京府私立聖澤第一中學校ヲ徵兵令ニ依リ認定
(告)文部第百二十四號(二)三三九四
- 東京府私立天宮宗東部中學ヲ徵兵令ニ依リ認定
(告)文部第百二十六號(二)三三九四
- 東京府私立獨逸學協會學校中學分校ノ設置認可
(告)文部第百九十七號(二)三三八五
- 東京府私立神田中學校閉鎖
(告)文部第百十七號(二)三三八六
- 東京府私立神田中學校ノ廢止認可
(告)文部第百六十號(二)三三四
- 明治三十四年告示第百三號(東京府私立國學院ヲ徵兵
令ニ依リ認定)中追加
(告)文部第百九十一號(二)三三九二
- 東京府私立早稲田實業學校ノ組織變更認可
(告)文部第百四十六號(二)三二一九
- 東京府私立東京高等農學校ノ組織變更認可
(告)文部第百四十八號(二)三三〇〇
- 大日本農會附屬私立東京高等農學校本科專攻科ヲ徵
兵令ニ依リ認定
(告)文部第百二十八號(二)三三四三
- 東京府立種痘學校ニ對スル徵兵令及文官任用令ニ依
リ認定效力ノ件
(告)文部第百七十七號(二)三三九三
- 東京府八王子織物組合立八王子織造學校ヲ府立ト爲
シ改稱ノ件認可
(告)文部第百四十六號(二)三三三〇
- 東京府私立東京高等女學校ノ設置認可
(告)文部第百四十三號(二)三三三三
- 東京府私立三輪田高等女學校ノ設置認可
(告)文部第百九十二號(二)三三八八
- 東京府立醫學專門學校ノ改稱認可
(告)文部第百二十八號(二)三三九四

- 京都府私立吉田中學校ノ設置認可
(告)文部第百二十五號(二)三三四二
- 京都府私立京都法政學校ノ改稱及專門學校令ニ依ル
ノ件認可
(告)文部第百六十九號(二)三三九〇
- 京都府私立京都法政學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定
效力ノ件
(告)文部第百七十號(二)三三九〇
- 大阪府立高等醫學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定效力
ノ件
(告)文部第百六十八號(二)三三八九
- 大阪府立醫學專門學校ノ改稱認可
(告)文部第百六十七號(二)三三八九
- 大阪府私立關西法律學校ノ專門學校令ニ依ルノ件認可
(告)文部第百四十四號(二)三三八七
- 大阪府私立大阪城南商業學校ノ設置認可
(告)文部第百十八號(二)三三九二
- 大阪府私立大阪商業學校ニ對スル徵兵令ニ依リ認定
取消
(告)文部第百三十號(二)三三九六
- 大阪府立現業高等女學校ノ位置變更認可
(告)文部第百十號(二)三三九五
- 神奈川縣中郡立中郡農業學校ヲ徵兵令及文官任用令
ニ依リ認定
(告)文部第百九十九號(二)三三九六
- 神奈川縣橫濱市水町外十三箇町立南業學校及同商業
補習學校ノ改稱認可
(告)文部第百七十九號(二)三三九三
- 長崎縣甲種私立海軍商業學校ノ設置認可
(告)文部第百九十五號(二)三三九〇
- 新潟縣立蒲田中學校糸魚川分校ノ設置認可
(告)文部第百四十五號(二)三三九
- 新潟縣新潟市立新潟商業學校ヲ府立ト爲シ改稱ノ件
認可
(告)文部第百二十八號(二)三三八
- 新潟縣能生町立能生水產補習學校ヲ府立ト爲シ改稱
ノ件認可
(告)文部第百八十一號(二)三三八七
- 新潟縣刈羽郡立高等女學校ノ設置認可
(告)文部第百九十八號(二)三三八五
- 埼玉縣立甲種稻谷農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ
依リ認定
(告)文部第百五十六號(二)三三三六
- 埼玉縣立甲種稻谷農業學校ノ改稱認可
(告)文部第百五十九號(二)三三三七
- 埼玉縣秩父郡立乙種農業學校ノ程度變更及改稱
認可
(告)文部第百六十九號(二)三三八
- 埼玉縣秩父郡立農業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依
リ認定
(告)文部第百六十三號(二)三三八
- 千葉縣立市原海濱補習學校ノ組織變更及改稱認可
(告)文部第百十六號(二)三三九六
- 千葉縣女子師範學校ノ設置認可
(告)文部第百九十號(二)三三九一
- 茨城縣立土浦中學校ノ移轉認可
(告)文部第百五十五號(二)三三九七
- 茨城縣立商業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定
(告)文部第百六十三號(二)三三八
- 茨城縣女子師範學校ノ設置認可
(告)文部第百六十三號(二)三三八
- 茨城縣女子師範學校ノ設置認可
(告)文部第百六十三號(二)三三八

- 茨城縣立高等女學校ノ改稱認可 (特)文部第三十八號(三) 二二三
- 茨城縣立土浦高等女學校ノ設置開校認可 (特)文部第三十九號(三) 二二三
- 奈良縣立高等女學校ノ改稱認可 (特)文部第五十二號(四) 二三四
- 奈良縣立福井女學校ノ設置開校認可 (特)文部第五號(二) 二三四
- 奈良縣五條町外八箇村學校組合立女子手藝學校ノ設置認可 (特)文部第七十號(四) 二三八
- 三武縣立工業學校ノ設置令及教育任用令ニ依リ認定 (特)文部第二十五號(三) 二四四
- 三武縣女子師範學校ノ設置開校認可 (特)文部第三十一號(七) 二四四
- 盛岡縣立西學校ノ改稱認可 (特)文部第三十七號(七) 二四九
- 盛岡縣立第一中學校ノ設置開校認可 (特)文部第二十九號(三) 二四九
- 盛岡縣立工業學校ノ設置令及教育任用令ニ依リ認定 (特)文部第三十五號(三) 二五三
- 盛岡縣立工業學校ノ設置開校認可 (特)文部第二十六號(二) 二五八
- 盛岡縣立高等女學校ノ設置開校認可 (特)文部第四十號(三) 二五九
- 盛岡縣町立高等商業學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第四十九號(四) 二五九
- 靜岡縣志太郡立農學校ノ設置認可 (特)文部第四十四號(四) 二六三
- 靜岡縣志太郡立農學校ノ改稱認可 (特)文部第九十一號(四) 二六八
- 靜岡縣立高等女學校ノ設置開校認可 (特)文部第二十三號(二) 二六八
- 靜岡縣私立靜岡高等女學校ノ廢止認可 (特)文部第四十一號(三) 二六八
- 靜岡縣立農林學校ノ設置認可 (特)文部第三十六號(七) 九九三
- 岐阜縣岐阜市立岐阜商業學校ノ設置開校認可 (特)文部第二十二號(三) 二四九
- 岐阜縣岐阜市立高等女學校及大垣町立高等女學校ノ廢止認可 (特)文部第三十三號(三) 二五二
- 宮城縣私立刈田中學校ノ設立ノ件認可 (特)文部第二十二號(六) 九六
- 宮城縣私立東北中學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第十四號(二) 七
- 福島縣本鄉村立農業徒勞學校ノ改稱認可 (特)文部第四十三號(二) 二一八
- 福島縣福島町立福島高等女學校ノ廢止認可 (特)文部第三十一號(三) 二二一
- 福島縣私立瀧澤商業學校ノ設置認可 (特)文部第五十號(三) 二二四
- 岡山縣私立金川中學校ノ設置開校認可 (特)文部第七十二號(九) 二一九〇
- 岡山縣勝田郡英田郡組合立農林學校ノ組織變更認可 (特)文部第九十二號(三) 二一九一
- 廣島縣私立山口中學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第六十一號(三) 二二七
- 廣島縣私立明道中學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第二十四號(三) 二四三
- 山口縣立農學校ノ設置認可 (特)文部第四十七號(三) 二四四
- 山口縣立工業學校ノ設置認可 (特)文部第二百二十七號(六) 九一九
- 山口縣立三田高等女學校ノ設置開校認可 (特)文部第八號(二) 二
- 山口縣立博愛高等女學校ノ設置認可 (特)文部第九號(二) 二
- 和歌山縣立田邊中學校新宮分校ノ獨立改稱開校ノ件認可 (特)文部第二十五號(三) 二二七
- 和歌山縣立徳成中學校ノ設置認可 (特)文部第十一號(六) 九二五
- 和歌山縣立農林學校ノ設置開校認可 (特)文部第六十四號(九) 二八九
- 和歌山縣市立和歌山商業學校ノ設置認可 (特)文部第六十五號(九) 二八九
- 和歌山縣立和歌山商業學校ノ設置認可 (特)文部第八十七號(四) 二九七

- 明治三十年告示第十四號(山形縣米澤市立米澤市工業學校大科ノ設置令ニ依リ認定)中改正 (特)文部第四十二號(三) 二四四
- 山形縣妙見高等商業學校ノ改稱認可 (特)文部第二十七號(三) 二四四
- 山形縣高等女學校ノ改稱認可 (特)文部第二十一號(六) 九七七
- 秋田縣立秋田商業學校ノ改稱認可 (特)文部第七十一號(四) 二五九
- 秋田縣立秋田工業學校ノ設置認可 (特)文部第七十二號(四) 二五九
- 明治三十二年告示第十九號(福井縣立福井商業學校大科ノ設置令ニ依リ認定)中改正 (特)文部第七十四號(四) 二五九
- 福井縣立福井商業學校ノ廢止認可 (特)文部第八十八號(四) 二五七
- 富山縣師範學校ノ位置變更認可 (特)文部第一百十二號(六) 九二五
- 島根縣安藝郡立農學校ノ設置認可 (特)文部第二百二十三號(六) 九二七
- 島根縣福地郡立石見農學校ノ設置認可 (特)文部第二百二十四號(六) 九二七
- 島根縣女子師範學校ノ設置開校認可 (特)文部第十九號(二) 八
- 岡山縣私立岡谷中學校ノ設置開校認可 (特)文部第八十二號(四) 二五三
- 岡山縣私立金川中學校ノ設置開校認可 (特)文部第七十二號(九) 二一九〇
- 岡山縣勝田郡英田郡組合立農林學校ノ組織變更認可 (特)文部第九十二號(三) 二一九一
- 廣島縣私立山口中學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第六十一號(三) 二二七
- 廣島縣私立明道中學校ノ設置令ニ依リ認定 (特)文部第二十四號(三) 二四三
- 山口縣立農學校ノ設置認可 (特)文部第四十七號(三) 二四四
- 山口縣立工業學校ノ設置認可 (特)文部第二百二十七號(六) 九一九
- 山口縣立三田高等女學校ノ設置開校認可 (特)文部第八號(二) 二
- 山口縣立博愛高等女學校ノ設置認可 (特)文部第九號(二) 二
- 和歌山縣立田邊中學校新宮分校ノ獨立改稱開校ノ件認可 (特)文部第二十五號(三) 二二七
- 和歌山縣立徳成中學校ノ設置認可 (特)文部第十一號(六) 九二五
- 和歌山縣立農林學校ノ設置開校認可 (特)文部第六十四號(九) 二八九
- 和歌山縣市立和歌山商業學校ノ設置認可 (特)文部第六十五號(九) 二八九
- 和歌山縣立和歌山商業學校ノ設置認可 (特)文部第八十七號(四) 二九七

- 德島縣立農業學校ノ設置開校認可 (告)文部第二十九號(三) 二二八
- 香川縣立高松中學校大川分校及同縣立丸龜中學校三
號分校ノ獨立改稱開校ノ件認可 (告)文部第十五號(二) 七
- 香川縣木田郡立木田農學校ノ設置認可 (告)文部第三十七號(三) 二二二
- 愛媛縣越智郡弓削村外五箇村組合立弓削甲種南嶺學
校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第四號(一) 五
- 愛媛縣周島郡立周島農學校ノ設置認可 (告)文部第六十號(三) 二二七
- 高知縣第一及第二中學校分校ノ獨立改稱開校ノ件認
可 (告)文部第二十四號(三) 二二七
- 明治三十二年告示第六十一號(縣立高知農學校本科
ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定)中加除 (告)文部第五十七號(三) 二二六
- 福岡縣立福岡工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十二號(一) 二
- 福岡縣立久留米工業學校及同小倉工業學校ヲ徵兵令
及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第十三號(二) 六
- 福岡縣京野郡立豐津農學校及同行事農學校ノ設置認
可 (告)文部第四十七號(八) 二一九
- 福岡縣企救郡立農學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十五號(八) 二二三
- 福岡縣郡立榎手農學校ノ設置開校認可 (告)文部第三十七號(二) 二二八
- 大分縣立農學校ノ移轉認可 (告)文部第二百二十九號(七) 九九二
- 佐賀縣佐賀郡立海員養成學校ノ改稱認可 (告)文部第十六號(二) 七
- 佐賀縣立佐賀工業學校有田分校ヲ廢止シ佐賀縣立有
田工業學校ノ設置開校認可 (告)文部第五十一號(三) 二二四
- 佐賀縣立有田工業學校ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ
認定 (告)文部百十五號(六) 九一六
- 熊本縣立熊本中學校ノ移轉認可 (告)文部第六十二號(三) 二二七
- 熊本縣熊本市立商業學校ヲ縣立ト爲シ改稱ノ件認可 (告)文部第五十八號(三) 二二七
- 熊本縣郡立乙種菊池北部農學校ノ設置認可 (告)文部百三十五號(七) 九九三
- 熊本縣球磨郡立人吉工業徒勞學校ノ設置認可 (告)文部百五十六號(八) 二二三
- 熊本縣立高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第三十二號(三) 二二一
- 宮崎縣兒湯郡立農學校ノ設置開校認可 (告)文部第九十三號(四) 五三八
- 明治三十一年告示第六十五號(縣立鹿兒島農學校
本科ヲ徵兵令ニ依リ認定)中追加 (告)文部第九十號(四) 五二八
- 鹿兒島縣大島郡田村外六十一村立薩川實業補習學
校ノ組織變更及改稱認可 (告)文部百六十六號(九) 二八九

- 鹿兒島縣市立鹿兒島女子師範農學校ノ改稱認可 (告)文部百九號(五) 八〇〇
- 鹿兒島縣中水野村立女子職業學校ノ設置認可 (告)文部第二十二號(三) 二二六
- 鹿兒島縣日置郡東市來村立婦女實業補習學校ノ
組織變更及改稱認可 (告)文部第七十三號(四) 五二九
- 鹿兒島縣村上市成女子實業補習學校ノ組織變更及改
稱認可 (告)文部第二百二十三號(三) 二四三
- 沖繩縣國頭郡各開切島組合立農學校ヲ徵兵令及文官任
用令ニ依リ認定 (告)文部第六十四號(三) 二二八
- 沖繩縣立沖繩高等女學校ノ設置開校認可 (告)文部第六十五號(三) 二二八
- 沖繩縣立沖繩高等女學校ノ改稱認可 (告)文部第七十八號(四) 五三一
- 沖繩縣私立沖繩高等女學校ノ廢止認可 (告)文部第七十七號(四) 五三〇
- 沖繩縣首里區立女子實業補習學校ノ組織變更及改稱
認可 (告)文部百三十四號(七) 九九五
- 南洲學校官制第四條第六條中改正 (勅)第二百五十號(三) 二二五
- 東京師範電信學校規則第二十二條中追加 (告)通信第四百八十一號(二〇) 三三四
- 臺灣總督府國語學校講習科規程 (臺灣)第四十三號(六) 八〇
- 臺灣總督府國語學校土語講習科規則廢止 (臺灣)第四十四號(六) 八一
- 臺灣總督府國語學校國語講習科規程所給我生及師範學校生
徒支給規則制定(臺灣)總督府國語學校國語講習科所給
我生支給規則(明治)三十二年府令第三十號(臺灣)總督
府師範學校生徒食費手當金被服旅費及治疫費支給ノ
件)及臺灣師範學校生徒學費支給細則廢止 (臺灣)第四十五號(六) 八二
- 臺灣總督府醫學校生徒給與規則第八條中追加 (臺灣)第七十五號(三) 二二七
- 臺灣總督府師範學校規則改正 (臺灣)第二十八號(五) 六七
- 臺灣小學校公立學校教員檢定及免許狀ノ番號又ハ再
渡ニ關スル手續料規程 (臺灣)第六十七號(一〇) 二二二
- 臺灣公學校規則中改正 (臺灣)第一號(一) 一
- 臺灣公學校規則表中改正 (臺灣)第三十三號(五) 七四
- 臺灣公學校規則第十一條表中追加 (臺灣)第六十三號(九) 一〇〇
- 陸軍大學校學生候補名簿書式改正 (達)陸軍第二十五號(三) 二九
- 明治三十六年陸軍大學校學生候補者再審試驗開始期
日 (達)陸軍第三十五號(四) 一〇四
- 明治三十七年陸軍大學校學生入學人員及試驗科目
(達)陸軍百一十一號(三) 三三六
- 工科及理科大學陸軍砲工學校員外學生修學規則第十
條中追加 (達)陸軍百十五號(三) 三三九

○明治三十三年陸軍第八十五號陸軍砲工學校以下學校學生並生徒入學時期)改正刑除
(總)陸軍第七十八號(九) 三三五

○明治三十六年經理學校(入校セシムル)學生人員及入校期
(總)陸軍第五十五號(五) 一六一

○明治三十六年陸軍經理學校學生試驗條例
(總)陸軍第六十三號(六) 一七三

○明治三十六年採用スル經理學校學生試驗問題
(總)陸軍第六十四號(六) 一七五

○海軍各學生、生徒及練習生ニ授與スル證書、懸狀掛式改正
(總)海軍第六十五號(三) 三六九

○明治三十一年告示第六十一號(學生生徒ノ)近視眼鏡防上教科用圖書檢定標準)中小學校教科用圖書ニ關スル事項ヲ廢止ス (告)文部第三百九十七號(一〇) 二二五

[學科]
○京都帝國大學法科大學ノ法律學科及政治學科ノ區別ヲ廢ス (告)文部第三百一十一號(九) 一八八

○東京高等商業學校理科及文科學科課程改正 (告)文部第三百三十三號(一〇) 二〇八

[實業]
○在地方官署官職ニ差出スルハ實業掛式
(總)海軍第一號(三) 三三三

下士卒
○陸軍各兵科下士教育命令ヲ定ム陸軍各兵科下士上士兵教育命令ヲ廢ス (總)陸軍第一百八十八號(三) 三三〇

○陸軍部下士初充及交代規程ヲ定ム上等計手及計手補充區分ヲ廢ス (總)陸軍第十三號(三) 三三八

○陸軍現役下士ノ父母妻子ニシテ兵籍ニ登記セタル者軍醫ノ診斷ヲ受クルコトヲ得 (總)陸軍第四號(三) 三三八

○下士以下赴任、候補生及生徒入校又ハ贈隊ノトキ刀劔ヲ佩用セシムス (總)陸軍第九十二號(一〇) 三三九

○明治三十二年陸軍第三百三十四號(陸軍部下兵卒中營外ニ居住又ハ外泊セシムル)人員ニ關スル件)中加 (總)陸軍第五號(三) 三三九

○陸軍兵卒進級規則ヲ定ム明治三十三年陸軍第九十五號(陸軍兵卒昇級取替ノ件)ヲ廢ス (總)陸軍第三百三十三號(三) 三三七

○野戰砲廠設置管理所職工卒養成規則中改正加除 (總)陸軍第五十號(五) 一五五

○海軍下士卒服役條例中改正追加 (勅)第七號(二) 一七

○海軍卒職名等級表改正刑除 (勅)第二百七十七號(三) 三六六

○海軍准士官下士任用進級條例中改正追加 (勅)第十五號(三) 一八

○海軍准士官下士任用進級取替規則中改正 (總)海軍第十二號(三) 一四

○海軍卒進級條例中改正追加 (總)海軍第十四號(三) 一五

○明治三十六年三月施行メハ下士卒ノ進級試驗科目 (總)海軍第十七號(三) 一七

○海軍下士卒身上取替規則中改正追加 (總)海軍第九十一號(九) 三三〇

○海軍下士卒服履取替及配注心得中加除 (總)海軍第四百四十七號(二) 三三〇

○海軍下士卒軍醫檢驗規則中加除 (總)海軍第六十八號(三) 三三三

○海軍陸軍下士卒教育規則改正 (總)海軍第二十二號(三) 六一

○海軍陸軍下士卒教育規則中改正 (總)海軍第六十六號(一〇) 三三三

○海軍陸軍下士卒教育規則中加除 (總)海軍第七十四號(二) 三六七

○下士卒教育資格ニ關スル規定中改正 (總)海軍第九十七號(一〇) 三三一

○下士卒教育資格ニ關スル規定中改正刑除 (總)海軍第六十六號(三) 三三三

○下士卒定員補充交代規則中改正追加 (總)海軍第十五號(三) 一六

○下士卒奉給附屬施行ノ際陸軍ニ准士官以上ノ管帶被服包ノ件 (總)海軍第九號(三) 三三

[加條]
○海軍軍人俸給加條規則中改正追加 (總)海軍第六十七號(二) 三三三

○従前ノ特別係リ受クル砲兵士等工兵ニ技術加條ヲ給セシム (總)陸軍第七十六號(二) 三三〇

○陸軍現役下士ノ父母兄弟ニシテ兵籍ニ登記セタル者軍醫ノ診斷ヲ受クルコトヲ得 (總)陸軍第四號(三) 三三八

○下士以下赴任、候補生及生徒入校又ハ贈隊ノトキ刀劔ヲ佩用セシムス (總)陸軍第九十二號(一〇) 三三九

○陸軍兵卒進級規則ヲ定ム明治三十三年陸軍第九十五號(陸軍兵卒昇級取替ノ件)ヲ廢ス (總)陸軍第三百三十三號(三) 三三七

○野戰砲廠設置管理所職工卒養成規則中改正加除 (總)陸軍第五十號(五) 一五五

○海軍下士卒服役條例中改正追加 (勅)第七號(二) 一七

○海軍卒職名等級表改正刑除 (勅)第二百七十七號(三) 三六六

○海軍准士官下士任用進級條例中改正追加 (勅)第十五號(三) 一八

○海軍准士官下士任用進級取替規則中改正 (總)海軍第十二號(三) 一四

○海軍卒進級條例中改正追加 (總)海軍第十四號(三) 一五

○明治三十六年三月施行メハ下士卒ノ進級試驗科目 (總)海軍第十七號(三) 一七

○陸軍現役下士ノ父母兄弟ニシテ兵籍ニ登記セタル者軍醫ノ診斷ヲ受クルコトヲ得 (總)陸軍第四號(三) 三三八

[河川]
○河川工事費ロリ補助メハ土木工事補助規則ニ關スル規定 (告)内務第八號(五) 一四六

○大井川築堤工事終了 (告)内務第十九號(五) 二〇六

[歌謡]
○彰仁親王殿下御去ニ付テ歌謡停止 (勅)第二號(三) 一

○彰仁親王殿下御去ニ付テ歌謡停止ノ件 (告)海軍總務府第十七號(五) 五〇四

[價格表記]
○外國宛價格表記書及同箱物ノ新價格金表改正 (告)通信第七十六號(三) 一七一

○外國宛價格表記書及同箱物郵傳料金表改正追加 (告)通信第五百五十四號(三) 一六八

○外國宛價格表記書及同箱物郵傳料金表改正追加 (告)通信第五百五十一號(三) 一七六

○外國宛價格表記書及同箱物郵傳料金表改正追加 (告)通信第五百五十七號(三) 一七五

- 外國宛價格表記借書及同箱物郵便料金表中止 (省) 通信第三百九十號(八)二二五
- 外國宛價格表記借書及同箱物郵便料金表中止 (省) 通信第三百九十九號(八)二二五
- 外國宛價格表記借書及同箱物郵便料金表中止 (省) 通信第五百五十六號(二)二四一
- 外國宛價格表記借書及同箱物郵便料金表中止 (省) 通信第六百一號(三)二五五
- 外國宛價格表記借書及同箱物郵便料金表中止 (省) 通信第六百二十七號(三)二七六
- 價格表記借書及箱物取扱開始ノ件 (省) 臺灣總督府第三百三十六號(三)二六二
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表記料及代金引換料改正 (省) 通信第三百四號(一) 八五
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表記料及代金引換料ノ件改正 (省) 通信第三百二十號(三) 一六〇
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表記料及代金引換料ノ件改正 (省) 通信第三百十三號(五) 九〇
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表記料及代金引換料改正 (省) 通信第五百七十九號(三)二五三
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表記料及代金引換料金表改正追加 (省) 通信第六百六十五號(三)二五九
- 明治三十五年告示第五百四十六號(水) 郵便價格表記借書同箱物ノ交換ノ得ル國名(中)改正 (省) 通信第三百四十四號(四) 七五
- 代金引換書留郵便物及同價格表記郵便物交換國名表(中)追加 (省) 通信第三百十六號(五) 九五
- 價格表記借書及同箱物ノ交換ノ得ル國名並體意規定ノ事項摘要追加 (省) 通信第六百號(三)二五六
- 滿得各屬國價格表記借書及箱物交換約定ニ加附 (省) 通信第四百四十九號(五)二二一
- 萬國郵便條約並ニ同價格表記借書及箱物交換約定ニ加附ノ件 (省) 通信第五百九十八號(三)二五三
- 郵便為替貯金管理所官制中改正削除 (勅) 第四百二十二號(三) 五〇
- 通信官署官制中改正削除、郵便為替貯金管理所官制廢止 (勅) 第四百十七號(三) 三五二
- 通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員 (勅) 第四百十三號(三) 五二
- 通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員ノ件第一條中改正 (勅) 第四百二十六號(八) 一六九
- 通信官署及郵便為替貯金管理所職員定員改正 (勅) 第五百一十一號(三) 三五六
- 制限額以上ノ郵便為替金送付方認可ニ關スル件 (省) 通信第六號(三) 一四
- 制限額以上ノ郵便為替金送付方認可ニ關スル件中改正 (省) 通信第五十九號(三) 二六七
- 明治三十三年省令第六十五號(臺灣及清國陸軍郵便) 郵便為替料ノ件(中)改正追加 (省) 通信第五號(三) 一三
- 在清國及韓國郵便所ニ於ケル通常為替證書一枚ノ金別制限 (省) 通信第四號(三) 一三

- 外國郵便為替規則第二十五條中改正 (省) 通信第三百九十九號(八) 一七〇
- 外國郵便為替規則中改正追加 (省) 通信第四百二號(五) 一八六
- 外國郵便為替規則第七條中改正 (省) 通信第四百四號(一〇) 三三
- 一等郵便局、二等郵便局及同郵便區市内ノ郵便局ニ於テ郵便為替金ノ居宅取扱開始 (省) 通信第三百二十九號(三) 五〇
- 一等郵便局、二等郵便局及同郵便區市内ノ郵便局所ニ於テ郵便為替金ノ居宅取扱開始ノ件(中)追加 (省) 通信第三百十九號(六) 九五
- 萬國聯合電信為替ノ提出及拂渡業務ヲ取扱フ郵便局ノ件 (省) 通信第四百五十三號(五) 三三
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件 (省) 通信第四百五十四號(五) 三三
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件(中)改正 (省) 通信第四百七十二號(一〇) 三三
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便為替事務ノ件(中)別除 (省) 通信第六百五十五號(三) 二八八
- 郵便電信局所ニ於テ外國郵便為替ニ對シ萬國聯合郵便為替並ニ香港及其他介紹為替ノ提出拂渡業務開始ノ件ヲ定メ明治三十三年告示第三百六十七號(同件)ヲ廢止 (省) 通信第三百八十號(七) 一〇三
- 在清國南京本邦郵便局獨逸為替ノ拂渡ヲ取扱ハス (省) 通信第三百五十六號(四) 七五
- 在清國福州本邦郵便局佛國為替ノ提出拂渡ヲ取扱ハス (省) 通信第三百八十二號(五) 八九〇
- 明治三十三年府令第八十六號(郵便局所ノ貯金及為替事務休業日ノ件)廢止 (省) 通信第六十六號(四) 六五
- 郵便局所為替、貯金及取立金受取事務取扱日時ノ件 (省) 臺灣總督府第三百九十九號(四) 七〇
- 明治三十三年告示第三百五十二號(水) 本邦ト郵便及電信為替ヲ交換スル國名(局名)ノ件(中)別除 (省) 通信第二百四十六號(四) 七六
- 明治三十三年告示第三百五十二號(水) 本邦ト郵便及電信為替ヲ交換スル國名(局名)ノ件(中)追加 (省) 通信第二百六十七號(五) 八八
- 明治三十三年告示第三百五十二號(水) 本邦ト郵便及電信為替ヲ交換スル國名(局名)ノ件(中)追加 (省) 通信第二百九十八號(五) 八九
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名、外國郵便為替金ヲ表示スル貨幣、本邦提出拂渡為替一口ノ最高制限額等ヲ定メ同上ニ關スル告示七件ヲ廢止 (省) 通信第四百五十二號(五) 三三
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名等ノ件(中)改正追加 (省) 通信第四百六十五號(一〇) 三三
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名等ノ件(中)追加 (省) 通信第四百七十一號(一〇) 三三
- 本邦ト外國郵便及電信為替ヲ交換スル國名等ノ件(中)追加 (省) 通信第五百七十六號(二) 四六

○本邦ト外國郵便及電信爲替ヲ交換スル國名等ノ件申
追加 (告) 通信第六百六十二號(三) 五九〇

○英國郵政總局ノ機件ニ依リツリガシメ保護國ニ宛テ郵便
爲替ヲ提出スコトヲ得 (告) 通信第六百二十六號(三) 四五五

○歐羅巴土耳古アルバニア州ビヤニニ於ケル伊太利
郵便局ト郵便爲替ノ交換開始 (告) 通信第七十八號(三) 一七二

○明治三十一年告示第三百二十六號(兩邊保護國ト郵
便爲替直接交換ノ件) 中追加
(告) 通信第二百五十七號(四) 七九七

○明治三十一年告示第三百二十六號(兩邊保護國ト郵
便爲替直接交換ノ件) 中追加
(告) 通信第二百六十六號(四) 七四〇

○在清國宜昌得通郵便局ト郵便爲替ノ直接交換開始
(告) 通信第三百二十三號(六) 九五六

○清國南京ニ於ケル通郵便局提出爲替ノ拂渡ヲ取扱
フ (告) 通信第二百五十五號(四) 七三九

○在フエニマラツケツシニ通郵便局ヘ宛テ郵便爲替
符提出スコトヲ得サル件 (告) 通信第三百三十二號(三) 四八八

○在フエニマラツケツシニ通郵便局ヘ宛テ郵便爲替
符提出スコトヲ得サル件停止 (告) 通信第二百九十七號(五) 八九五

○イニシャル群島通郵便局提出郵便爲替ノ直接交換開
始 (告) 通信第二百九十六號(五) 八九五

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一號(一) 六四

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第六號(一) 六七

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二十三號(一) 七

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四十二號(一) 一〇六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第五十五號(三) 一五六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第七十四號(三) 一七〇

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第九十三號(三) 一七八

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一百一十三號(三) 二〇二

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一百二十七號(三) 四五六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一百五十號(三) 四六五

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一百六十三號(三) 四七五

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第一百八十八號(三) 四八二

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百二十五號(三) 五〇二

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百三十七號(四) 七四〇

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百四十五號(四) 七三六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百五十二號(四) 七六六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百六十五號(四) 七三三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百六十九號(四) 八八七

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百八十三號(五) 八九二

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百八十八號(五) 八九三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第二百九十一號(五) 八九三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百十八號(六) 九五三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百二十五號(六) 九七七

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百三十一號(六) 九六三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百四十四號(六) 九六八

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百五十一號(六) 九七一

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百五十九號(七) 一〇一九

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百七十一號(七) 一〇三三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百七十九號(七) 一〇四四

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百八十三號(七) 一〇七七

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百八十七號(七) 一〇三三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第三百九十三號(七) 一〇二六

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百一十一號(八) 一〇九〇

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百二十五號(八) 一一三三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百二十九號(八) 一一三五

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百三十八號(八) 一一三八

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百五十一號(八) 一一三一

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル(牛)外國
貨幣換算割合 (告) 通信第四百五十七號(八) 一一三三

○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第四百七十號(一〇)三三五
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第四百七十八號(一〇)三三三
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第四百八十七號(一〇)三三六
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百號(一〇)三三七
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百十二號(一〇)三三三
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百二十四號(一〇)三三七
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百三十八號(一〇)三三〇
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百六十七號(一〇)三三二
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第五百八十八號(一〇)三三六
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第六百八號(一〇)三三六
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第六百二十九號(一〇)三三九
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第六百四十六號(一〇)三三八
○郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スルハ外國
貨幣換算割合 (告)通借第六百七十一號(一〇)三三九

〔假置場〕
○明治三十三年省令第十五號(稅關假置場使用料及手
數料ノ件)第一條中改正 (省)大藏第三十五號(一)三三七
○明治三十三年告示第十六號(稅關假置場地域ノ件)中
追加 (省)大藏第八十四號(一)三三七
○明治三十三年告示第十六號(稅關假置場地域ノ件)中
改正 (省)大藏百二號(一)三三八
〔假棧橋〕
○基隆停車場地先假棧橋使用規則 (軍府)第七十三號(一)三二五
〔假留監〕
○監獄官制制定案治監假留監官制及明治二十九年勅令
第三百六十二號(案治監假留監並監獄府縣守定員)廢
止 (勅)第三十五號(三)三三六
〔株式〕
○明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業
保證金株式手数料積立金及買賣取引ノ方法ニ關スル
規程並仲買人免件料金額)中改正 (勅)第百二十七號(一)三六九
〔骨牌〕
○砂洲消殺殺毒傳染病預防法並章程、査定書格式及骨牌
帳簿ニ關スル件 (勅)大藏第十號(三)三三三
○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第十號(三)三三三
○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第二十四號(三)三三六
○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第九十三號(一)三三八〇

目ノ部

〔豫算〕
○明治三十六年度ニ於テ前年度豫算施行 (勅)第九號(三)一〇
○明治三十六年度歳入歳出豫算追加 (豫)六月十日(六)一
○明治三十六年度歳入歳出豫算追加 (豫)六月十日(六)一
○明治三十六年度歳入歳出豫算追加 (豫)六月十日(六)一
○明治三十六年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)六月十日(六)二〇
○明治三十六年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)六月十日(六)二〇
○豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫)六月十日(六)四二
○豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫)六月十日(六)四二
○豫算外國庫ノ預備トナルヘキ契約ヲナスヲ要スル件 (豫)六月十日(六)四二
○明治三十六年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充セ
得ルハ數額 (勅)第七十二號(四)九九
○明治三十一年勅令第六十二號(仕舞豫算ヲ以テ仕舞
命令ヲ委任シタル仕舞命令豫算報告書格式)中改正 (勅)大藏第八號(三)一八
〔豫備〕
○明治三十六年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充セ
得ルハ數額 (勅)第七十二號(四)九九
○陸軍兵備後備後備後第一補充兵費報告書報告書
集年次區分及日數表中改正 (告)陸軍第九號(四)九〇

○陸軍兵備後備後備後第一補充兵費報告書報告書
集年次區分及日數表中追加 (告)陸軍第二十三號(三)三〇〇
〔豫防〕
○臨時ペスト豫防事務局官制廢止 (勅)第百二十四號(三)一六六
○痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取銷規則 (省)內務第五號(六)二二〇
○畜牛結核病豫防法施行規則制定輸入畜牛結核病検査
規則廢止 (省)農商務第四號(五)九九
○畜牛結核病豫防心得 (告)農商務第六十九號(六)二二五
○畜牛結核病豫防法ニ依ル検査員職務規程 (勅)農商務第九號(六)三〇九
〔豫科〕
○高等學校大學豫科入學者選拔試驗規程ヲ定メ高等學
校大學豫科入學試驗規程ヲ廢ス (告)文部第八十四號(四)三三三
夕ノ部
〔臺灣〕
○臺灣醫學學校ハカノ部學校ノ項ニ據ス
○明治三十五年法律第五十號(年齡計算ニ關スル件)ヲ
臺灣ニ施行ス (勅)第十四號(三)一七
○明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締
ニ關スル件)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百五十四號(三)三〇五
○明治三十一年法律第二十一號(外國人ト婚姻及縁組
ヲ許スル條規)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第百三十二號(三)三二二

○臺灣總督府令官署ノ置キノ件 (勅)第二百九十六號(三)四三	○臺灣總督府令官署ノ置キノ件 (勅)第二百九十八號(三)一五九
○臺灣陸軍經理部條例改正 (勅)第二百九十號(三)二九七	○臺灣總督府令官署ノ置キノ件 (勅)第二百九十八號(三)一五九
○陸軍運糧部條例制定臺灣陸軍補給廠條例 (勅)第二百九十二號(三)二八〇	○臺灣總督府令官署ノ置キノ件 (勅)第二百九十八號(三)一五九
○臺灣陸軍補給廠運糧規則第八條中追加 (勅)陸軍第五號(三) 七	○臨時臺灣土地調查局官制中改正 (勅)第四百四十三號(三) 一八三
○臺灣島及澎湖島陸軍部陸軍規則中改正追加 (勅)第四百八十七號(二) 二五三	○臨時臺灣總督府ノ防邊事務ニ從事スル職員ノ件 (勅)第四百四十五號(三) 一九七
○臺灣島及澎湖島陸軍部陸軍規則中改正追加 (勅)第四百八十七號(二) 二五三	○臺灣總督府防邊事務官特別任用令 (勅)第四百四十七號(三) 一九六
○臺灣島及澎湖島陸軍部陸軍規則中改正追加 (勅)陸軍第五號(三) 七	○臺灣總督府地方職員特別任用令中追加 (勅)第四百四十八號(三) 一九九
○臺灣二居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件 (勅)第二百八十九號(三) 二〇九	○臺灣總督府警部部制特別任用令中追加 (勅)第四百四十九號(三) 二〇〇
○臺灣居住者及陸軍在留者ノ徵兵ニ關係セシムル件 (勅)第二百五十二號(三) 二〇三	○臺灣省有森林原野及動物特別處分令第一條中追加 (勅)第四百四十七號(三) 一九九
○臺灣在籍陸軍軍人戰時召集規則 (勅)第四百八十七號(三) 二一六	○明治三十年勅令第九號(臺灣ニ於ケル貨物及銀行ニ 關スル政務主管ノ件)中改正 (勅)第四百四十八號(三) 一九九
○臺灣總督府海軍事務條例中削除 (勅)第四百七十六號(二) 二〇七	○明治三十年勅令第九號(臺灣ニ於ケル貨物及銀行ニ 關スル政務主管ノ件)中改正 (勅)第四百四十八號(三) 一九九
○臺灣總督府海軍事務條例及海軍探險所ノ會計監督ノ件 (勅)第四百七十九號(二) 二〇〇	○臺灣地方稅規則施行規則 (勅)第四百六十六號(三) 二一七
○明治三十三年勅令第四十七號(臺灣總督府三警察官 及電信局長充補保ニ關スル件)中改正 (勅)第四百二十八號(二) 一七〇	○臺灣公共埤圳規則中改正追加 (律)第三號(二) 五
	○臺灣土地測量規則中追加 (律)第六號(二) 七
	○臺灣總督府法院裁判規則中改正追加 (律)第十號(二) 二一
	○臺灣地方稅規則施行規則 (勅)第四百六十六號(三) 二一七

○臺灣地方稅及稅外諸收入ノ附屬區分力ノ件 (勅)第十九號(四) 五九	○臺灣汽船職員試驗規則第二條中改正 (勅)第七十號(二) 二二二
○臺灣地方稅規則ニ依リ管村スル見積價格五百圓以 下ノ物件應受納ノ件 (勅)第三十三號(五) 七四	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則第十六條中改正 (勅)第七十一號(二) 二二四
○臺灣度量衡條例施行規則改正 (勅)第九號(三) 三三	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ依ル届出處理力ノ件 (勅)第七十一號(二) 二二四
○臺灣度量衡條例ニ依ラザルコトヲ得ル時期 (勅)第三十號(五) 七四	○臺灣糖業獎勵規則施行細則第四條中追加 (勅)第七十四號(三) 二二六
○臺灣保安林規則施行細則 (勅)第五十五號(三) 三三	○臺灣總督府民政部殖産局糧度課分設設置 (勅)第七十九號(三) 二二九
○臺灣保安林規則施行規則中追加 (勅)第五十五號(三) 三三	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○臺灣保安林規則施行規則中追加 (勅)第五十五號(三) 三三	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○臺灣保安林規則施行規則第七條中削除 (勅)第三十六號(五) 七五	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○臺灣總督府農事通信委員規程中改正 (勅)第二十四號(四) 六三	○明治三十三年省令第六十五號(臺灣及澎湖兩島間郵 便ノ運賃等ノ件)中改正追加 (省)通信第五號(三) 二二二
○明治三十三年省令第九十二號(臺灣郵政規則ニ依リ 收買貨物敷料ノ件)改正 (勅)第三十五號(五) 七五	○明治三十三年省令第六十三號(臺灣島内ニ於ケル貨 物別運賃率ノ件)中改正 (省)通信第二十二號(四) 二二五
○臺灣海防物貯藏規則施行規則第四條中追加 (勅)第五十三號(七) 七六	○明治三十三年省令第六十八號(臺灣島内ニ於ケル郵 便物別運賃率ノ件)中改正 (省)通信第三十號(七) 二二三
○臺灣電話交換規則第六條改正 (勅)第五十三號(七) 七六	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○臺灣總督府三警察官及電信局長採用規則廢止 (勅)第五十八號(五) 八〇	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○明治三十一年府令第六十六號(臺灣總督府及其所屬 各官廳職務時間)中追加 (勅)第六十一號(五) 八五	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七
○臺灣總督府農事局長事限令ニ付中關ノ代表ス (勅)第六十四號(五) 一〇〇	○臺灣汽船職員懲戒取扱規則ニ關スル件 (勅)第七十三號(二) 二二七

〔憲紙〕

○郵便切手貯金憲紙三種發行 (告) 逕信第三百五十九號(四) 七五〇

〔大本營〕

○戰時大本營條例改正 (勅) 第三百九十三號(三) 四〇〇

〔大隊〕

○鐵道大隊ニ於ケル電信術ノ教育ノ準備ノ件 (達) 陸海軍第二號(二) 二

○鐵道大隊教育順次改令改正 (達) 陸海軍第三十三號(四) 一〇〇

〔大學〕

○帝國大學高等官等條例令改正附除 (勅) 第三百六十一號(三) 三六四

○東京帝國大學官制改正 (勅) 第三百二十八號(三) 三五五

○京都帝國大學官制改正追加 (勅) 第三百五十五號(三) 六一

○京都帝國大學官制改正 (勅) 第三百三十九號(三) 五三六

○京都帝國大學法科大學醫科大學及理工科大學附屬(勅) 第三百二十一號(同件) 附止 (勅) 第三百六十八號(三) 六七

○京都帝國大學醫科大學及理工科大學附屬ノ件中追加 (勅) 第三百三十六號(三) 一六六

○京都帝國大學法科大學醫科大學附屬 (省) 文部第八號(三) 八

○京都帝國大學法科大學ノ法律學科及政治學科ノ區別 (省) 文部第三十一號(三) 一八

○工科及理科大學陸軍砲工學校員外學生修學規則第十條中追加 (達) 陸海軍第十五號(三) 三五九

○高等學校大學預科入學者選拔試驗規程ヲ定メ高等學校大學預科入學試驗規程ヲ廢ス (告) 文部第八十四號(四) 五三三

○大租額確定ニ關スル件 (律) 第九號(三) 九

○明治三十六年律令第九號施行規則 (律) 第七十七號(三) 一二七

○明治三十六年律令第九號施行規則中追加 (憲府) 第八十一號(三) 一三五

○明治三十六年律令第九號施行期日 (憲府) 第七十六號(三) 一二七

○政府ノ取得シタル土地ニ對スル大租額削減ニ關スル件 (律) 第十一號(三) 一五

○大租名等帳公示ノ件 (告) 臺灣總督府第二百二十六號(三) 二六四六

○大租名等帳公示ノ件 (告) 臺灣總督府第二百二十八號(三) 二六四七

○大租名等帳公示ノ件 (告) 臺灣總督府第二百三十七號(三) 二六五三

○大租名等帳公示ノ件 (告) 臺灣總督府第二百三十八號(三) 二六五三

○宮内大臣宮内大官並ニ宮内書記官ノ大禮服制改定 (達) 宮内甲第六號(七) 一八五

〔大禮服〕

○宮内大臣宮内大官並ニ宮内書記官ノ大禮服制改定 (達) 宮内甲第六號(七) 一八五

〔代理〕

○委任在任命令官代理規程表改正 (達) 海軍第三百三十三號(二) 三〇五

〔代表〕

○各縣縣民事務課ニ付キ國ヲ代表ス (省) 司法部第九號(三) 四

○明治二十五年省令第三號(民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル局警ノ件) 中改正 (省) 逕信第十八號(四) 八九

○臺灣總督府官署民事務課ニ付キ國ヲ代表ス (府府) 第六十四號(九) 一〇〇

〔代書〕

○代書人取替規則 (憲府) 第三十七號(三) 六

〔代金引換〕

○外國代金引換郵便物交換國名表改正追加 (省) 逕信第五百十五號(三) 四六九

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省) 逕信第三百五十九號(四) 占七

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省) 逕信第三百三十六號(三) 九五五

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省) 逕信第四百四十五號(二) 三三〇

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省) 逕信第四百八十四號(二) 三三五

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (省) 逕信第五百五十五號(二) 四一八

○外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (告) 逕信第六百四十七號(三) 五八六

○外國小包郵便物ノ郵便料價格表肥料及代金引換料改正 (省) 逕信第三十四號(三) 八五

○外國小包郵便物ノ郵便料價格表肥料及代金引換料改正 (省) 逕信第二百零三號(三) 一九〇

○外國小包郵便物ノ郵便料價格表肥料及代金引換料ノ件中改正追加 (告) 逕信第三百十三號(五) 九〇

○外國小包郵便物ノ郵便料價格表肥料及代金引換料改正 (省) 逕信第五百七十九號(二) 三二二

○外國小包郵便物ノ郵便料價格表肥料及代金引換料金表中改正追加 (告) 逕信第六百六十五號(三) 五九九

○明治二十三年勅令第六十二號(三等郵便電信局長手當金並退官死亡賜金ノ件) 附止 (勅) 第三百六十四號(三) 三六六

○逕信給與品及貸與品規則中改正追加 (勅) 第九十號(五) 一三三

○看守給與品及貸與品規則第三條中改正 (勅) 第九十七號(五) 一三八

○押丁給與品及貸與品規定第三條中改正 (訓) 司法部第五號(五) 一一四

○貸與品表中追加 (達) 海軍第二號(三) 三

○貸與品表廢止 (達) 海軍第九十四號(三) 三三七

職工用被服物品貸與規程中追加 (通)海軍第八十一號(一) 二二〇

[總納]

○明治三十五年勅令第二百六十八號(區町村會ニ於テ
卸決シタル區町村費及水利土功會ニ於テ卸決シタル
土木費ノ總納督促手續料ニ關スル件)中改正追加
(勅)第百二十五號(七) 一六七

○明治三十四年勅令第三十號(府縣稅務納付分報告
費)中加除 (勅)大藏第三十五號(八) 三〇八

○北海道地方費納付分報告費調製ノ件 (勅)大藏第四十三號(一〇) 三八五

○臺灣地方費及稅外諸收入ノ納付分力ノ件 (奏)府第十九號(四) 五九

[體操]

○體操靴底 (通)陸軍第七十四號(三) 三三九

[島嶼]

○明治三十年勅令第二百五十號(千島大隅 琉球國附
島ニ設置スル郵便及電信局職員月手當ノ件)中改正
(勅)第百六十五號(三) 三六七

○明治三十三年府令第六十一號(臺北廳彭佳嶼橋石島
開平島宛郵便物ニ關スル件)廢止 (奏)府第十二號(三) 三二

[刀劍]

○下士以下担任 候補生及生徒 入校又ハ歸隊ノトキ刀
劍ヲ佩用セシムル (通)陸軍第九十二號(一〇) 三九五

○飛彦王妃殿下御分儀王女子御誕生 (告)宮内第八號(三) 一九七

[誕生]

○邦憲王妃殿下御分儀王女子御誕生 (告)宮内第十號(四) 五三

[端舟]

○軍艦ニ搭載スル端舟ノ定數標識表 (通)海軍第六十二號(六) 一七

○端舟船艙ニ係馬船製造規定 (通)海軍第六十六號(六) 一七八

[建物]

○北海道官廳廳所土地建物及附屬物件無償付與ノ件 (勅)第百二十二號(三) 二四

○古社寺保存法ニ依リ特別保護應遵物件指定 (告)內務第二十九號(四) 五二六

[種馬]

○明治三十五年勅令第四號(種牡馬種付料ニ關スル件)
中改正追加 (勅)第百七十九號(二) 二四〇

[種豚]

○種豚飼下規程中改正即除 (告)農商第三十五號(三) 三三

[種草]

○明治二十七年勅令第三十五號(關稅規則考成分邊成
輸出煙草酒類及醬油及稅務報告力)廢止 (勅)大藏第四十五號(一〇) 三九五

ノノ部

[聯隊]

○聯隊區司令部條例第三條中追加 (勅)第十一號(三) 二

○步兵聯隊附中佐及騎兵聯隊附少佐未設中其職務
兼掌ニ關スル件 (通)陸軍第三十二號(四) 一〇〇

○明治三十二年告示第十八號(聯隊區司令部ノ位置中
改正 (告)陸軍第四號(三) 三二

○明治三十二年告示第十八號(聯隊區司令部ノ位置中
改正 (告)陸軍第二十號(一〇) 三六

[操典]

○海軍砲術練習所條例改正 (勅)第百七十四號(二) 三六六

○海軍砲術練習所規則改正 (通)海軍第六十一號(三) 三五〇

○海軍水雷術練習所條例改正 (勅)第百七十五號(三) 三五二

○海軍水雷術練習所規則改正 (通)海軍第六十二號(三) 三五六

○海軍機關砲術練習所條例改正 (勅)第百七十六號(三) 三五八

○海軍機關砲術練習所規則改正 (通)海軍第六十三號(三) 三五二

○海軍主計官練習所條例中改正追加 (勅)第九十三號(三) 一三四

○海軍主計官練習所規則中改正追加 (通)海軍第五十七號(三) 一六六

○海軍看護婦練習所規則中改正追加 (通)海軍第六十四號(三) 一六六

ノノ部

[禮式]

○海軍少尉候補生實務練習規則中追加 (通)海軍第六號(三) 三

○海軍少尉副士候補生實務練習規則中追加 (通)海軍第七號(三) 三

○海軍少尉副士候補生實務練習規則改正 (通)海軍第七十三號(三) 三六六

○併製練習規則改正 (通)海軍第九十六號(一〇) 三五五

○海軍各學生、生徒及候補生ニ授與スル證書狀格式
改正 (通)海軍第六十五號(二) 三五九

[禮式]

○陸軍禮式附錄中改正追加 (通)陸軍第七十二號(三) 三〇

○小林區職員制服式規程ヲ定メ林務官林務官制服林
主事警林主事制及森林看守制服帶制式規定ヲ廢メ
(勅)農商第三十二號(三) 四二六

[禮式]

○海軍禮式條例第十四條ニ依リ海軍先任官心得方ノ件 (通)海軍第九十二號(三) 三三

ソノ部

○地租條例中追加 (注)第十二號(六) 一五

○沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首區ニ地租條
例及國稅徵收法施行 (勅)第百七十八號(三) 三九四

○沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首區ノ地租ノ
納期ニ關スル件 (勅)第百七十九號(三) 三九四

○租税徴収 租税徴収法ニ依リ而後國稅則者處分 法中收稅官吏又ハ稅務署長ニ屬スル職務ヲ行フハ牛 官吏ノ件 (勅)第百四十一號(九) 一八二	○内國稅徵收費支辨旅費支給方第一項改正 (勅)大藏第十二號(三) 三三
○明治三十三年勅令第四十七號(國稅徵收法ニ依ル公 共團體指定ノ件)中追加 (勅)第百八十號(三) 一九五	○内國稅徵收費科目中追加 (勅)大藏第三十號(六) 二一八
○國稅徵收法施行細則中改正追加 (省)大藏第十二號(五) 一九五	○明治三十二年勅令第四十五號(國稅ニ關スル帳簿機 式)中追加 (勅)大藏第二十三號(五) 一〇八
○災害地租延納ニ關スル件 (勅)第百八號(三) 九	○明治三十一年勅令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸 帳簿及報告書調製方)中削除 (勅)大藏第三十四號(八) 三〇八
○災害地租延納ニ關スル件效力ヲ失フ (勅)第百八號(三) 九	○明治三十四年勅令第三十號(府縣稅務納付分報告表) 中追加 (勅)大藏第三十五號(八) 三〇八
○災害地租延納ニ關スル件 (法)第三號(六) 二二	○租稅ノ現況報告機式中改正追加 (勅)大藏第四十號(九) 三六九
○災害地租延納出願方 (省)大藏第十五號(六) 三三	○臺灣地方稅規則施行規則 (省)府第六號(三) 三
○災害地租ノ年賦延納ニ關スル帳簿機式ノ件 (勅)大藏第二十二號(五) 一〇七	○臺灣地方稅規則ニ依リ寄付スル見積價格五百圓以下 ノ物件區長受納ノ件 (省)府第三十二號(五) 七四
○災害地租延納ヲ許可セラルタル者アルトキ整理方 機式ノ件 (勅)大藏第二十七號(六) 二二七	○租稅徵收前證明規程中改正追加 (達)會計檢査院第一號(三) 一七
○災害地租延納ヲ許可セラルタル者アルトキ整理方 機式ノ件 (勅)大藏第二十八號(六) 二二七	○租稅外債入徵收證明規程第三條中改正 (達)會計檢査院第二號(三) 一八
○災害地租ノ延納ヲ許可セラルモノノ整理科目ノ件 (勅)大藏第四十九號(三) 三六八	○明治三十二年勅令第一號(有租地ノ公立學校地ト爲 シタルトキ通知方)中改正 (勅)文部第一號(一) 二二
○明治三十一年勅令第七十二號(森林法ニ依リ開墾許 可ノモノニ關シテ地租條例ノ開墾又ハ地目變換ニ該當 ノモノアルトキ通知方)同三十二年勅令第三十二號 (地租條例ニ依リ租地ノ有租地ト爲スルヲ許可セル トキ通知方)中改正 (勅)大藏第一號(一) 二二	○輸入租稅ノ課稅ニ關スル件 (律)第五號(一〇) 六
○臺灣總督府府費局長事務部ニ付キ國ヲ代表ス (達)府第六十四號(九) 一〇〇	○民事訴訟費用規則第十條中改正 (律)第八號(三) 九
○各縣國民事務部ニ付キ國ヲ代表ス (省)司法第九號(三) 四四	
○明治二十五年省令第三號(民事訴訟ニ付キ國ヲ代表 スル局署ノ件)中改正 (省)通傳第十八號(四) 八六	
○事件月報機式 (勅)司法第一號(一) 四	
[増修]	
○陸軍武官附給與規程中改正追加 (達)陸軍第八十七號(一〇) 二二五	
○陸軍武官附給與規程改正 (達)陸軍第九號(三) 三三	
○海軍武官附給與規程中改正追加 (達)海軍第十三號(三) 一四	
[借借]	
○衆議院議員總選舉ニ付キ教師借借制戒ノ件 (勅)内務第二號(一) 一	
[掃除]	
○臺灣沙物掃除規則施行細則第四條中追加 (達)府第五十二號(七) 九〇	
[卒業]	
○女子高等師範學校卒業生服務規則中改正 (省)文部第三十六號(二) 三六	
○東京商業學校教員補習科卒業生服務規則 (省)文部第七號(三) 四七	
○明治三十三年省令第二十五號(公立私立學校外國大 學校卒業生ノ教員免許ニ關スル規定)第二條中追加 (省)文部第二十一號(四) 八二	

○臺灣總督府府費局長事務部ニ付キ國ヲ代表ス (達)府第六十四號(九) 一〇〇	○臺灣總督府府費局長事務部及臺灣小學校生徒及卒業 者ノ他ノ學校へ入學時學ニ關スル規程 (省)文部第二十四號(六) 二二
○各縣國民事務部ニ付キ國ヲ代表ス (省)司法第九號(三) 四四	[測量]
○明治二十五年省令第三號(民事訴訟ニ付キ國ヲ代表 スル局署ノ件)中改正 (省)通傳第十八號(四) 八六	○陸地測量部修技所生徒募集規則制定陸地測量部修技 所生徒採用規則廢止 (省)陸軍第三號(三) 二七
○事件月報機式 (勅)司法第一號(一) 四	○鐵道測定附求ニ依リ派遣スル技術官ノ旅費及測量費 納付手續 (達)府第七號(三) 二〇
[増修]	[測量]
○陸軍武官附給與規程中改正追加 (達)陸軍第八十七號(一〇) 二二五	○海軍測量部條例中改正追加 (勅)第百七十五號(二) 二二五
○陸軍武官附給與規程改正 (達)陸軍第九號(三) 三三	○秘密圖書測量部海圖出納規程廢止 (達)海軍第八十二號(六) 二二
○海軍武官附給與規程中改正追加 (達)海軍第十三號(三) 一四	[損害]
[借借]	○北清事變損害賠償金交付手續ノ件 (省)外務第七號(七) 二六七
○衆議院議員總選舉ニ付キ教師借借制戒ノ件 (勅)内務第二號(一) 一	ツノ部
[掃除]	[圖書]
○臺灣沙物掃除規則施行細則第四條中追加 (達)府第五十二號(七) 九〇	○文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書發行ニ關ス ル保證金ノ件 (勅)第百四號(六) 一四四
[卒業]	○小學校教科用圖書用紙ノ標準 (省)文部第七號(五) 七九
○女子高等師範學校卒業生服務規則中改正 (省)文部第三十六號(二) 三六	○小學校教科用圖書調製發行規則 (省)文部第二十三號(四) 八六
○東京商業學校教員補習科卒業生服務規則 (省)文部第七號(三) 四七	
○明治三十三年省令第二十五號(公立私立學校外國大 學校卒業生ノ教員免許ニ關スル規定)第二條中追加 (省)文部第二十一號(四) 八二	

○ 郵政通則規程中改正削除 (達)海軍第六十一號(一七五)

○ 明治三十四年省令第二十五號(保稅倉庫法ニ依ル通

○ 明治三十四年省令第二十八號(〇)一五三

○ ツバルクリン

○ 明治三十五年法律第五十號(年齡計算ニ關スル件)ヲ

○ 內閣所屬職員官制第一條中改正 (勅)第二百五號(三)三三

○ 內務省官制中改正 (勅)第三百十一號(三)三三〇

○ 內務省官制中改正追加 (勅)第二百五號(三)三二五

○ 軍隊內務中改正追加 (達)陸軍第三十一號(四)一〇〇

○ 軍隊內務中改正 (達)陸軍第七號(三)三三三

○ 貴族院多額納稅者議員補選 (昭)三月十二日(三)三

○ 貴族院多額納稅者議員補選 (昭)六月二十二日(六)九

○ 沖繩縣島尻郡中頭郡國頭郡及那覇區首里區ノ地租ノ

○ 大租名寄帳公示ノ件 (告)臺灣總督府第百二十六號(三)二六四

○ 大租名寄帳公示ノ件 (告)臺灣總督府第百二十八號(三)二六四

○ 大租名寄帳公示ノ件 (告)臺灣總督府第百三十七號(三)二六五

○ 大租名寄帳公示ノ件 (告)臺灣總督府第百三十八號(三)二六五

○ 明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業

○ 陸軍軍醫隊同自次同所用區分表中改正 (達)陸軍第二十七號(三)三〇

○ 各學校職員分擔規則中改正 (達)陸軍第六十九號(七)一九八

○ 鐵道作業局火藥類運賃及手数料ノ件中追加 (告)逓信第三百九號(三)四六一

○ 鐵道作業局火藥類運賃及發售手数料ノ件中追加 (告)逓信第四百十四號(八)二二五

○ 明治三十四年告示第三百三十四號(旅客列車ヲ以テ運

○ 明治三十四年告示第三百三十四號(旅客列車ヲ以テ運

○ 鐵道作業局大貨物運賃手数料及等級表中改正明治三

○ 第五回內國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中

○ 第五回內國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中

○ 第五回內國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中

○ 第五回內國勸業博覽會ニ關スル運送賃金制引ノ件中

○ 血清醫院血清賣下規則中改正 (省)內務第六號(七)一四八

○ 郵便切手賣下規則中改正追加 (省)逓信第十五號(三)七〇

○ 明治三十三年府令第九十七號(郵便切手賣下制引

ムノ部

○ 千島國安渡移矢船運賃ノ額付吹鳴開始 (告)逓信第三百三十六號(三)四〇〇

○ 安房國野島崎運賃ニ場務總務院設置 (告)逓信第三百八號(三)八六八

○ 鹿嶋國南方運轉規則 (達)海軍第七號(三)〇二五

○ 陸軍運輸部條例制定臺灣陸軍補給廠條例停止 (勅)第二百號(二)三〇八

○ 臺灣陸軍補給廠運轉規則第八條中追加 (達)陸軍第五號(三)七

○ 火藥類運送規程第十條中追加 (省)逓信第一號(一)六

○ 火藥類運送規程第十條中追加 (省)逓信第三十七號(八)一七〇

○ 火藥類運送規程第二十三條中追加 (省)逓信第二號(一)七

○ 火藥類運送規程第二十三條中追加 (省)逓信第三十八號(八)一七〇

○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第十號(三) 二二二

○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第二十四號(四) 五三六

○骨牌印紙賣捌許可ノ件 (告)大藏第九十三號(二) 二二六〇

○明治三十二年告示第五十號(合議賣捌定例)中改正 (告)臺灣總督府第二十九號(四) 七五七

○明治三十三年告示第九十二號(白蠟賣捌定例)中改正 (告)臺灣總督府第三十號(四) 七五七

〔附頁〕○第五號(ハ)ノ部政事ノ項ニ繼メ

○陸軍工事請負及物件購買規程第三條中追加 (總)陸軍第七十五號(一) 二〇九

ノノ部

〔農商務〕

○農商務省官制中改正 (勅)第三百十二號(七) 一五九

○農商務省官制中改正追加 (勅)第三百十三號(三) 三三六

○農商務省官制中改正追加 (勅)第三百八十八號(三) 四〇九

○農商務統計報告規程第一條改正 (勅)農商務第十五號(二) 二九四

○農商務統計報告規程第一條改正 (勅)農商務第三號(三) 一〇六

〔農事〕

○農事試驗場官制中改正明治三十四年勅令第四百十五號(肥料ノ分析鑑定ニ關スル職員ノ件)附止 (勅)第三百二十九號(三) 四〇九

○農事試驗場官制中改正追加 (勅)第三百三十五號(三) 三三三

○府縣農事試驗場規程第四條中追加 (告)農商務第六號(七) 一五九

○農事試驗場水支拂管轄區域改正 (告)農商務第四十九號(三) 四四五

○臺灣總督府農事通信委員規程中改正 (臺灣)第二十四號(四) 六三三

○臺灣總督府農事通信委員規程中追加 (告)臺灣總督府第三十八號(四) 七三九

○明治三十五年告示第一百十號(臺灣總督府農事試驗場名稱位置及管轄區域)改正 (告)臺灣總督府第一百十五號(二) 二四七

〔農工〕

○農工銀行法中改正追加 (法)第十號(天) 一三三

○農工省官制規程則廢止 (勅)第三百四十二號(三) 三三六

〔農業農産〕○農業學校ノカノ部學校ノ項ニ繼メ

○工業商業及農産改良養成所生徒募集 (告)文部第三十六號(三) 一三三

○農産ノ改良増殖ニ關スル試驗研究實施ノ件 (陸)農商務十月十六日(〇) 一

〔船舶乗込〕

○船舶乗組員士官以上候補生及文官候補ニ船舶乗組員トシテ支拂手當支給ノ件 (勅)第六號(二) 一〇六

○陸軍軍人軍醫日本郵船株式會社大坂商船株式會社ノ船舶乗組員支給額ノ件 (陸)陸軍第六號(三) 七

シノ部

〔皇族〕

○彰仁親王殿下葬法ニ付キ國葬ヲ行フ (勅)第十六號(二) 一九

○彰仁親王殿下葬法ニ付キ國葬會曲停止 (勅)第三號(三) 一

○彰仁親王殿下葬法ニ付キ國葬會曲停止ノ件 (告)臺灣總督府第十七號(三) 五〇四

○彰仁親王殿下葬法 (告)宮内第三號(三) 一七七

○彰仁親王殿下葬法ニ付キ國葬 (告)宮内第四號(三) 一七七

○彰仁親王殿下葬法ニ付キ宮中喪 (告)宮内第五號(三) 一七七

○宮中喪問書内ノ節喪服用方 (告)宮内第六號(三) 一七七

○小松宮欄關止メ俣仁親王殿下ニ東伏見宮ノ稱號允可 (總)宮内第一號(三) 一七七

○鄂摩王妃殿下御分攝王女子御誕生 (告)宮内第八號(三) 一九七

○鄂摩王妃殿下王女子御命名 (告)宮内第九號(三) 一九七

○鄂摩王妃殿下御分攝王女子御誕生 (告)宮内第十號(三) 一九七

○鄂摩王妃殿下王女子御命名 (告)宮内第十三號(三) 一九七

○貞子女王殿下才馬御奉ニ降臨 (告)宮内第二號(三) 一七

○明治三十二年告示第十一號(皇族職官等)中追加 (總)宮内甲第一號(三) 五

〔皇學館〕

○神宮學館官制 (勅)第三百三十號(一) 一七三

○神宮學館職員官制 (勅)第三百三十一號(一) 一七三

〔宮内〕

○宮内省官制第三十四條中改正 (總)宮内甲第五號(三) 一六九

○宮内省官制中改正追加 (總)宮内甲第七號(三) 三三五

○宮内大臣官内大臣官二宮内省記官ノ大禮服制改正 (總)宮内甲第六號(三) 一八五

○宮内省ニシテ許可ヲ受ケ外國政府ノ招聘ニ應スル者ニ關スル件 (總)宮内甲第二號(三) 一三五

〔外務〕

○外務省官制中改正 (勅)第二百九號(三) 三三八

○外務省留學生規程制定從前ノ同規程廢止 (告)外務第一號(七) 一四四

〔外交〕

○外交官及領事官官制第十條中改正 (勅)第五百五十七號(二) 二一〇

○外交官及領事官官制第十條中削除 (勅)第三百八十六號(三) 四〇三

〔外治〕

○明治三十二年陸軍第三百三十四號(陸軍士兵奉中營外ニ居住又ハ外治セルル人員ニ關スル件)中追加 (總)陸軍第五百五號(三) 三三九

〔外國〕

○宮内省ニシテ許可ヲ受ケ外國政府ノ招聘ニ應スル者ニ關スル件 (總)宮内甲第二號(三) 一三五

- 外國通川ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ノ偽造製造取締ニ關スル件制定韓國通用白銅貨ノ偽造製造取締ニ關スル件廢止 (勅)第百七十三號(四) 一〇三
- 明治三十一年法律第二十二號(外國人ト婚姻及嫁組ヲ許スノ條規)ヲ廢止ニ施行ス (勅)第百三十三號(三) 一一一
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正(勅)第百二十號(七) 一〇六
- 外國駐在陸軍武官ノ在勤俸ニ關スル件 (勅)第百三十三號(三) 一一一
- 外國駐在員規則中改正(勅)第百八十三號(三) 一〇三
- 外國留學生規則改正 (達)陸軍第八十四號(三) 一〇三
- 文部省外國留學生規程中改正追加 (勅)第百六十六號(三) 一〇七
- 文部省外國留學生規程細則中改正(省)文部第十九號(四) 六六
- 明治三十三年省令第二十五號(公立私立學校外國大學校卒業生ノ教員及辭ニ關スル規程)第二條中追加 (省)文部第二十一號(四) 六三
- 明治三十二年府令第百一號(外國人タル行旅病人ノ旅死亡人及同伴者ノ取扱ニ關スル特別ノ件)中刪除 (廳府)第十一號(三) 五〇
- 外國郵便爲替規則第二十五條中改正 (省)通信第三十九號(六) 一〇七
- 外國郵便爲替規則中改正追加 (省)通信第四十二號(六) 一〇八
- 外國郵便爲替規則第七條中改正 (省)通信第四十四號(六) 一一一

- 外國新聞電報規則第二條中改正 (省)通信第三十三號(七) 一〇三
- 外國新聞電報規則中改正 (省)通信第五十二號(二) 一〇〇
- 外國新聞電報料金表中改正 (省)通信第三百七十二號(七) 一〇三
- 外國新聞電報料金表中改正 (省)通信第五百七十八號(二) 一〇四
- 明治三十四年省令第百二十一號(外國新聞電報ヲ送受シ得ハル地名及料金表)中追加 (省)通信第三十八號(二) 一〇六
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハル地名及料金表中追加 (省)通信第五十七號(三) 一〇二
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハル地名及料金表中追加 (省)通信第三百二十二號(五) 九〇
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハル地名及料金表中改正 (省)通信第三百二十七號(六) 九八
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハル地名及料金表中改正追加 (省)通信第五百七十二號(二) 一〇五
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省)通信第五百七十四號(二) 一〇四
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省)通信第五百六十六號(六) 九七八
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省)通信第七十七號(二) 一〇二
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省)通信第五百九十九號(二) 一〇五

- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正 (省)通信第五百三十五號(二) 一〇六
- 明治三十三年省令第四十一號(民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件)中追加 (省)通信第四十五號(二) 一〇八
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件可セ (省)通信第六十四號(三) 一〇七
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件可セ (省)通信第九十八號(三) 一〇八
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件可セ (省)通信第二百四十一號(四) 七五
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件可セ (省)通信第三百五十八號(七) 一〇九
- 民間製造ノ郵便機器ヲ外國郵便ニ使用スルノ件可セ (省)通信第五百八十二號(三) 一〇五
- 明治三十三年省令第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中追加 (省)通信第七十五號(三) 一〇七
- 明治三十三年省令第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)中刪除 (省)通信第三百九十五號(二) 一〇七
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件 (省)通信第四百五十四號(六) 一〇三
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件中刪除 (省)通信第六百五十五號(三) 一〇八
- 郵便局所ニ於テ取扱ハサル外國郵便爲替事務ノ件中改正 (省)通信第四百七十二號(二) 一〇三

- 明治三十一年省令第三百四十五號(諸外國宛郵便料金表)中改正追加 (省)通信第二百七十號(三) 八八
- 諸外國宛郵便料金表中改正追加 (省)通信第三百四十二號(六) 九六
- 諸外國宛郵便料金表中刪除 (省)通信第四百七十四號(二) 一〇四
- 諸外國宛郵便料金表中改正追加 (省)通信第四百八十八號(二) 一〇三
- 諸外國宛郵便料金表中追加 (省)通信第五百六十一號(二) 一〇四
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中改正 (省)通信第七十六號(三) 一〇七
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中追加 (省)通信第二百五十四號(三) 一〇六
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中追加 (省)通信第二百五十一號(四) 七二
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中追加 (省)通信第三百十七號(六) 九五
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中刪除 (省)通信第三百九十號(六) 一〇五
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中追加 (省)通信第五百五十六號(二) 一〇四
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中改正追加 (省)通信第六百一號(三) 一〇三
- 外國宛價格表記倍書及同箱物郵便料金表中改正 (省)通信第六百二十七號(三) 一〇七

- 外國小包郵便物ノ郵便料價格肥料及代金引換料改正 (特)通傳第三百四號(一) 八五
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格肥料及代金引換料ノ件中正追加 (特)通傳第三百二十號(三) 一九〇
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格肥料及代金引換料ノ件中正追加 (特)通傳第三百十三號(五) 九〇一
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格肥料及代金引換料改正 (特)通傳第三百七十九號(三) 二五二
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格肥料及代金引換料ノ件中正追加 (特)通傳第六百六十五號(三) 二五九
- 明治三十五年告示第六百二十五號(外國電情取扱制限)中別添 (特)通傳第三百三十一號(四) 七三
- 外國電情取扱制限中追加 (特)通傳第三百四十一號(六) 九六六
- 外國電情取扱制限中別添 (特)通傳第五百二十二號(二) 二四〇
- 外國電情取扱制限中追加 (特)通傳第五百二十五號(二) 二四〇
- 明治三十五年告示第五百四十八號(外國代金引換郵便物交換國名表)中正追加 (特)通傳第二百五十五號(四) 七五
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (特)通傳第三百六十六號(三) 九五五
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (特)通傳第四百四十五號(三) 三三〇
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (特)通傳第四百八十四號(一〇) 三三三
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (特)通傳第五百五十五號(二) 二四八
- 外國代金引換郵便物交換國名表中追加 (特)通傳第六百四十七號(三) 二五八
- 內閣所屬職員官制第一條中改正 (勅)第三百五號(三) 三三
- 法制局官制第二條中追加 (勅)第二十一號(三) 三三
- 法制局官制第二條中改正別添 (勅)第三百六號(三) 三三
- 印刷局官制中改正別添 (勅)第三百七號(三) 三三
- 政務調査委員官制廢止 (勅)第三百五十七號(三) 三三〇
- 總務調査委員官制廢止 (勅)第三百五十八號(三) 三三〇
- 樞密院官制第二條中改正 (勅)第三百十七號(三) 一六〇
- 宮內省官制第三十四條中改正 (特)宮內甲第五號(三) 一六六
- 宮內省官制中改正追加 (特)宮內甲第七號(三) 三三五
- 各省官制通則中改正別添 (勅)第三百八號(三) 三二六
- 外務省官制中改正 (勅)第三百九號(三) 三二八
- 外交官及領事官官制第十條中改正 (勅)第三百五十七號(二) 三三〇
- 外交官及領事官官制第十條中別添 (勅)第三百八十六號(三) 三〇一

- 內務省官制中改正追加 (勅)第三百二十五號(三) 三二五
- 內務省官制中改正 (勅)第三百二十一號(三) 三三〇
- 遊樂會館官制第六條中改正 (勅)第三百二十二號(三) 三三一
- 神宮皇學館官制 (勅)第三百三十號(六) 一七三
- 臨時海軍士州調查局官制中改正 (勅)第四百三十三號(九) 一八五
- 臨時ハ、ヌ、預防事務局官制廢止 (勅)第三百二十四號(七) 一六六
- 大藏省官制中追加 (勅)第三百二十七號(三) 一七八
- 大藏省官制中改正 (勅)第三百十五號(三) 三三三
- 遊樂會館官制第二條中改正 (勅)第三百十七號(三) 三三三
- 稅關官制第四條中改正 (勅)第三百十八號(三) 三三五
- 稅務事務局中改正追加 (勅)第三百十九號(七) 一六一
- 稅務事務局官制 (勅)第三百十八號(九) 一七九
- 臨時沖繩縣土地整理事務局官制廢止 (勅)第三百二十一號(三) 三三三
- 臨時機關工事部官制第二條中改正 (勅)第三百十九號(三) 三三三
- 臨時機關分團調查局官制第二條中改正 (勅)第三百十六號(三) 三三三
- 陸軍省官制改正 (勅)第三百十五號(四) 一〇五
- 陸軍省官制中改正 (勅)第三百二十三號(三) 三三三
- 臨時陸軍建設部官制廢止 (勅)第三百八十四號(四) 一三七
- 海軍省官制中改正追加 (勅)第三百五十八號(二) 三三〇
- 海軍省官制中改正別添 (勅)第三百二十三號(三) 三三三
- 海軍省官制中改正 (勅)第三百二十七號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正 (勅)第三百十三號(七) 一五五
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百三十三號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百八十八號(三) 三三〇
- 海軍省官制中改正別添 (勅)第三百二十三號(三) 三三三
- 海軍省官制中改正追加 (勅)第三百二十三號(三) 三三三
- 海軍省官制中改正 (勅)第三百二十七號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正 (勅)第三百十三號(七) 一五五
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百三十三號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百八十八號(三) 三三〇
- 臨時教育養成所官制第四條中改正 (勅)第三百三十二號(三) 三三七
- 醫務開業試驗委員官制中改正 (勅)第三百二十六號(三) 三三三
- 印刷局官制中改正 (勅)第三百二十七號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正 (勅)第三百十三號(七) 一五五
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百三十三號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百八十八號(三) 三三〇
- 海軍省官制中改正 (勅)第三百二十七號(三) 三三三
- 海軍省官制中改正追加 (勅)第三百二十三號(三) 三三三
- 海軍省官制中改正 (勅)第三百二十七號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正 (勅)第三百十三號(七) 一五五
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百三十三號(三) 三三三
- 農商務省官制中改正追加 (勅)第三百八十八號(三) 三三〇

- 特許局官制 (勅)第三百三十四號(三) 三〇一
- 製鐵所官制中追加 (勅)第九十一號(三) 一〇〇
- 製鐵所官制中改正削除 (勅)第三百五十五號(三) 三〇六
- 林區警備官制改正 (勅)第三百四十五號(三) 三〇八
- 農事試驗場官制中改正明治三十四年勅令第四百十五號(肥料ノ分析鑑定ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第三百二十九號(三) 三〇四
- 農事試驗場官制中改正追加 (勅)第三百三十五號(三) 三〇三
- 生絲検査所官制第一條中改正 (勅)第三百三十七號(三) 三〇四
- 水産講習所官制中改正削除 (勅)第三百三十六號(三) 三〇四
- 鹽業調査所官制廢止 (勅)第三百三十八號(三) 三〇四
- 肥料礦物調査所官制廢止 (勅)第三百三十九號(三) 三〇四
- 臨時博覽會事務局官制 (勅)第三百十五號(三) 一八六
- 逓信省官制中改正追加 (勅)第三百四十六號(三) 三〇〇
- 鐵道作業局官制中改正 (勅)第三百二十三號(三) 一八七
- 鐵道作業局官制中改正 (勅)第三百五十三號(三) 三〇七
- 郵便爲替貯金管理所官制中改正削除 (勅)第四十二號(三) 一五〇
- 郵便爲替貯金管理所官制廢止 (勅)第三百四十七號(三) 三〇三
- 統計機關管理所官制第五條第六條中改正 (勅)第三百四十八號(三) 三〇四
- 海軍局官制第四條中改正 (勅)第三百四十九號(三) 三〇四
- 商船學校官制第四條第六條中改正 (勅)第二百五十號(三) 三〇五
- 逓信官署官制制定郵便及電信局官制、在外郵便電信局郵便局官制及電話交換局官制廢止 (勅)第四十號(三) 一五五
- 逓信官署官制ニ依リ郵便、電信及電話ニ關スル事務繼承ノ件 (省)逓信第八十七號(三) 四八一
- 逓信官署官制中改正削除 (勅)第二百四十七號(三) 三〇三
- 逓信官署官制改正ニ付事務繼承等ノ件 (省)逓信第五百九十一號(三) 三〇五
- 貴族院事務局官制第一條中改正 (勅)第二百五十五號(三) 三〇九
- 衆議院事務局官制第一條中改正 (勅)第二百五十六號(三) 三〇九
- 警視廳官制中改正削除 (勅)第三十二號(三) 二九
- 北海道廳官制中改正削除 (勅)第三十三號(三) 三〇
- 北海道鐵道都官制第二條中改正 (勅)第三百二十二號(三) 一八五
- 地方官官制中改正削除 (勅)第三十四號(三) 三〇
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第四十五號(三) 一四〇
- 高等官官等俸給令中改正 (勅)第一百號(三) 一四〇
- 高等官官等俸給令中追加 (勅)第三百三十九號(三) 一八一
- 高等官官等俸給令中改正追加 (勅)第二百五十九號(三) 一八一

- 初級官等ノ制限ヲ受ケサル高等文官他ノ高等文官ト爲ル場合ノ官等ニ關スル件制定明治三十年勅令第九十七號(初級官他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件)廢止 (勅)第三百八十五號(三) 三〇一
- 明治三十三年法律第十一號(退職職員官等)中追加 (省)官內甲第一號(三) 一八
- 在外公館職員官等令第一條中追加 (勅)第五十二號(三) 一八
- 神宮皇居館職員官等俸給令 (勅)第三百三十一號(三) 一七五
- 陸軍武官官等俸給令中改正 (勅)第三百八十二號(三) 二〇一
- 判事檢察官官等俸給令中改正 (勅)第九十五號(三) 一五七
- 帝國大學高等官官等俸給令中改正削除 (勅)第三百六十一號(三) 三〇四
- 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中改正 (勅)第三百六十二號(三) 三〇四
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加明治三十一年勅令第三百六十五號(臺灣總督府法院委任通譯官等俸給ノ件)廢止 (勅)第九十八號(三) 一五九
- 臺灣總督府職員官等俸給令中追加 (勅)第三百四十六號(三) 一八八
- 海軍武官官階中改正 (勅)第三百六十四號(三) 三〇七
- 海軍武官官階中改正 (勅)第三百六十九號(三) 三〇九
- 官吏官制 ○會計官吏ハ會計ノ取ニ關スル粗體構造、豫備油算法ニ依リ簡便圖說規則若シテ分法中收稅官吏又ハ稅務局長ニ關スル職務ヲ行フハ中官吏ノ件 (勅)第三百四十一號(三) 一八三
- 明治三十五年省令第十號(不動產登記ノ囑託ニ付中官吏指定)中改正 (省)大藏第三十六號(三) 三〇五
- 不動產ノ登記ノ囑託ニ付中官吏指定 (省)前法第十八號(三) 九〇
- 明治三十五年省令第五號(不動產ノ登記ノ囑託ニ付中官吏指定)中改正削除 (省)逓信第四十一號(三) 一八八
- 官內官ニシテ許可ヲ受ケ外國政府ノ招聘ニ應スル者ニ關スル件 (省)官內甲第二號(三) 一三五
- 階官員年中休暇ノ件 (省)內閣七月九日(七) 一八五
- 海軍官印規程中改正 (省)海軍第四十八號(三) 九七
- 海軍官印規程中改正追加 (省)海軍第三十二號(三) 三〇五
- 明治三十二年閣令第二號(官報販賣所ニ關スル件)中改正追加 (省)第三號(三) 二
- 明治三十五年省令第九號(官報及內地新聞紙ニ關スル件)中追加 (省)臺灣總督府第二百二十一號(三) 二六五
- 明治三十二年省令第二十七號(官會改築工事請願取争者資格ノ件)廢止 (省)大藏第三十一號(三) 一五一
- 陸軍官會取扱規則附表中追加 (省)陸軍第十四號(三) 一五

[官有]
 ○官有財産管理規則及官有地特別處分規則ノ適用ニ關スル件 (勅)第九十六號(三) 一〇六
 ○官有財産管理規則及官有地特別處分令第一條中追加 (勅)第九十七號(三) 一〇九
 ○官幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則制定並境内伐木取扱規則廢止 (省)内務第三號(三) 一〇七
 [官幣社] ○ノ部社ノ項ニ關スル件

[官幣]
 ○官幣大政二府並兵部縣下ノ行令 (省)官內第十一號(四) 一〇五
 ○皇后陛下官幣行啓 (省)官內第十二號(四) 一〇三
 ○皇后陛下官幣行啓發賣日次御覽正 (省)官內第十四號(四) 一〇二
 ○官幣御發賣等 (省)官內第十六號(五) 一〇一
 ○特別大發賣御發行ニ付兵部縣下ノ行令 (省)官內第十八號(一)二三三六七
 ○關子御發賣等 (省)官內第十九號(二)二三三六七

[官制]
 ○海軍艦隊及海軍中改正式追加 (海)海軍第六十二號(六) 一〇七
 ○海軍艦隊及海軍中改正式 (海)海軍第六十二號(六) 一〇七

○陸軍軍醫改正ノ結果略令ヲ用ヒス補職ノ件 (海)陸軍第九號(三) 一〇
 ○陸軍軍醫及陸軍兵分隊管區表ヲ定メ明治三十一年官令第十六號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第六號(三) 一〇三
 ○陸軍管區及配區表制定並兵分隊ノ配區及陸軍管區廢止 (省)陸軍第二十五號(四) 一〇六
 ○陸軍管區及配區表中改正追加 (省)陸軍第四十號(六) 一〇九
 [官制]
 ○官有財産管理規則及官有地特別處分規則ノ適用ニ關スル件 (勅)第九十六號(三) 一〇六
 ○官幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則制定並境内伐木取扱規則廢止 (省)内務第二號(三) 一〇七
 ○海軍艦隊管理規則制定並官制中改正 (勅)第二百四十八號(三) 一〇四
 ○郵便局貯金管理規則中改正別除 (勅)第四百十二號(四) 一〇〇
 ○郵便局貯金管理規則制定並官制廢止 (勅)第二百四十七號(三) 九三
 ○通傳官及郵便局貯金管理規則制定 (勅)第四百十三號(三) 九五
 ○明治三十六年勅令第四百十三號(通傳官及郵便局貯金管理規則制定)第一條中改正 (勅)第二百二十六號(六) 一〇九
 ○通傳官及郵便局貯金管理規則制定 (勅)第二百五十一號(三) 九六

[管海]

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官職ノ事務ヲ行ハシメ)ハ市町村長月長等指定)中追加 (省)海軍第五十號(一) 一一〇

[關稅]

○明治三十年勅令第九號(海關ニ於ケル貨幣、銀行及關稅ニ關スル政務法)中改正 (勅)第二百二十九號(一) 一〇七
 ○明治三十七年勅令第三十五號(關稅規則者)中改正(輸出烟草、酒類及樟腦及稅務報告)廢止 (勅)大藏第四十五號(一〇) 八五
 ○明治三十二年府令第九十二號(臺灣關稅規則)ニ依リ收買貨物稅ノ件)改正 (省)府第三十五號(三) 一〇五

[勸業]

○日本勸業銀行法中追加 (法)第九號(六) 一〇三
 ○日本勸業銀行ノ貸付ノ爲メ土地ニ關スル件 (律)第二號(六) 一〇二
 ○勸業債券及勸業債券ノ保證金ニ使用スルヲ得ルノ件制定明治三十二年勅令第四百三十三號(勸業債券ノ保證金ニ使用ノ件)廢止 (勅)第二百八十三號(三) 九九
 [軍法]
 ○明治三十三年勅令第五百五號(海軍軍法會議ニ於ケル主席會議事定員ノ件)別表改正 (勅)第六十一號(一) 三三五

[軍令]

○海軍軍令部條例第十六條別除 (勅)第六十九號(一) 三三五
 ○海軍軍令部條例改正 (勅)第二百九十號(三) 一〇五

[軍隊]

○軍艦内務管中改正追加 (海)陸軍第三十二號(四) 一〇〇
 ○軍隊内務管中改正 (海)陸軍第七號(三) 九三
 ○軍隊管理規則中改正追加 (海)陸軍第九十八號(一) 九五

[軍艦]

○軍艦管理規則第二條中追加 (省)海軍第六號(三) 三五
 [軍艦]
 ○第三號三等巡洋艦命名 (海)海軍第十二號(一) 三三六
 ○淺水砲艦命名 (海)海軍第三十五號(四) 九七
 ○第三號淺水砲艦命名 (海)海軍第五十五號(三) 一〇五
 ○第十九號驅逐艦命名 (海)海軍第三十二號(四) 九三
 ○第二十號驅逐艦命名 (海)海軍第五十一號(四) 一〇一
 ○軍艦及水雷艦別表別表中追加 (海)海軍第三十四號(四) 九五
 ○軍艦及水雷艦別表別表中追加 (海)海軍第三十七號(四) 九四
 ○軍艦及水雷艦別表別表中追加 (海)海軍第五十三號(四) 一〇三
 ○軍艦及水雷艦別表別表中追加 (海)海軍第八十九號(一) 三三五

- 軍艦及水雷艦類別等級別表中追加 (海軍第九十八號) 二〇二
- 軍艦機關部取扱簿放令追加 (海軍第十號) 一三
- 艦隊艦水雷艦機關日誌ヲ使用セシム (海軍第四十九號) 三〇
- 軍艦機關部ニ使用スル管及鏡ノ寸法 (海軍第五十四號) 三三
- 明治三十二年海軍第四十四號(新艦ニ備付ル管鏡ノ費用ニ係ル件)廢止 (海軍第九十四號) 三七
- 明治三十六年海軍第九十四號ヲ以テ廢止セル明治三十二年海軍第四十四號(新艦備付管鏡ノ費用ハ艦務部員支辨トス)ヲ削除ス (海軍第三十六號) 三〇七
- 軍人軍艦
 - 臺灣ニ居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件 (勅)第二百八十九號(三) 四〇五
 - 臺灣在籍陸軍軍人職時召集規程 (府)第八十七號(三) 三三
 - 明治三十五年閣令第三號(軍人恩給法中改正法律施行手續)中改正追加 (閣)第一號(三) 一
 - 陸軍軍人軍艦日本郵船株式會社大坂商船株式會社ノ船舶ノ乘込賃金減額ノ件規程 (海軍第六號) 七
 - 海軍軍人傳給加俸支給細則中改正追加 (海軍第六十七號) 三三
- 軍艦水雷艦ノ操舵機中改定 (海軍第九十八號) 二〇二
- 軍艦機關部取扱簿放令追加 (海軍第十號) 一三
- 艦隊艦水雷艦機關日誌ヲ使用セシム (海軍第四十九號) 三〇
- 軍艦機關部ニ使用スル管及鏡ノ寸法 (海軍第五十四號) 三三
- 明治三十二年海軍第四十四號(新艦ニ備付ル管鏡ノ費用ニ係ル件)廢止 (海軍第九十四號) 三七
- 明治三十六年海軍第九十四號ヲ以テ廢止セル明治三十二年海軍第四十四號(新艦備付管鏡ノ費用ハ艦務部員支辨トス)ヲ削除ス (海軍第三十六號) 三〇七
- 軍人軍艦
 - 臺灣ニ居住スル陸軍軍人ノ召集及就職ニ關スル件 (勅)第二百八十九號(三) 四〇五
 - 臺灣在籍陸軍軍人職時召集規程 (府)第八十七號(三) 三三
 - 明治三十五年閣令第三號(軍人恩給法中改正法律施行手續)中改正追加 (閣)第一號(三) 一
 - 陸軍軍人軍艦日本郵船株式會社大坂商船株式會社ノ船舶ノ乘込賃金減額ノ件規程 (海軍第六號) 七
 - 海軍軍人傳給加俸支給細則中改正追加 (海軍第六十七號) 三三

- 海軍軍人軍艦休暇規則 (海軍第四十二號) 三二
- 海軍軍醫官服務規則中改正 (海軍第七十六號) 三六
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (海軍第三號) 七三
- 陸軍現役下士ノ父母遺孀ニシテ兵隊ニ當リタル者軍醫ノ診斷ヲ受ケルコトヲ得 (海軍第四號) 三六
- 軍事參議院條例制定軍事參議官條例廢止 (勅)第二百九十四號(三) 四二
- 軍事獎勵勳章取扱規程改正 (海軍第八十一號) 三三
- 軍役
 - 軍役志願者規則中改正追加 (軍府)第五十五號(八) 九二
 - 陸軍軍醫候補生採用手續中改正 (海軍第十三號) 九六
 - 明治三十年陸軍第三十二號(軍醫學校生徒隊及軍醫隊公衆ノ請求ニ應ジテセントスル中ノ手續)中改正 (海軍第六十八號) 一九八
 - 海軍軍艦隊旗式 (海軍第八十七號) 三三
 - 軍醫補充部條例中改正 (勅)第九十四號(二) 三〇
- 海軍軍人軍艦休暇規則 (海軍第四十二號) 三二
- 海軍軍醫官服務規則中改正 (海軍第七十六號) 三六
- 海軍少軍醫候補生採用ノ件 (海軍第三號) 七三
- 陸軍現役下士ノ父母遺孀ニシテ兵隊ニ當リタル者軍醫ノ診斷ヲ受ケルコトヲ得 (海軍第四號) 三六
- 軍事參議院條例制定軍事參議官條例廢止 (勅)第二百九十四號(三) 四二
- 軍事獎勵勳章取扱規程改正 (海軍第八十一號) 三三
- 軍役
 - 軍役志願者規則中改正追加 (軍府)第五十五號(八) 九二
 - 陸軍軍醫候補生採用手續中改正 (海軍第十三號) 九六
 - 明治三十年陸軍第三十二號(軍醫學校生徒隊及軍醫隊公衆ノ請求ニ應ジテセントスル中ノ手續)中改正 (海軍第六十八號) 一九八
 - 海軍軍艦隊旗式 (海軍第八十七號) 三三
 - 軍醫補充部條例中改正 (勅)第九十四號(二) 三〇
- 明治三十九年陸軍第七十七號(軍醫補充部支部設置出所出級所位置ノ件)中追加 (海軍第六十五號) 一七三
- 區區制
 - 明治三十五年勅令第二百六十八號(區町村會ニ於テ評決シタル區町村費及水利土功會ニ於テ評決シタル土木費ノ總納管手數料ニ關スル件)中改正追加 (勅)第二百五號(七) 一六七
 - 明治三十五年末調查北海道區制及一級町村制施行地ニ於ケル現在人口 (省)內務第五十號(二) 一〇八
- 貨幣
 - 外國通用ノ貨幣紙幣又ハ銀行券ノ偽造竊取取締ニ關スル件制定海關通用白銅貨ノ偽造竊取取締ニ關スル件廢止 (勅)第七十三號(四) 一〇一
 - 明治三十年勅令第九號(臺灣ニ於ケル貨幣及銀行ニ關スル政務主管ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 二〇
 - 明治三十年勅令第九號(臺灣ニ於ケル貨幣、銀行及關稅ニ關スル政務主管ノ件)中改正 (勅)第二百二十九號(八) 一七一
 - 通貨及證券攪造取締規則 (律)第十四號(三) 一四
 - 刀劍ノ輸入禁止 (律)第四號(三〇) *
 - 輸入租銀ノ課稅ニ關スル件 (律)第五號(三〇) *
 - 明治三十六年四月中外貨幣比較表 (省)大藏第十二號(三) 二〇七
 - 明治三十六年五月中内外貨幣比較表 (省)大藏第十六號(四) 三三

- 明治三十六年六月中外貨幣比較表 (告)大藏第二十九號(五) 七四四
- 明治三十六年七月中外貨幣比較表 (告)大藏第四十號(六) 九一一
- 明治三十六年八月中外貨幣比較表 (告)大藏第五十號(七) 九六三
- 明治三十六年九月中內外貨幣比較表 (告)大藏第六十一號(八) 一〇〇九
- 明治三十六年十月中內外貨幣比較表 (告)大藏第六十六號(九) 一〇七五
- 明治三十六年十一月中內外貨幣比較表 (告)大藏第七十二號(一〇) 一一三七
- 明治三十六年十二月中內外貨幣比較表 (告)大藏第八十五號(一一) 一二三六
- 明治三十七年一月中內外貨幣比較表 (告)大藏第九十三號(一二) 一三〇四
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一號(一) 六一
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第六號(二) 六六
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二十三號(三) 七三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四十一號(四) 一〇六
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第五十五號(五) 一五八
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第七十四號(六) 二一七
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第九十三號(七) 二七六
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一百四號(八) 三二二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百二十七號(九) 四〇五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百五十九號(一〇) 四七二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百六十三號(一一) 五二〇
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第五百八十八號(一二) 五八二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第六百六十三號(一三) 五七二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第七百八十八號(一四) 六〇二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第九百八十五號(一五) 六五〇
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一百一十七號(一六) 七〇三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一百三十七號(一七) 七三三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一百五十二號(一八) 七六三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第一百六十五號(一九) 七九三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百六十五號(二〇) 七五三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百六十九號(二一) 八〇七

- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百八十三號(二二) 八五二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百八十八號(二三) 八八二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第二百九十一號(二四) 八九五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百十八號(二五) 九五五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百二十五號(二六) 九七七
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百三十一號(二七) 九八五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百四十四號(二八) 九八八
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百五十一號(二九) 九七一
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百五十九號(三〇) 九七九
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百七十一號(三一) 一〇〇三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百七十九號(三二) 一〇三四
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百八十三號(三三) 一〇三七
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百八十七號(三四) 一〇三三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第三百九十三號(三五) 一〇三九
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百零三號(三六) 一〇四七
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百一十一號(三七) 一〇五九
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百二十四號(三八) 一〇三三
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百二十九號(三九) 一〇三五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百三十八號(四〇) 一〇三八
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百五十一號(四一) 一〇三二
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百五十七號(四二) 一〇三五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百七十七號(四三) 一〇三五
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第四百八十七號(四四) 一〇三六
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第五百零二號(四五) 一〇三七
- 郵便局所ニ於テ外國為替金ノ換算ニ適用スルハ外國貨幣換算則合 (告)通借第五百十二號(四六) 一〇四〇

○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第五百二十四號(一)二四〇七	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第七十一號(七)二〇五五
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第五百三十八號(二)二四一〇	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第八十一號(八)二一五七
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第五百六十七號(二)二四三二	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第八十五號(九)二二六三
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第五百八十八號(三)二四四七	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第九十號(九)二二六四
○ 貨幣換算則令	(省)通債第六百八十八號(三)二五〇六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第九十四號(九)二二六九
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第六百二十九號(三)二五七九	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第一百一十一號(一)二四四〇
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第六百四十六號(三)二五八五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百二十五號(一)二四六六
○ 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用ス(ハ)外國貨幣換算則令	(省)通債第六百七十一號(三)二五九四	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百三十九號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第四號(一)二二五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第十四號(三)二〇五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第三十五號(四)七六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第四十二號(五)九〇六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第四十三號(五)九〇六	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第四十八號(六)九七五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第五十號(六)九七五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第六十六號(七)一〇五五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三
○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府第六十六號(七)一〇五五	○ 一圓銀貨幣ノ價格改定	(省)臺灣總督府百四十四號(三)二六五三

○ 鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表中改正明治三十四年告示第百十六號同三十五年告示第百三十六號附増ノ公ヌ(ハ)輕便高品目ノ件停止	(省)通債第五百十四號(二)一四〇〇	○ 鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表中改正明治三十六年度歲入科目表	(省)通債第三十八號(八)一七〇
○ 其海峽線川崎小荷物及大貨物取扱開始	(省)通債第二百十九號(三)四九六	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 陸軍火藥研究所條例	(勅)第八十二號(四)二三五	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 火藥火具取扱規則中改正追加	(達)陸軍第四十九號(五)一五三	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 海軍造船廠兵隊麾下火藥製造所及海軍修理工場業務時間並ニ職工就業時間規定ヲ定メ明治三十一年海軍第七十九號(同件)ヲ廢ス	(達)海軍第三號(二)三	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 海軍造船廠兵隊麾下火藥製造所及海軍修理工場業務時間並ニ職工就業時間規定中改正	(達)海軍第五十號(二)三三〇	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 火藥製造運送規程第十條中追加	(省)通債第一號(二)六	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 火藥製造運送規程第十條中追加	(省)通債第三十七號(六)一七〇	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一
○ 火藥製造運送規程第二十三條中追加	(省)通債第二號(二)七	○ 鐵道作業局火藥運賃及手數料ノ件中追加	(省)通債百三十九號(三)四六一

○ 明治三十六年度歳入科目表追加 (訓)大藏第十九號(四) 一〇〇	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第八號(四) 一〇〇
○ 明治三十六年度歳入科目表追加 (訓)大藏第四十一號(二〇) 三八四	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第九號(四) 一〇一
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)大藏第五號(三) 二四	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十號(四) 一〇一
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)大藏第十三號(三) 三三	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十一號(四) 一〇一
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)大藏第二十五號(六) 二二七	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十二號(五) 一一一
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)大藏第二十六號(六) 二二七	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十三號(五) 一一三
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第一號(二) 二	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十四號(五) 一一四
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二號(三) 二九	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十五號(六) 二五九
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第三號(三) 四三	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十六號(六) 二六〇
○ 明治三十五年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第四號(三) 四三	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十七號(七) 二六六
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第五號(三) 四四	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十八號(七) 二六七
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第六號(三) 四四	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第十九號(七) 二七二
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第七號(三) 四八	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十號(七) 二七四

○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十一號(七) 三七四	○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十二號(七) 三八七
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十三號(七) 三八七	○ 輸入租税ノ課税ニ關スル件 (律)第五號(二〇) 六
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十四號(二) 三六九	○ 京釜鐵道株式會社ニ關スル件 (勅)第二百九十二號(三) 四〇八
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十五號(二) 三六九	○ 明治三十三年府令第十六號(相互保險會社登記取 扱手續ノ件)中追加 (憲)第五號(二) 二
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十六號(二) 三六一	○ 日本鐵道株式會社(明治)ノ計算書中(營業費ニ係ル分ハ 提出ヲ要セズ) (達)會計檢査院第三號(四) 二三四
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十七號(三) 三六九	○ 在香川縣東廣生生命保險會社ニ對シ營業停止 (告)廣商務第二百二十號(二〇) 三九九
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十八號(三) 三六九	[會計]
○ 明治三十六年度歳入歳出科目表追加 (訓)陸軍丙第二十九號(三) 四〇〇	○ 明治三十六年度各特別會計歳入歳出預算追加 (據)六月十日(六) 二〇
○ 明治三十七年度陸軍大學校學生入學人員及試驗科目 (達)陸軍丙第十一號(三) 三三六	○ 明治三十六年度特別會計歳入歳出預算追加 (恐)六月十日(六) 四一
○ 明治三十六年三月施行ノ上下手ノ通關試驗科目 (達)海軍第十七號(三) 一七	○ 明治三十三年勅令第三百三十七號(會計檢査院規定) 中改正 (勅)第二百五十四號(三) 三五六
○ 歳入歳出年度科目所管關稅正平手帳中改正追加 (訓)文部第三號(三) 九	○ 省國幣社會計規則 (訓)內務第九號(六) 三七一
○ 明治三十六年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目 (訓)農商務第一號(三) 九七	○ 明治二十三年省令第九號(作樂及鐵道會計規則ニ係 リ要スル附報告書格式)中改正 (省)大藏第三號(三) 九

- 作樂及鐵道會計金庫出納事務規程及官立學校及國庫前會計金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第三號(三) 一三
- 專賣局作樂會計規則第九條ノ廢入金組入ノ件 (訓)大藏第四號(三) 一四
- 物品、印紙類及票據單會計官吏ノ每年末現在員報告ノ廢止 (訓)大藏第六號(三) 一四
- 陸軍會計監督部條例制定陸軍監督部條例廢止 (勅)第百九十九號(二) 一〇七
- 陸軍物品會計規程中改正 (逕)陸軍第三十七號(四) 一〇五
- 會計法ニ依リ現金仕拂ヲ委任スル官吏ノ件ヲ定メ明治三十五年陸軍第三十九號(同件)ヲ廢ス (逕)陸軍第九十七號(二) 一二五
- 鎮守府會計監督規程中加除 (逕)海軍第十九號(三) 一〇三
- 鎮守府會計監督規程第三條中追加 (逕)海軍第四號(二) 一〇四
- 鎮守府會計監督規程第十條中加除 (逕)海軍第八十號(三) 一〇六
- 明治三十年陸軍第三十六號(東京及新原ニ於ケル會計事項管掌力)中追加 (逕)海軍第二十號(三) 一〇五
- 明治三十年陸軍第三十六號(東京及新原ニ於ケル會計事項管掌力)中改正加除 (逕)海軍第八十號(二) 一〇〇
- 明治三十年陸軍第三十六號(東京及新原ニ於ケル會計事項管掌力)中追加 (逕)海軍第五號(二) 一〇四
- 臺灣總督府海軍庫及海軍換所ノ會計監督ノ件 (逕)海軍第七十九號(二) 一一〇

- 海軍兵備品會計規程 (逕)海軍第二十一號(三) 一〇三
- 海軍兵備品會計規程中改正加除 (逕)海軍第七十一號(三) 一〇二
- 海軍兵備品會計規程中改正追加 (逕)海軍第三十七號(二) 一〇七
- 兵備品出納命令官會計官吏別表改正 (逕)海軍第三十號(二) 一〇一
- 通常物品出納命令官會計官吏別表追加 (逕)海軍第四十二號(三) 九六
- 通常物品出納命令官會計官吏別表改正 (逕)海軍第三十二號(二) 一〇五
- 明治二十四年陸軍第七號(出納官吏及物品會計官吏交代事務引續ヲ爲シタルト申通知方)廢止 (逕)海軍第七十五號(三) 八八
- 大林區署會計事務規程中改正加除 (訓)農商務第二十二號(三) 一〇四
- 陸軍技術監督部條例制定陸軍砲兵會議條例及陸軍工兵會議條例廢止 (勅)第八十一號(四) 一〇三
- 海軍技術會議條例廢止 (勅)第百五十九號(二) 一〇三
- 海軍技術會議規則廢止 (逕)海軍第七十七號(二) 一〇八
- 明治三十三年勅令第百五號(常設海軍軍法會議ニ於テハ主席會議員ノ件)別表改正 (勅)第百六十一號(二) 一〇三

- 明治二十九年勅令第百八十五號(文部省ニ學校衛生顧問及學校衛生顧問會議事務ヲ廢ス)廢止 (勅)第三十八號(三) 四三
- 高等教育會議議員補選選舉 (告)文部第百九十三號(二) 〇三九
- 高等教育會議議員互選人名 (告)文部第百九十四號(二) 〇三九
- 農商工商等會議規則廢止 (勅)第百四十二號(三) 〇三六
- 關非商業會議所ノ設立認可 (告)農商務第百六十四號(二) 〇三七
- 商業會議所解散ノ件 (告)農商務第百三十四號(二) 〇三一
- 帝國議會會期 (詔)三月二十五日(三) 八
- 帝國議會會期延長 (詔)五月三十一日(三) 八
- 鐵山 (勅)第百六十三號(三) 〇三五
- 森林主事係給ノ件制定林區署及鐵山監督官任官條給ノ件廢止 (勅)第百六十三號(三) 〇三五
- 明治三十三年勅令第三十九號(鐵道所ノ鐵山採掘權廢止ノ請及不用生産物ノ拂下隨意契約ノ件)中加除 (勅)第三號(二) 一〇
- 關西鐵道鐵道所屬石炭鐵道ノ件 (告)農商務第九十五號(二) 八〇五
- 鐵道測定請求ニ依リ派遣スル技術官ノ旅費及測量費納付手續 (憲)府第七號(三) 一〇

- 鐵業 (勅)農商務第百四十六號(三) 一〇八
- 鐵礦稅賦課ノ標準トスル鐵業製産物ノ價格改定 (勅)第百五十八號(三) 一〇六
- 鐵礦調查委員會官制廢止 (勅)第百三十九號(三) 一〇五
- 肥料礦物調查所官制廢止 (勅)第百三十九號(三) 一〇五
- 綠替綠越 (勅)大藏第十四號(三) 八
- 郵便電信電話官署歳入金歳出金歳貸入歳出外現金ノ交互兌換及綠替ニ關スル取扱手續 (訓)大藏第十四號(三) 八
- 明治二十五年勅令第二十五號(綠越測定額積入金ノ收入未了ノモノ繰越ノ件)同三十一年勅令第十二號(歳入繰越計算表様式)中改正加除 (訓)大藏第三號(三) 一〇
- 履備 (勅)第百五十二號(三) 〇三七
- 履備官署履備員使用ノ件 (勅)第百五十二號(三) 〇三七
- 履備員給料支給規則中改正追加 (逕)陸軍第三十九號(四) 一〇六
- 履備員給料支給規則表改正 (逕)陸軍第八十號(二) 一〇六
- 陸軍備人服制中追加 (逕)陸軍第九十號(二) 一〇四

○陸軍監獄看守陸軍醫官及陸軍傳人制服給與規則中追加 (總)陸軍第九十一號(一〇) 一二四	○野戰砲隊設置管理所職工卒養成規則中改正加除 (總)陸軍第五十號(五) 一五五
○陸軍監獄看守陸軍醫官及陸軍傳人制服給與規則中改正加除 (總)陸軍第六十七號(六) 一七四	○ 〔約定〕 ○ナノ部條約ノ項添番 ○滿洲各雜國價格表配信番及箱物交換約定ニ加盟 (告)通信第四百九十九號(二) 一三一
○陸軍平時備人定員表改正 (總)陸軍第四十四號(五) 一四四	○萬國郵便條約並ニ同價格表配信番及箱物交換約定ニ加盟 (告)通信第五百九十八號(三) 一五三
○陸軍平時備人定員表改正追加 (總)陸軍第七十七號(八) 二一〇	○ 〔總則〕 ○陸軍監獄監查官制中改正 (勅)第三十七號(三) 一三七
○履員備人給與規則第四表改正 (總)海軍第七十六號(七) 二〇四	○陸軍監獄規則中改正 (省)文部第十號(三) 一八八
○履員備人規則別表中追加 (總)海軍第七十七號(七) 二〇四	○陸軍監獄規則中改正 (省)文部第三十八號(三) 一八六
〔野戰〕 ○野戰砲兵射擊學校ハカノ部學校ノ項ニ載ス ○野戰砲兵編成改正 (總)陸軍第十一號(三) 一四九	○陸軍監獄規則中改正 (省)文部第六十七號(四) 一八六
○野戰砲兵射擊學校改正 (總)陸軍第十二號(三) 一五九	○明治三十六年第二回學術開業試驗並陸軍監獄試驗施行 地及初日 (告)文部第九十四號(四) 一八六
○步兵編隊隊中佐及野戰砲兵編隊隊中佐米中其職務 管掌ニ關スル件 (總)陸軍第三十二號(四) 一〇〇	○明治三十七年第一回陸軍監獄試驗ノ場所及期日等 (告)文部第二百二十九號(三) 一八五
○野戰砲隊設置管理所職工卒養成規則中改正加除 (總)陸軍第五十號(五) 一五五	○醫學開業試驗及陸軍監獄試驗事務所移轉 (告)文部第二百八十八號(二) 一八七
○第一補完兵隊野戰砲兵米中教育官名簿ノ件 (告)陸軍第十六號(七) 一二七	○海軍少醫官補生實務條例規則改正 (總)海軍第七十三號(三) 一八六
○三十一年式連射砲(山)砲彈檢驗規則中改正 (總)陸軍第四十六號(五) 一五二	○陸軍監獄監查官及女監取掃定員 (告)明治第五五號(三) 一四一
〔裝成〕 ○陸軍監獄監查所官制第四條中改正 (勅)第二百三十三號(三) 一八六	〔編局方〕 ○日本編局方追加 (省)西澤第三號(六) 一五二
○工業商業及農林業職工養成所生徒募集 (告)文部第三十六號(三) 一三三	

〔藥業〕 ○雙筒製彈出藥液及效力第三項改正 (總)海軍第九十九號(一〇) 二〇一	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九
〔役員〕 ○陸軍監獄監查官及職務支節役人改定 (告)海軍總督府第三號(一) 二〇二	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十七號(二) 二七九
マノ部	
○大濱灣航行中現役船舶トナル者服役延期ノ件 (總)海軍第十一號(三) 二〇二	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九
ケノ部	
〔検査〕 ○刑事檢事官等檢給令中改正 (勅)第九十五號(五) 一五七	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九
○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 附第五條ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十六號(二) 二二六	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十七號(二) 二七九
○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九
〔検査〕 ○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九	○明治三十六年告示第九十一號(刑)刑事檢事官用試驗規則 則ニ依り私立學校指定)中改正 (省)司法第四十八號(二) 二七九

明治三十六年 索引 (野戰) (裝成) (約定) (總則) (編局方) (検査) (検査) 一三七

- 羽後國酒田及岩手國戸ノロノ船舶検査臨時執行地ノ
(省)通信第五百十八號(二)四〇五
- 船舶検査臨時執行地ノ件 (省)通信第五百九十二號(二)二五八
- 明治三十五年陸軍第六十三號(計算)検査及責任解
除委託ノ件(中改正追加) (省)陸軍第二十號(三) 二七
- 委託検査ニ係ル金銀物品出納證明及検査規程第二條
中改正 (省)陸軍第二十一號(三) 二七
- 船舶進修試験検査規則第七十五條削除
(海軍)第六十七號(六) 一八一
- 船舶進修試験検査規則中改正削除
(海軍)第八十六號(八) 三三
- 【檢定】
- 度量衡法施行令制定明治三十年勅令第十六號(度
量衡器)ノ制限其ノ製作、修理及販賣ノ免許檢定ニ
關スル件(廢止) (勅)第四百四十四號(九) 一八五
- 中央度量衡器檢定所及其支所ノ位置
(省)農商務第三百五十八號(三)五八
- 教員檢定ニ關スル規程中改正追加 (省)文部第三號(三) 三三
- 教員無試験檢定ニ關シ(指定)ノ件 (省)文部第三十號(三) 三六
- 教員無試験檢定ニ關シ(指定)ノ件中追加
(省)文部第二百十六號(三)四二
- 專門學校入學者檢定規程
(省)文部第十四號(三) 五九
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者(指定) (省)文部第七十六號(四) 五九〇
- 明治三十六年告示第七十六號中追加
(省)文部第二百二十號(六) 九二七
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者(指定) (省)文部第九十九號(五) 七六五
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受ケル
コトヲ得ル者(指定) (省)文部第九十九號(六) 九二六
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行
(省)文部第二十六號(三) 一三七
- 小學校教科用圖書ノ檢定無效ノ件
(省)文部第十七號(二) 七
- 明治三十一年告示第六十一號(學生生徒ノ近視眼障
防上教科用圖書檢定標準)中學校教科用圖書ニ關
スル事項ヲ廢止ス (省)文部第九十七號(三)三九五
- 濰州小學校公立公學校教員檢定及免許狀ノ發換又ハ再
波ニ關スル手續規程 (省)府第六十七號(三) 一一
- 衛生部ニ關スル教科用圖書檢定者ノ件ヲ定メ陸軍省醫
學修業兵教科圖書檢定規程、陸軍省病人教科書及陸
軍省陸軍教科書ノ件ヲ廢ス (省)陸軍第六十一號(六) 一七
- 【檢査】
- 明治三十一年勅令第三百六十八號(臨時檢査職員)
ノ件中改正 (勅)第二百十三號(三) 三三
- 海軍檢査法施行規則第一條中追加 (省)內務第一號(二) 一
- 明治三十二年告示第八十六號(臨時海軍檢査施行規
程)ノ件中改正 (省)內務第九號(二) 二
- 明治三十二年告示第八十六號(臨時海軍檢査施行規
程)ノ件中改正 (省)內務第二十五號(四) 五二五

- 長崎及口ノ津港ニ來航スル船舶消毒ニ關スル件
(省)內務第八號(二) 二
- 長崎及口ノ津港ニ來航スル船舶消毒ニ關スル件(廢止)
(省)內務第二十六號(四) 五二五
- 検査官設置ノ府指定
(省)內務第四十九號(二)二〇八
- 検査官廢止ノ件
(省)內務第二十一號(四) 五二
- 検査官廢止ノ件
(省)內務第八十一號(二)二六七
- 検査官廢止ノ件
(省)內務第九十三號(二)二七五
- 【憲兵】
- 憲兵條例中改正削除
(勅)第五十八號(三) 六五
- 憲兵隊區及憲兵分隊管區表ヲ定メ明治三十一年告
令第十六號(同件)ヲ廢ス (省)陸軍第六號(三) 三二
- 憲兵服制規程中改正追加
(省)陸軍第十九號(三) 二六
- 陸軍憲兵上等兵適任證書付與規則
(省)陸軍第一百十二號(三) 三三七
- 憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域中改正
(省)府第十八號(四) 五九
- 憲兵隊區及配置表制定憲兵分隊ノ配置及憲兵警察
區域廢止 (省)府第二十五號(四) 六五
- 憲兵隊管區及配置表中改正追加
(省)府第四十號(六) 七九
- 【榮統】
- 二十六年式銃保存法
(省)陸軍第九十四號(二)二四九
- 下士官銃射試驗施行ノ際陸軍ニ准士官以上ノ者消
費費包ノ件 (省)海軍第九號(三) 一五
- 【權度】
- 臺灣總督府民政部通商權度課分室設置
(省)臺灣總督府第二百二十二號(三)六四六
- 【研究】
- 陸軍火藥研究所條例
(勅)第八十二號(四) 二二五
- 【建築】
- 臨時陸軍建築部官制廢止
(勅)第八十四號(四) 二二七
- 臨時海軍建築部官制別表改正
(勅)第六十號(二) 三三
- 臨時電信部建築工手採用規則廢止
(省)陸軍第一百七號(三) 三三〇
- 建築工場裁判任官以下職務時間ノ件ヲ定メ明治三十
二年告示第九十八號(同件)ヲ廢ス (省)海軍第四號(二) 四
- 電信建築事務ヲ兼掌スヘキ一等郵便電信局及其建築
區域ヲ定メ明治三十四年告示第二百十八號(同件)ヲ
廢ス (省)通信第九十四號(三) 一六六
- 【現役】
- 明治三十六年徵集ノ現役兵入營期日
(省)陸軍第十七號(九)二七六
- 陸軍現役下士ノ父母妻子ニシテ兵職ニ登用シタル者
軍醫ノ除斷ヲ受ケルコトヲ得 (省)陸軍第四號(三) 三六
- 大演習進行中現役滿期トナル者服役延期ノ件
(省)海軍第十一號(三) 一五
- 【現金】
- 郵便電信電話官署ノ現金受拂ニ關スル件
(勅)第二十三號(三) 二四

○郵便電信電話官署現金受取規則 (省) 通債第十七號 七二	○警視廳ニ臨時防護員ヲ區クノ件 (勅) 第三號 (二) 二
○會計法ニ依リ現金仕掛ヲ委任スル旨ノ件ヲ定メ明 治三十五年陸軍第三十九號(同件)ヲ廢ス (省) 陸軍第九十七號 (二) 二五三	○明治二十六年勅令第八十二號(警視廳北海道府 廳及茨城縣警務主任官低階俸給支給方) 中改正 (勅) 第三十六號 (三) 四三
○明治二十四年省令第十一號(金庫ニ於テ現金領收簿 後納期告知書現金簿込簿及納付書帳簿年度ノ賬目訂 正手續) 中改正 (省) 大藏第三號 (三) 九	○治安警察法ニ依リ或器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省) 內務第七號 (七) 一四九
○郵便電信電話官署現金受取金銀出入帳出外現金ノ 交互換及繰替ニ關スル取扱手續 (訓) 大藏第十四號 (三) 一八	○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 中改正 (省) 內務第九號 (九) 一七五
○明治二十二年訓令第七十號(出納官吏現金取扱規則 中ノ保管金引出符及貯蓄貯蓄式) 及金庫出納事務 規程舊式 中刪除 (訓) 大藏第二十九號 (六) 二二七	○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 中追加 (省) 內務第十四號 (三) 一九八
○[原野] ○瀧澤官村森林庫貯及米物特別處分令第一條 中追加 (勅) 第十七號 (三) 一九	○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 中追加 (省) 內務第五十四號 (六) 二〇九
○[警備] ○對馬警備隊司令部條例制定警備隊司令部條例 廢止 (勅) 第八十號 (四) 一三三	○那市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域表 中追加 (省) 內務第七十三號 (二) 二二七
○對馬警備隊司令部條例 中改正追加 (勅) 第九十三號 (二) 一〇三	○憲兵分隊ノ配置及憲兵警察區域 中改正 (省) 第十八號 (四) 一五九
○沖繩警備隊司令部條例第二條 中追加 (勅) 第十二號 (四) 一三	○憲兵管區及配置表制定憲兵分隊ノ配置及憲兵警察 區域 廢止 (省) 第二十五號 (四) 一六三
○[警視] ○警視廳官制 中改正 刪除 (勅) 第三十二號 (三) 二九	○[警部] ○臺灣總督府警部警部特別任用令 中追加 (勅) 第四百十九號 (六) 一〇〇

○[警守] ○陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傳人服給與規則 中改 正追加 (省) 陸軍第六十七號 (六) 一七四	○長野縣早町ニ警報信號機 廢止 (省) 文部第三百三十三號 (七) 九九三
○陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傳人服給與規則 中追 加 (省) 陸軍第九十一號 (二) 一三四	○新潟縣相川町私立警報信號機ヲ町立トス (省) 文部第三百三十三號 (七) 九九八
○[警法] ○海軍警務及海軍監獄看守採用規則 中改正追加 (省) 海軍第五號 (二) 一	○千葉縣磯崎町ニ警報信號機 設置 (省) 文部第三百三十三號 (七) 九九八
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○茨城縣茨城町立警報信號機ヲ町立トス (省) 文部第四百八十八號 (三) 二三四
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○茨城縣下四警報信號機 設置 (省) 文部第五百五十五號 (三) 二五五
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○茨城縣高濱町ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百六十五號 (七) 二七七
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○奈良縣三輪町御所町及郡山町ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百四十四號 (六) 九二五
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○三井礦山立警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第五百七十一號 (七) 一〇九〇
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○靜岡縣東郡橋原村牛臥山ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百二十六號 (六) 九二八
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○滋賀縣彦根町津根湖候所構内ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百三十二號 (七) 九三三
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○長野縣長野市城外ニ警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第五百三十二號 (七) 九三八
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○山形縣海部町吹浦村ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百四十九號 (六) 一〇三〇
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○秋田縣秋田市立警報信號機ヲ正式トス (省) 文部第五百七十五號 (七) 一〇九三
○陸軍監獄看守中正式ニ職掌スル者ノ指定 (省) 文部第六十一號 (五) 二二六	○富山縣泊町ニ警報信號機 設置 (省) 文部第五百一號 (七) 七六七

- 宮山縣清川町正式警報借債模範股
(告)文部第百八十九號(二〇)三九〇
- 島根縣瀧部溫泉村藤川郡村松村及知夫郡浦郷村正式警報借債模範股
(告)文部第百二十一號(二〇)三九七
- 岡山縣八津町正式警報借債模範股
(告)文部第百八十八號(二〇)三九〇
- 廣島縣廣瀬郡竹原警察署廣分署内ニ警報借債模範股
(告)文部第一號(一) 四
- 廣島縣豐田郡御手池町、同月田町及御調郡赤崎町ニ警報借債模範股
(告)文部第百五十三號(二〇)三三三
- 山口縣下關永福寺山警報借債模範股
(告)文部第百八十三號(四) 五三三
- 和歌山縣東牟婁郡三輪村警報借債模範股
(告)文部第百三號(一) 五
- 和歌山縣東牟婁郡三輪村正式警報借債模範股
(告)文部第百三十一號(二〇)三四六
- 和歌山縣海草郡大崎村警報借債模範股
(告)文部第百二十號(一) 八
- 和歌山縣海草郡大崎村警報借債模範股
(告)文部第百八號(五) 七九九
- 和歌山縣印南町ニ警報借債模範股
(告)文部第百二十一號(三) 一三二
- 和歌山縣下十四箇所ニ設置セル縣立警報借債模範股
(告)文部第百七十八號(九) 二九九
- 和歌山縣新宮町正式警報借債模範股
(告)文部第百八十五號(二〇)三八九
- 和歌山縣新宮町正式警報借債模範股
(告)文部第百二十三號(三) 三四三
- 和歌山縣東牟婁郡大島村ニ正式警報借債模範股
(告)文部第百八十六號(二〇)三八九
- 徳島縣徳島市警報借債模範股
(告)文部第百四十五號(三) 三三三
- 高知縣土佐郡河江村ニ警報借債模範股
(告)文部第百七十五號(四) 五三九
- 佐賀縣東松浦郡呼子村ニ警報借債模範股
(告)文部第百五十五號(二〇)三三〇
- 宮崎縣宮崎郡島村ニ警報借債模範股
(告)文部第百八十號(四) 五三一
- 宮崎縣油津町警報借債模範股
(告)文部第百八十九號(四) 五三七
- 鹿児島縣大島郡伊津部村ニ設置ノ郡立警報借債模範股
(告)文部第百六十二號(二〇)二八八
- 鹿児島縣大島郡伊津部村ニ設置ノ郡立正式警報借債模範股
(告)文部第百八十號(九) 二九九
- 澎湖廳媽城小西門外海岸所在ノ警報借債模範股
(告)臺灣總督府第六十三號(七) 一〇五三
- 澎湖廳東石港警報借債模範股
(告)臺灣總督府第三十七號(四) 七六八
- 斗六廳湖口港警報借債模範股
(告)臺灣總督府第八十七號(三) 三四四
- 〔經理〕**○陸軍經理學校ハカノ部學校ノ項ニ屬ス
(勅)第百八十九號(二) 二九五
- 師團經理部條例改正

- 海軍經理部條例改正
(勅)第百九十號(二) 二九七
- 軍艦經理規程中改正加除
(達)陸軍第九十八號(二) 二五三
- 經理部下士補充及交代規程ノ定メ上野計手及計手補充區分ヲ屬ス
(達)陸軍第百十三號(三) 二五八
- 海軍經理部條例
(勅)第百七十四號(二) 二四四
- 海軍經理部業務規程
(達)海軍第百二十五號(二) 二九四
- 艦務用品經理規程
(達)海軍第九十三號(九) 二四四
- 治療品經理規程ノ定メ治療品出納規程ヲ屬ス
(達)海軍第百四十一號(二) 二五〇
- 糧食經理規程中改正加除
(達)海軍第百五十二號(二) 二五三
- 被服經理規程中改正追加
(達)海軍第百五十三號(二) 二五三
- 〔經費〕**
○郵便局經費支切規則
(勅)第百四十四號(三) 二五三
- 〔計手〕**
○上等計手及計手補充區分表中改正
(達)陸軍第百四十八號(四) 二五三
- 經理部下士補充及交代規程ノ定メ上野計手及計手補充區分ヲ屬ス
(達)陸軍第百十三號(三) 二五八
- 〔計算〕**
○明治三十五年法律第五十號(年終計算ニ關スル件)
臺灣ニ施行ス (勅)第百十四號(三) 一七
- 日本鐵道株式會社既明ノ計算書中與業費ニ係ル分ノ抽出ヲ要ス
(達)會計檢査院第三號(四) 二五三
- 和歌山縣新宮町正式警報借債模範股
(告)文部第百二十三號(三) 三四三
- 和歌山縣東牟婁郡大島村ニ正式警報借債模範股
(告)文部第百八十六號(二〇)三八九
- 徳島縣徳島市警報借債模範股
(告)文部第百四十五號(三) 三三三
- 高知縣土佐郡河江村ニ警報借債模範股
(告)文部第百七十五號(四) 五三九
- 佐賀縣東松浦郡呼子村ニ警報借債模範股
(告)文部第百五十五號(二〇)三三〇
- 宮崎縣宮崎郡島村ニ警報借債模範股
(告)文部第百八十號(四) 五三一
- 宮崎縣油津町警報借債模範股
(告)文部第百八十九號(四) 五三七
- 鹿児島縣大島郡伊津部村ニ設置ノ郡立警報借債模範股
(告)文部第百六十二號(二〇)二八八
- 鹿児島縣大島郡伊津部村ニ設置ノ郡立正式警報借債模範股
(告)文部第百八十號(九) 二九九
- 澎湖廳媽城小西門外海岸所在ノ警報借債模範股
(告)臺灣總督府第六十三號(七) 一〇五三
- 澎湖廳東石港警報借債模範股
(告)臺灣總督府第三十七號(四) 七六八
- 斗六廳湖口港警報借債模範股
(告)臺灣總督府第八十七號(三) 三四四
- 〔經理〕**○陸軍經理學校ハカノ部學校ノ項ニ屬ス
(勅)第百八十九號(二) 二九五
- 師團經理部條例改正
- 明治三十六年省令第三十二號(計手計算書仕務令領收取及附帳簿格式)中改正
(告)大藏第三號(三) 九
- 明治三十五年陸軍第六十三號(計算ノ檢査及責任解除委託ノ件)中改正追加
(達)陸軍第三十號(三) 二七
- 計算規程中附則
(達)海軍第百二十九號(二) 二〇一
- 航海補助費ノ取扱及出納計算書送付方々ノ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件
(勅)通信第二號(三) 九八
- 航海補助費ノ取扱及出納計算書送付方々ノ北海道廳長官府縣知事ニ委任ノ件中追加
(勅)通信第三號(三) 二八四
- 電話ニ關スル料金地位未滿切上ノ計算ノ件
(告)通信第四十六號(一〇) 三三三
- 〔契約〕**
○豫算外國庫ノ買換トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件
(豫外契)六月十日(六) 一
- 豫算外國庫ノ買換トナルハキ契約ヲナスヲ要スル件
(豫外契)六月十日(六) 九
- 製鐵所ノ製品販賣ニ關シ契約書省時ノ件
(勅)第百八十號(二) 二五〇
- 明治三十三年勅令第三十九號(製鐵所ノ鐵山採掘賦課製造ノ時價及不用生産物ノ拂下附屬契約ノ件)中附則
(勅)第三號(二) 三
- 聖路嘉國神會堂ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事時預金契約ノ件
(勅)第百十八號(七) 二六一
- 明治三十二年勅令第三百三號(臺灣總督府ニ於テ鐵道敷設權讓渡及臺灣其他直轄地ニ關スル附屬契約ノ件)中改正
(勅)第百十三號(七) 二五三

- 明治三十二年府令第六十八號(法人及興財協定契約) 註冊取換手續ノ件)中追加 (省)文部第四號(二)
- 「陸軍」○陸軍立憲ハリノ部立標陸軍軍備ハナノ部標ノ項ニ載ス (陸)陸軍第十三號(三) 一九
- 撫慰天幕儀式及使用法 (陸)陸軍第十三號(三) 一九
- 治安警察法ニ依リ戒嚴其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)內務第七號(七) 二四九
- 治安警察法ニ依リ戒嚴其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)內務第九號(九) 二七三
- 【教育】
- 臨時教育委員會所官制第四條中改正 (勅)第二百三十三號(三) 三三六
- 教員檢定ニ關スル規程中改正追加 (省)文部第二號(二) 三三
- 東京帝國學校教員檢定科卒業生服務規則 (省)文部第七號(七) 七
- 明治三十二年省令第二十五號(公立私立學校外國人學校卒業生ノ教員免許ニ關スル規定)第二條中追加 (省)文部第二十一號(四) 八二
- 教員無試験檢定ニ關シ指定ノ件 (省)文部第三十號(三) 一三六
- 教員無試験檢定ニ關シ指定ノ件)中追加 (省)文部第二十六號(三) 一三三
- 工業商業及農林教員養成所生徒服務規則 (省)文部第三十六號(三) 一三三
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行規則 (省)文部第二十六號(三) 一三三
- 明治三十六年開校スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等定期講習會ニ關スル件 (省)文部第四號(五) 六八
- 明治三十六年開校スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等定期講習會ニ關スル件)中追加 (省)文部第三十號(七) 九九二
- 初等小學校公立學校教員檢定及免許狀ノ發換又ハ再發ニ關スル手續規程 (省)府第六十七號(二〇) 一一一
- 下士教員資格ニ關スル規定中改正 (陸)海軍第九十七號(二〇) 三三二
- 下士教員資格ニ關スル規定中改正)中追加 (陸)海軍第六十六號(三) 三三七
- 【教師、教諭師】
- 衆議院議員補選票ニ付テ教師借借制戒ノ件 (勅)內務第三號(二) 一
- 監獄醫務師、醫師、藥劑師、看守及女監取締定員 (省)府第五號(五) 四
- 【教授】
- 高等女學校教授員目 (勅)文部第二號(三) 五〇
- 【教育】
- 教育基金令中改正追加 (勅)第五十七號(三) 六三
- 教育基金令施行規程制定明治三十三年省令第三號(北海道廳及沖繩縣ニ關シ)ノ教育基金使用ニ關スル件)改正 (省)文部第十八號(三) 六三
- 實業教育會館補助法施行規則第三條改正 (省)文部第六號(三) 七

- 實業教育會館補助法施行規則第三條中改正 (省)文部第十六號(三) 六二
- 高等教育會議議員補選票 (省)文部第九十三號(二〇)三九二
- 高等教育會議議員五選人名 (省)文部第九十四號(二〇)三九三
- 海軍教育本部條例中追加 (勅)第六十八號(二) 三三〇
- 海軍教育本部事務規程中改正)中追加 (陸)海軍第二十號(二) 二八五
- 海軍艦隊學校及機關官教育規則中改正 (陸)海軍第六十九號(六) 一八三
- 海軍艦隊學校下士教育規則改正 (陸)海軍第二十二號(四) 六
- 海軍艦隊學校下士教育規則中改正 (陸)海軍第六十六號(一〇) 三四五
- 海軍艦隊學校下士教育規則)中追加 (陸)海軍第七十四號(三) 八六七
- 教育圖書供給規程 (陸)海軍第四十四號(二) 三二八
- 陸軍各兵科下士教育令制定陸軍各兵科下士上等兵教育令)中追加 (陸)陸軍第十八號(三) 三三〇
- 工兵隊電信術教育令制定工兵隊電信術教育令)中追加 (陸)陸軍第一號(二) 一
- 鐵道大隊ニ於ケル電信術ノ教育力)中追加 (陸)陸軍第三號(二) 二
- 鐵道大隊教育令改正 (陸)陸軍第三十三號(四) 一〇〇
- 要務廳兵隊ニ於ケル要務通信手帳發給手續教育令 (陸)陸軍第二十九號(四) 九
- 陸軍兵隊後備兵第二種兵隊發給其教育召集年次區分及日數表中改正 (省)陸軍第九號(五) 五〇
- 陸軍兵隊後備兵第二種兵隊發給召集教育召集年次區分及日數表中追加 (省)陸軍第二十三號(三) 四〇
- 第一種兵隊後備兵未教育者教育召集ノ件 (省)陸軍第十六號(二) 二七
- 第一種兵隊後備兵教育召集ノ件 (省)陸軍第十九號(二〇) 二八六
- 【教科】
- 文部省ニ於テ著作權ヲ有スル教科用圖書發行ニ關スル保證金)ノ件 (勅)第六十四號(六) 一四四
- 小學校教科用圖書翻刻發行規則 (省)文部第三十三號(四) 六
- 小學校教科用圖書翻刻發行規則)中追加 (省)文部第二十六號(六) 二三四
- 小學校教科用圖書翻刻發行)中追加 (省)文部第三十八號(二) 二二六
- 小學校教科用圖書用紙ノ標準 (省)文部第七號(五) 七九六
- 翻刻發行ノ許可スヘキ小學校教科用圖書ノ名稱 (省)文部第二十五號(六) 九二八
- 翻刻發行ノ許可スヘキ小學校教科用圖書名稱)中追加 (省)文部第八十二號(二〇) 二八八
- 小學校教科用圖書翻刻發行)中追加 (省)文部第七十三號(二) 二九〇

○ 小學校教科用圖書印刷發行許可ノ件中變更 (告)文部第百八十三號(二〇三六八)	○ 工兵隊電信術教育命令制定工兵隊電信術教育假手續 廢止 (達)陸軍第一號(一)
○ 小學校教科用圖書印刷發行規則ニ依リ貼付スル印 紙ノ種類及見本ノ件 (告)文部第百七十四號(二一九三)	○ 鐵道大隊教育順次命令改正 (達)陸軍第三十三號(四一〇〇)
○ 印刷發行ヲ許可スル小學校教科用圖書中定價最高 額ノ件 (告)文部第百四十二號(二二二七)	○ 要務砲兵隊ニ於ケル要務通信手位要務電燈手教育教 令 (達)陸軍第二十九號(四九九)
○ 印刷發行ヲ許可スル小學校教科用圖書中定價最高 額ノ件 (告)文部第百九十八號(二〇三九六)	○ 軍械機關部缺損補修命令中追加 (達)陸軍第十號(三三)
○ 印刷發行ヲ許可スル小學校教科用圖書中定價最高 額ノ件 (告)文部第百三十三號(二二二八七)	○ 步兵射擊教範改正 (達)陸軍第十八號(三二五)
○ 印刷發行ヲ許可スル小學校教科用圖書中定價最高 額ノ件 (告)文部第百二十七號(二二四四四)	○ 野戰砲兵射擊教範改正 (達)陸軍第十二號(三一九)
○ 小學校教科用圖書ノ檢定無效ノ件 (告)文部第十七號(二七)	○ 體操教範 (達)陸軍百十四號(三三三九)
○ 明治三十一年告示第六十一號(學生生徒ノ近視眼 防止教科用圖書檢定標準)中小學校教科用圖書ニ關 スル事項ヲ廢止ス (告)文部第百九十七號(二〇三九五)	○ 海軍陸上工作教範 (達)海軍第十六號(三二七)
○ 衛生部ニ關スル教科用書檢定者ノ件ヲ定メ陸軍省醫 學修業兵教科書看聽學教範 陸軍省病人教科書及陸 軍省醫藥教科書ノ件ヲ廢ス (達)陸軍第六十一號(二七一)	○ 海軍小銃射擊教範ヲ定メ (達)海軍第四十六號(三二七)
○ 陸軍省兵科下士教育命令制定陸軍省兵科下士上等兵 教育命令廢止 (達)陸軍第百十八號(三三三〇)	○ 海軍小銃射法教範ヲ廢ス (達)陸軍第六十一號(二七一)
	○ 香澤學教範ヲ廢ス (達)陸軍第六十一號(二七一)
	○ 橋樑 (達)陸軍第八十八號(三三三〇)
	○ 橋樑材料圖書圖解中改正 (達)陸軍第八十八號(三三三〇)
	○ 業主 (達)陸軍第八十八號(三三三〇)
	○ 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十七號(三三一九四)
	○ 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十八號(三三二〇六)
	○ 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百十九號(三三二二二)
	○ 高等土地調查委員會ニ於テ解決セシ土地ノ業主 (告)臺灣總督府第百二十號(三三二六六)

○ 女子女子監下馬車等ニ附屬 (告)宮内第二號(二二二七)	○ 府縣廳 (告)府縣廳ハツノ部租稅ノ項ニ關スル ○ 明治三十六年勅令第百八十二號(警視廳北海道府 縣及政治廳委任官低價保給支給力)中改正 (勅)第三十六號(三三)
○ 明治三十二年各市現在者若神離生並死並死亡數 (附錄)六月九日(二七)	○ 明治三十五年省令第四號(監獄費ヨリ北海道地方費 及府縣ニ償還スルキ限)中改正 (省)可法第二十七號(一〇二〇六)
○ 結核 (達)陸軍第五十七號(四一六二)	○ 府縣廳共通進會發費規程 (省)農商務第六號(二二八)
○ 若牛結核病預防法施行規則制定輸入若牛結核病檢査 規則廢止 (省)農商務第四號(二九九)	○ 職名稱位區及管轄區域中削除 (訓)農商務第十四號(二二五四)
○ 若牛結核病預防法ニ依リ檢査員職務規程 (訓)農商務第九號(二九九)	○ 職名稱位區及管轄區域中改正 (省)府(第二十二號)四六〇
○ 血清 (省)內務第五號(二二〇)	○ 職長ヲシテ取扱ハントル事項ヲ定メ明治三十五年府 令第二十七號(同件)ヲ廢ス (省)府(第八十三號)三三三
○ 痘苗及血清其他細菌學的預防治療品製造規程 (省)內務第六號(二一九八)	○ 文官分限令第十一條中改正 (勅)第百五十六號(二二〇九)
○ 血液製成血清賣下規則中改正 (省)內務第四號(二一九)	○ 初級官等ノ制限ヲ受ケサル高等文官他ノ高等文官 タル場合ノ官等ニ關スル件制定明治三十年勅令第百 九十七號(初級官他官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官 等ニ關スル件)廢止 (勅)第百八十五號(三三〇一)
○ 海軍圖書館目次改正追加 (省)內務第四號(二一九)	○ 海軍文官考課規程規則中追加 (達)海軍第四十四號(三二六)
○ 海軍圖書館目次追加 (達)府(第五十七號)六三	
○ ツルヘルソン(交付手續) (訓)農商務第六號(二二八)	
○ フノ部	
○ 佛蘭西 (達)海軍第百七十一號(三三三六)	
○ 在清國福州本邦郵便局佛蘭西爲替ノ提出佛波ヲ取扱ハ ス (告)逓信第百八十二號(二一九〇)	

- 官立札幌農學校森林科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第五十三號(三) 三三四
- 群馬縣高等科科ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百二號(五) 六八
- 東京府立鐵道學校ニ對スル文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百七十七號(五) 二九二
- 神奈川縣中郡立中郡農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百九十九號(二) 三二六
- 埼玉縣立甲種簡谷農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百九十九號(二) 三二六
- 埼玉縣秩父郡立農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百六十三號(五) 二八八
- 茨城縣立商業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百六十三號(三) 二七七
- 愛知縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百三十五號(三) 一三三
- 三重縣立工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百二十五號(三) 一四四
- 愛媛縣越前郡村外五百村組合立甲種簡谷農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百四號(二) 一五
- 明治三十二年告示第六十一號(縣立高知農學校本科)ヲ文官任用令ニ依リ認定(中加除 (令)文部第五十七號(五) 三三六
- 福岡縣立福岡工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百十二號(二) 一〇六
- 福岡縣立久留米工業學校及同小倉工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第十三號(二) 六
- 佐賀縣立有田工業學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百十五號(六) 九二六
- 沖繩縣國頭郡各間切島組合立農學校ヲ文官任用令ニ依リ認定 (令)文部第百六十四號(三) 三三八
- 〔武官〕
- 陸軍武官等表改正 (勅)第百八十二號(二) 二四二
- 在外國公使館附屬海軍武官俸給令別表(中追加 (勅)第百三十五號(五) 一七七
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正(削除 (勅)第百二十號(七) 一六二
- 外國駐在陸軍武官ノ在勤俸ニ關スル件 (勅)第百三十三號(三) 一三三
- 陸軍武官俸給規程中改正(加除 (勅)第百八十七號(二) 三三三
- 陸軍武官俸給規程改正 (勅)第百九十九號(三) 三三二
- 陸軍武官會計保證金取扱手續中改正(削除 (勅)第百六十號(六) 一七一
- 海軍武官官階中改正追加 (勅)第百六十四號(二) 二二七
- 海軍武官官階中改正 (勅)第百六十九號(三) 二九九
- 海軍高等武官准士官服役令第三條中改正追加 (勅)第百六十五號(二) 二二八
- 海軍武官俸給規程中改正追加 (勅)第百三十三號(三) 一三三
- 海軍武官考課規程改正 (勅)第百四十九號(四) 一〇八

- 海軍武官考課規程中改正追加 (勅)第百七十號(二) 一七七
- 〔分限〕
- 文官分限令第十一條中改正 (勅)第百五十六號(二) 二〇九
- 〔分遣〕
- 明治二十四年陸軍第百七十號(陸軍部內務學校軍隊)ノ入學及分遣派遣者ニ係ル條(其給與力)中改正(削除 (勅)第百三十號(四) 九六
- 各軍隊隊員分遣規則中改正 (陸)陸軍第百六十九號(七) 一六八
- 〔分析〕
- 農事試驗場官制中改正(明治三十四年勅令第百四十五號)農事ノ分析鑑定ニ關スル職員ノ件(修正 (勅)第百二十九號(五) 四四
- 工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手帳料徴收ノ件(明治三十五年勅令第百六十三號)農商務省地質調查所ニ於テ行フ同件(修正 (勅)第百十四號(七) 一五八
- 工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手帳料徴收ノ件中改正追加 (勅)第百四十四號(三) 一三二
- 工業試驗所分析、試驗及鑑定規則 (省)農商務第七號(七) 一五八
- 工業試驗所分析、試驗及鑑定規則(中追加 (省)農商務第十一號(三) 一五七
- 明治三十五年告示第十三號(分析、試驗、報告書)中改正(省)農商務第百六十五號(七) 一〇二
- 〔分監〕
- 歐戰分監設置 (令)司法第十八號(三) 二二九
- 〔服制〕
- 宮内大臣官內次官並ニ宮内省配官ノ大禮服制改正 (勅)宮内第六號(七) 一八五
- 陸軍服制中改正(加除 (勅)第百八十三號(二) 二四三
- 陸軍備人服制中追加 (勅)第百九十號(二) 二四四
- 海軍服制中改正 (勅)第百六十六號(二) 二二八
- 海軍服制中改正(加除 (勅)第百七十一號(三) 二五〇
- 小林區警備員服制制定(明治三十四年勅令第百四十四號)同件(修正 (勅)第百九十五號(三) 二四三
- 小林區警備員服制式規程ヲ定メ、林務官、林務官補、警備員、主事、警備員補、警備員及警備員守服制式規程ヲ定メ (勅)農商務第二十二號(三) 一四六
- 巡警服制中追加 (勅)第百八十九號(五) 一四一
- 〔服裝〕
- 理事服制服制規程中改正 (勅)陸軍第三號(三) 一五
- 海軍服制規程中追加 (勅)海軍第五十八號(六) 一七四
- 小林區警備員服制式規程ヲ定メ、林務官、林務官補、警備員、主事、警備員補、警備員及警備員守服制式規程ヲ定メ (勅)農商務第二十二號(三) 一四六
- 〔服務〕
- 憲兵服務規程中改正(加除 (勅)陸軍第十九號(三) 二六

○海軍軍醫官服務規則中改正 (海)海軍第七十六號(三) 三八八
 ○東京官立學校教員練習科卒業生服務規則 (省)文部第七號(三) 四七
 ○女子高等師範學校卒業生服務規則中改正 (省)文部第三十六號(二) 三三八
 [服役]
 ○陸軍服役條例中改正追加 (勅)第百八十四號(二) 二三四
 ○陸軍將校同相賞官買役停年名簿及服役停年名簿編纂規則制定停年名簿編纂規則廢止 (海)陸軍第七十四號(二) 二〇七
 ○海軍高等武官准士官服役令第三條中改正追加 (勅)第百六十五號(二) 三三八
 ○海軍下士官服役條例中改正追加 (勅)第七號(二) 七
 ○大演習舉行中現役滿期下士官者服役延期ノ件 (海)海軍第十一號(三) 一四
 [服業]
 ○海軍造船廠造兵廠兵隊廠下烟火製造所及海軍修理工場勤務時間並ニ職工服業時間規定ノ定メ明治三十一年(海)海軍第三號(二) 四
 ○海軍造船廠造兵廠兵隊廠下烟火製造所及海軍修理工場勤務時間並ニ職工服業時間規定中改正 (海)海軍第五十號(二) 三三〇
 ○明治三十二年(海)海軍第五十七號(海)海軍第三十一號(三) 三二
 ○定時間外服業ノ技手ニ給與日額ノ件ノ定メ明治三十二年(海)海軍第九十七號(同件)ノ廢止 (海)海軍第七十五號(三) 二〇九

[物品物件]
 ○明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ選擇ニ施行ス (勅)第百五十四號(一〇) 一〇五
 ○明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)施行規程 (省)府第六十九號(二) 二二
 ○赤賣物物品出納順序中改正追加 (勅)大藏第二號(二) 二
 ○物品、印紙額及糞糞草會計官吏ノ毎年未現在員報告ノ廢止 (勅)大藏第六號(三) 一四
 ○陸軍物品會計規程中改正 (海)陸軍第三十七號(四) 一〇五
 ○委託檢査ニ係ル金錢物品出納證明及檢査規程第二條中改正 (海)陸軍第二十一號(三) 二七
 ○通常物品出納命令會計官吏表申追加 (海)海軍第四十二號(三) 六六
 ○通常物品出納命令會計官吏別表改正 (海)海軍第三十一號(二) 四〇
 ○職工用被服物品買取規程申追加 (海)海軍第八十一號(二) 二一〇
 ○明治三十四年(海)海軍第七號(出納官吏及物品會計官吏交代事務引續キ爲メタルトテ通知方)廢止 (海)海軍第七十五號(三) 一七一
 ○明治三十三年(省)省令第六十四號(外國ニ郵送シ得サル物品ノ件)申追加 (省)通信第三百九十五號(二) 二七
 ○北海道官廳廳所土地建物及附屬物件無償付與ノ件 (勅)第二十二號(三) 三

○鐵路及國庫貯蓄會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事附買取契約ノ件 (勅)第百十八號(七) 一六二
 ○治安警察法ニ依リ或器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)內務第七號(七) 一四九
 ○治安警察法ニ依リ或器其他ノ物件携帯禁止ノ件 (省)內務第九號(七) 一七五
 ○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (省)內務第三十號(四) 五二八
 ○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定ノ件中獎勵 (省)內務第六十三號(一〇) 三二七
 ○明治三十五年(省)省令第二十七號(國寶物件指定)中獎勵 (省)內務第四四號(三) 二四二
 ○陸軍工事購買及物件購買規程第三條申追加 (海)陸軍第七十五號(二) 三〇九
 ○臺灣地方規程則ニ依リ寄付スル見積價格五百圓以下ノ物件圖表受納ノ件 (省)府第三十二號(三) 七四
 [佛堂]
 ○神社寺院佛堂境内地使用取締規則 (省)內務第十二號(二) 三三
 [不動産]
 ○不動産登記法施行規則第四十四條中改正 (省)司法第二十五號(一〇) 二〇五
 ○不動産ノ登記ノ囑託ニ付半官買指定 (省)司法第十八號(三) 九六

○明治三十五年(省)省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ付半官買指定)中改正 (省)大藏第三十六號(三) 三三五
 ○明治三十五年(省)省令第五號(不動産ノ登記ノ囑託ニ付半官買指定)中改正別條 (省)通信第四十一號(二) 一八八
 [起任]
 ○下士以下起任、候補生及生徒入校又ハ附隊ノトキ刀劔ヲ佩用セシメス (海)陸軍第九十二號(一〇) 三三五
 [敷設]
 ○鐵道敷設法中改正 (法)第一號(六) 一
 ○鐵道敷設法中改正 (法)第六號(六) 一〇
 ○明治三十七年法律第十號(鐵道比較線路決定ニ關スル件)中改正 (法)第二號(六) 二
 ○明治三十二年(勅)令第三百三號(臺灣總督府ニ於テ鐵道敷設營業進捗及路線其他重要事業ニ關スル勅令契約ノ件)中改正 (勅)第百十三號(七) 一五五
 [浮標]
 ○能登川縣舊國島地方淨標舊位置ニ設置 (省)通信第三十九號(一) 一〇六
 ○能登國七尾南澤田ニ四箇淨標設置 (省)通信第二百二十一號(三) 一九一
 ○能登國七尾南澤田ノリ淨標流失 (省)通信第三百七十三號(七) 一〇五
 ○能登國七尾南澤田ノリ淨標舊位置ニ設置 (省)通信第四百五十號(七) 二二四

○陸軍国防用防備警備物圖書取扱規則中改正加除 (勅)陸軍第五十三號(五) 一六〇

○明治三十四年告示第九號(各要緊地ニ於ケル禁止制 限解除ノ事項及其區域ノ件)中改正 (告)陸軍第七號(五) 七九

○明治三十四年告示第九號(各要緊地ニ於ケル禁止制 限解除ノ事項及其區域ノ件)中改正追加 (告)陸軍第八號(五) 七九

○臺灣國防用防備警備物圖書取扱規則施行細則中改正追加 (府)第四十二號(六) 九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○國稅(〇)ノ部租稅ノ項ニ載ス (極印)

○廢止ニ係ル大林區署ノ極印ニ關スル件 (省)農商務第十二號(三) 二九七

○貞子王殿下下馬馬車ニ踏破 (告)宮内第二號(三) 二二七

○明治三十一年法律第二十一號(外國人ト婚姻及縁組 ヲ申スノ條規)ヲ臺灣ニ施行ス (勅)第二百二號(三) 三二

○明治三十三年各市現在省結婚離生並死死亡數 (附錄)六月九日(六) 七

○公使館領事館費用條例中改正加除 (勅)第五十三號(五) 五九

○公使館領事館費用條例別表改正 (勅)第五十三號(五) 五九

○公債證券發行金額及價格 (告)大藏第二十七號(四) 五三六

○公債證券發行金額及價格 (告)大藏第七十九號(四) 二八〇

○公債償還抽籤執行 (告)大藏第七號(三) 二二九

○公債償還抽籤執行 (告)大藏第九號(三) 二三〇

○公債償還抽籤執行 (告)大藏第九十四號(二) 二八〇

○公債償還抽籤執行 (告)大藏第九號(二) 二八二

○公債證券買入卸却金額及價格 (告)大藏第三十一號(五) 七四五

○臺灣公債證券發賣ノ件 (告)大藏第五十五號(七) 九四

○臺灣ニ係リタル廢止公債證券發賣ノ件 (告)大藏第五十八號(七) 九八

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第四號(二) 三

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第二十二號(四) 三三

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第三十四號(五) 七四六

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第三十六號(五) 七四六

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第三十八號(五) 七四七

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第六十四號(二) 二二二

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第六十七號(九) 二七五

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第六十八號(九) 二七五

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第七十五號(二) 三三九

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第七十六號(二) 三三九

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第七十七號(二) 三三九

○在外國公使館附屬海軍武官供給令別表中追加 (勅)第三百十五號(六) 一七

○在外公館職員官等令第一條中加除 (勅)第五十二號(五) 一八

○在外公館職員官等令第二條中改正 (勅)第二百十號(三) 三九

○公使館規則 (律)第十二號(三) 一三

○公使館規則 (府)第八十三號(三) 一三

○公使館規則 (府)第八十四號(三) 一三

○明治三十三年勅令第四十七號(國稅徵收法ニ依ル公 共團體指定ノ件)中追加 (勅)第二百八十號(三) 五九

○臺灣公共埤圳規則中改正追加 (律)第三號(三) 五

○事業公債條例中改正 (法)第七號(六) 一〇

○臺灣事業公債法中追加 (法)第八號(六) 一一

○臺灣事業公債ノ轉換請求方 (省)大藏第十七號(六) 三三

○整理公債取扱順序中改正加除 (省)大藏第四號(三) 九

○明治三十年告示第七十六號(鐵道及事業公債證券名 稱ノ件)中追加 (告)大藏第四十九號(六) 九三

○公債證券發行金額及價格 (告)大藏第十三號(五) 三〇八

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第九十八號(二) 三八二

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第九十九號(二) 三八二

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第七號(三) 二四六

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第十三號(三) 二四七

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第十四號(三) 二四七

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第三十號(五) 七四五

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第四十一號(六) 九二

○代公債證券交付ノ件 (告)大藏第七十四號(二) 二七八

○公債證券利札削減ノ件 (告)大藏第三十七號(五) 七四七

○明治三十五年告示第四十七號(公債證券利札削減ノ 件)中改正 (告)大藏第二號(二) 三

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○彰仁親王殿下薨去ニ付中興葬ヲ行フ (勅)第十六號(三) 一九

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第七十六號(四) 一三

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○砲兵工廠條例中改正加除 (勅)第九十五號(二) 三〇

○海軍工廠條例制定海軍造船廠條例海軍兵器廠條例海軍附屬廠條例
(勅)第百七十一號(三) 三三二

○海軍工廠庶務規則 (海)海軍第百二十三號(二) 二六六

○海軍工廠庶務規則中改正加除 (海)海軍第百七十七號(三) 三六八

〔工場〕

○明治三十三年勅令第百四十九號(臨時工場調査ニ關スル職員ノ件)廢止 (勅)第百四十號(三) 三三三

○越前工場附任官以下職務時間ノ件ヲ定メ明治三十三年勅令第百九十八號(同件)ヲ廢ス (海)海軍第百四號(二) 二六六

○海軍造船廠遊兵廠兵器廠下燭火藥製造所及海軍修理工場職務時間並ニ職工就業時間規定ヲ定メ明治三十一年勅第七十九號(同件)ヲ廢ス (海)海軍第百三號(二) 二六六

○海軍造船廠遊兵廠兵器廠下燭火藥製造所及海軍修理工場職務時間並ニ職工就業時間規定中改正 (海)海軍第百五十號(二) 三三〇

〔工場〕

○從前ノ特別格ヲ受ケル砲兵上等工及ニ技術加格ヲ給セシメ (海)海軍第百十六號(三) 三三〇

○砲兵工長候補生召募 (海)陸軍第百五號(四) 三三七

〔工兵〕

○陸軍工兵會議條例廢止 (勅)第百八十二號(四) 三三三

○工兵職業指導教育勅令制定工兵職業指導教育令(假手續廢止 (海)陸軍第百一號(二) 一

〔工事〕

○臨時設備部建築工事採用規則廢止 (海)陸軍第百十七號(三) 三三〇

〔工事〕

○臨時稅關工部官制第二條中改正 (勅)第百十九號(三) 三三六

○大藏省所屬工事取扱規程中改正加除 (勅)大藏第七號(二) 一四

○大藏省所屬工事取扱規程第三條中改正 (勅)大藏第四十七號(三) 三九七

○陸軍工事購買及物件購買規程第三條中追加 (海)陸軍第七十五號(二) 二〇九

○大井川築堤工事終了 (告)內務第十九號(三) 二〇六

○臺灣萬國博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事時賃借契約ノ件 (勅)第百十八號(七) 二六一

○秋田稅務監督局及同稅務署聯合新營工事購買規程等者發給ノ件 (省)大藏第十九號(七) 二一〇

○明治三十二年省令第二十七號(官會改組工事購買規程等者發給ノ件)廢止 (省)大藏第二十一號(七) 二五一

○西宮及岡山稅務署聯合新營工事購買規程等者發給ノ件 (省)大藏第二十七號(〇) 二二二

〔工業〕

○工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手續料徵收ノ件制定明治三十五年勅令第百六十三號(廢止) (勅)第百十四號(七) 二五六

○工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手續料徵收ノ件中改正追加 (勅)第百十四號(七) 二五三

○工業試驗所分析、試驗及鑑定規則 (省)農商務第七號(七) 二五八

○工業試驗所分析、試驗及鑑定規則中追加 (省)農商務第十一號(三) 二五七

○西貢共和國國工業所有權保護ニ關スル條約及附屬規定書ヲ修正スル追加條約ノ批准書發給ノ件 (省)外務第一號(三) 一七〇

○ソウル共和國國工業所有權保護ニ關スル條約及附屬規定書ヲ修正スル追加條約ノ批准書發給ノ件 (省)外務第三號(三) 一七一

○墨西哥合衆國工業所有權保護同盟條約及附屬規定書ヲ修正スル追加條約ニ加入通知ノ件 (省)農商務第二一號(三) 三三三

○工業、商業及農漁業職員養成所生徒募集 (省)文部第三十六號(三) 一三三

〔工作〕

○海軍陸上工作教範 (海)海軍第十六號(三) 一七

〔實業〕

○勸業債券及國業債券ノ保證金ニ使用スルノ件(附)制定明治三十二年勅令第百三十三號(勸業債券ノ保證金ニ使用ノ件)廢止 (勅)第百八十三號(三) 三三九

〔候補〕

○陸軍大學校學生候補名簿書式改正 (海)陸軍第二十五號(三) 二九

○明治三十六年陸軍大學校學生候補者再試檢開始規則 (海)陸軍第三十五號(四) 一〇四

○明治三十五年省令第五號(明治三十六年召募スル士官候補生地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格)中改正 (省)陸軍第十號(五) 七九〇

○明治三十七年召募スル士官候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得並一年志願兵試驗格 (省)陸軍第十八號(〇) 三二二

○明治三十七年召募スル士官候補生ノ人員及志願者心得並試驗格發出及取扱口 (省)陸軍第二十二號(三) 二四八

○砲兵工長候補生召募 (省)陸軍第五號(四) 三三七

○下士以下候補生、候補生及生徒入校又ハ、歸隊ノキ刀劍ヲ佩用セシメス (海)陸軍第九十二號(〇) 三三三

○艦艇砲組准士官以上候補生及士官候補生ニ航海スルキ支度手當支給ノ件 (勅)第六號(一) 一

○海軍少尉候補生實務練習規則中追加 (海)海軍第六號(三) 三

○海軍少尉副士候補生實務練習規則中追加 (海)海軍第七號(三) 三

○海軍少尉副士候補生實務練習規則改正 (海)海軍第七十三號(三) 三六

○少尉候補生及少尉副士候補生乘艦中供用品裝中附除 (海)海軍第九十五號(三) 三六

○各候補生勤務報告ノ件 (海)海軍第五十四號(四) 三二四

○海軍少尉醫官候補生採用ノ件 (省)陸軍第三號(五) 七三

○海軍中少尉及海軍少尉候補生採用ノ件 (告)海軍第四號(五) 七五三

〔後備〕

○陸軍兵備後備兵第一補充兵講習召集教育召集年次区分及日數表中改正 (告)陸軍第九號(五) 七五〇
○陸軍兵備後備兵第一補充兵講習召集教育召集年次区分及日數表中追加 (告)陸軍第二十三號(三) 七四九〇

〔講習〕

○水産講習所官制中改正附則 (勅)第二百三十六號(三) 七四三
○林務講習規則第一條中改正 (勅)農務第十八號(三) 七〇九
○臺灣總督府國語學校講習科規程 (憲府)第四十三號(六) 八〇
○明治三十六年開設ノハ師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ニ關スル件 (告)文部第四號(五) 七六八
○明治三十六年開設ノハ師範學校中學校高等女學校教員等夏期講習會ニ關スル件中變更 (告)文部第三十號(七) 九六二
○第四期監督講習生採用人員及入校期 (通)陸軍第五十四號(五) 一六〇

〔購置〕

○京都帝國大學法科大學醫科大學及理工科大學購置ノ件制定明治三十年勅令第二百十九號同三十二年勅令第三百二十一號(同件)廢止 (勅)第六十八號(三) 一七
○京都帝國大學醫科大學及理工科大學購置ノ件追加 (勅)第三百三十六號(五) 一七六

〔雇員〕

○東京府北豐島郡志村戸籍役場保存ノ書類焼失ノ件 (告)司法第二十五號(五) 七五四
○東京府北豐島郡志村役場備付ノ出入寄留簿焼失ノ件 (告)司法第二十六號(五) 七五五
○東京府岩淵町戸籍役場保存ノ身分登記簿焼失ノ件 (告)司法第三十四號(七) 九六九
○東京府若淵町役場備付ノ出入寄留簿焼失ノ件 (告)司法第三十五號(七) 九六九
○京都府何屋郡口上林村戸籍役場保存ノ戸籍簿簿焼失ノ件 (告)司法第三號(三) 一三三
○京都府何屋郡口上林村役場備付ノ出入寄留簿焼失ノ件 (告)司法第四號(三) 一三三
○福島郡北會津郡東山村戸籍役場備付ノ戸籍簿簿焼失ノ件 (告)司法第八號(三) 一三五
○島根縣美濃郡真砂村戸籍役場保存ノ登記簿簿焼失ノ件 (告)司法第三十二號(六) 九二四
○島根縣美濃郡真砂村役場備付ノ出入寄留簿簿焼失ノ件 (告)司法第三十三號(六) 九二五
○富山地方裁判所保存ノ寄戸籍簿簿水滅失ノ件 (告)司法第三十六號(七) 九六九
○岡山縣備前郡久代村戸籍役場保存ノ登記簿簿焼失ノ件 (告)司法第三十八號(七) 九六九
○岡山縣備前郡久代村役場備付ノ出入寄留簿簿水滅失ノ件 (告)司法第三十九號(七) 九六九

○陸軍工事購買及物件購買規程第三條中追加 (通)陸軍第七十五號(八) 二〇九

〔古社寺〕

○古社寺保存法ニ依リ修理保存金ヲ下付シタルトキ其修理未了等ノ場合報告力 (勅)內務第四號(三) 二
○古社寺保存法ニ依リ特別保護區遺物指定 (告)內務第二十九號(四) 五二六
○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定 (告)內務第三十號(四) 五二八
○古社寺保存法ニ依リ國寶物件指定ノ件中異動 (告)內務第六十三號(二) 二二二
○明治三十五年告示第二十七號(國寶物件指定)中異動 (告)內務第四號(三) 二二二

〔顧問〕

○明治二十九年勅令第八十五號(文部省ニ學校衛生顧問及學校衛生顧問會議幹事ヲ置ク)廢止 (勅)第三十八號(三) 四三
〔雇員〕○ヤノ部置備ノ項ニ關ス

〔月長〕

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ警備官顧問事務ヲ行ハシムルハ市町村月長等指定中追加 (省)通符第五十號(二) 一三〇
○鹿手縣九戸郡晴山村戸籍役場保存ノ登記簿簿焼失ノ件 (告)司法第四十號(七) 九六〇
○鹿手縣九戸郡晴山村役場備付ノ出入寄留簿簿焼失ノ件 (告)司法第四十一號(七) 九六一
○宮城縣宮城郡利府村戸籍役場保存ノ登記簿簿焼失ノ件 (告)司法第四十四號(七) 九六二
○宮城縣宮城郡利府村役場備付ノ寄留簿簿焼失ノ件 (告)臺灣總督府第六十九號(七) 一〇五四
○茨城縣結城郡豐岡村戸籍役場保存ノ登記簿簿焼失ノ件 (告)司法第五十五號(二) 二二七
○大分縣大分郡明治村戸籍役場保存ノ戸籍簿簿焼失ノ件 (告)司法第五十六號(二) 二二七
○奈良縣北葛城郡當麻村戸籍役場保存ノ戸籍簿簿燒失ノ件 (告)司法第五十九號(二) 二二八
○山口縣阿武郡吉部村戸籍役場保存ノ戸籍簿簿燒失ノ件 (告)司法第六十號(三) 二四二
○天鹽國天鹽郡各村戸籍役場保存ノ登記簿簿燒失ノ件 (告)司法第四十二號(七) 九六一
○天鹽國天鹽郡各村役場備付ノ出入寄留簿簿燒失ノ件 (告)司法第四十三號(七) 九六二
○千島國積丹郡余別外三村戸籍役場保存ノ登記簿簿燒失ノ件 (告)司法第五十三號(二) 二二八
○千島國積丹郡余別外三村役場備付ノ出入寄留簿簿燒失ノ件 (告)司法第五十四號(二) 二二八

小包

- 清海小包郵便規則中改正追加 (省) 通信第二十九號(六) 一四〇
- 小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正 (省) 通信第七十七號(三) 一七三
- 小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正 (省) 通信第三百六十六號(五) 八六九
- 小包郵便物交換條約施行細則第二條中追加 (省) 通信第五百六十號(二) 二四九
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定書 項摘要中改正 (省) 通信第二百四十四號(二) 一六
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定書 項摘要中追加 (省) 通信第四百二十二號(一) 一〇七
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定書 項摘要中改正追加 (省) 通信第四百四十八號(三) 二四一
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定書 項摘要中追加 (省) 通信第五百五十七號(二) 二四九
- 小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國同意規定書 項摘要中追加 (省) 通信第五百五十九號(二) 二四九
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表及代金引換料改正 (省) 通信第三百四十四號(二) 八五
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表及代金引換料ノ件 中改正 (省) 通信第三百二十號(三) 一〇九
- 外國小包郵便物ノ郵便料價格表及代金引換料ノ件 中改正追加 (省) 通信第三百十三號(五) 九〇

- 外國小包郵便物ノ郵便料、價格表及代金引換料改正 (省) 通信第五百七十九號(三) 二五三
- 外國小包郵便物ノ郵便料、價格表及代金引換料ノ件 中改正追加 (省) 通信第六百六十五號(三) 二九九
- 小包郵便ニ依リ金銀ヲ海峽殖民地及マレー聯邦州ノ輸入禁止ノ件 (省) 通信第八號(二) 六八
- 波斯國小包郵便物交換條約ニ加盟 (省) 通信第五百五十八號(二) 二四九

小切手

- 英國宛發送ノ小切手帳ハ情書トシテ差出ヲ要ス (省) 通信第四百四十四號(三) 四六一

互選

- 高等教育會職員互選人名 (省) 文部第九十四號(三) 三三三

工ノ部

要務

- 要務令全部條例改正 (勅) 第七十九號(四) 二一八
- 要務令兵隊ニ於ケル要務通信手續要務電燈手續教育令 (省) 通信第二百九十九號(四) 九〇
- 野戰砲廠設置修理所職工率獎勵規則中改正追加 (省) 通信第五十號(五) 一五五
- 明治三十四年告示第九號(各要務地ニ於ケル禁止) 解除ノ事項及其區域ノ件) 中改正 (省) 通信第七號(五) 七九

- 明治三十四年告示第九號(各要務地ニ於ケル禁止) 解除ノ事項及其區域ノ件) 中改正追加 (省) 通信第八號(五) 七九

要務

- 要務部條例中改正追加 (勅) 第七十七號(二) 二五七
- 軍港要務規則第二條中追加 (省) 海軍第六號(三) 二五五

海軍

- 衛戍病院條例中改正追加 (勅) 第九十六號(二) 三〇五
- 明治三十六年度衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則 外一件ニ依リ海軍要務規則 (省) 陸軍第二十二號(三) 二七
- 仙臺外七衛戍隊ニ於ケル因徒移送方ニ定メ明治三十五年陸軍第二十七號(同件)ヲ廢ス (省) 陸軍第五十六號(五) 一六一

衛生

- 地方衛生會規則廢止 (勅) 第三十號(三) 二六
- 北海道衛生會規則廢止 (勅) 第三十一號(三) 二九
- 明治三十九年勅令第八十五號(文部省ニ學校衛生 顧問及學校衛生顧問會議ヲ置ク) 廢止 (勅) 第三十八號(三) 四三
- 衛生部ニ關スル教科用書檢定者ノ件ヲ定メ陸軍省醫 學部兵隊教科用書檢定者ノ件ヲ定メ陸軍省醫 學部兵隊教科用書ノ件ヲ定メ (省) 陸軍第六十一號(六) 一七二
- 陸軍衛生部ニ關シ委任證書付與規則ヲ廢ス (省) 陸軍第六十六號(三) 三三

- 衛生材料取扱規則中改正追加 (勅) 陸軍第七十三號(八) 二〇七

海軍

- 明治三十二年八月告示(陸軍防禦警備物ノ地帶並 區域ノ件) 中改正 (省) 陸軍五月一日(五) 七四八
- 明治三十二年八月告示(陸軍防禦警備物ノ地帶並 區域ノ件) 中改正 (省) 陸軍五月四日(五) 七四八
- 明治三十二年告示第七號(陸軍防禦警備物ノ地帶並 區域ノ件) 中改正追加 (省) 陸軍第六號(五) 七四九
- 防禦警備物出入規則制定國防用防禦警備物出入規則 廢止 (省) 陸軍第五十八號(五) 一六二
- 陸軍國防用防禦警備物圖書取扱規則中改正追加 (省) 陸軍第五十三號(五) 一六〇
- 臺灣國防用防禦警備物區域取扱規則施行細則中改正 追加 (省) 陸軍第四十二號(六) 七九

警備

- 官國幣社警備ニ關スル規程 (勅) 內務第十號(二〇) 五五九

警外

- 明治三十二年陸軍第三百三十四號(陸軍下士兵卒中警 外ニ居住又ハ外泊セシムル人員ニ關スル件) 中加 除 (省) 陸軍第五百五號(三) 三三九

警業

- 鐵道運送營業開始ハテノ部設置ノ項ニ關シ (省) 陸軍第九十九號(五) 一四〇
- 警備稅檢査員ニ口營及旅費支給ノ件 (省) 大藏第十六號(六) 三三

○明治二十六年勅令第七十四號(取引所ノ資本金營業保証金株式手帳料積立金及貸取引ノ方法ニ關スル規程並仲買人異許料金額)中改正 (勅)第百二十七號(八) 一六九

○銀行營業取締ニ關スル規則 (律)第一號(八) 一

○銀行取締規則施行細則 (奏府)第五十九號(九) 九五

○實業營業取締ニ關スル件 (律)第十三號(三) 一四

○實業營業取締ニ關スル法令施行細則 (奏府)第八十號(三) 一三〇

○在香川縣東廣生會保險會社ニ對シテ營業停止 (省)農商務第二百二十號(一〇)三九

○將校演習旅行條例第十八條中改正 (勅)第八十八號(五) 一三二

○陸軍勅令中追加 (總)陸軍第五十七號(五) 一六三

○陸軍勅令中追加 (總)陸軍第八十九號(一〇) 二三四

○陸軍勅令中追加 (省)陸軍第九號(五) 七五〇

○陸軍勅令中追加 (省)陸軍第二十三號(三)三四〇

○陸軍勅令中追加 (總)海軍第十一號(三) 一三

○特別大演習御施行ニ付兵庫縣下ノ行營 (省)宮内第十八號(二)三六七

○陸軍勅令中追加 (省)宮内第十九號(二)三六七

○陸軍勅令中追加 (勅)第百二十三號(七) 一六五

○陸軍勅令中追加 (勅)第百二十三號(三) 三五七

○陸軍勅令中追加 (省)總務第十九號(四) 八九

○陸軍勅令中追加 (勅)第百二十二號(七) 一六五

○陸軍勅令中追加 (勅)第百六十八號(三) 三六八

○陸軍勅令中追加 (省)總務第一號(二) 一五五

○陸軍勅令中追加 (勅)第百十三號(七) 一五五

○陸軍勅令中追加 (省)總務第一號(二) 一五五

○陸軍勅令中追加 (省)總務第三十七號(六) 一七〇

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十三號(四) 一〇〇

○陸軍勅令中追加 (省)大藏第三號(三) 九

○陸軍勅令中追加 (勅)第百九十二號(三) 四八

○兵庫縣下陸軍特別大演習舉行地ニ臨時郵便ノ取扱開始 (省)通信第五百七號(一〇)三五〇

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

○陸軍勅令中追加 (省)總務總務府第三號(二) 二四

○陸軍勅令中追加 (勅)第百三十八號(三) 三四五

- 鐵道大隈ニ於ケル電信術ノ教育力増進ノ件 (逓) 附第百三號(一) 二〇九
- 私設鐵道乘車手續改正 (逓) 附第百三號(三) 二〇九
- 日本鐵道株式會社聲明ノ計算書中營業費ニ係ル分ハ提出ヲ要ス (逓) 會社檢査院第三號(四) 二一〇
- 明治三十四年告示第百三十四號(旅客列車ノ以テ運送ナルト送テ手荷物其他ノ料金及取扱方) 中改正 (逓) 附第百三十八號(七) 二〇六
- 明治三十四年告示第百三十四號(旅客列車ノ以テ運送ナルト送テ手荷物其他ノ料金及取扱方) 中改正 (逓) 附第百四十六號(九) 二〇六
- 鐵道作業局火藥類運賃及手荷物ノ件 中追加 (逓) 附第百三十九號(四) 二〇六
- 鐵道作業局火藥類運賃及手荷物ノ件 中追加 (逓) 附第百四十四號(八) 二〇六
- 東海鐵道川崎小荷物及大荷物取扱開始 (逓) 附第百二十九號(三) 二〇六
- 東海鐵道川崎ニ於ケル旅客賃金ノ件 (逓) 附第百二十六號(五) 二〇六
- 東海鐵道石山ニ於ケル運賃増徴開始 (逓) 附第百二十四號(三) 二〇六
- 東海鐵道馬場大津間各線ニ於ケル二等旅客賃金 (逓) 附第百五十五號(二〇) 二〇九
- 東海鐵道大津小荷物ノ取扱開始 (逓) 附第百六十七號(三) 二〇九
- 明治三十四年告示第百五十七號(東海鐵道大井驛驛所及日本鐵道株式會社大崎停車場間支線運賃營業開始) 中刪除 (逓) 附第百三十號(九) 九五
- 中央東鐵大月御鹿野間運賃營業開始 (逓) 附第百四十三號(二) 一〇八
- 中央東鐵初鹿野甲府間運賃營業開始 (逓) 附第百三十一號(六) 九五
- 中央東鐵甲府鹿野間運賃營業開始 (逓) 附第百六十二號(三) 一〇七
- 奧羽南線赤形新庄間運賃營業開始 (逓) 附第百三十二號(九) 九五
- 奧羽南線中川驛新庄間運賃營業開始 (逓) 附第百五十六號(一〇) 一〇〇
- 北關線小松川川崎間ニ小荷物假車取扱開始 (逓) 附第百四十九號(三) 二〇六
- 陸奥線御來屋八幡間運賃營業開始 (逓) 附第百四十三號(六) 九六
- 陸奥線御來屋小荷物及大荷物ノ取扱開始 (逓) 附第百四十二號(二) 二〇〇
- 陸奥線八幡會館間運賃營業開始 (逓) 附第百四十一號(三) 二〇〇
- 奥羽南線甲府鹿野間運賃營業開始 (逓) 附第百五十六號(三) 一〇八
- 鹿兒島線國分川間運賃營業開始 (逓) 附第百四號(一) 六五

- 鹿兒島線川崎川崎間運賃營業開始 (逓) 附第百四十二號(六) 二〇六
- 鐵道郵便局設置 (逓) 附第百八十六號(三) 二〇九
- 鐵道郵便營業規則改正 (逓) 附第百九十二號(一〇) 二〇九
- 鐵道郵便局設置運賃營業開始 (逓) 附第百九十二號(三) 二〇九
- 明治三十四年告示第百八十四號(臺北北港仔間改長線及臺北淡水間新線鐵道運賃營業開始ノ件) 中刪除 (逓) 附第百九十二號(六) 九七
- 苗栗後埔及苗栗停車場設置運賃營業開始 (逓) 附第百四十七號(六) 九七
- 明治三十六年告示第百四十七號(中刪除) (逓) 附第百九十三號(二) 二〇九
- 林仔園山仔脚及苗栗運賃營業開始 (逓) 附第百九十三號(三) 二〇九
- 基隆及板橋停車場ニ於ケル貨物ノ積卸並市内ニ貨物ノ運送ノ取扱 (逓) 附第百六十八號(七) 一〇〇
- 基隆停車場地先假權權使用規則 (逓) 附第百七十三號(三) 一〇〇
- 基隆驛打關大橋林池里驛ニ停車場假權權營業開始 (逓) 附第百二十九號(三) 二〇六
- 北港驛移住民汽車船賃制ノ件 中改正 (逓) 附第百二十七號(四) 九五
- 北港驛移住民汽車船賃制ノ件 中追加 (逓) 附第百三十二號(四) 一〇〇
- 明治三十一年告示第百九號(北港驛移住民ニ對スル汽車船ノ特別運賃) 改正 (逓) 附第百九十九號(二) 一〇九
- 北港驛移住民ノ汽車貨物船賃制ノ取扱方 (逓) 附第百九十二號(二) 一〇九
- 郵便電信學校及電信局爲替ハカノ部學校ノ項ニ關スル (逓) 附第百八十七號(三) 一〇八
- 通信官署官制制定郵便及電信局官制 在外郵便電信局郵便局官制及電話交換局官制 止 (逓) 附第百四十一號(三) 一〇〇
- 通信官署官制ニ依リ 郵便、電信及電話ニ關スル事務繼承ノ件 (逓) 附第百八十七號(三) 一〇八
- 町村ノ請願ニ依リ 電信局設置ニ關スル件 (逓) 附第百四十一號(三) 一〇〇
- 町村ノ請願ニ依リ 電信局設置ニ關スル施行細則 (逓) 附第百四十一號(三) 一〇〇
- 在外各地郵便局長タル通信事務官任用ノ件制定明治三十二年勅令第百八十號(領事官ノ在外各地郵便及電信局長兼任ニ關スル件) 廢止 (逓) 附第百五十號(三) 一〇七
- 郵便電信局官署ノ現金受領ニ關スル件 (逓) 附第百二十三號(三) 一〇〇
- 明治三十二年勅令第百三十七號(通信郵便規則改正) 肥前鐵路機關看守係給及三等郵便局長手當ノ件) 中改正 同二十三年勅令第百六十二號(三等郵便電信局長手當金改定) 廢止 (逓) 附第百六十四號(三) 一〇六
- 明治三十年勅令第百五十號(千島大隅、琉球鐵路島ニ設置スル郵便及電信局職員手當ノ件) 中改正 (逓) 附第百六十五號(三) 一〇六

- 在外國郵便及電信局官吏手續與規則改正 (勅)第二百六十六號(三) 三六七
- 明治三十二年勅令第四十七號(臺灣總督府三等郵便及電信局長身元擔保ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二十八號(八) 一七〇
- 臺灣總督府三等郵便及電信局長採用規則廢止 (奏)第五十八號(九) 九五
- 明治三十三年省令第六十五號(臺灣及濟南韓國間郵便電信爲材料ノ件)中改正追加 (省)通信第五號(三) 一三
- 時間ヲ定メ電報ノ通信ヲ取扱フ所ニ於テ至急電報ニ限リ時間外取扱ノ件 (省)通信第九號(三) 六六
- 電信局所ノ電報取扱時間及其ノ時間外電報取扱規則ヲ定メ明治三十四年省令第三十四號及同三十六年同第九號同件ヲ廢メ (省)通信第五十三號(二) 二三二
- 時間ヲ定メテ通信取扱ヲ爲ス電信局所ノ電報取扱ニ關スル規則中改正 (省)通信第十號(三) 六六
- 私設電信ニ依ル公衆通信取扱規則第一條改正 (省)通信第十一號(三) 六七
- 電報取扱ニ關スル制限ハ電信局所前ニ揭示ノ件 (省)通信第十二號(三) 六七
- 郵便電信電話官署現金受拂規則 (省)通信第十七號(三) 七二
- 電信事務事務ヲ統掌メハキ一等郵便電信局及其附屬區域ヲ定メ明治三十四年省令第三十八號(同件)ヲ廢メ (省)通信第九十四號(三) 一七八
- 電信及電話線路ノ移轉辦法 (省)通信第二百三十八號(四) 七四
- 郵便電信局所ニ於テ外國郵便局ニ對シ萬國聯合郵便爲券發香港及其媒介爲券ノ提出拂渡業務開始ノ件ヲ定メ明治三十三年省令第三百六十七號(同件)ヲ廢メ (省)通信第三百八十號(七) 一〇五五
- 郵便電信電話官署出入金出金並出入出外現金ノ交互振換及練習ニ關スル取扱手續 (訓)大藏第十四號(三) 三八
- 明治三十二年通第四號中電信線並電話線敷設ニ關スル功明細書格式改正 (達)會計檢査院第四號(二) 九一九
- 工兵隊電信術教育敕令制定工兵隊電信術教育假手續廢止 (達)陸軍第一號(二) 一
- 鐵道大隊ニ於ケル電信術ノ教育力増強ノ件 (達)陸軍第二號(二) 二
- 臨時電信部工事採用規則廢止 (達)陸軍第七十七號(三) 三〇〇
- 韓國釜山京城仁川間軍用電信取扱規則制定朝鮮國釜山京城間軍用電信取扱規則廢止 (達)陸軍第五十九號(六) 一七〇
- 萬國電信條約附屬細目規則表中改正 (省)通信第三十三號(二) 八
- 萬國電信條約附屬細目規則中改正追加 (省)通信第九十六號(三) 一五九
- 萬國電信條約附屬細目規則第二百二十八條中改正 (省)通信第八十一號(三) 四七九
- 萬國電信條約附屬細目規則表中改正 (省)通信第三百一十一號(五) 九〇〇

- 萬國電信條約附屬細目規則第八十一條中追加 (省)通信第二百五十四號(四) 七五
- 萬國電信條約附屬細目規則第八十一條中追加 (省)通信第六百五十七號(三) 一六九
- 明治三十年省令第七十三號(萬國電信條約附屬細目規則中追加規定)中改正 (省)通信第二百七十二號(三) 八八九
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國通定ニ規定スルヲ得ル事項中追加 (省)通信第五百十三號(二) 四〇四
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國通定ニ規定シ得ル事項ニ關スル外國電信主管局ノ決定中追加 (省)通信第二百四十八號(四) 七七七
- 漢斯大剛利亞萬國電信條約ニ加入 (省)通信第三十五號(二) 一〇五
- イタリヤガナル萬國電信條約ニ加入 (省)通信第二百五十三號(四) 七五
- 東方擴張電信會社萬國電信條約ニ加入 (省)通信第二百九十號(四) 八九三
- 明治三十五年省令第六百二十五號(外國電信取扱制限)中削除 (省)通信第三號(三) 六五
- 外國電信取扱制限中追加 (省)通信第三百四十一號(六) 九六六
- 外國電信取扱制限中追加 (省)通信第二百三十一號(四) 七三三
- 外國電信取扱制限中削除 (省)通信第五百二十二號(二) 四〇六
- 外國電信取扱制限中追加 (省)通信第五百三十五號(二) 四一〇
- 明治三十二年省令第三號同三十四年省令第七號海底電信線敷設ノ件中削除 (省)陸軍第二號(二) 三三
- 明治三十一年省令第十八號(海底電信線敷設ノ件)中改正削除 (省)陸軍第十二號(六) 九三
- 海底電信線敷設ノ件 (省)陸軍第十四號(七) 九六六
- 海底電信線敷設ノ件 (省)陸軍第二十四號(三) 二四〇
- 肥前國西彼杵郡川村及北松浦郡山口村間ニ海底電信線敷設 (省)陸軍第十一號(五) 七五〇
- 明治三十四年省令第十三號(安藝國中三所海底電信線敷設ノ件)中追加 (省)陸軍第二十一號(二) 二八四
- 水底電信線敷設ノ件 (省)通信第十七號(二) 七二
- 水底電信線敷設及増設ノ件 (省)通信第四百十號(六) 二四四
- 伊勢尾張間水底電信線敷設區域改正 (省)通信第五百九十七號(三) 三六三
- 駿河國木田郡庵治村及小豆郡土庄町間ニ有線ノ水底電信線敷設區域ヲ定メ明治三十四年省令第五號(同件)ヲ廢メ (省)通信第五百六十九號(二) 四三三
- 阿波淡路間外四箇所水底電信線敷設區域改正 (省)通信第五百九十五號(三) 三五二
- 下關海峽外八箇所水底電信線敷設區域改正 (省)通信第五百九十六號(三) 三五五
- 山城國二條及丹波口電信取扱所公衆電報取扱開始 (省)通信第五百一十一號(二) 二〇三
- 山城國京都三條鐵道郵便取扱所ノ郵便電信取扱所ヲ設メ (省)通信第二百二十八號(三) 四〇三

- 山城國七條電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第五百七十五號(二)二四六
- 大和國松山郵便電信局移轉 (告)通信第二百十八號(三)四六六
- 大和國土佐郡便局ヲ郵便電信局トス (告)通信第三十六號(一)一〇五
- 大和國長尾郵便局電信事務取扱開始
(告)通信第五百八十六號(三)二五九九
- 大和國名瀧郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第五百八十七號(三)二五九九
- 大和國葛電信取扱所改稱 (告)通信第二百八十號(五)八九〇
- 大和國帶解及柳本電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第四百十八號(八)二二五三
- 和泉國浪節電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第六百六十九號(三)四七四
- 和泉國界東電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第二百七號(三)四九二
- 攝津國大阪中央電信局設置 (告)通信第八十四號(三)四八一
- 攝津國大阪中央電信局廢止
(告)通信第五百九十三號(三)二五五一
- 攝津國大阪梅田及心齋橋二三等郵便局ヲ二等郵便局トス
(告)通信第四百三十九號(三)二二三八
- 攝津國大阪天王寺電信局設置
(告)通信第四百八十二號(三)二四四五
- 攝津國大阪玉造電信局設置
(告)通信第五百四十七號(二)二四一七
- 攝津國大阪船場郵便局移轉電信事務取扱開始
(告)通信第三百六十八號(七)一〇三一
- 攝津國兵庫運河郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第三百三十號(三)四九七
- 攝津國大阪立賣堀、大阪天神市場郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第五百八十七號(三)二五九九
- 攝津國大阪三軒屋郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第六百三十一號(三)二五八〇
- 攝津國茨田電信受取所設置 (告)通信第六百十號(三)二五六七
- 攝津國沙尾橋電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第八八號(三)一八四
- 攝津國天下茶屋電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第六百九十九號(三)四七四
- 攝津國大阪電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第二百四十號(四)七〇四
- 攝津國野田電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第二百六十號(四)七〇三
- 攝津國四宮住宅電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第四百四十二號(五)二五三二
- 攝津國博覽會、博覽會門前電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第九九號(三)一八五
- 攝津國博覽會門前電信取扱所廢止
(告)通信第四百六號(八)二四一

- 攝津國博覽會電信取扱所廢止 (告)通信第四百七號(八)二四一
- 第五回内國勸業博覽會場内ニ郵便電信支局設置
(告)通信第四百四號(二)一〇八
- 攝津國大阪博覽會郵便局廢止
(告)通信第四百三十三號(三)二二五三
- 第五回内國勸業博覽會場前ニ郵便電信受取所設置
(告)通信第五十三號(二)一一三
- 攝津國大阪博覽會前郵便電信受取所廢止
(告)通信第四百五十八號(三)二四四〇
- 伊勢國明見郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除
(告)通信第五百五號(三)一八三
- 尾張國額須賀郵便局電信事務取扱開始
(告)通信第四百九十五號(三)二四四四
- 尾張國野間郵便局電信事務取扱開始
(告)通信第四百九十六號(三)二四四四
- 尾張國成岩町郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第四百九十九號(三)四八八
- 尾張國愛知電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第六百六十二號(三)四七一
- 三河國水郷郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第十二號(一)七〇
- 三河國大流電信取扱所改稱 (告)通信第二百十六號(三)四六六
- 三河國新城大海電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第二百二號(三)一八三
- 遠江國地取方郵便局電信事務取扱開始
(告)通信第六百六十三號(三)二四九三
- 駿河國江ノ浦郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第四十七號(二)一〇九
- 駿河國靜岡安西三町目郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第九十二號(三)四八四
- 駿河國靜岡島崎町郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第二百四號(三)四九一
- 甲斐國切石郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第二十八號(二)八一
- 甲斐國若神子、二町田中、岩間郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間
(告)通信第二十號(二)七六
- 甲斐國龍王、石和、若神子郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除
(告)通信第五百五號(三)一八三
- 甲斐國島津電信取扱所公衆電報取扱開始
(告)通信第四百三十四號(二)二二三七
- 伊豆國伊東郵便電信局移轉 (告)通信第九十七號(三)一八〇
- 伊豆國田子郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第十一號(二)六九
- 伊豆國網代郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第九十一號(三)四八四
- 伊豆國大島郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第二百十四號(三)四九五
- 伊豆國波浮渡郵便局ヲ郵便電信局トス
(告)通信第二百十五號(三)四九五
- 伊豆國伊豆山郵便便受取所ヲ郵便電信受取所トス
(告)通信第五十號(二)二四〇

- 相模國田代郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第四百十六號(三) 四六四
- 相模國浦賀郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百十六號(三) 四八七
- 相模國浦賀電信局廢止 (告) 通信第四百十七號(三) 四八七
- 相模國長谷郵便局受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百十六號(三) 四九〇
- 相模國藤ノ湯電信受取所設置 (告) 通信第二百八十四號(三) 八九二
- 相模國藤ノ湯電信受取所事務取扱期間延期 (告) 通信第四百六十三號(三) 二五八
- 相模國與瀬電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第二百一十一號(三) 四八九
- 相模國二ノ宮電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百二十號(三) 二五四
- 相模國上野郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第四百五號(三) 一八三
- 武藏國東京中央電信局設置 (告) 通信第四百八十四號(三) 四八一
- 武藏國東京中央電信局廢止 (告) 通信第五百九十二號(三) 二五二
- 武藏國東京郵便電信局白金郵便支局設置 (告) 通信第四百八十三號(三) 一七三
- 武藏國東京神田橋本所藤町芝堀田町水所向島須崎町淺草新富原水郷根津宮永町半込馬場下町芝樂井町芝町三豐町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百三十二號(三) 四八九
- 武藏國東京牛込早稲田郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第三百八十一號(三) 一〇六
- 武藏國東京本郷駒込上富士前町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百六十六號(三) 二五九二
- 武藏國東京神田小川町電信受取所設置 (告) 通信第四百十二號(三) 四六二
- 武藏國東京日本橋濱町電信受取所設置 (告) 通信第四百十三號(三) 四六二
- 武藏國東京麹町櫻田門外郵便電信取扱所設置郵便時金事務開始 (告) 通信第四百三十七號(三) 二三七
- 武藏國横濱内田町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第四百十七號(三) 四六四
- 武藏國八王子電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百三十四號(三) 二三七
- 武藏國蓮田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第五百四號(三) 二四九
- 武藏國海ノ口郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第四百五號(三) 一八三
- 安房國天津、那古郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第二百號(三) 一七六
- 安房國白旗、布良、和田郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第五百五十八號(三) 四七〇
- 安房國布良海軍軍械電信取扱所公衆電報ノ取扱廢止 (告) 通信第五百五十九號(三) 四七一
- 上野國佐真郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百四十九號(三) 二四一七

- 上野國大原郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百九號(三) 二五六七
- 上野國五井電信受取所設置 (告) 通信第六百十號(三) 二五六七
- 上野國松尾電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第五百四號(三) 二四九
- 下野國飯岡郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第二百號(三) 一七六
- 下野國石下郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第四百十六號(三) 一〇九
- 下野國佐倉郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百九十六號(三) 四八七
- 下野國佐倉電信局廢止 (告) 通信第四百九十七號(三) 四八七
- 下野國檢見川郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百四十九號(三) 二四一七
- 下野國外川郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百五十八號(三) 二五九〇
- 下野國宗道電信受取所設置 (告) 通信第五百九號(三) 二五九二
- 下野國千葉、佐倉及飯岡電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百六十號(三) 二五九
- 下野國安食及常川電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百七十七號(三) 二五九
- 常陸國水戸郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第六十九號(三) 一六八
- 常陸國鹿島郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第八十五號(三) 一七四
- 常陸國川尻郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第一百一十一號(三) 一六八
- 常陸國河原子郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第一百三十三號(三) 四九八
- 常陸國碓氷郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百三十五號(三) 二五八二
- 常陸國水戸下市郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第三百十號(三) 四九七
- 常陸國水戸馬口町郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百十三號(三) 四九四
- 常陸國牛久保郵便受取所ノ郵便電信受取所トス (告) 通信第五百二十一號(三) 二四〇六
- 常陸國大津電信受取所設置 (告) 通信第八十六號(三) 一七四
- 常陸國土浦電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第十號(三) 一六八
- 常陸國川尻電信取扱所著信電報取扱方 (告) 通信第一百十二號(三) 一六八
- 近江國柳ヶ瀬河橋虎畑、八幡及中ノ郷電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第六百七號(三) 二五九五
- 近江國栗田、石部、土山、長岡、江原郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 美濃國兼山郵便局ノ郵便電信局トス (告) 通信第九十八號(三) 四八七

- 美濃國池野電信受取所通借取扱時間改定 (告) 通借第六六號(三) 一八三
- 信濃國湯島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通借第二十七號(一) 八二
- 信濃國鹽名田阿島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通借第二十八號(一) 八二
- 信濃國飯島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通借第二十九號(一) 八二
- 信濃國長久保郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百二十三號(三) 五七七
- 信濃國北條郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百四十號(三) 五八三
- 信濃國宮田郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第六百六十六號(三) 五八五
- 信濃國宮本郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第六百十三號(三) 五八六
- 信濃國鹽尻電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第六百六十九號(三) 五八六
- 信濃國村井電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第四百九十七號(二) 四三六
- 上野國玉村郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通借第六百二十八號(三) 四六六
- 上野國高崎赤坂町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第六百十三號(三) 四九四
- 上野國桐生電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第十號(一) 六八
- 下野國西那野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第五百三號(一) 四四九
- 下野國黒磯郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第五百七十四號(一) 四六六
- 下野國佐久山郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百三十五號(三) 五八二
- 下野國足尾町赤井郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第五十八號(三) 一六四
- 下野國宇都宮大工町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第二百十三號(三) 四九四
- 下野國中宮町郵便電信取扱所及同電話所事務取扱開始 (告) 通借第二百九十五號(五) 八五
- 下野國中宮町郵便電信取扱所同電話所及隣原電信取扱所事務取扱開始 (告) 通借第四百六十四號(九) 三三六
- 下野國間々田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第十號(一) 六八
- 下野國小袋宮山電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第五十九號(三) 一六五
- 下野國馬頭郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 磐城國四ツ倉郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 岩代國針道月形郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第四百十九號(二) 四四四
- 岩代國東山郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第四百十九號(二) 四四四

- 岩代國藤山及日和田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第四百六十號(二) 三二五
- 岩代國關野電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第六百四十八號(三) 五八七
- 岩代國猪苗代郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 陸前國石巻郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百九十六號(三) 四八七
- 陸前國石巻電信局停止 (告) 通借第六百九十七號(三) 四八七
- 陸前國米谷三木木郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第四百十九號(二) 四四四
- 陸前國綾井郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百二十三號(三) 五七七
- 陸前國氣仙郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第六百五十五號(三) 五八五
- 陸前國岩ヶ崎廣瀨郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 陸前國大野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百四十四號(三) 五八五
- 陸前國盛岡村木町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第六百二十八號(三) 五八三
- 陸前國秋ヶ崎郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第五百六十六號(二) 四四〇
- 陸前國大原土澤、輕米郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 陸前國岩崎郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第六百四十四號(三) 五八五
- 陸前國山形旅籠町、米澤仲間町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第二百四號(三) 四七一
- 羽前國湯沼郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第四百九十號(二) 四三七
- 羽前國漆山、藤ノ目及神町電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第四百六十號(二) 四三三
- 羽前國風ヶ岡、向町、松嶺、吹浦、東根郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 羽後國沼津郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第五百六十五號(二) 四四〇
- 陸前國山形旅籠町、米澤仲間町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第二百四號(三) 四七一
- 陸前國湯沼郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通借第四百九十號(二) 四三七
- 陸前國漆山、藤ノ目及神町電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通借第四百六十號(二) 四三三
- 羽前國風ヶ岡、向町、松嶺、吹浦、東根郵便電信局電報ニ關スル通借取扱時間ノ制限臨時解除 (告) 通借第五百五號(三) 一八三
- 羽後國沼津郵便局電信事務取扱開始 (告) 通借第五百六十五號(二) 四四〇

- 羽後國金浦郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百四十號(三) 二五八
- 羽後國白濱電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第九十一號(三) 一七六
- 羽後國大久保、赤田、早口、能代、五城目、秋田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第六百五十五號(三) 二五六
- 越前國富谷郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百二十號(二) 一四〇
- 越前國內野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百十二號(三) 二五七
- 越前國敦賀、丸岡電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第五百五十號(二) 二四七
- 加賀國大野郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第六百三十七號(三) 二五八
- 加賀國津幡電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第五百五十號(二) 二四七
- 能登國二ノ宮郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百二十八號(二) 二四八
- 能登國中野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百八十五號(三) 二五九
- 越中國伏木郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 越中國舟見郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第五百三十九號(二) 二四二
- 越中國津浦郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百二十三號(三) 二五七
- 越中國富山東四十物町郵便受取所郵便電報受取所トス (告) 通信第二百五五號(三) 四九一
- 越中國石田郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第五百四十號(二) 二四二
- 越中國五百石郵便電信局電報ニ關スル通信取扱開始 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 越後國名立郵便局郵便電信局トス (告) 通信第六十八號(三) 一六七
- 越後國千手郵便局郵便電信局トス (告) 通信第二百六號(三) 四九二
- 越後國新發田郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 越後國新發田電信局廢止 (告) 通信第九百九十七號(三) 四八七
- 越後國新潟船場町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第三百六十號(七) 一〇〇〇
- 越後國高田、三條及津波電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百二十二號(八) 二二五
- 越後國岩船、保田郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 佐渡國相川郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 佐渡國相川電信局廢止 (告) 通信第九百九十七號(三) 四八七
- 佐渡國海津電信受取所設置 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 佐渡國新町郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三

- 丹波國板橋郵便局郵便電信局トス (告) 通信第九九號(二) 六八
- 丹波國市島電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百六十六號(二) 二三四
- 丹波國船知電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第四百九十七號(二) 二四六
- 丹波國龍佳郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 但馬國豐前郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 但馬國豐前電信局廢止 (告) 通信第九百九十七號(三) 四八七
- 但馬國新井電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第二百三號(三) 四八八
- 因幡國若穂郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 伯耆國法勝寺郵便局郵便電信局トス (告) 通信第八十四號(三) 一七四
- 伯耆國倉吉郵便電信局移轉 (告) 通信第八十九號(三) 四八三
- 伯耆國新井郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第九百九十六號(三) 四八七
- 伯耆國境電信局廢止 (告) 通信第九百九十七號(三) 四八七
- 伯耆國米子、境及大津波電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第二百三十九號(四) 七二
- 伯耆國海口郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限時解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 出雲國横田郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第二百號(二) 一六
- 出雲國平田、大東、共道、掛合、安來、今市、松島、木次、赤名、後田、三城、廣瀬、直江、郵便電信局電報ノ取扱ヲ為サス (告) 通信第二百一號(二) 一六
- 出雲國原野郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第六百九號(三) 二五七
- 石見國新井郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間 (告) 通信第二百號(二) 一六
- 石見國江津、益田、津和野、川木、大森、大田、船瀬、三隅郵便電信局電報ノ取扱ヲ為サス (告) 通信第二百一號(二) 一六
- 石見國六日市郵便局郵便電信局トス (告) 通信第一百四十四號(三) 一六七
- 石見國波根東郵便局郵便電信局トス (告) 通信第一百四十四號(三) 一六七
- 石見國高津電信受取所設置 (告) 通信第六百五十號(三) 二五七
- 播磨國比延郵便局郵便電信局トス (告) 通信第七七號(三) 一八四
- 播磨國御着、林田、平福及粟賀郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第四百九十一號(二) 二二七
- 安藝國吳三川町郵便受取所郵便電信受取所トス (告) 通信第一百五號(三) 一八七
- 播磨國魚崎電信受取所設置 (告) 通信第三百三十七號(三) 四八〇

- 備後國別府電信受取所開設 (告) 通信第三百十八號(三) 四六〇
- 備後國鞆子、鞆原電信受取所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百四十二號(二) 三九三
- 備後國上郡電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百四十七號(二) 三九〇
- 備前國三歸郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百五十四號(三) 二五八八
- 備前國岡山小橋町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第二百十七號(三) 四六六
- 備前國玉和電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百六十六號(一〇) 三三〇
- 備中國玉島郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百九十六號(三) 四八七
- 備中國玉島電信局廢止 (告) 通信第六百九十七號(三) 四八七
- 備中國小田、真金郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百三十六號(三) 二五八三
- 備中國金劔電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百四十七號(三) 三三〇
- 備後國油木、福永、三次府中、中山、上下、庄原、東城郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ爲サス (告) 通信第二百一十一號(一) 一六六
- 備後國糸崎電信取接所著信電報取接所 (告) 通信第七十三號(三) 一七〇
- 備後國糸崎郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第六十八號(三) 一六七
- 備後國中庄郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第九十號(三) 四八五
- 備後國西城郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第五百四十一號(二) 二四二
- 安藝國加計、西條、廣村、戸谷郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ爲サス (告) 通信第二百一十一號(一) 一六六
- 安藝國三津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第三百三號(三) 一八一
- 安藝國瀬戸島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第四百五十五號(三) 四六三
- 安藝國江田島郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百九十六號(三) 四八七
- 安藝國有田郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百九十七號(三) 四八七
- 安藝國內海郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第五百七十二號(二) 二四二
- 安藝國廣島、銀山、廣島町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百四十九號(三) 二五八七
- 安藝國吳和庄町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第七十三號(三) 一六六
- 安藝國津津電信受取所設置 (告) 通信第三百二十三號(三) 四八四
- 安藝國河内電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第五百七十三號(二) 二四三
- 安藝國河内電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第九十三號(三) 四八五

- 周防國下松、平生、阿知、須小郡、小松、益根、津津、玖珂、前野、大野、柳井、電報局歐文電報ノ取扱ヲ爲サス (告) 通信第二百一十一號(一) 一六六
- 周防國安下ノ庄郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第八十八號(三) 一七五
- 周防國那賀郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第二百二十二號(三) 四九七
- 周防國平野郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百三十六號(三) 二五八三
- 周防國山口湯田町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第五十二號(一) 一三三
- 周防國藤生、菅海、田布施、大進電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第七十七號(三) 一六八
- 長門國船木、須佐、大田、小月、西市郵便電信局歐文電報ノ取扱ヲ爲サス (告) 通信第二百一十一號(一) 一六六
- 長門國仙崎電信受取所設置 (告) 通信第五十一號(二) 一三二
- 長門國田部電信受取所設置 (告) 通信五百七十三號(二) 二四六
- 長門國船木電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百十七號(三) 一八八
- 紀伊國二本島郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第十一號(二) 一六九
- 紀伊國船木郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第四十八號(二) 一〇九
- 紀伊國安海山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第四十九號(二) 一〇〇
- 紀伊國天狗郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第六百三十一號(二) 二五八〇
- 紀伊國船木電信受取所設置 (告) 通信第三百二十三號(三) 四九七
- 紀伊國和歌山市電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百八十號(三) 四九七
- 紀伊國打田、笠田電信受取所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百二十八號(二) 一三五
- 紀伊國船木、安海川郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間ノ制限解除 (告) 通信第五百五號(三) 一八三
- 淡路國淡路郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第二十七號(二) 一八一
- 阿波國牟岐郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第二十九號(二) 一八一
- 阿波國山岐、橋浦郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第七十一號(三) 一六九
- 阿波國新戸、半島電信取接所公衆電報取接開始 (告) 通信第四百四十三號(二) 二三九
- 伊豫國三机郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第七十號(三) 一六八
- 伊豫國德間郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第四百四十八號(三) 四六五
- 伊豫國宇和島郵便局電信事務取接開始 (告) 通信第六百九十六號(三) 四八七

- 伊豫國宇和島電信局廢止 (告) 通信第百九十七號(三) 四八七
- 伊豫國壬生川電信受取所設置 (告) 通信第百五十一號(二) 二四二八
- 伊豫國松前、横河原電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百十八號(二) 七四
- 伊豫國平井、森松及高根電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百四十二號(二) 二五九
- 伊豫國別子、銅山電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百四十一號(九) 三三九
- 伊豫國新居濱電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百四十九號(三) 四六五
- 土佐國木山郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百一十一號(二) 六九
- 土佐國長濱郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百三十三號(二) 八二
- 土佐國清水郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百四十八號(二) 一〇九
- 土佐國安田郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百四十三號(三) 一五〇
- 土佐國高知縣人町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百五十二號(二) 一一〇
- 土佐國高知縣受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百九十二號(三) 一七七
- 筑前國神護郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百十三號(三) 一八六
- 筑前國折尾郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百六十六號(三) 四七三
- 筑前國小竹郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百六十七號(三) 四七三
- 筑前國木座橋郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百六十八號(三) 四七四
- 筑前國博多大隈町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百二十三號(三) 四九八
- 筑前國折尾、小竹電信取扱所著信電報取扱方 (告) 通信第百七十號(三) 四七五
- 筑前國種木電信取扱所電報、別便配達ヲ爲サ、ル件 (告) 通信第百七十一號(三) 四七五
- 筑前國福岡電信取扱所電報配達區域改定 (告) 通信第百七十六號(三) 四七六
- 筑前國幸袋、結田、中間電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百五十一號(三) 四六六
- 筑前國古賀、香椎、原田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百三十八號(三) 二五八二
- 筑前國若津郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百九十六號(三) 四八七
- 筑前國若津電信局廢止 (告) 通信第百九十七號(三) 四八七
- 筑前國今津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百五十七號(三) 四七〇
- 豐前國北方郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百六十一號(三) 四七一

- 豐前國宇ノ島電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百五十二號(二) 六一六
- 豐前國川崎電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百五十四號(三) 六一六
- 豐前國伊田、香根電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百五十一號(三) 四六六
- 豐前國金田、宮床、大井、油須原電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百三十八號(三) 二五八二
- 豐後國蒲江郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百七十七號(三) 二八四
- 豐後國大分港郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百三十一號(二) 八二
- 肥前國多良郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百二十九號(三) 四六七
- 肥前國今高郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百六十五號(三) 四七三
- 肥前國深瀬郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百九十號(三) 四八三
- 肥前國伊萬里、羅江郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百九十六號(三) 四八七
- 肥前國伊萬里、羅江電信局廢止 (告) 通信第百九十七號(三) 四八七
- 肥前國北方郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百六十一號(三) 二五九〇
- 肥前國田助港郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百二十一號(三) 四九三
- 肥前國長崎東濱町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百四十七號(三) 四三三
- 肥前國佐賀道祖元町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス (告) 通信第百五十九號(三) 二五九〇
- 肥前國電報受取所設置 (告) 通信第百三十一號(三) 四八八
- 肥前國助原電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百十八號(三) 一八九
- 肥前國佐世保電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百二十三號(三) 四九〇
- 肥前國久保田、三間坂、諫早及有田電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百二十九號(二) 二四〇八
- 肥後國崎津郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百三十六號(二) 一〇五
- 肥後國御領郵便局ヲ郵便電信局トス (告) 通信第百六十九號(三) 二六八
- 肥後國立師郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百四十九號(三) 二四四五
- 肥後國八代、米津電信取扱所公衆電報取扱開始 (告) 通信第百三十八號(三) 二五八二
- 肥後國來民郵便電信局電報ニ關スル通信取扱時間、制限臨時解除 (告) 通信第百五十五號(三) 一八三
- 日向國高原郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百五十八號(三) 二五八一
- 日向國内海郵便局電信事務取扱開始 (告) 通信第百六十一號(三) 二五八七

- 日向國武部郵便局電報事務取扱開始 (省) 通信第六百三十號(三)二五八〇
- 大隅國大津電信局移轉政務 (省) 通信第六百三十二號(四) 七三三
- 大隅國大津占郵便局電報事務取扱廢止 (省) 通信第六百三十三號(四) 七三三
- 薩摩國唐仁原郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第四百九十二號(一〇)二五八〇
- 薩摩國指宿郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第四百九十八號(一〇)二五八〇
- 薩摩國指宿郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百二十五號(三) 四九五
- 琉球國西表島電信局ノ郵便電信局トシ郵便貯金事務開始 (省) 通信第六百九十四號(三) 四八五
- 波島國下湯川郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第六百二十七號(三) 五〇三
- 波島國國師電報取扱所ノ公衆電報取扱開始 (省) 通信第六百五十三號(三)二五八〇
- 後志國島歌郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百三十三號(一) 七〇
- 後志國小海郵便局電報事務取扱開始 (省) 通信第六百三十六號(四) 七三三
- 後志國南尻別、湯内郵便局電報事務取扱開始 (省) 通信第六百五十一號(三)二五八〇
- 後志國大川町郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第六百九十九號(三) 一七五
- 後志國余別及孟村郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第六百五十二號(三)二五八七
- 石狩國奈井江、愛別郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百三十二號(二) 七〇
- 石狩國奈井江電報取扱所ノ電報取扱所トス (省) 通信第六百五十五號(二) 七〇
- 石狩國樺太郵便局電報取扱開始 (省) 通信第六百六十一號(三) 一六六
- 石狩國近文郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第六百五十一號(三)二五八七
- 石狩國月路郵便局受取所ノ郵便電報受取所トス (省) 通信第六百六十號(三) 一六五
- 石狩國新十津川電報取扱所ノ設置 (省) 通信第六百九十九號(三) 一七五
- 石狩國川端、清水、神威、鹿野、伊納及金山電報取扱所ノ公衆電報取扱開始 (省) 通信第六百五十三號(三)二五八〇
- 天鹽國別所郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 釧路國釧路電報取扱所ノ公衆電報取扱開始 (省) 通信第六百五十三號(三)二五八〇
- 日高國網走電信局廢止 (省) 通信第六百九十七號(三) 四八七

- 十勝國岩手郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 釧路國弟子屈郵便局ノ郵便電信局トス (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 釧路國釧路電報取扱所ノ公衆電報取扱開始 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 根室國根室電報取扱所設置 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 根室國根室電報取扱所設置 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 根室國根室電報取扱所設置 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十四年府令第十一號(郵便及電信局管轄區域ノ變更ノ地ニ郵便受取所設置ノ件)廢止 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 郵便及電報受取所ニ於テ取扱ノ事務ノ件 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 郵便電信局所ニ於テ電報ノ通信取扱時間 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 放後郵便電信出張所取扱事務ノ件 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十五年府令第九號(三等郵便及電信局名稱位置)廢止 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 三等郵便及電信局名稱位置改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十五年府令第十號(郵便電信支局名稱位置)廢止 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十五年府令第十一號(郵便及電信局管轄區域ノ變更ノ地ニ郵便受取所設置ノ件)廢止 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十五年府令第十一號(郵便及電信局出張所名稱位置)改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 郵便及電信局出張所名稱位置廢止 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 郵便及電信局出張所名稱位置改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 郵便及電信局出張所名稱位置改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 士林及鹽屋郵便局電報出張所電報取扱ニ關スル制限 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 東北府郵便電報受取所設置 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 三又河及初瀬郵便電報局設置 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 電報規則改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 外國新聞電報規則第二條改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 外國新聞電報規則改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇
- 明治三十年府令第十五號(海外電報水卸費料)改正 (省) 通信第六百三十三號(二) 七〇

- 海外電報水邦官尾料中改正 (省) 通信第三百五十五號(七) 一六四
- 海外電報水邦官尾料中改正 (省) 通信第三百六十六號(八) 一六九
- 町村ノ購取ニ依ル電報施設ニ關スル施行細則中改正 (省) 通信第三百五十五號(二) 一三四
- 電報取扱ニ關スル制限ハ電信局所前ニ揭示ノ件 (省) 通信第三百十二號(三) 一六七
- 時間ヲ定メテ電報ノ通信ヲ取扱フ局所ニ於テ至急電報ニ限リ時間外取扱ノ件 (省) 通信第九號(三) 一六六
- 電信局所ノ電報取扱時間及其ノ時間外電報取扱規則ヲ定メ明治三十四年省令第三十四號及同三十六年同第九號同件ヲ廢ス (省) 通信第五十三號(二) 一三三
- 臺灣宛電報ノ解船配達費超過額納納ニ關スル件 (省) 通信第三號(二) 一七
- 解船配達電報ノ配達費超過額納納ノ件 (省) 第八號(三) 一三
- 明治三十三年省令第六十三號(臺灣島内ニ於ケル電報別便配達料ノ件)中改正 (省) 通信第二十二號(四) 一六三
- 明治三十三年府令第八十八號(電報別便配達料金ノ件)中改正 (省) 第三十四號(五) 一七
- 明治三十三年省令第三十九號(電話機ニ依リ發受スル電報取扱局名)中追加 (省) 通信第一百號(三) 一八六
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱局名中追加 (省) 通信第二百十號(三) 一九五
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱局名中改正追加 (省) 通信第三百三十號(六) 一九六
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名中追加 (省) 通信第三百五十五號(七) 一〇一八
- 電話機ニ依リ發受スル電報取扱局所名中追加 (省) 通信第三百六十三號(九) 一〇二〇
- 明治三十四年省令第二十一號(外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表)中追加 (省) 通信第三十八號(二) 一〇六
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中追加 (省) 通信第五十七號(三) 一八三
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中追加 (省) 通信第三百十二號(五) 一九〇
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中改正 (省) 通信第三百二十七號(六) 一九八
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中改正 (省) 通信第三百七十二號(七) 二〇三
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中改正追加 (省) 通信第五百七十一號(二) 二四九
- 外國新聞電報ヲ送受シ得ハキ地名及料金表中改正 (省) 通信第五百七十八號(二) 二四九
- 明治三十四年府令第十三號(臺灣川石山間海底電線經由新聞電報送受ノ件)中改正 (省) 第五十四號(八) 一九
- 明治三十四年省令第二十七號(外國新聞電報送受地名及料金表)中改正追加 (省) 臺灣總督府第十八號(三) 五〇四
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第五十六號(六) 一九八

- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第七十七號(八) 二五八
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第九十九號(一〇) 二五七
- 外國新聞電報送受地名及料金表中改正 (省) 臺灣總督府第三百三十五號(三) 二六〇
- 海外電報料金表中追加 (省) 通信第二號(二) 一六五
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第二十五號(二) 一七八
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三十七號(二) 一八〇
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第五十六號(三) 一八七
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第九十九號(三) 一九〇
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第一百三十五號(三) 一九九
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第一百八十二號(三) 二〇七
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第二百四十七號(四) 二七六
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第二百九十九號(五) 二九六
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三百十四號(五) 九〇五
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三百二十四號(六) 九〇六
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三百二十八號(六) 九〇八
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三百六十九號(七) 一〇三三
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第三百七十號(七) 一〇三三
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第三百八十五號(七) 一〇三八
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第七十九號(八) 二二五
- 海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第九十六號(八) 二二七
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第四百八號(八) 二二二
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第四百六十八號(一〇) 二二四
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第四百七十三號(一〇) 二二七
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 通信第四百九十三號(一〇) 二三八
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第五百三十四號(一二) 二四〇
- 海外電報料金表中改正 (省) 通信第五百七十七號(一二) 二四七
- 海外電報料金表中追加 (省) 通信第五百八十一號(一二) 二四八
- 海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第一號(一) 一三三
- 海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第二號(一) 一三三
- 海外電報料金表中改正 (省) 臺灣總督府第六號(三) 一三九
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第八號(三) 一三九
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第十六號(三) 一四〇
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第十九號(三) 一四〇
- 海外電報料金表中改正追加 (省) 臺灣總督府第二十三號(三) 一四〇

- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第三十四號(四) 七三七
- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第四十五號(五) 九〇七
- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第五十五號(六) 九七六
- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第五十九號(七) 一〇一七
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第六十七號(七) 一〇五五
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第七十八號(八) 一一五
- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第八十四號(八) 一二五六
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第九十二號(九) 一三六
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第九十八號(一〇) 一四三七
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第一百三十三號(一一) 二〇三〇
- 海外電報料金表改正 (省) 臺灣總督府第二百二十四號(一二) 二六八
- 海外電報料金表改正追加 (省) 臺灣總督府第二百三十四號(一二) 二六八

- 通信官署官制ニ依リ郵便電信及電話ニ關スル事務編承ノ件 (省) 逓信第三百八十七號(三) 四八一
- 郵便電信官署ノ現金受拂ニ關スル件 (勅) 第二百三十三號(三) 二四
- 郵便電信官署現金受拂規則 (省) 逓信第十七號(三) 七
- 電話特別加入區域内ニ設置シタル電話所區域外ニ移動ノトシ其通信區域及電話料ニ關スル件 (省) 逓信第四十七號(一〇) 二二二
- 特設電話加入規則第二條ニ依ル電話所ノ件 (省) 逓信第四百八十六號(一〇) 二三五
- 電話加入區域中區城外ニ編入町村 (省) 逓信第四百八十五號(一〇) 二三五
- 電話加入區域中改正 (省) 逓信第六百七十號(三) 二五九
- 電話加入區域中追加 (省) 臺灣總督府第二十六號(四) 七五
- 電信及電話線路ノ移轉請求方 (省) 逓信第二百三十八號(四) 七四
- 臺灣電話交換規則第六條改正 (臺灣) 第五十三號(八) 九
- 郵便電信官署現金受拂入金簿出入帳外現金ノ交互振換及繰替ニ關スル取扱手續 (勅) 大藏第十四號(三) 八
- 明治三十二年逓信第四號中電信線路電報線路ニ關スル號功細則修正 (逓) 會計檢査第四號(三) 三九
- 電話ニ關スル料金額位未確定ノ件 (省) 逓信第四十六號(一〇) 三三
- 明治三十年省令第三十二號(電話料ノ件)中追加 (省) 逓信第七號(三) 一五

- 電話料ノ件改正追加 (省) 逓信第八四號(三) 一六
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十一號(四) 九
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十三號(五) 一一
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十四號(五) 一二
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十五號(五) 一三
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十六號(五) 一四
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第二十八號(六) 一六
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第三十一號(七) 一八
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第三十四號(七) 二〇
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第四十號(八) 二七
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第四十三號(八) 二九
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第四十五號(九) 三一
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第四十九號(一〇) 三六
- 電話料ノ件追加 (省) 逓信第五十一號(一一) 三九
- 明治三十三年府令第三十八號(電話料ノ件)中改正 (臺灣) 第五十六號(八) 九二
- 明治三十三年省令第三百二十九號(電話料ニ依リ受スル電報取扱局名)中追加 (省) 逓信第一百十號(三) 一六
- 電話料ニ依リ受スル電報取扱局名中追加 (省) 逓信第二百十號(三) 四九
- 電話料ニ依リ受スル電報取扱局名中改正追加 (省) 逓信第三百三十號(六) 九六
- 電話料ニ依リ受スル電報取扱局名中追加 (省) 逓信第三百五十五號(六) 一〇一

- 電話料ニ依リ受スル電報取扱局名中追加 (省) 逓信第三百六十三號(七) 一〇三
- 東京中央電話局設置 (省) 逓信第五百八十五號(三) 四八一
- 東京中央電話局廢止 (省) 逓信第五百九十二號(三) 五五
- 東京御所電話所設置 (省) 逓信第五百七十八號(三) 四七
- 東京早稲田電話所設置 (省) 逓信第五百三十六號(二) 四〇
- 東京丸之内電話所設置 (省) 逓信第六百三十四號(三) 五八
- 武藏國浦和電話所設置 (省) 逓信第九十九號(三) 一八〇
- 武藏國八王子電話所設置 (省) 逓信第三百三十八號(六) 九六
- 京都御所口電話所設置 (省) 逓信第五百二十六號(二) 四〇
- 京都三木木電話所廢止 (省) 逓信第五百二十七號(二) 四〇
- 大阪中央電話局設置 (省) 逓信第五百八十五號(三) 四八一
- 大阪中央電話局廢止 (省) 逓信第五百九十三號(三) 五五
- 大阪博覽會電話所設置 (省) 逓信第八十七號(三) 一七五
- 大阪博覽會電話所廢止 (省) 逓信第四百三十三號(六) 三三
- 大阪天滿電話所移轉 (省) 逓信第四百四十八號(二) 二四七
- 大阪五通電話所設置 (省) 逓信第五百四十八號(二) 二四七
- 大阪難波電話所設置 (省) 逓信第五百九十號(三) 五〇
- 大阪安南川電話所設置 (省) 逓信第六百二十八號(三) 五七
- 大和國奈良電話所設置 (省) 逓信第三百二號(五) 九七
- 伊勢國津電話所設置 (省) 逓信第二百六十一號(四) 七三〇

〔天幕〕

○排印天幕製式及使用方法 (達) 通傳第十三號(三) 一九

〔典獄〕

○典獄俸給令 (勅) 第四十六號(三) 四四

○典獄俸給令第二條ニ依ル監獄指定 (省) 刑法第八號(三) 四五

○典獄及看守員特別任用令 (勅) 第四十九號(三) 四五

○典獄留置監獄現狀報告ノ件 (訓) 刑法第二號(四) 一〇四

〔轉任、轉學〕

○初級官等ノ制限ヲ受ケタル高等文官他ノ高等文官ト為ル場合ノ官等ニ關スル件 明治三十年勅令第四百九十七號(初) 高等文官ニ轉任又ハ再任スル場合ノ官等ニ關スル件(勅) 第二百八十五號(三) 四〇一

○臺灣總督府國語學校中學校及臺灣小學校生徒及卒業者ノ他ノ學校ニ入學轉學ニ關スル規程 (省) 文部第二十四號(六) 二二二

〔條約〕

○西班牙國萬國工業所有權保護ニ關スル條約及附屬規定ヲ修正スル追加條約ノ批准書(野)ノ件 (省) 外務第一號(五) 一九七

○ソラレル共和國萬國工業所有權保護ニ關スル條約及附屬規定書ヲ修正スル追加條約ノ批准書(野)ノ件 (省) 外務第三號(五) 一九七

○日英兩國間ニ締結セル死亡者ノ財產保護ニ關スル條約ヲ濠洲島那各州ニ適用スル件 (省) 外務第五號(七) 一九八

○丁按國文學的及美術的著作物保護同盟條約ニ加盟ノ件 (省) 內務第五十一號(二) 一〇八

○獨逸國ノ加入中込ヲ爲シタル條約ニ關シ獨逸國ヨリ通知ノ件 (省) 農商務第一號(五) 八二四

○盛岡府令兼國工業所有權保護同盟條約及附屬規定書ヲ修正スル追加條約ニ加入通知ノ件 (省) 農商務第二百一號(二) 三三三

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正 (省) 通傳第七十七號(三) 一七二

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中改正 (省) 通傳第三百六號(五) 八九九

○小包郵便物交換條約施行細則第二條中追加 (省) 通傳第五百六十號(二) 二四九

○波斯國小包郵便物交換條約ニ加盟 (省) 通傳第五百五十八號(二) 二四九

○明治三十五年告示第五百四十三號(小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國隨意規定等) 中改正 (省) 通傳第二十四號(二) 一七

○小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國隨意規定等項摘要中追加 (省) 通傳第四十二號(二) 一〇七

○小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國隨意規定等項摘要中追加 (省) 通傳第四百四十八號(五) 二二二

○小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國隨意規定等項摘要中追加 (省) 通傳第五百五十七號(二) 二四九

○小包郵便物交換條約實施ニ關シ聯合各國隨意規定等項摘要中追加 (省) 通傳第五百五十九號(二) 二四九

○萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省) 通傳第六十二號(三) 一六六

○萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省) 通傳第二百二十五號(四) 七三

○萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省) 通傳第二百八十一號(五) 八九〇

○萬國郵便條約施行細則第四條中改正 (省) 通傳第三百五號(五) 八九六

○萬國郵便條約施行細則第四條中追加 (省) 通傳第三百三十四號(六) 九六九

○萬國郵便條約施行細則第四條中追加 (省) 通傳第五百九十九號(三) 二六三

○萬國郵便條約施行細則第四條中追加 (省) 通傳第四百一十一號(三) 四六一

○萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (省) 通傳第二百四十九號(四) 七七一

○萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (省) 通傳第二百七十一號(五) 八八八

○萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (省) 通傳第三百十五號(六) 九三三

○萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (省) 通傳第三百八十九號(八) 一二五

○萬國郵便條約施行細則第四十條中追加 (省) 通傳第五百五十四號(二) 二四八

○大不列顛保地ノマリワラド萬國郵便條約ニ加入 (省) 通傳第三百三十三號(六) 九六四

○萬國郵便條約並ニ同價格表規程及郵便物交換條約ニ加入 (省) 通傳第五百九十八號(三) 二五三

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第三十三號(二) 八三

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第九十六號(三) 一七九

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第三百八十一號(五) 四七九

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第五百五十四號(四) 七三二

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第三百一十一號(五) 九〇〇

○萬國電信條約附屬細目規則中改正 (省) 通傳第六百五十七號(二) 二五八

○萬國電信條約附屬細目規則中各國通定ニ規定スルヲ得ル事項中改正 (省) 通傳第二百七十二號(五) 八九九

○萬國電信條約附屬細目規則中各國通定ニ規定スルヲ得ル事項中追加 (省) 通傳第五百十三號(二) 二四四

○萬國電信條約附屬細目規則中各國通定ニ規定シ得ル事項ニ關スル外國電信主管局ノ決定中追加 (省) 通傳第二百四十八號(四) 七三七

○海斯大刺利亞萬國電信條約ニ加入 (省) 通傳第三十五號(二) 一〇五

○マダガスカル萬國電信條約ニ加入 (省) 通傳第二百五十三號(四) 七三九

○東方擴張電信會社萬國電信條約ニ加入 (告) 逕信第二百九十號(五) 八九三	○臺灣土地調查規則中追加 (律) 第六號(二) 七
○法典調查會規則廢止 (勅) 第二百四十四號(三) 二五	○高等土地調查委員會規則第一條中追加 (律) 第七號(二) 七
○政務調查委員會官制廢止 (勅) 第二百五十七號(三) 三六〇	○明治三十四年府令第百十號(臨時臺灣土地調查局設置出張所設置ノ件) 廢止 (憲) 第三十一號(五) 七
○續海軍調查委員會官制廢止 (勅) 第二百五十八號(三) 三六〇	○在外公館職員定員令第二條中改正 (勅) 第二百十號(三) 三一九
○海軍調查會規則廢止 (勅) 第二十九號(三) 二六	○明治三十三年勅令第百五號(常設海軍軍法會議ニ於テル生理條事定員ノ件) 別表改正 (勅) 第六十一號(二) 三二五
○臨時秩級隊員分團查用官制第二條中改正 (勅) 第二百十六號(三) 三三四	○下士卒定員補充交代規則中改正追加 (勅) 海軍第十五號(三) 一六
○礦業調查所官制廢止 (勅) 第二百三十八號(三) 三三四	○陸軍平時備人定員表改正 (勅) 陸軍第四十四號(三) 一四五
○燃料礦物調查所官制廢止 (勅) 第二百三十九號(三) 三三四	○陸軍平時備人定員表中改正追加 (勅) 陸軍第七十七號(八) 三三〇
○明治三十三年勅令第百四十九號(臨時土地調查ニ關スル職員ノ件) 廢止 (勅) 第二百四十四號(三) 三三四	○明治三十九年勅令第三百六十二號(集治監假留監獄廳附屬看守定員) 廢止 (勅) 第三十五號(三) 三六
○明治三十三年勅令第二百八十一號(臨時油田調査ニ關スル職員ノ件) 廢止 (勅) 第二百四十一號(三) 三三四	○監獄職教師、監獄師、看守及女監取給定員 (省) 司法第五號(三) 四一
○工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手續資料撤收ノ件制定明治二十五年勅令第六十三號(農商務省地質調査所ニ於テ行フ同件) 廢止 (勅) 第四百十四號(三) 一五八	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第五十六號(三) 六二
○明治二十五年告示第十三號(分析試驗依頼者心得) 廢止 (省) 農商務第六十五號(三) 一〇三	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第六十九號(三) 八九
○國有林野區分調查規程中改正追加 (勅) 農商務第十號(三) 五七	○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第三百三號(三) 一四三
○臨時臺灣土地調查局官制中改正 (勅) 第四百十三號(三) 一八五	

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正別添 (勅) 第二百三十一號(三) 三五七	○帝國議會會 (昭) 五月二十一日(五) 七
○通信官將及郵便局貯貯金管理所職員定員 (勅) 第四百十三號(三) 五一	○貴族院會 (昭) 十二月十一日(三) 一四
○通信官將及郵便局貯貯金管理所職員定員第一條中改正 (勅) 第二百二十六號(三) 一六六	○第三十六回勅令第二百六十四號(臨時臺灣土地調查局設置出張所設置ノ件) 廢止 (省) 農商務第三百十號(三) 九五〇
○通信官將及郵便局貯貯金管理所職員定員第二條中改正 (勅) 第二百五十一號(三) 三三六	○第三十七回勅令第二百七十四號(臨時臺灣土地調查局設置出張所設置ノ件) 廢止 (省) 農商務第三百四十五號(三) 四八八
○明治三十三年勅令第百三十七號(會計検査院職員) 中改正 (勅) 第二百五十四號(三) 三三八	○陸路及別屯部補定數表中追加 (勅) 陸軍第八十六號(一〇) 三三三
○總務部品定額表中追加 (勅) 海軍第五十五號(三) 一六五	○陸軍士官勤務適任證書付與規則ノ定、陸軍士官適任證書付與規則、陸軍衛生部士官適任證書付與規則ノ廢止 (勅) 陸軍第六號(三) 三三九
○農商務部航海員主管(圖書部) 需用品定額表廢止 (勅) 海軍第三百三十五號(二) 三〇〇	○陸軍陸兵上等兵適任證書付與規則 (勅) 陸軍第一百十三號(三) 三三三
○明治三十六年度衛戍病院條例、屯田兵移住給與規則、外一件ニ依リ治癒院等定額 (勅) 陸軍第二百二十三號(三) 三二	○陸軍陸兵上等兵適任證書付與規則 (勅) 陸軍第一百十三號(三) 三三三
○海軍定期船工條例第六條中追加 (勅) 第八十五號(四) 三二六	○海軍下士卒手當金支給細則中追加 (勅) 海軍第六十八號(三) 三三四
○明治三十五年勅令第七十九號(定額海軍、海軍、海軍) 中改正 (勅) 海軍第一號(二) 三	○海軍下士卒手當金支給細則中追加 (勅) 海軍第六十八號(三) 三三四
○陸軍將校同相賞官賞役停年名簿及服役停年名簿編纂規則制定停年名簿編纂規則廢止 (勅) 陸軍第七十四號(八) 三〇七	○清國駐在鐵道所官吏給與規則制定清國駐在鐵道所職員月手當金給與規則廢止 (省) 農商務第二號(三) 六四
	○通信現業員勸勵手當ノ件 (勅) 第四十八號(三) 三五

- 明治三十一年勅令第百十七號(通借借制刑罰部
借制刑罰部守備隊及三等郵便局(手帳)ノ件)中
改正同二十三年勅令第百六十二號(三等郵便局
及手帳金返還死亡賜金ノ件)改正
(勅)第百六十四號(三) 一六六
- 明治三十年勅令第百五十號(千島大岡嶽嶺路
ニ設けタル郵便及電信局職員手帳ノ件)改正
(勅)第百六十五號(三) 一六七
- 在外國郵便及電信局官吏手帳給與規則中改正
(勅)第百六十六號(三) 一六七
- 三等郵便局長手帳金年額
(省)通借第十四號(三) 一六八
- 三等郵便局長手帳金年額ノ件改正
(省)通借第五十七號(三) 一六八
- 臺灣總督府國語學校國語部附屬學生及國語學校
健支給規則制定臺灣總督府國語學校國語部附屬
學生支給規則(明治三十三年勅令第百三十號)臺灣總
督府國語學校生徒食費手帳金給與規則及治務費支給
ノ件)及臺灣總督府國語學校生徒食費支給規則改正
(省)通借第四十五號(六) 一六九
- 工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手
帳料取收ノ件改正追加
(勅)第百四十四號(三) 一七〇
- 明治三十五年勅令第百六十八號(區町村會ニ於テ
評決シタル區町村税及水利土功會ニ於テ評決シタル
土木費ノ取納書借手帳料ニ關スル件)中改正追加
(勅)第百二十五號(七) 一六七
- 明治二十六年勅令第百七十四號(取引所ノ資本金等
保證金様式手帳料積立金及取戻取引ノ方法ニ關スル
規則及仲買人免納料金額)中改正
(勅)第百二十七號(八) 一六九
- 明治三十三年省令第十五號(税關假貨物使用料及手
帳料ノ件)第一條中改正 (省)大藏第三十五號(二) 一七〇
- 鐵道作業局火藥運搬及手帳料ノ件追加
(省)通借第百三十九號(三) 一六一
- 鐵道作業局火藥運搬及手帳料ノ件追加
(省)通借第四百十四號(二) 一七一
- 鐵道作業局大貨物運賃手帳料及等級表中改正明治三
十四年省令第十六號同三十五年省令第三百三十六
號附屬ノ爲メ(中)運賃高率品目ノ件改正
(省)通借第五百十四號(一) 一七〇
- 臺灣小學校並公立學校教員檢定及免納狀ノ費額及手
帳ニ關スル手帳料規則 (省)第百六十七號(一〇) 一七一
- 商法ノ規定ニ依リ恒額配付ノ作成請求ニ關スル手
帳料ノ件 (省)第百三十八號(三) 一七二
- 收入印紙ヲ以テ納ムル手帳料項目追加
(省)第百六十號(二) 一七二
- 收入印紙ヲ以テ納ムル手帳料項目追加
(省)第百八十五號(三) 一七二

- 明治三十四年省令第百三十四號(旅客列車ヲ以テ運
送スル既送手帳物其他ノ料金及取戻)中改正
(省)通借第三百八十二號(三) 一七〇
- 明治三十四年省令第百三十四號(旅客列車ヲ以テ運
送スル既送手帳物其他ノ料金及取戻)中改正
(省)通借第四百四十六號(二) 一七〇
- 東海鐵道川原小荷物及大貨物取扱開始
(省)通借第百二十九號(四) 一七〇
- 東海鐵道大津小荷物ノ取扱規則開始
(省)通借第百六十七號(三) 一七二
- 陸海軍備置小荷物及大貨物ノ取扱開始
(省)通借第四百十三號(二) 一七二
- アノ部
- 押丁、押送
- 押丁給與品及食費品規定第三條中改正
(勅)第百五十五號(五) 一七二
- 仙臺外七衛隊區隊ニ於ケル同種給與品ノ規定(明治三
十五年陸軍第七十七號(同件)ノ廢止
(省)陸軍第五十六號(四) 一七一
- 各部隊ニ支給スル厚毛布ニ關スル規定(明治三十四年
陸軍第七十九號(同件)ノ廢止
(省)陸軍第七十九號(三) 一七二
- 明治三十五年勅令第百六十八號(區町村會ニ於テ
評決シタル區町村税及水利土功會ニ於テ評決シタル
土木費ノ取納書借手帳料ニ關スル件)中改正追加
(勅)第百二十五號(七) 一六七
- 明治二十六年勅令第百七十四號(取引所ノ資本金等
保證金様式手帳料積立金及取戻取引ノ方法ニ關スル
規則及仲買人免納料金額)中改正
(勅)第百二十七號(八) 一六九
- 明治三十三年省令第十五號(税關假貨物使用料及手
帳料ノ件)第一條中改正 (省)大藏第三十五號(二) 一七〇
- 鐵道作業局火藥運搬及手帳料ノ件追加
(省)通借第百三十九號(三) 一六一
- 鐵道作業局火藥運搬及手帳料ノ件追加
(省)通借第四百十四號(二) 一七一
- 鐵道作業局大貨物運賃手帳料及等級表中改正明治三
十四年省令第十六號同三十五年省令第三百三十六
號附屬ノ爲メ(中)運賃高率品目ノ件改正
(省)通借第五百十四號(一) 一七〇
- 臺灣小學校並公立學校教員檢定及免納狀ノ費額及手
帳ニ關スル手帳料規則 (省)第百六十七號(一〇) 一七一
- 商法ノ規定ニ依リ恒額配付ノ作成請求ニ關スル手
帳料ノ件 (省)第百三十八號(三) 一七二
- 收入印紙ヲ以テ納ムル手帳料項目追加
(省)第百六十號(二) 一七二
- 收入印紙ヲ以テ納ムル手帳料項目追加
(省)第百八十五號(三) 一七二
- 海軍造船廠材料試驗規程
(省)海軍第六十五號(二) 一七〇
- 海軍造船廠材料試驗規程中改正追加
(省)海軍第百三十三號(一〇) 一七二
- 海軍造船廠材料試驗規程中追加
(省)海軍第百四十六號(一) 一七〇
- 海軍造船廠材料試驗規程中改正
(省)海軍第百三十八號(二) 一七〇
- 海軍造船廠材料試驗規程中改正追加
(勅)第百七十二號(二) 一七二
- 海軍造船廠材料試驗規程中改正追加
(勅)第百七十二號(二) 一七二
- 海軍造船廠材料試驗規程中改正追加
(勅)第百七十二號(二) 一七二